

志波城跡 I

太田方八丁遺跡範圍確認調查報告

1981.3

盛岡市教育委員会

志波城跡 I

——太田方八丁遺跡範圍確認調査報告——

1981. 3

盛岡市教育委員会

序 言

太田方八丁遺跡は、3カ年にわたる範囲確認調査を終了し、方8町の規模の外郭、方500尺の内城を確認することができました。また検出された遺構の形は、国府や城柵跡に匹敵するものであることも判明しました。この結果、本遺跡が史書にみえる「志波城」跡として確認されるに至りました。

古くは、前九年の役の陣場跡として諸書に記されていた方八丁も、大正14年菅野義之助氏により陣場説は否定され、昭和31年板橋源氏の調査により平安初期の城柵跡と理解されるようになりました。そして昭和51・52年の岩手県教育委員会の発掘調査で多数の古代城柵の遺構が検出され、また盛岡市教育委員会の調査により、「志波城」跡としての資料が次々と検出されました。このように方八丁の解明は今大きく前進したわけであります。

北に巖鷲山を控え、南に開け、東に川が流れ、西に陸路、四神相応の貴相で王城の地として志波城建置にふさわしく、「宜なる哉」の感を深くします。

古代日本発展の歩みを実証的に闡明され、正史に記載されている「志波城」が確認されたことに深い感銘を覚えながら、この報告書刊行にあたって、病に臥されながら現地まで趣いていただいた森嘉兵衛先生、古くより方八丁に関わられ、ご指導いただいた板橋源先生、また広汎な分野で細部までご指導いただいた工藤圭章先生ならびに関係者各位、特に地権者各位のご協力に厚く感謝申し上げます、あわせて今後のご援助をお願い申し上げる次第です。

昭和56年2月

盛岡市教育委員会教育長

八重樫 正

例 言

1. 本書は、昭和52～54年度に実施した範囲確認調査の報告書である。なお昭和55年度の発掘調査で外郭南門跡などが検出されたので、その概要もあわせて掲載した。
2. 調査時点では「太田方八丁遺跡」と呼称してきたが、3カ年の調査にもとづき、本書ではすべて「志波城跡」と記載した。
3. 各年度ごとの概報は個別的報告として、本書はそれらの総括的報告として編集した。したがって個別詳細についてはそれぞれの概報を参照されたい。
4. 本書の執筆は、Ⅰを本遺跡調査委員板橋源先生、Ⅴを同工藤圭章先生に特にご寄稿いただいた。他は吉田・八木・千田が執筆した。なおⅥについては個人的見解も含まれるため、文責を記した。
5. 編集には、八木があたった。
6. 遺構図の平面位置は、平面直角座標第Ⅹ系を座標変換した調査座標で示し、高さは標高値で示した。なお縮尺は、地区全体図——1：500、調査区全体図——1：200に統一した。
7. 出土土器の土器区分は、須恵器・土師器・あかやき土器にわけた。
8. 土器実測図の断面を次のようにわけ、土器区分を表現した。
酸化炎焼成——黒ベタ 還元炎焼成——アミ
9. 本遺跡の文献引用の略称は次のとおりとした。
『方八丁概報77』——『太田方八丁遺跡——昭和52年度発掘調査概報』
『方八丁概報78』——『太田方八丁遺跡——昭和53年度発掘調査概報』
『方八丁概報79』——『太田方八丁遺跡——昭和54年度発掘調査概報』
『志波城跡概報80』——『志波城跡——昭和55年度発掘調査概報』

刊行は各年度末、盛岡市教育委員会発行

目 次

序 言	
例 言	
目 次	
I 志波城の歴史的考察	板橋 源
1. 志波城建置にいたるまでの経過	1
2. 志波城の成立	16
II 調査の経過と方法	
1. 調査経過	23
2. 調査方法	29
III 遺跡の環境	
1. 地形・地質	33
2. 歴史的環境	38
IV 調査成果	
1. 外郭	42
2. 郭内城	52
3. 内城	60
4. 林崎	76
V 志波城跡の建築史的考察	工藤 圭章
1. はじめに	83
2. 内城	83
3. 外郭	86
4. おわりに	88
VI 志波城跡をめぐる諸問題	
1. 志波城跡の構造と特質	89
2. 志波城跡と周辺遺跡の土器様相	103
付表 志波城跡関係年表	127

図 版 目 次

第1図版 (カラー) 「方八丁」絵図	131
第2図版 (カラー) 内城正殿跡・南門跡	133
第3図版 「方八丁絵図」	135
第4図版 志波城跡と雫石川	137
第5図版 遺跡全体垂直写真	139
第6図版 遺跡遠景	141
第7図版 外郭南辺の地形	143
第8図版 外郭東辺・西辺の地形	145
第9図版 外郭南辺	147
第10図版 外郭東辺・西辺	149
第11図版 郭内南東部・北東部	151
第12図版 内城全体垂直写真	153
第13図版 内城南門部	155
第14図版 内城西門部	157
第15図版 内城中央部	159
第16図版 内城北東部	161
第17図版 内城北西部	163
第18図版 内城築地内外溝	165
第19図版 林崎地区	167
第20図版 林崎地区	169
第21図版 外郭出土土器	171
第22図版 郭内出土土器	173
第23図版 内城出土土器	175
第24図版 林崎出土土器(1)	177
第25図版 林崎出土土器(2)	179

挿 図 目 次

第1図	地形分類と遺跡分布	35
第2図	土層柱状図	36
第3図	末期古墳群の分布	39
第4図	東北の城柵遺跡	41
第5図	遺跡全体図	43・44
第6図	外郭南辺	45
第7図	外郭南辺築地	46
第8図	外郭築地断面模式図	47
第9図	外郭南門部	49
第10図	外郭構造模式図	50
第11図	外郭出土土器	51
第12図	郭内南東部	52
第13図	郭内北東部(宮田地区)	53
第14図	郭内北東部(宮田地区)出土土器	55
第15図	郭内西部	57・58
第16図	内城全体図	61
第17図	内城南半	63
第18図	内城築地断面模式図	64
第19図	内城南門部	65
第20図	内城西門部	66
第21図	内城北半	67・68
第22図	内城中央部	69
第23図	内城中央西部	70
第24図	内城北西部	71
第25図	内城北東部	73
第26図	内城出土土器(1)	74
第27図	内城出土土器(2)	75
第28図	林崎遺跡	76
第29図	林崎遺跡第9次調査区	77
第30図	林崎遺跡第10次調査区	78
第31図	林崎遺跡出土土器(1)	81
第32図	林崎遺跡出土土器(2)	82

第33図	国府跡庁域	93
第34図	郡衙跡庁域	95
第35図	城柵跡(国府)庁域	97
第36図	城柵跡庁域	99
第37図	土器器形分類	105
第38図	志波城跡出土須恵器蓋・坏	107
第39図	志波城跡出土土師器坏・須恵器坏類	109
第40図	志波城跡出土須恵器大甕	110
第41図	志波城跡出土土師器甕	111
第42図	志波城跡出土あかやき土器甕類	113
第43図	胆沢城跡出土坏類	115
第44図	胆沢城跡出土土師器甕類	116
第45図	胆沢城跡出土甕類	117
第46図	杉ノ上窯跡採集須恵器	121

図 表 目 次

第1表	征討最高責任者の辺要重職兼帯一覧表	8
第2表	征夷最高責任者の行賞位階昇叙表	10
第3表	発掘調査成果一覧表	27
第4表	発掘調査行程表	28
第5表	基準点座標一覧表	31
第6表	遺構記号一覧表	31
第7表	土層層相記入法	31
第8表	郭内北東部(宮田地区)竪穴住居跡一覧表	54
第9表	内城地区建物跡一覧表	72
第10表	林崎遺跡竪穴住居跡一覧表	79
第11表	国府・郡衙・城柵構造一覧表	90・91
第12表	土器形態分類表	104
第13表	志波城跡出土坏類	106
第14表	胆沢城跡出土坏類	114
第15表	百目木遺跡出土坏類	122
第16表	林崎遺跡出土坏類	123
第17表	盛岡周辺における平安時代土器の変遷	125
付表	志波城跡関係年表	127

志 波 城 跡 I

I 志波城の歴史的考察

板 橋 源

1 志波城建置にいたるまでの経過

(1) 辺要「古代陸奥国」

志波城は古代東北日本征夷開拓期において、「辺要」とみなされた「古代陸奥国」に坂上田村麻呂によって建置された最北端の開拓前衛基地であった。

「古代陸奥国」は全国66国2島のうちの1国であったが、他の国々と並立するような普通の国ではなかった。「辺要」であったのである。『延喜式』は「陸奥国・出羽国・佐渡国・隠岐国・壱岐嶋・対馬嶋、右4国2島を辺要となす」(巻22民部上条)と特記してあるので、「辺要」とは当時の法定用語であったのである。ところが『延喜式』よりも古い『大宝令』では「伊伎(壱岐)・対馬・陸奥・出羽」の2国2島が辺要とされていた(註1)。辺要という法定用語は唐に由来するものであろう(註2)。

『大宝令』では、2国2島だけが「辺要」であったのに、『延喜式』では佐渡と隠岐の2国が新しく加えられている。このように辺要制度は、2国2島制から4国2島制へと変わったが、陸奥と出羽の2国は壱岐・対馬2島とともに、『大宝令』以来、終始「辺要」の国であったのである。そのころ、「辺要」国は、「辺境」とも称されていた(註3)。

ここに「古代陸奥国」と特に括弧を付けて特筆したのは、陸奥国の境域には時代によって変遷があったからである。天長元年(824)頃には日本の諸国は66国2島と定まり、以後明治維新にいたるまで大きな変更がなかった。一時、陸奥国においては、養老2年(718)に石城・石背の2国が分置されたことがあったが、10年そこそこで廃停され(註4)、明治維新にいたった。このように長い期間中、東北地方は陸奥と出羽の2国制であった。陸奥が磐城・岩代・陸前・陸中・陸奥の5国に、出羽が羽前・羽後の2国に細分されていわゆる7国制となったのは明治元年12月7日の御布告書が出てからのことである(註5)。7国制になってからの陸奥は今のほぼ青森県の境域だけとなった。そこで陸奥国といっても、7国制になってからの陸奥と、古代に成立していた2国制の場合の陸奥とを区別する必要から、特に古代陸奥と称したのである。

古代陸奥国の辺要(辺境)における征夷開拓と新都(京都)造営とは桓武天皇治世期における国家的二大政策であったことは延暦24(805)年の朝堂論争によって明らかである。

この論争は桓武天皇崩御のわずか3カ月前のことであるが、年の瀬も押し迫った12月7日、中納言藤原内麻呂が殿上に侍し、勅があつて参議藤原緒嗣と参議菅野真道とが天皇の

古代陸奥国

桓武朝の二大政策

1 志波城の歴史的考察

政治評論をして争論した。緒嗣は「方今、天下の苦しむところは軍事（板橋註、征夷のこと）と造作（同註、新都平安京造営のこと）なり。この両事を停めなば百姓安からん」と主張した。天皇に対しては面をおかしての直言である。

これに対して真道は異議を確執して譲らなかった。

ところが天皇は真道の主張をしりぞけ、緒嗣の論旨に賛意を表し、両事（東北征夷と新都造営）停廃に決定したのである。天皇はこのとき69歳の高齢であられた。『日本後紀』は「有識これを聞き（天皇の御裁断のこと）感歎せざるはなし」と讃辞を加えている。

天皇は翌年正月、健康がすぐれぬため廃朝し3月17日に崩御された。やはり『日本後紀』であるが、天皇一代の行績について「天皇、性至孝（中略）徳度高時、天姿嶷然、文華を好まず、遠く威徳を照らす。宸極に登りてより心を政治に励み、内は興作（新都造営のこと）を事とし、外は夷狄を攘う。当年の費たりといえども後世の頼みたり」(註6)と評言を加えている。

桓武治政の二大国策は征夷と新都造営であったことは以上によって明らかである。

註1 『令集解』仮寧令官人遠任条所引の「古記」に「古記云、及任居辺要、謂伊伎・対馬・陸奥・出羽是」とある。「古記」とは大宝令の注釈書である。「古記」のいう「及任居辺要」の5字は大宝令文にあったものであり、これが養老令にも継承されたことは、養老令の仮寧令官人遠任条にもみえているので明らかである。

註2 『唐律疏議』卷28捕亡律に「諸在宗無故亡者、1日笞50、3日加1等、過杖100、5日加1等、辺要之官加1等」とある。

註3 『続日本紀』和銅5年9月条、同宝亀11年3月条、同5月条、『三代格』所収延暦5年4月19日太政官謹奏、『日本紀略』延暦19年11月条、同弘仁2年12月条など。

註4 井上通泰『上代歴史地理新考——東山道——』306～337頁、昭和18年。板橋源・佐々木博康「古代石城石背両国建置年代一考」、岩手大学学芸学部研究年報 第20巻、昭和37年。

註5 『岩手県史』第6巻12頁、昭和37年。

註6 『日本後紀』大同元年4月7日条。

(2) 桓武朝の征夷開拓

胆沢城・志波城が坂上田村麻呂によって古代陸奥国に建置されたのは桓武朝においてであった。

陸奥国征夷開拓は、奈良朝までは北上川こぜんじ狐禅寺狭窄部以南すなわち今の宮城県までであり、それまでの城柵の大部分は宮城県内である。北上川狐禅寺狭窄部以北の流域平野すなわち今の岩手県内の征夷開拓は、奈良朝の末から平安初頭にわたる時期である。そして弘仁4年(813)文室綿麻呂の徳丹城建置をもって古代陸奥の征夷開拓は一応の決着となるのである(註1)。

これから、桓武朝の志波城建置にいたるまでの概要を摘記してみることにする。

延暦3年次計画

宝亀11年の征討軍が不得要領のまま帰還した年、光仁天皇は崩御された。天応元年（781）の12月である。翌年は延暦元年で桓武天皇の治世第1年である。征夷開拓は未解決のまま桓武朝の課題として継承されたのである。

しかし閏正月氷上川継の謀反事件、3月に三方王・山上船主等の不穏、6月には左大臣藤原魚名の免官事件がおこるといふ険悪な情勢で、直ちに征軍を動かすわけにはいかないのである。しかも辺境では宝亀11年（780）伊治^{あざ}麻呂の反抗によっても知られるように兵力強化が絶対要件となっていた。

そこで延暦2年、辺境将吏の綱紀肅正と兵制改革に着手した。4月には、坂東諸国から鎮所に運送した稲穀を横領し軽物に換えて京に送り「苟しくも恥ることなき」腐敗辺境将吏と、鎮兵を使役して私田を経営する辺境吏に対しては軍法をもって罰することとした。6月には次のように勅をくだし兵制改革に着手した。「蝦夷の反抗はまだ止まない。練兵教卒して辺境を防がねばならぬ。しかるに坂東諸国の軍役につくものは劣弱で戦闘にたえない実情である。即ち坂東8国に仰せて、有位者の子弟で官職に就いていないもの、郡司の子弟、浮浪人などのうち兵士たるに堪える者を国ごとに500人から1,000人を選抜し用兵の道を習わせよ。」

綱紀肅正と兵制改革

翌3年2月、持節征東将軍を任命したものの、前回の失敗にかえりみて軽々に出動することもかなわず、また兵制改革の実績もまだ充分でなかったため、未遂のまま征軍編成を解いてしまった。

延暦8年次征夷

延暦5年8月に征夷計画を策定し、軍事行動開始は同8年3月であるから、準備に慎重を期したと能動的意欲が充分にあらわれている。動員計画は次のごとくであった。

動員地域 東海・東山・坂東の諸国

兵種 歩兵・騎兵

兵員数 52,800余人

策定 (延暦8年) 3月を限り多賀城に集結

動員対象 イ 辺境征戦経験者にして勲位を帯する精兵

ロ 常陸国の神賤

ハ 弓馬に堪える者

備考として、この動員計画に違反する国司に対しては斬罪をもって臨むという峻烈な方針を表明した。

7年12月、征東大將軍紀古佐美の出発にあたり「坂東の安危、この一挙にあり、將軍宜しくこれ勉めよ」といふ勅書をもって激励した。

8年3月、朝廷では征夷軍興を告げるため伊勢神宮に奉幣した。征夷のため神宮奉幣が正史にみえるのは、これが最初である。このような決意と準備のもとに征夷が決行された。

伊勢神宮奉幣

8年3月28日、渡河して衣川（今の岩手県胆沢郡と同西磐井郡との郡境をなす川、関山

I 志波城の歴史的考察

中尊寺の北)の線まで進出したが、征軍は衣川で膠着してしまう。5月12日、政府は北進せよと督促した。

戦況報告

6月3日戦況が朝廷に達した。これによれば征討目標は胆沢攻略である。戦死25人(別将1名・進士4名を含む)、矢による負傷者245人、溺死1,036人、裸身生還者1,257人。敗戦報告であった。

6月9日、また戦況報告が到着した。戦況報告ではあるが、結論は征討中止意見書である。長文であるので要点を摘記する。

- イ 今次征討の目標地胆沢は、頑強な「賊奴の奥区」である。
- ロ 子波^{しわ}・和我^{わが}の地は胆沢の更に北に「僻して深奥にある」賊の地域である。
- ハ 玉造塞^{たまつくり}より衣川営までの行運日程は順調に進んでも4日かかる。
- ニ 衣川より子波までは順調に進んだとしても6日と想定される。
- ホ 戦闘部隊総兵力は27,470人で、動員予定兵力52,800人の5割2分にしかあたらない。
- ヘ 征軍兵士1日の軍糧は当時の柁目で2升(今の約6合)である。
- ト 征軍は軍行動にあたり糒を携行し、その量は1人当り2斗2升2合強である。
- チ 以上を要約すると、賊地は北に偏して遠く征討困難、従って食糧輸送も困難。賊奴の戦法は出沒自在で征討は短期成就の予想がたしがたい。時節はすでに農耕期に入っているので戦闘続行に無理がある。故に能動的先制征討軍態勢を解き受動的防禦態勢に転換すべきである。

この征討中止意見に対し政府は「まさに知る、將軍等兇賊を畏憚して逗留」するものともみなし「それ帥^{いくさ}出て功なきは良將の恥るところなり」進軍すべし、と督励した。

それで征軍は勅命に従って胆沢を討った。その報告は7月10日政府に到着した。しかし政府は満足しなかった。理由は7月17日現地將軍に下した勅に詳しくみえている。要点を摘記すると

- イ 戦果は斬首89級であるのに、官軍の損害は死亡1,000余人、傷害2,000人で、損害が戦果をうわまわっている。
- ロ 討伐を終って本営に帰還したとのべているが、「還り出るの日、兇賊追侵すること唯だ一度のみにあらず」すなわち再三追撃をうけている。追撃をうけるような帰還ぶりでは凱旋とはいえない。
- ハ 従ってこの度の報告は「これその浮詞、まことに実に過ぎたり」として、報告の虚偽を指摘し、「凡そ凱表を献ずるものは、賊を平らげ功を立てて然る後に奏すべし」と誡め、征討中止意見を却下した。

延暦8年次の征夷は宮城県北まで進み、わずかに岩手県南部の衣川線まで進出したが、胆沢の夷族に敗退したのである。

以上のごとく、格別の成果を取めぬまま9月8日に將軍紀古佐美は節刀を返進した。今次征討もまた失敗に終わったのである。前回(延暦3年次)は未遂、その前(宝亀11年)は不得要領、そのまた前(宝亀8年)も不首尾、光仁朝以来不首尾の連続である。

9月19日、今次敗戦責任者の喚問がおこなわれて「並に皆承伏」した。敗戦の当然の帰結として次の征討が準備されるのである。

延暦13年次征夷

前後3年10カ月の長期にわたって準備がなされた。かかる例は従来まったくなかったことである。

長期にわたる征夷準備

すなわち延暦9年閏3月、駿河以東の東海道諸国と信濃以東の東山道諸国に革甲2,000領を3カ年内に造るべきことを命じ、『続日本紀』はその目的を「蝦夷を征せんがためなり」と特記している。同月、相模以東の東海道諸国と上野以東の東山道諸国に糶14万石の乾備を命じ、これまた「蝦夷を征せんがためなり」と特筆している。10月、さらに左右京・五畿内・七道諸国の国司等に命じて、土民浪人王臣佃使を論せずその財産を調査し、能力に応じて甲を造らしむることとした。このときの太政官奏言は、かかる措置をとらざるをえなくなった理由を明快にのべている。

すなわち坂東諸国においては、強健なる者は「筋力を以て軍に供し」、弱者は輸送を担当し、いずれも征戦に疲弊している。しかるに「富饒の輩は頗るこの苦を免れて前後の戦にその労をみず。(中略)普天の下、同じく皇民というも、事を挙げるに至って何ぞ俱に勞することなからんや」とある。今次征戦が一応の成果をあげることができた理由の一つとして、このような面に考慮を払いつつ準備したことを指摘できるのである。

延暦11年には対夷懐柔策と、夷族間の内部抗争が顕著となっている。これは注目すべきことである。

懐柔策の積極化

斯波村の夷胆沢公阿奴志己と伊治村の俘とが対立し、斯波村の夷は使者を国府に派遣し、伊治村の俘の非行を訴え「願くば彼の遮鬪を制し永く(斯波より国府に至る)降路を開かんことを」請願している。遮鬪という用字法からみると、内部抗争は武力行使の段階にもおよんでいたらしい印象をうけるし、降路を開いてくれというのは、伊治に対して武力討伐を加えてくれという婉曲な表現のようにも受けとれる。ここに征軍の乗ずべき間隙ができたわけである。ここで注目すべきことは、田村麻呂が胆沢城の前衛基地として志波城を斯波村に築営するにいたった理由の一斑を見ることができるといえることである。斯波村は国府側と親近関係にあったのである。

同年7月以降、懐柔策が積極化する。夷爾散南公阿破蘇の入京を許し「宜しく路次の国は壮健なる軍士300騎をえらび国堺に迎接し、専ら威勢を示すべし」と令している。純然たる懐柔策というよりも示威的な点もあるが、10月には陸奥の俘囚2名を外従5位下に叙し、『類聚国史』にはこのことを「外虜を懐くるなり」と特筆してある。

同11月には、先に入京した阿破蘇等を朝堂院において餐応し位階を授けたが、この場合も『類聚国史』には「以て荒を懐くるなり」と附記している。このとき特に宣命をも賜っている。夷族に対する宣命が正史に伝えられているのは、これが初見である。

今次征軍は軍監16人、軍曹58人、兵士10万。辺境征夷は和銅2年(709)以来11回を数えるが、このときが最大の動員数である。

征夷経過

征戦は延暦13年の春時から10月頃までで、6月には勝敗の帰趨を決定する大勝を取めた。10月28日、征夷大使は勝報を奏上した。翌14年正月、征夷大使は節刀を返進して征戦は終結した。

坂上田村麻呂の登用と武功

田村麻呂の登用

延暦13年次征夷の征夷將軍達は5名であった。『続日本紀』延暦10年7月13日条に「従4位下大伴宿祢弟麻呂を征夷大使となす。

正5位上百済王俊哲

従5位上多治比真人浜成

従5位下坂上大宿祢田村麻呂

従5位下巨勢朝臣野足

を並びに副使となす」

とみえている。これが副使として初めての田村麻呂の登用であった。

同11年閏11月、大伴弟麻呂辞見し現地下向。副使田村麻呂は翌12年2月、辞見し現地下向。今次征討將軍は正副計5名であるのに『日本紀略』は以上の如く2名の辞見しか記していない。これは『日本紀略』が他の3名を省略したのではなく、実際に他の3名は辺境に在任していたからである。百済俊哲は10年9月以降下野守兼鎮守府將軍として、巨勢野足は8年10月以降鎮守副將軍として、そして多治比浜成は9年3月以降按察使兼陸奥守として陸奥にあったので、改めて辞見の要はなかったのである。『日本紀略』の征夷関係記事の史料としての信憑性を吟味する意味で、重要な手掛りとなるので敢てここに附言しておく次第である。田村麻呂が胆沢・志波の2城を築造したとみなされる延暦21年・22年の記事は正史『日本後紀』に欠落しているので、どうしても『日本紀略』に依拠しなければならないからである。

田村麻呂の武功

今次延暦13年征夷の正・副將軍5名のうち田村麻呂以外の4名は既に辺境に経験を有する有能な人物であった。

○大伴弟麻呂は既に延暦3年次征討の際は副使となっている。大同4年、79歳で歿しているから、このときすでに61歳の高齢であった。弟麻呂の子勝雄は天長年中陸奥守となり按察使を兼ね、「資性寛簡にして、隱密を許かず、家風清廉にして、貨利を近づげず。出でて戎事を繪べ、入りて禁兵を典る。時論、勝雄は、才学に乏しと雖も將帥の器ありと称せり。」(註2)と評された人物である。弟麻呂の家は武人の家であったのである。

○百済俊哲の伝は『大日本史』にも登載されている。宝龜5年の征夷軍功により勲6等、宝龜7年8年の征夷軍功で勲5等、累進して従5位上・鎮守副將軍となり、宝龜11年の征夷では包圍をうけたがこれを破りその軍功により正5位上勲4等に叙された。延暦6年閏5月、鎮守將軍俊哲は「事に坐し日向権介に左降」されている。理由は不明である。左遷後、4年にして召還され、延暦13年次征夷の副使となったのである。鎮守將軍・勲3等・従4位下にいたり延暦14年に死んだ。辺境に一生の大部分をすごした人物であるが、俊哲の女貴命は嵯峨天皇の女御となり忠良親王を生んでいる(註3)。ここにおいて思いだされることは、俊哲が日向権介に左遷になる5カ月前に、王臣・一般人民が夷俘と密貿易をし私利を貪ることを禁止していることである(註4)。

俊哲は辺境事情に明るかったので、彼自身でか或は延臣貴族密交易に関与するかし、そのために左遷となったのではあるまいか。そうだとすれば、外官乃至辺境に一生をすごし

た俊哲の娘が天皇の女御となるにいたった次第が諒解されそうである。桓武治世における辺境将吏肅正策の一端をここにみられる。

○多治比浜成はすでに延暦8年次征夷で副使として出征し、敗戦勘問の際にも浜成だけは戦功により勘問をうけなかった人物である。田村麻呂が兼越後守となった延暦9年頃には、浜成は按察使兼陸奥守であったから、辺境に関しては田村麻呂の先輩である。

○巨勢野足は延暦8年10月鎮守副将軍であり辺境事情に通じている。弘仁7年68歳で歿しているから、このとき43歳で田村麻呂よりも年長者であった。

以上の如き前歴経験を有する年長者のうちに、田村麻呂が最年少者として副使に加えられたのであった。

さて今次征討戦果は斬首457級、捕虜150人、獲馬85、焼却集落75。

『続日本紀』が完成し、その旨を上表したのは延暦16年2月であった。そのときの上表文が『日本後紀』に収められている。このうちに今次征夷成果について「伏して惟^{おも}みるに天皇陛下……遂に仁を渤海の北におよぼし、^{ぼくしゅ}貉種も心を帰し、威を日河之東に振り毛狄を屏息せしむ」と記している。日河というのは延暦8年9月の敗軍喚問の詔にある「日上之湊」の日上にあたるもので、今日の北上川の北上を壮重な漢文表現したのが日河、伝統的宣命体で表現したのが日上である。さて、上表文は儀礼形式を尊んだいい方をしたものであるが、それにしても今次征討成果をいかに高く評価していたかということがわかる。しかし、前述しておいたように征夷が連続失敗の直後であったので、対照的に今次征討成果が過大に印象づけられたせいもあったのであろう。

そうであるにもせよ、卒直にいて、征軍10万を動員した代償が斬首457級では大成功といえるであろうか。地域的には何等北進していない。次期征討状態からみて、そのことは明らかである。紀古佐美がすでに指摘したごとく「賊奴の奥区」(延暦8年6月)「水陸萬頃」(同年7月)の胆沢を支配するのなければ成功とはいえないのである。胆沢支配ということは、宝亀8年征討以来、同11年、延暦3年、同8年と未解決のまま継承されていた政治課題であったからである。

かくして今次征討は一応衣川線まで進んだが、さらに次期征討が起らざるをえなかったのである。すなわち田村麻呂の再登用である。田村麻呂は、今次征討で最高の活躍をなし頭角をあらわしたからである。

延暦14年2月、論功行賞があったが、詳細は明記されていない。しかし正・副将軍達の位階から想定してみると次の如くである。

○大伴弟麻呂 征東大使に任ぜられた時は従4位下である。従4位下になったのは10年正月(続日本紀)であり、14年には参議従3位と『公卿補任』にみえているから、これだけからみれば4階昇進の恩命に浴したとも考えられるが、実は3階昇叙であったのかも知れない。征東使任命から行賞までは3年半を経過しているから、この間において従4位上になり、行賞の際は従4位上から従3位になったのかも知れない。そうだとすれば、延暦20年11月における田村麻呂の行賞昇進がそうであったように3階昇進ということになる。

○百濟俊哲 副使になった時は正5位上である。正5位上になったのは天応元年9月であって同時に勲4等も授けられた(続日本紀)。そして俊哲の極位は従4位下勲3等であっ

論功行賞にみられる田村麻呂の軍功

I 志波城の歴史的考察

たから(註5), 位階も勲等も共に1階の昇進である。

○多治比浜成 副使になった時は従5位上であった。従5位上になったのは延暦3年12月で造営の功により従5位下から昇叙されたのである。論功後の所見がないので全く知ることができない。

○坂上田村麻呂 副使になったときは従5位下。従5位下になったのは延暦4年11月で^{あて}安殿親王(平城天皇)が皇太子となった祝事の時である。しかるに14年2月に従4位下に叙されているから4階の大栄進である。

○巨勢野足 副使になったときは従5位下。『公卿補任』によれば「14・2叙正5下(越階)」とあるから2階の昇進である。

史料が不備なため断言はできないが、昇叙位からみると田村麻呂は最高殊功者の1人であったことは認めるべきである。

そのために次の延暦20年次征夷では田村麻呂が最高責任者となって登場し、胆沢・志波両城造営となるのである。

延暦20年次征夷

異例の辺要職兼帯

坂上田村麻呂が一身にして征夷大將軍・陸奥出羽按察使・陸奥守・鎮守府將軍という辺要国の要職のすべてを兼ねての征討である。こういうことは田村麻呂の以前にもないし以後にもない全くの異例である。田村麻呂に負荷された責任は重く、政府の期待も絶大であったのである。

そこで『続日本紀』以降田村麻呂までの間における征夷最高責任者の辺要重職兼帯を表示すると次の如く、全く異例の要職兼帯であった。

第1表 征討最高責任者の辺要重職兼帯一覧表

氏名	大使・大將軍	按察使	陸奥守	鎮守將軍
巨勢麻呂	○	此時按察使制なし	×	不明
多治比県守	○	×	×	×
藤原宇合	○	×	×	×
藤原麻呂	○	×	×	×
大伴駿河麻呂	×	○	○	○
紀広純	×	○	○	○
{ 藤原繼繩 { 藤原小黒麻呂	○	×	×	×
	○	×	×	×
大伴家持	○	○	×	○
紀古佐美	○	×	×	×
大伴弟麻呂	○	×	×	×
坂上田村麻呂	○	○	○	○
④文室綿麻呂	○	○	×	×

陸奥出羽按察使兼陸奥守に任じたのは延暦15年の正月25日。兼鎮守府將軍となったのは同年10月27日。そして征夷大將軍に任じられたのは翌16年11月5日であった。

さて、今次の事前準備に約4年を要している。これは最も長期にわたる準備であって、前後にこのような例はないのである。用意周到な措置であるが、これには次のごとき事情もあったのではないか。今次征討後問もなくのことであるが、前述しておいたように延暦24年に藤原緒嗣と菅野真道との有名な政治論争がおこっている（第1章第1節桓武朝の二大政策）。この政論によって明らかなように、新都経営と連年にわたる征夷のため国家財政はその限界に達していたのであるから、逆説的でない方になるが征討準備は長期にならざるをえない事態に立ちいたっていたからではなかったのか。

長期にわたる事前準備

準備はまず15年10月の陸奥国地方行政機構並びに行政事務の整備からなされた。その一斑として国博士・医師の官位を少目に准ずることとし、陸奥多賀神に従5位下を授けた。11月には伊治城と玉造塞の間に駅を置き、「以て機急に備え」た。12月には陸奥の屯田地子を以後町別20束とし低率に抑制した(註6)。11月、伊勢・三河・相模・近江・丹波・但馬から婦女2名ずつを陸奥に遣し養蚕を教習せしめ、また相模・武蔵・上総・常陸・上野・下野・出羽・越後等から9,000人を伊治城に遷置した。民力の蓄積と警備の策である。出羽の養蚕策はすでに和銅7年2月にみえているが、陸奥の養蚕策はこの時が初見である。かなり後のことになるが『別聚符宣抄』所収天禄2年(971)7月19日官符によれば、交易進上絹は尾張160匹、伯耆60匹、但馬80匹、上総100匹、常陸200匹に対して陸奥は3,000匹、出羽1,000匹とみえている。これをもって直ちに奥羽養蚕の盛行とみるわけにはいかない。交易負担の過大であったことを示すのであるかも知れないからである。しかし陸奥に養蚕が導入されていたことは注目する必要がある。

16年11月征夷大將軍任命。ここにおいて今次征討の責任は、あげて田村麻呂に負荷された。節刀を賜ったのは20年2月であるから、それまでの期間、征討準備の責任も併せて委託されたであろう。翌17年6月、陸奥国官員が、按察使1、その記事1、守1、介1、大掾1、少掾1、大目1、少目2、博士1、医師1、史生5、守の兼仗2と明文化された。

田村麻呂が清水寺を建立したということは周知のところである。『吾妻鏡』承久2年4月3日条に清水寺の本堂焼失に関連して「当寺は、桓武天皇の御宇延暦17年戊寅7月2日、大納言田村麻呂私宅を壊ち渡して草創すと云々」とあり、『扶桑略記』拔萃の延暦17年7月2日条にも「縁起に出づ」として同様のことを記している。大任を負荷された田村麻呂としては信仰上からも又大任成就祈願の上からもこの年にかかる事はありそうなことである。

この年の6月、相模・武蔵・常陸・上野・下野・出雲等の帰降夷俘に対し「帰望をなからしむる」ために時服禄物給与を励行したことも征夷準備に関係がありそうであるし、翌18年2月陸奥国新田郡の百姓弓削部虎麻呂と妻丈部小広刀自女等を「久しく賊地に住し能く夷語を習う。屢々謾語を以て夷俘の心を騒動せしめた」かどにより日向に流したことも、対蝦夷治安維持策としてとられた征討準備の一環をなすものであろう。

18年3月、郡制区画の統廃合をし富田郡を色麻郡に併せ、讃馬郡を新田郡に、登米郡を小田郡に併合した。集約的重点主義行政の表明であろう。

同年12月、陸奥俘囚吉弥侯部黒田・その妻吉弥侯部田菟女・吉弥侯部都保呂・その妻吉

I 志波城の歴史的考察

弥侯部留志女等を「未だ野心を改めず賊地に往還す」というので土佐に配流した。

延暦11年頃を起点として対夷懐柔策が強化され（第1章第2節3項懐柔策の積極化）、その線に添うて陸奥国人にも新に賜姓し、その歡心を得るほかに19年5月には「帰降の夷俘は各々城塞を守り、朝参あい続き出入まことに繁し。それ荒を馴らすの道は威と徳とにあり。もし優賞せざれば恐らく天威を失わん」との理由から「今、夷俘の食料、充用足らず、伏して請う、30町を佃し以って雑用にあてん」と陸奥国が言上し裁可されている。

同年10月、征夷副將軍の任命があり、11月にいたり「征夷大將軍・近衛權中將・陸奥出羽按察使從4位上兼行陸奥守・鎮守將軍」である田村麻呂を遣して諸国の夷俘を檢校させた。この時の田村麻呂の肩書を、『類聚国史』も『日本紀略』も省略することなく共にこのように記録している。田村麻呂に期待すること大きく、田村麻呂の責任の重かったことが充分に察せられる。

征討経過と成果

延暦20年2月14日、田村麻呂は節刀を賜り、同年中の10月28日に節刀を返進している。それで征戦はこの7か月のうちであることは明白であるが、『日本後紀』の19年正月以降22年12月までの記事が欠落しているので戦況と戦果の詳細は不明といわざるをえない。

しかし大成功を取めたものであったことは、次のことから充分推察できる。

- (1) 『日本紀略』延暦20年9月27日条に「征夷大將軍坂上宿称田村麻呂等言う。臣聞く云々、夷賊を討伏すと」とある。
- (2) 同じく『日本紀略』の同年11月7日条に「詔していわく云々。陸奥国^{みちのくのくに}の蝦夷^{えみし}ら、^{とき}時をわたり^よ代を歴て、^へ辺境を^{ほとり}侵し^{おか}乱りて、^{みだ}百姓をかすめ殺しぬ。ここをもて、從4位上坂上田村麻呂大宿称^{つかわ}らを遣して、ことむけおさめしむると云々。田村麻呂に從3位を授く」とあるので、伝統的宣命を賜って行賞している。
- (3) 宣命のあった同日をもって田村麻呂は非参議に列している。
- (4) 田村麻呂が從4位上から3階躍進して從3位になったのは篤い恩命に浴したものである。『続日本紀』以降の最高責任者の征夷による行賞を表示すれば次の如くである。

第2表 征夷最高責任者の行賞位階昇叙表

人 名	行賞直前位階	昇叙年月及び昇叙位階	越階数
巨勢麻呂	正4下	和銅4・4 正4上	1階
多治比県守	正4下	養老5・正 正4上	1階
藤原宇合	正4上	神龜2・閏正 從3	1階
藤原麻呂	從3	ナシ	
大伴駿河麻呂	正4下	宝龜6・11 正4上	1階
紀広純	正5下	宝龜9・6 從4下	2階
{ 藤原繼繩 { 藤原小黑麻呂	從3	宝龜12・9 正3	1階
	正4下	宝龜12・8 正3	3階
大伴家持	從3	ナシ	
紀古佐美	正4下	ナシ	
大伴弟麻呂	? 從4下	延暦14・? 從3	? 3階
坂上田村麻呂	從4上	延暦20・11 從3	3階
文室綿麻呂	正4上	弘仁2・12 從3	1階

大伴弟麻呂の行賞昇叙は、果して従4位下から従3位になったのかどうか、この点については疑義のあることは、第1章第2節4項大伴弟麻呂条において既述しておいてある通りである。

要するに田村麻呂の位階昇叙から、今次征討の成功を認めることができる。

- (5) 『公卿補任』によれば、田村麻呂と同日をもって巨勢野足（辺境歴戦者）と三諸綿麻呂（文室綿麻呂のことである）もそれぞれ2階昇叙している。今次征戦に関係しての行賞であろう。このことも今次征討の成功を裏付けることになる。
- (6) 『日本紀略』延暦21年正月7日条によれば、この日をもって陸奥国の三神にそれぞれ神階を加えておる。「征夷将軍が靈験を奏上したからである」と理由をのべたからである。
- (7) 結果論になるが、今次征討の翌年正月9日には田村麻呂は「造陸奥国胆沢城使」になっているし、さらにその翌年（延暦22年3月6日）には「造志波城使」として辞見し現地に下向している。そしてこの期間は、征夷大將軍ではない。このことから考えると、今次征討において、年来の課題となっていた「賊奴の奥区」「水陸萬頃」の胆沢の地と、「僻して深奥に在る子波」を鎮定したので、その確保のため21年に「造陸奥国胆沢城使」となり22年には「造志波城使」となったのである。胆沢・志波の鎮定は今次における戦果であった。

田村麻呂が今次征討を終了して節刀を返進したのは20年10月であり、その後再び征夷大將軍に任じたのは23年正月であったことは明白である。

いよいよこれから胆沢城・志波城建置となるのである。これが今次征討の最大の成果であった。

註1 板橋源・佐々木博康、『陸奥国徳丹城——岩手県紫波郡矢巾町所在——』、岩手県教育委員会文化財調査報告第20集，昭和47年3月。

註2 水戸の『大日本史』巻122，列伝第49。

註3 『続日本後紀』承和元年2月条。

註4 『三代格』延暦6年正月21日太政官符。

註5 『文徳実録』仁寿元年9月条。

『続日本後紀』承和元年2月条。

註6 板橋源「鎮守府儲屯田考」，岩手史学研究21号，昭和31年。

(3) 胆沢城建置

建置の年代

胆沢城が築営されたと想定されるころの正史である『日本後紀』には欠落があり、延暦19年正月から同22年12月までの部分も伝わっていない。欠落前に、わずかに引用された部分が『日本紀略』・『類聚国史』・『公卿補任』などに逸文として伝えられているにすぎない。

I 志波城の歴史的考察

『日本紀略』の記事

ところで、胆沢城築営関係記事としては『日本紀略』延暦21年条に

「正月丙寅（9日）、遣従3位坂上大宿祢田村麻呂、造陸奥国胆沢城」

とみえているだけなので、このとき胆沢城が完成したという意味なのか、それとも築城に着工したというのか、それともまた築城計画を策定したというのか必ずしも明確ではない。

もしも、延暦21年正月に胆沢城が完成したという意味でないとするならば、それでは胆沢城が完成したのは何時であるのか、という新しい問題が起ってくることになるし、さらに志波城築造年代とも密接に関連してくるので、田村麻呂の動静と道鳴御楯の陸奥国大國造任命問題などから、考証してみることにする。

田村麻呂の動静

まず延暦19年から同21年正月までの田村麻呂の動静をみると、陸奥に在って築城にあたった明証は全くみあたらない。すなわち、19年11月には諸国の夷俘を検校しているし、翌20年は征討に忙殺されている。20年2月に節刀を賜わり、やがて現地に下向し9月にいたって征討経過を現地より奏上し10月に征討を終り入京、11月戦功により3階躍進の昇叙をうけている。であるから21年正月の記事は、このとき胆沢城築営計画が朝議決定しその最高責任者として田村麻呂が任命されたことを意味するものと解釈するのが至当である。正月という東北地方の積雪期からみても、この時は築城完成とはみなしがたい。

さらに、正月のこの記事は胆沢城の完成を意味するものでないことは、同年4月にいたっても田村麻呂の官職は「造陸奥国胆沢城使・陸奥出羽按察使従3位」であったことが『類聚国史』と『日本紀略』にみえているので明らかである。

であるから同年正月11日に駿河・甲斐・相模・武蔵・上総・下総・常陸・信濃・上野・下野等の諸国の浮浪人4,000人を「配陸奥国胆沢城」(日本紀略)というのも、完成した胆沢城に移配したのではなくて、これから着工するため一般労務者である柵戸の徴募割当計画を策定したことを示すものである。おそくみても4月には田村麻呂は現地に赴任していた。

道鳴御楯

現地にあって田村麻呂に協力し築城の実務にも当り功績のあったのは鎮守府軍監道鳴御楯である。かくして胆沢城は年内に完成し、その功により御楯は12月8日、陸奥国大國造に任ぜられた。こう述べただけでは論証を欠くので、暫くここにいう陸奥国大國造について要点だけを摘記する。

陸奥国大國造 (註1)

大國造は陸奥における伝統ある最大の国家的榮譽であった。陸奥における国造または大國造は国家危急の際、軍功ある者に対して多く与えられたものである。

元来、道鳴は陸奥の名族である。道鳴族のうち最も史上にあらわれているのは島足である。島足は牡鹿郡の人で「体貌は雄壯、志気は驍武で馳射に長じ」ていた。本姓は丸子、天平勝宝5年(753)8月牡鹿連と賜姓、時に大初位下であった。早くより郷国を去り在京していたらしく、新賜姓の4年後即ち奈良麻呂の陰謀露見の際にも在京しており、田村麻呂の父菟田麻呂と共に奈良麻呂側から武勇人として注目されていた人物であった。はたして奈良麻呂の一件後8年目、天平宝字8年(764)の惠美押勝逆謀のとき、菟田麻呂と共に武功をたて同年9月従7位上より一躍従4位下に昇進し官は授刀少将にすすみ且つ牡鹿宿祢と新姓を賜わる破格の恩典に浴した。同10月、兼相模守、翌天平神護元年正月、勲2等功田20町を授けられた。ついで2月、授刀衛の機構改革により近衛員外中將となり、

のち間もなく姓を道嶋宿祢と賜わり（その年月は正史にみえないが、天平神護元年2月以降2年2カ月の間である）、1年を経て天平神護2年2月正4位下、同10月さらに正4位上と累進をかさね翌年即ち神護景雲元年（767）12月に陸奥国大国造となったのである。これが大国造の初見である。鳥足が大国造になった契機は重大政変に際し武功をあらわしたことに對する恩命と、次にのべる伊治城完成の功勞とによるものであった。

姓氏よりみて鳥足の同族と思われるものに道嶋宿祢三山がある。三山は天平神護元年（765）12月外従5位下となり、神護景雲元年7月陸奥少掾となる。同年10月伊治城が完成するにおよんで、その軍功を賞した勅のうち、特に三山の業績を讃えて「陸奥国の奏するところを見るに、即ち伊治城つくりおわることを知りぬ。始めてより^{おわり}畢に至るまで3旬に満たず、朕甚だ^よ嘉みす。それ危に臨みて生を忘るるは忠勇すなわちあらわる。綸を銜^{ふく}み命を遂ぐ、功それ早く成る。ただに城を築き外を制するのみに非ず、誠に戌を減じ辺を安んずべし。もし衰進せずんば何ぞ後徒を勧めんや。（中略）それ外従5位下道嶋宿祢三山、首として斯の謀を建て、修成築城す。今その功を^ほ美めて特に従5位上を賜う」とある。外位から従5位上という内位に入内することは篤い恩典によるものである。この恩賞があったから2カ月後に陸奥国造に任ぜられたのは、伊治城築營の軍功によってである。

ここで附言しておきたいことがある。前述したように鳥足が大国造に、そして三山が国造になったのは同月同日であるということである。おそらく兩名は同族、しかもごく近い関係の縁者とみなして誤りあるまい。鳥足は三山と同族の族長であり、すでに惠美押勝の1件に武功をあらわしており且つ伊治城完成にも直接にか或は間接にか関与することがあったのであろう。そのために、この時三山といっしょに族長鳥足は大国造に、そして三山は国造に任ぜられたのであろう。

本来、国造制は大化以前のものであるが、しかしながら大化以後といえども存続していた。陸奥に限ったものではない。ところで、奈良朝において国造になったものについて、国造に任ぜられるにいたった直接契機の明らかな事例をみると、国家危急に際し殊功ある場合に著しく目立っているのである（註2）。

ここで筆を道嶋御楯の大国造任命問題に戻すことにする。奈良時代から平安初期にかけて、国造任命の事情は大略註2のごとくであった。そして大国造というのは他国には全くなくて辺要国陸奥に限るものであり、破格の榮譽であったのである。このことは、胆沢城建置は延暦21年内であったことを想定せしめる有力な根拠でもある。

さらにこの想定を裏づけるのは『日本紀略』によれば、翌年2月に越後国の米30斛・塩30斛を「造志波城所」に送るとあり、さらに同年3月には「造志波城使」田村麻呂が辞見し現地を下向していることである。これは前年中に胆沢城が竣工していたことの傍証となる。

胆沢城は延暦21年内に竣工したことの間接的傍証はまだある。それは東北辺境に造営された諸城柵のうち、建設期間または完成した季節の明らかな例から類推することである。

- (1) 『続日本紀』天平宝字3年9月条によれば、陸奥の桃生城と出羽の雄勝城は「春月より秋季に至って」竣工している。工事が越冬して2カ年にわたったものではない。年内にしかも秋季に至って竣工している点に注目しておきたい。

I 志波城の歴史的考察

- (2) 伊治城の場合は、道嶋三山の業績をのべた箇所であつたように、特別迅速に竣工した異例であるので、ここに引例するのは適当でないかも知れないが、「三旬に満たず」して竣工したとある。現存の『続日本紀』の「三旬」というのは果して正しいのであろうか。あまりにも工程期間が短かすぎるように思われる。誤字誤写誤伝あるいは脱字等があるのかも知れないが、疑を存しつつも暫らく従つておくことにする。「三旬」は「三四月」の草書体の誤写誤伝か。それはさて措くとしても、越冬して2カ年にわたつたのではない。しかも竣工期は9月か10月である。
- (3) そもそも、敵地において築城工事が越冬して2カ年にわたるといふことは辺境最前線の夷族接壤事情からみても至難なことであるし、積雪寒冷地域である北上川中流平野の風土からいっても至難である。明証のある限りにおいては、辺境築城で積雪期を越して2カ年にわたつたものは一つも見あたらない。

要するに、胆沢城は延暦21年正月に築営計画が策定され、おそくみても4月頃までには造陸奥国胆沢城使として田村麻呂が下向主宰し、陸奥の名族道嶋御楯がこれに協力して年内に竣工したものと考定されるのである。

位置と立地条件

志波城について述べようという本稿において、胆沢城の位置とかその立地条件をここに述べるといふことは如何にも迂遠なようにみえるが、今回志波城の遺跡を確認するにいたるまでの有力な指標となつたのは戦後の胆沢城跡の発掘調査であつたのである(註3)。

『倭名類聚抄』所
見の胆沢城

さて胆沢城の位置について最も古く明記してあるのは周知のごとく『倭名類聚抄』であつて

「陸奥国 国府在宮城郡
鎮守府在胆沢郡」

とある。ここに鎮守府というのは胆沢城のことである。これによつて城は胆沢郡にあつたことは明らかであるが、いつ頃からか、その位置については胆沢郡内でいろいろの説が伝えられるようになった。その主な説は

- (1) 胆沢郡佐倉河村大字字佐ほうはつちようの方八丁(現在水沢市)説。
- (2) 同郡小山村字方八丁(但し方八丁と書いて「カッコ」と慣称している。現在胆沢村に合併)説。
- (3) 同郡古城村字中畑(現在前沢町に合併)説。
- (4) 同郡金ヶ崎町字裏小路説。
- (5) 同郡永岡村字上宿百岡ももおか(現在金ヶ崎町に合併)説。

これら5説のうち、もっとも詳述されているのは(1)旧佐倉河村の方八丁説で、明和9年(1772)の自序ある伊達藩の儒者田辺希文の『仙台封内風土記』や安永5年(1776)7月の『風土記御用書出』(水沢市佐倉河字佐の高橋直三郎氏所蔵)がそれである。

(2)旧小山村説・(3)旧古城村説・(4)金ヶ崎町説は、それぞれの土地における単なる伝承にすぎない(註4)。さて、擬定地5説のうち、古くから著名であつたのは(1)佐倉河の方八丁説であつたが、明治38年になつてから(5)永岡村百岡説が一時有力視されるようになった。

これは故原秀四郎博士の所説によってである(註5)。

しかし、(5)永岡村百岡説に対して批判説が擡頭し(註6)、大正11年10月12日内務省告示第270号をもって(1)佐倉河方八丁が国史跡に指定されるにいたって落着をみた。

現在胆沢城跡は、北より南流する北上川とこれにほぼ西より直交する胆沢川との合流地点の南岸に立地している。即ち東は北上川に、北は胆沢川に近接し、西は遙かに奥羽山系の駒が岳(1,130m)・経塚山(1,172m)・焼石岳(1,348m)が連峙し、南方は衣川にいたるまで、まさに「水陸萬頃」の地に位置する。展開する一帯の沃土は純然たる平坦地で水利の便が極めてよく農耕適地である。したがって遺跡の大部分は水田化し、所々に畑地を存し、その間に農家が点在しているにすぎない。であるから、城跡は一望の平地であって、周囲の地平面からみると比高はゼロである。こういう立地条件が志波城跡を発見するに当り有力な指針となったのである。

註1 板橋源「陸奥国大国造考」岩手大学学芸学部研究年報第4巻、昭和27年。

註2 ○事例A

天平勝宝9年(757)奈良麻呂反謀のとき殊功のあった者が国造になっている。奈良麻呂の反謀を最初にあばいたのは上道臣斐太都で当時卑官の中衛舎人であった。斐太都は功により旬日にして従8位上から一躍従4位下となり(道嶋島足の昇叙の場合と同じである)、姓を朝臣と賜わった(島足にも新賜姓があった)。

ひきつづき舎人から少将にすすみ、さらに吉備国造となったのである。この年の12月には、令の上功にあたる功田20町を賜わり三世に伝うべきことが許された(島足の功田も20町であった)。

斐太都の国造任命は、通例の一般政務において治績をあげたからではなくて、干戈にうったえようとした政変を未然に防止したという非常の場合の殊功によるものであった。

○事例B

道嶋島足が大国造に、同三山が国造になったと同時に武蔵宿祢不破麻呂が武蔵国造になっている。不破麻呂は本姓丈部直、本貫は武蔵国足立郡で、仲麻呂一件に殊功をたてた。国造になった経緯は島足と全く同一で武功によるものであった。

○事例C

和氣清麻呂は『続日本紀』延暦7年条によれば「6月癸未、美作備前二国国造中宮大夫従4位上兼摂津大夫民部大輔和氣清麻呂」と記されていて、このとき美作備前二国国造であったことがわかる。『日本後紀』によれば、清麻呂が歿した延暦18年2月乙未条にも「贈正3位行民部卿兼造宮大夫美作備前国造和氣朝臣清麻呂」とある。国造は終身制であった。

ところで、清麻呂が美作備前二国の国造となった年月は正史に明載を欠くが、『日本後紀』延暦18年2月条の清麻呂伝に

「(清麻呂) 帰来上疏陳状、詔以佐波良等4人(板橋註、清麻呂の高祖父佐波良・曾祖父波伎豆・祖父宿奈・父乎麻呂の4人のことである)並清麻呂、為美作備前两国国造」

I 志波城の歴史的考察

とあることと、『統日本紀』宝亀元年9月条に「和氣清麻呂と広虫をそれぞれ備後と大隅より徴して、京師に詣でしむ」とあることによって、道鏡の非望を破摧した殊功により、宝亀元年9月流刑地から帰還して間もなく両国国造に任ぜられたものと考えられる。

2カ国の国造になるという異例が何故におこったかという点、清麻呂の先代4人の墳墓は美作備前両国にわたってあったし、さらにその遠祖弟彦王が新羅遠征と並びに忍熊別皇子の逆謀誅滅との二功によって賜った藤原県も、この頃には美作備前両国にまたがっておったという特殊事情によるものであった。

道鏡の非望をしりぞけた殊功により、清麻呂本人のみならず既に故人となっている父・祖父・曾祖父・高祖父の4人をも国造に任じたということは、国造の国家社会的榮譽性を明確に示しているものである。

註3 齋藤忠・田中喜多美・板橋源『胆沢城跡——水沢市所在——』岩手県教育委員会文化財調査報告第4集，昭和32年，吉川弘文館。

註4 佐藤長三郎『鎮守府八幡宮と胆沢城址』10頁，大正14年。

註5 『官報』第671号（明治38年11月21日付）に原秀四郎博士の「学位記」があり、そのうちに「胆沢城址ヲ胆沢郡永岡村大字永栄字上宿百岡ニ於ケル古城址トナシタル（中略）如キハ有力ナル学説ヲ立テタルノ例ナリ」とみえている。さらに、同博士の『日本国史地図』（明治39年）第2面においても永岡村としてある。その後、菊池仁齡氏が『奈良平安時代の奥羽経営』（大正4年）において原秀四郎博士の所説にしたがっている。

註6 菅野義之助「胆沢城址に就きて」岩手学事彙報第1019号，大正5年11月30日。

2 志波城の成立

(1) 建置の年代

『日本紀略』所見の志波城

延暦20年次征夷の成果として、その翌年胆沢城が田村麻呂によって建置され、さらにその翌年延暦22年に志波城が田村麻呂により建置された。

しかし正史である『日本後紀』のこのころの部分が欠落しているため、その詳細については知りたい。僅かに『日本紀略』延暦22年条に

「2月癸巳(12日)，令越後国米30斛，塩30斛，送造志波城所」

「3月丁巳(6日)，是日，造志波城使従3位行近衛中将坂上田村麻呂辞見，賜彩帛50疋，綿300屯」

とみえているだけである。

これによれば、22年の年初に志波城築営計画が策定され、この計画にもとづいて2月には造志波城所に米塩を運送することを朝議で決定し、3月に田村麻呂が造志波城使として

辞見下向したのである。

築営計画の策定が年初であることは胆沢城の場合と同じである。このように志波城築営が発足した時期はほぼ知ることができるが、完成の時期については正史が欠落しているのみならず逸文も全く伝わっていない。しかし、22年中に完成したと考えられる間接的傍証が3点ほどある。

延暦22年完成の傍証

間接的傍証の第1点は、東北辺境における城柵のうち完成期の明らかなものから類推することである。すでに第1章第3節1項でのべておいたように、陸奥の桃生城と出羽の雄勝城は「春月より秋季に至って」完成している。また、伊治城の場合は「三旬に満たず」してその年の9月か10月頃に竣工している。知りうる限りにおいては越冬して2カ年にわたった築城例は全くみあたらないのである。

胆沢城の完成時期は正史に明証がないので考証の結果であるが、鎮守府がおかれ征夷開拓の大本拠となったほどの重要拠地胆沢城にしてなお且つ年内の完成であったので、志波城も22年内の完成とみなしてほぼ誤りではなかろう。志波城築営計画の策定は胆沢城と同じく年初であり、造城使が辞見し現地に下向した時期もともに融雪迎春期であって、これらの類似点は、如上の想定を裏づけてくれる。

傍証の第2点は、『日本後紀』延暦23年5月条に「癸未(10日)陸奥国言う、斯波城と胆沢郡とは相去ること162里、山谷峻峻にして往還に艱多し。郵駟を置かずんば、恐らくは機急に闕けん。伏して請うらくは、小路の例に准じて一駟を置んことを。これを許す」とある記事である。ここにいう小路の例とは厩牧令に、駟は原則として30里ごとに置き、駟馬20匹を常備するのが大路、10匹は中路、5匹は小路とあるものである。さて、この記載によれば23年5月にはすでに志波城は完成していたものごとくである。但し、東北辺境の城柵の例をみると、築営予定の城柵をも何々城とか何々柵とよんでいる場合があるので、厳密な意味では『日本後紀』延暦23年5月条の記載をもって確証とはなしがたい憾みがある。さらに論証を必要とする。それが次にあげる傍証の第3点である。

第3点は、田村麻呂の官職からの論証である。田村麻呂は23年3月には造志波城使とみえているが、その翌年志波城と胆沢郡との連絡路整備のことがあった5月から約3カ月後の8月には兼職であるが造西寺長官として在京している。そして用務のため和泉・摂津両国に派遣されている。そしてこのときには、もう造志波城使ではなくなっている(註1)。『公卿補任』によれば田村麻呂が兼造西寺長官になったのはこの年の5月であるから、この頃に帰京していたのであろう。もしもこの頃に未だ志波城築造中であつたとするならば、工事中途にして造西寺長官に任命されるはずはないし、ましてや帰京しているはずはないのである。

これを要約すると、23年の5月には既に志波城は完成していたとみなさなければならないことになる。そもそも積雪期の志波城築造予定地城において、工事中途にして越冬するなどということは非常に無理である。殊にも陸奥最北最前線基地として築営される城であるから、越冬工事など殆んど不可能に近い。陸奥の気候はそのころ「当国の体たるや10月

I 志波城の歴史的考察

以後は寒気殊に甚しく、風雪に隙なく往還の者なし」(註2)とみなされていたし、出羽国としても「秋天雪多く、このときにあたっては當塹も^{たの}特みがたし。(中略)このとき道路泥深、風寒肅烈」(註3)なのであった。

以上によって志波城竣工は22年中であったと考定されるのである。

(2) 志波城跡に関する擬定地の諸説

志波城の存続期間

弘仁2年(811)正月、和我(今の和賀)・稗縫(今の稗貫)とともに斯波の3郡が新置された(註4)。この頃までは存続していたことは明白であるが、同年閏12月にいたって廃城の議が起っている。その事情は征夷將軍參議從3位行大藏卿兼陸奥出羽按察使文室朝臣綿麻呂の奏言に詳しい。

「それ志波城は河浜に近く屢々水害を被る。すべからくその処を去り便地に遷し立つべし。伏して望むらくは、2,000人(板橋註、鎮兵のこと)を置き、しばらく守衛に充て、その城を遷しおわらば則ち1,000人を留め、永く鎮戍となし自餘(の城柵の鎮兵)は悉く解却に従わんことを」

と奏言し裁可になっている(註5)。綿麻呂の奏言は信用できる。綿麻呂はこの年に爾薩体の夷族を討ち現地に駐軍していたので、地理や志波城の実情に明かっていたからである。

これによれば、志波城は延暦22年に建置されてから僅か8年にして廃城移転の議が起ったのである。但し志波城が実際に廃止された年月は正史にみえていない。志波城に代って徳丹城が建置されたのは弘仁4年と推定されるから(註6)、志波城は建置以来10年で廃止されたのである。

今般、盛岡市太田方八丁遺跡を発掘したところ、掘立柱式建物跡の柱に掘上げ抜きとられた痕跡が多数確認されたし、「河浜に近く屢々水害を被る」との綿麻呂の奏言のとおり太田方八丁遺跡の北部地域一帯が雫石川浸蝕により欠落して居るなど、このようなことが判明したので、太田方八丁遺跡が志波城跡であろうかと推考される有力な指標の一つとなったのであった。その詳細については第II編を参照いただきたい。

志波城存続の期間が10年という短期間であったせいか、その擬定地として旧藩時代以来、次の如く諸説があったのである。

擬定地諸説

擬定地諸説の主なるものは――

- (1) 紫波郡紫波町古館大字二日町新田の城山説。
しるやま
三輪秀福・阪牛助丁・梅内祐訓共著『旧蹟遺聞』巻3、南部叢書第7冊所収、文化4年(1807)頃のもの。
- (2) 稗貫郡花巻市鳥谷が崎説。
とや
伊能嘉矩『遠野史叢』第1篇、大正辛酉(10年)の自序あり。
- (3) 紫波郡紫波町赤石大字北日詰の国道4号線筋の大日堂付近説。

小笠原謙吉『志和城址と徳丹城址』, 岩手県史蹟名勝天然記念物調査報告第2号所収, 大正12年。

- (4) 紫波郡紫波町陣が岡説。

藤原相之助『日本先住民族史』187頁, 大正5年。

- (5) 紫波郡紫波町古館大字二日町新田説。

菅野義之助「特に陸奥移民開拓史の概要と志波城址を推定する迄の仕方に就いて」, 史潮6ノ2, 昭和11年。

以上のごとくである。擬定地に諸説があるということは志波城遺跡が何処であるのか忘れられてしまっているということである。

ここにおいて盛岡市太田方八丁遺跡が注目されるようになったのは戦後になってからのことである。

盛岡市太田方八丁遺跡

盛岡市太田に古来「方八丁」と伝唱されてきた遺跡がある。古絵図・文献の主なるものをあげると――

- (1) 盛岡市中央公民館に旧南部藩主南部家所蔵の古文書・古記録が襲蔵されている。そのうちに「寛文8年(1668)奥州之内岩手郡栗谷川古城図」があり、このうちに「方八町, 八幡殿陣場」が方形に描かれてある。そして「栗谷川古城より此所迄指渡壺里廿町程, 此間雫石川有り, 古城より未申(南西)ノ方に当ル」と傍書してある。

ここに「八幡殿陣場」というのは前九年の役で源頼義が安倍氏の厨川柵を攻めた際に, 八幡太郎義家が駐屯した陣場だという意味である。

- (2) 太田大字中太田吉田徳太郎氏所蔵の寛文12年(1672)4月9日文書に「下太田村内方八丁ニ而畑方高拾石」とみえている。

- (3) 佐久間義和の『奥羽観蹟聞老志』に

「方八丁屯営

在盛岡以南, 源頼義朝臣攻厨川之屯也」

因に本書の草稿は宝永4年火災にあつて焼失し, 宝永7年再稿, 享保4年(1719)に編集を終えたものであるという。

- (4) 享和元年(1801)5月11日歿の大巻秀詮の『邦内郷村志』に

「方八町 康平年中義家公陣営也」

とある。

- (5) 三輪秀福・阪牛助丁・梅内祐訓共著の『旧蹟遺聞』(文化4年ごろの著作)に

「厨川の柵よりひつじさるの方に, 今土人ども方八丁と唱ふる所あり, こは義家朝臣の軍を屯し給ふ所なりとて, 今猶土居のさま残れり」

- (6) 天保頃の著述とみられている市原篤焉の『篤焉家訓』巻13に

飯岡通之内
「方八丁之事下太田村ニ有

厨川に方八丁と言ふ, 源義家の御陣場也」

とあり更に次の如き細注記あり。

I 志波城の歴史的考察

「或書に岩手郡飯岡村^(通カ)ニ方八丁と言ハ源義家公当郡貞任御退治し言し御陳場也、今に土手残連り、此御陳場四方八丁ニ取テ繩張シタルユヘ方八丁ト唱フト言説アリ」

(7) 明治12年10月の奥書のある岩手県編纂の『岩手県管轄地誌』第1号巻之八に

「下太田村

古跡 陣場跡 字方八町ニアリ、康平5年鎮守府將軍源頼義、安倍貞任ヲ厨川ノ柵ニ攻ル時陣営ヲ敷ク所ト言フ、土壘ノ跡今猶存セリ(古來口碑)」

とある。

以上によって太田の「方八丁」という地名乃至呼称は古くからいわれていたもので近年にいたり俄にいいだされたものでないことは明らかである。そして藩政時代から明治年間までは一致して源頼義・義家の軍屯所跡と解されていた。

ところが大正年間にいたり菅野義之助氏により否定説が提示されるにいたった。即ち、『陸奥話記』に準拠し「頼義・義家はこの様な壮大な土壘を築く筈がない。且つ頼義の厨川を攻めたのは康平5年9月で同月10日黒沢尻を発し15日の酉の刻、今の午後7時過に厨川に到着し翌16日卯の刻に攻撃を開始17日未の刻には厨川柵を焼墜されたのである。頼義は陸奥守として常に多賀城を守る身分で以上の如く厨川の陥落後は永く此地に止るべき道理なく従って斯くの如き城廓を築く筈がない」(註7)という論拠からである。太田方八丁の築造年代は前九年の役の時ではないという主張である。

ところで、ひるがへって軍屯所説の諸書を見ると「八幡殿陣場」(寛文8年絵図)・「攻厨川之屯也」(聞老志)・「義家公陣営也」(郷村志)・「軍を屯し給ふ所」(旧蹟遺聞)・「陣営ヲ敷ク所」(管轄地誌)とあって、前九年時源氏父子の築造とは明記していない。ただ、『篤焉家訓』の細注文だけが「御陣場四方八丁ニ取テ繩張シタルユヘ方八丁ト唱フト言説アリ」という所伝を掲げている。これとても厳密にいえば、前九年時築造説を強く主張しているものではない。そこで、旧藩時代から明治期までの諸書の所説を頼義・義家軍屯所説と要約したが、更に推測してみるならば、前九年時以前に既に存在していた遺跡を前九年時に源家が軍屯所に一時転用したという意味も含まれているのかも知れないのである。そこで、この後、太田方八丁は蝦夷征討期の遺跡ではあるまいかという説が起ったのであるが(註8)、明証をえられぬまま最近にいたった。そして今般の発掘調査施行となったのである。その経緯と成果については第II編を参照いただきたい。

註1 『日本後紀』延暦23年8月条に

「己酉(7日)、遣_二征夷大將軍從三位行近衛中將兼造西寺長官陸奥出羽按察使陸奥守勲二等坂上大宿禰田村麻呂、從四位上行衛門督兼中務大輔三嶋真人名繼等、定_二和泉摂津兩國行宮地。以_レ將幸_二和泉紀伊二国_一也」

とある。ここに征夷大將軍とあることは疑惑を生ずるかとも思われるので一言しておく。

田村麻呂は延暦20年次征討終了につき節刀を返進し征夷大將軍を解かれたのは、この年の10月である。その後、延暦23年に征討策定がなされるに当って、あらためて征夷大將軍になったのは、この年の正月であって、在京し征討準備中であつたのである。征夷大將軍任命後、準備を終えてからあらためて節刀を賜わり然る

後に進発下向するのであるから、23年8月に征夷大將軍になったとはいうものの未だ節刀を賜っていないのである征夷大將軍になったとはいうものの未だ節刀を賜っていないのであるから在京していても何等不審ではないのである。

不審がないばかりか、却って志波城は前年の22年中に完成していたことの傍証ともなりうるのである。何故ならば、22年中に志波城が完成したからこそ、ここを基地として更に奥地（爾薩体・閉伊地方など）の征討が23年正月（田村麻呂の征夷大將軍任命）に策定されたのであった。

延暦23年策定の計画は翌年12月7日の藤原緒嗣と菅野真道との殿上における大争論（第1章第1節桓武朝の二大国策参照）により停廃と決定したので節刀下賜のないまま中止となった。

註2 『朝野群載』巻11所収、延久3年5月5日左弁官下陸奥国宣旨。

註3 『三代実録』元慶3年3月2日条。

註4 『日本後紀』弘仁2年正月条。

註5 同上、弘仁2年閏12月条。

註6 板橋源・佐々木博康『陸奥国徳丹城——岩手県紫波郡矢巾町所在——』岩手県教育委員会文化財調査報告第20集、昭和47年3月。

註7 菅野義之助「方八丁は徳丹城の跡」岩手毎日新聞、大正14年12月12日。厨川柵攻撃の日時に多少の誤植はあるが主旨においては正に妥当な見解である。

註8 小笠原謙吉「方八丁に就いて」「志波城と徳丹城の新説」、岩手日報、大正14年6月25日。

前掲註7の菅野義之助氏「方八丁は徳丹城の跡」など。

〈付記 本遺跡の調査研究史の上で大きな位置を占める板橋源氏の論考を再録する。

これは、昭和31年の踏査をもとに、『盛岡市史』第1分冊2開拓期(1957盛岡市)におさめられたものである。このとき竪穴住居跡も検出されているが、紙数の都合で割愛する。——編者〉

「方形周廓の四辺はほぼ東西南北を正面とし、東辺は最も保存状態が良好で現在道路となっている。東辺は東北本線仙北町駅の東方約29町にあたり、北辺は雫石川より南方約17町にあたっている。

(中略)。東辺は南北5町の長さで、この5町は一直線をなしているが北端と南端とにおいてそれぞれ稍西偏している。

東辺5町の南端より直角に西に向って狭長な畑地が4町の長さで残存している。(中略)この狭長な畑地の北部も南部も現存一帯の水田となっているのに、この部分だけが2尺乃至3尺の高さで残存していることは一見して奇異の感を抱かせる。それで土地の故老村上権三郎氏(大字下太田第2地割字方八丁)に承ったら、土地では『ドテッパタケ』と伝唱しているとのことである。土手畑の意味であろう。そうであるとするならば、かつては土手の如く土もりをした土塁であったのではないか。そのため、周囲が水田化した際にも取り残され現在畑地として残存しているのではあるまいか。(中略)「ドテッパタケ」は本遺跡の南辺とみなしうるであろう。

1 志波城の歴史的考察

(中略)。大字中太田第1地割字方八丁とにわたって、ほぼ南北の方向の道路がある。これが本遺跡の西辺をなすものであろうか。この道路は前掲の『岩手県陸中国南岩手郡』切絵図にも記載されてある。ところが土地の故老達は一致して、古くから道路ではあったが東辺道路とは異って幅も狭く且つ低湿な畔道の如きものであったのを改修したものである、という。(さらにその西側にも)南北に通る道路があるが、この道路を『旧道』とっている。(編者注、この旧道は外大溝東の土塁状高まりに相当する。)

ここにおいて観点を変えて、ほぼ確認できる東辺と南辺に立帰ることにする。そうすると、東辺の更に120尺東に草阜と畔道が存在している。(中略)。南北の長さは3町有余にわたっている。南辺の更に南、矢張り120尺即ち20間をへだてて畔道が断続しながら4町程の長さで南辺に対する外周痕跡が存在している。東辺の東20間にある外周痕跡や、南辺の南20間にある外周痕跡、これらと同じ性格の外周痕跡ではないかとみられるものが、字小沼の『旧道』の更に西20間のところにも断続しながら残存する。これが西辺に対する外周痕跡であるとするならば、東辺より8町へだてた方眼線上にある『旧道』が本遺跡西辺の一部ではないかと考えられてくるのである。発掘調査をしたのではないから、もとより断言することはできないが、本遺跡の西辺に関しては、上述の如く2つの憶説をあげておくことにする。即ち1つは東辺より西に7町40間をへだてて存在する道路を西辺とみなす説であり、もう1つは東辺より西に8町の方眼線上にある『旧道』を西辺とみなす説である。北辺については証徴をうる事が困難であった。というのは、字吉原と字宮田地区内の一部は水害をうけて旧態が著しく欠落しているためである。思うに南辺よりみて、北に6町位の位置に北辺があったのではあるまいか。

本遺跡のプランについて上述したところを要約すると次の如くである。

1. 本遺跡は方形プランをもつものと考定される。
2. 方形プランの東辺周廓は大字下太田字方八丁と字大宮、第6地割字林崎との字界をなす南北の道路である。東辺周廓は現在長さ5町である。但し旧態は6町であったのかもしれない。
3. 南辺周廓は『ドテツバタケ』とみなしてほぼ誤りが無いものであろう。
4. 西辺周廓は明確でない。しかし2つの憶説が考えられる。1つは東辺の西7町40間をへだてて南北の方向に存在する道路。もう1つは字小沼にある『旧道』の線。この『旧道』の線は、東辺より西に8町の方眼線上にある。
5. 北辺周廓は水害のため明徴を欠くが、南辺より北に6町をへだてて存在したのではないか。
6. 東辺の更に東20間をへだてて外周痕跡が認められる。南辺においても、更に南20間をへだてて外周痕跡がみとめられる。同様な性格をもつ外周痕跡が字小沼においてもみとめられそうである。

これら外周痕跡は東辺や西辺と同時代のものであるか、それとも時代を異にするものであるか明らかでない。同時代のものであるとすれば本遺跡は方形プランで二重周廓のものであったことになる。

II 調査の経過と方法

1 調査経過

(1) 東北縦貫自動車道建設

太田方八丁遺跡に関する文献のひとつに寛文8(1668)年の『奥州之内岩手郡栗谷川古城圖』がある。その図には「方八町、八幡殿陣場」として、方形の区画が描かれ、各辺に門跡らしいものが表現されている。以来、各書にも地元の口伝にも前九年時の源頼義・義家軍の陣場として伝承されてきた。ところが1925年菅野義之助氏によって陣場説は否定され、*そして1956年3月板橋源氏らの調査が行われ、平安初期の城柵跡とされた。板橋氏は、本遺跡を「前九年時に源義家が軍屯所に転用したという意味も含まれているのかもしれない」が、「蝦夷征討開拓期に関連するものであって、おそらく志波城か徳丹城から分遣され雫石川を北の隘勇線とみだてた頃の開拓基地」と結論された**その後、本遺跡は、歴史地理学などの考察を除き、あまり注目されないまま、また、大きな開発行為もなく推移してきた。

八幡殿陣場

開拓基地

しかし、全国的な大規模開発が次々に計画され、埋蔵文化財の破壊が飛躍的に増大する状況とあいまって、本遺跡も東北縦貫自動車道建設と圃場整備事業が計画されることとなった。東北縦貫自動車道は、本遺跡をルートからはずすことも可能であったともいわれるが、ルートが決定され、1976~77年岩手県教育委員会により、事前調査が実施された(第1・2次調査)。

第1・2次調査

調査の結果、先に板橋氏が外郭南辺土塁としたラインに築地寄柱列が検出され、また外周痕跡としたラインに大溝跡が検出された。ちょうど多賀城跡や胆沢城跡などの古代城柵官衙遺跡が東北史学界の関心事のひとつになっていたこともあり、この調査結果は、ただちに大きく取り上げられ、所在地の不明確であった志波城跡としてクローズアップされることとなった。そして、調査が進行するにつれ、多数の竪穴住居跡、掘立柱建物跡、井戸跡などが検出されてきた。この時点で遺跡の保存について検討されたが、ルートの変更はできず、当初計画で全面土盛であったものを、築地跡と竪穴住居跡密集区だけを高架方式とし、遺構の破壊をいくぶんでもおさえることとなった。しかし、遺跡の保存は単に地下遺構を破壊しなければ良いというものではなく、その景観もまた保存の対象になることを忘れてはならない。

志波城跡

* 1925菅野義之助「方八町は徳丹城の跡」『岩手毎日新聞』大正14年12月12日付。

** 1957板橋源「第三章二節太田方八丁遺跡」『盛岡市史』第1分冊2開拓期。

(2) 範囲確認調査

以上の経緯もあり、また、圃場整備事業や今後将来されうるであろう市街化の問題も残されていた。そのため、早急に遺跡の範囲を確認すると共に、その性格を把握し、文化財保護の立場から各種の開発計画との調整をはかる必要が生じた。そこで盛岡市教育委員会は、文化庁ならびに岩手県教育委員会の指導のもとに、昭和52～54年度の3年間に範囲確認調査を実施することとなった。

第1年次（昭和52年度）

第3次調査

岩手県教育委員会による第1・2次調査に引きつづき、範囲確認初年度第3次調査は内城地区の調査から開始した。当初、内城の位置もはっきりしなかったため、推定南北中軸線にのる微高地状の畑地に3本のトレンチを設定した。結果的にこの3本はそれぞれ内城南辺、東辺、北辺に関する遺構に当たっていた。ただし、この段階では南辺トレンチではSF510築地とSB510南門の一部を検出することができたが、東辺と北辺トレンチで検出された溝跡は築地が確認されず、築地に伴わない南辺のSD520もあり、区画施設そのものとは考えがたかった。また北東部で検出された建物跡のうちSB531は四面廂建物であり、SB532も斜柱をもつ特異な建物跡で、北東部の特殊な機能空間を思わせた。

第4次調査

第4次調査は、郭内域北東部（宮田地区）の住宅建替えに先立つ調査で、竪穴住居跡3棟などが検出された。1・2次で郭内域西部に多数の竪穴住居群の存在が確認されていたが、この調査区でも小面積ながら3棟が検出され、住居密集区の可能性を指摘することができた。

第5次調査

第5次調査は、推定されてはいたものの未確認であった外郭西辺の位置を確認するため長120m幅5mの東西トレンチを設定した。その結果、1・2次で確認されていた外郭南辺の築地外溝、外大溝に相当するSD170・070溝跡が検出され、官台線道路を西辺築地線と推定するに至った。築地および築地内溝は未検出である。

第6次調査

第6次調査も5次と同じく、外郭東辺位置を確認するため、長100m幅5mの東西トレンチを設定し、やはり築地外溝、外大溝を検出し、和賀（藤根）線道路を東辺築地線と推定するに至った。さらに、外大溝の両側に土塁状高まりがみとめられた。

第2年次（昭和53年度）

第7次調査

第7次調査は、外郭西辺付近の住宅建替えのため、西辺北部での外郭線および外郭外の遺構の確認を目的とし、長16m幅3mの東西トレンチを設定した。その結果、5次検出のSD070外大溝の延長を確認した。

第8次調査

第8次内城地区調査の目的は、内城区画線を確定すること、3次で一部検出された南門部の全容を明らかにすること、内城主要殿舎を確認することであった。その結果、3次で検出された東辺、北辺の溝は、それぞれ築地内外溝であること、内城規模は150m方形で、築地で画されていたこと、また南門跡は八脚門で、18m幅の大路が門の南にのびること、

さらに内城中央やや北寄りにS B 500 正殿跡が配されていること、などが確認された。この調査によって内城のアウトラインが判明し、本遺跡が城柵遺跡として、一般に知られるようになった。

第9次調査は、外郭北東部の林崎地区での住宅新築にかかる事前調査で、方八丁各遺構よりも時期の新しい竪穴住居跡9棟を検出した。当該地は太田方八丁遺跡外郭外にあり、また時期が明らかに異なり、遺跡としては別個のものにとらえられるため、小字名をとって林崎遺跡とした。

第9次調査

第3年次（昭和54年度）

第10次調査は、9次と同じく林崎地区の住宅新築に先立つ調査で、竪穴住居跡2棟と土壇1基を検出した。これらの遺構は、9次調査遺構とほぼ同時期である。とりわけ出土土器に特徴がみられ、多くの問題が提起されている。

第10次調査

第11次調査は、外郭東辺築地線とされる和賀（藤根）線道路が、外郭南辺とわずかながらも直角からふれるため、東辺北部での外郭位置を確認する目的で、長14m幅3mの東西トレンチを設定した。その結果、第6次検出のS D 130の延長を検出し、築地はやはり道路下にあることを確認した。

第11次調査

第12次調査は、内城地区西半に重点を置き、西門、西脇殿などの基本的施設、また北東部建物群に対応する北西部建物群の検出を目指した。その結果、西脇殿は検出されなかったが、内城西辺中央に位置するS B 570 西門跡、北東部建物群とは違った性格をもつと考えられるS B 571・574の北西部建物群が検出された。

第12次調査

第13次調査は、郭内城南東部の住宅建替えに先立つ調査で、竪穴住居跡の存在が予想されたが、時期不詳の掘立柱建物跡が検出されただけである。

第13次調査

第14次調査は、外郭南辺のドテツパタケの遺構残存状況を確認することを主眼においた。その結果、築地本体の残存があまりないことがわかり、築地が削りだしと掘込みとによってつくられていることも確認された。また、築地内外溝、外大溝のほかに築地をまたぐ、S B 121 櫓跡、外郭施設より古いS I 011 竪穴住居跡を検出した。

第14次調査

(3) 保存管理調査の開始

3年間の調査の結果、本遺跡が奈良～平安初期に造営された城柵遺跡の類型にあてはまることが確認された。そして日本後紀や日本紀略に記載のある「志波城」跡と考えると、何ら矛盾のないことも判明した。さらに進めて本遺跡を積極的に「志波城跡」とする意見も大勢を占めるに至った。このことをふまえ、また本遺跡を国指定史跡として永く保護し、活用するため、保存管理に関する発掘調査を実施することとなった。この調査は、昭和55～59年度にわたる5カ年調査である。

第1年次（昭和55年度）

第15次調査として外郭南門部を調査した。これは保存のための土地買収にあたり、外郭

第15次調査

II 調査の経過と方法

南辺の遺構のあり方を確認するため、実施した。その結果、五間門の南門が確認され、また内城につながる大路側溝や南門外にのびる外大路側溝が検出された。これにより本遺跡の大きな規模と共に注目されることとなった。

第16次調査

第16次調査は、郭内北部（吉原地区）の個人住宅建替えにかかる調査で、ほぼ遺跡南北中軸線上にのる地区のため、大路側溝などの検出が期待された。調査の結果志波城以前の竪穴住居跡などが検出された。

第17次調査

第17次調査は、郭内南西部の高圧鉄塔建替えのための調査で外郭西辺築地内溝と竪穴住居跡を検出した。

調査の進行中、現地説明会を開催したり、見学会などの場に提供したり、多くの方々に遺跡への理解を深めていただくよう配慮した。また調査関係者には、ガリ刷りB5判の調査速報『太田方八丁』を276号まで発行したが、多忙な日常の中での発行も容易ではなくその効果が充分であったとはいいがたい。

(4) 調査体制

調査の実施にあたり、次のように調査委員会、調査団を組織した。発掘調査の遂行には、現地太田地区の多くの方々のご協力とご支援をいただいた。

調査委員会	工藤 圭章	奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡調査部長
	森 嘉兵衛	岩手大学名誉教授、盛岡市文化財保護審議会委員
	板橋 源	岩手大学名誉教授、盛岡市文化財保護審議会委員
	菅原 一郎	岩手県教育委員会文化課長（昭52、53）
	熊谷 正男	岩手県教育委員会文化課長（昭54～）
調査団団長	若生 昭三	盛岡市教育委員会社会教育課長（昭52～54）
	水本 光夫	社会教育課長（昭55～）
総括	吉田 義昭	文化財専門員
調査員	八木 光則	社会教育主事
	千田 和文	〃
補助員	高橋 文明	（現在和賀郡江釣子村教育委員会主事）
	武田 将男	（現在宮古市教育委員会主事）
事務局	阿部 司	盛岡市教育委員会社会教育課課長補佐（文化係長・昭53）
	吉田 久志	課長補佐（文化係長・昭54）
	高八卦潤文	管理係長（昭52）
	及川 清三	管理係長（昭53～55）
	南黒沢幸雄	社会教育主事
	阿部 栄子	主事
	千葉 良高	〃
	菊池 義尚	文化財調査員
	小野寺時美	〃

第3表 発掘調査成果一覧表

	年度	回数	調査地区	調査期間	面積	調査成果
範囲 確認 調査 (三 カ 年 事 業)	51・52	1・2	東北自動車道 (県文化課調査)		69,000㎡	・外郭南辺築地跡を検出し、古代城柵跡と確認。郭内域から164棟の竪穴住居跡検出。 ・この調査により、志波城跡として大きくクローズアップされる。
	52	3	内城地区	7/4~10/1	1,500	・内城の位置を確認。
		4	宮田地区	10/3~11/6	186	・竪穴住居跡を検出し、東郭内で住居密集区の確認を確認。
		5	外郭西辺南部	10/7~11/23	600	・外郭は二重で、築地と外大溝で区画されていることを確認。
		6	外郭東辺南部	11/11~11/26	500	・遺跡の範囲は940m四方であることを確認。
	53	7	外郭西辺北部	4/10~4/17	48	・東辺築地線は県道と賀線、西辺築地線は市道官台線、南辺築地線はドテツバタケ。
		8	内城地区	4/24~11/10	3,062	・南門や正殿跡を検出し、国府などと同じ構造であることを確認。 ・内城が築地で区画され、他に例をみない一辺150mの大きな規模であることを確認。
		9	林崎地区	8/29~10/3	270	・方八丁北東部にやや時期の新しい集落跡を確認。
	54	10	林崎地区	4/9~5/12	268	・方八丁北東部にやや時期の新しい集落跡を確認。
		11	外郭東辺北部	5/21~5/31	42	・外郭北部でも、築地が道路の下であることを確認。
		12	内城地区	7/2~10/12	1,447	・西門を検出、内城の基本的構造がより理解される。 ・内城北半の建物群を検出、大規模な内城により多くの施設をとりこんでいることを確認。
		13	郭内城南東部	9/17~10/1	106	・掘立柱建物跡を確認。
		14	外郭南辺	11/6~12/2	564	・ドテツバタケにおける築地の残存状況を確認。 ・築地の構造や櫓の位置などを確認。
	保存 管理 調査 (五 カ 年 事 業)	55	15	外郭南辺	4/14~7/31	931㎡
16			郭内北部	7/8~8/13	244	・志波城造営以前の集落の確認。竪穴住居跡1棟、溝5条、土坂14基。
17			郭内南西部	8/1~8/11	687	・外郭西辺市道官台線東側に築地内溝、竪穴住居跡を確認(プラン検出のみ)。
合計					79,455	

II 調査の経過と方法

第4表 発掘調査行程表

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1~3月
第1年次(昭和52年度)	第3次				調査開始 南門跡検出	四面廂検出 (埋戻し)	現地説明会	内城地区		埋戻し	
	第4次							遺構検出	郭内北東部		
	第5次							溝跡検出	現地説明会	埋戻し	外郭西辺
	第6次								溝跡検出	埋戻し	外郭東辺
第2年次(昭和53年度)	第7次	外郭西辺 溝跡検出									
	第8次	南西部検出		南門跡検出	現地説明会	正殿跡検出	北東部検出 (埋戻し)	正殿跡確認 建替	現地説明会	埋戻し	内城地区
	第9次						住居跡検出	林崎遺跡			
第3年次(昭和54年度)	第10次	林崎遺跡 土城検出 住居跡検出									
	第11次		外郭東辺 溝跡検出				埋戻し		埋戻し		
	第12次				西門跡検出		現地説明会	埋戻し	内城地区		
	第13次						建物跡検出	郭内南東部			
	第14次								築地跡検出	埋戻し	外郭南辺

2 調査方法

(1) 発掘調査

「元来発掘なるものは古代の人類の蓄積した生命をば、或る意味に於いて破壊するのであるから此の破壊に代るべき、学術的效果を挙げなければ、其の罪障を償い、破壊を變じて建設とすることは出来ないのである」(浜田耕作)。

発掘調査自体も遺構を破壊するものであることは多言を要しない。そして遺跡の保護にはできる限り当時の状況を保存することが最も望ましい。一方遺跡の保護活用には、その遺跡の考古学的理解も必要であり、そのための発掘調査も要求される。本遺跡の調査は、個人の既存住宅の建替えなどによる事前調査以外は、遺跡の保存のために実施するものであり、遺構を完全に掘りさげる必要はないと考えられる。また、一方で発掘調査によって個々の遺構の構造や性格を明らかにし、遺跡総体を理解することも必要である。これらのことから調査は、できる限り検出するだけにとどめ、遺構の構造を理解する上で不可欠な場合に掘り下げることとした。

現状保存と保護
活用

そして調査区の設定は、それぞれの調査目的と計画にしたがって調査区を設定した。初年度は調査座標(平面直角座標)にそったトレンチを設定したが、遺構軸線が東に6~7°ふれるため、2年次目から、ほぼ遺構軸線にそって現地形を基準に調査区を設定した。メッシュデータのためのグリッドも図上で設定していたが、遺物の出土等も少なく、現地では、十分に活用することができなかった。なお調査区細部の決定は、実際には農作物の植付けや地権者の了解などによっている。

調査区の設定

ところで、発掘調査の眼目は記録である。発掘調査そのものが結果として遺構を破壊する以上十分な記録がなければ乱掘となり、また調査内容が調査者以外にも理解されうる記録がなければ、発掘調査は徒労となる。そして調査における結論は細部の実証から導き出されるもので、重複する遺構の新旧関係は平面と土層断面で示され、遺構と遺物との関係は埋土の状況と平面位置とから理解される。そういった内容が記録されて始めて調査は成立する。したがって調査の精度は記録の精度によると言っても過言ではないだろう。しかし発掘調査の記録には、実測図(第一原図)、調査カード、写真がある程度で種類は多くない。そのためそれぞれの記録の充実に配慮がなされる。

発掘調査の記録

本遺跡調査では遺跡全体をカバーする調査座標に基づいた遣り方を設定し、それにより遺構平面図を作成している。平面図には必要に応じて10cm等高線も実測している。

実測図の作成

平面実測は、複数の調査者でも、遺構の壁や底面を検出するのと同じく、大きな差はあまりないと考えられるが、土層断面実測では個人差が著しい。このため本遺跡調査では、できる限り複数の調査員の合議によっている。その際の留意点は、遺構掘込面・堆積状態、堆積土、各層位の先後関係などである。また層相の観察は一般的に主観的になりがちであるが、より客観化するため、観察項目を決め土色帖などを利用している。観察項目は、基

土層の観察

II 調査の経過と方法

本土（土性・土色）・混入土（土性・土色・混入状態・混入割合）・硬さ・しまり・層の構造・カーボンなどの混入・その他である。

調査カード記録

調査カードは実測図や写真と重複する記録であるが、自らの手でスコップや移植ゴテを握った感触を書きとめ、多岐にわたる調査情報や問題点を整理しながら記録し、さらに新たな問題意識をもって再び遺構と取り組むという調査過程の中で大きな効果をもつものである。また経過を細かに記録するという点でも重要な記録である。本遺跡では、日誌式のB5判カードを使用し、遺構ごとに記録している。場合によっては1遺構数10枚のカードが集積されることもある。なお冊子になっている野帳は、測量の際のレベルブック類のをぞき、使用していない。

記録写真撮影

写真は、実測図や調査カードと相互補完的な効果あるいはそれ以上の記録性がある。各遺構や遺構間の関係を立体的に記録でき、また修正のできる実測図とちがって、トリミング以外にほとんど修正しない調査写真は、客観的で理解しやすい記録となるものである。本遺跡では、35mmモノクロ・カラースライド、フローニー判モノクロ・カラースライドで撮影している。

なおこれらの記録方法には問題点も多く残されており、逐次改善していきたいと考えている。

(2) 平面位置・遺構・土層の表示

平面位置の表示

平面位置の表示のため調査座標を設定した。調査座標は、遺跡が広大であり調査も長期にわたり、また調査の公共性と精度も要求されることから、平面位置を表示する平面直角座標第Ⅹ系を準用することとした。準用にあたっては、座標軸方向はそのままであるが、数値は桁数が多く煩雑になるため、原点移動した。調査座標原点は、遺跡のほぼ中心部に図上で設定し、遺跡内に埋設した14点の基準杭から、各地点の座標を求めることができるようになっている。また座標の表示にはRを冠し、特にことわりのない限りメートル単位とし、mを略している。

なお調査座標軸は遺跡軸線と異なっており、遺構相互の関係を把握するには不適合である。そういった場合には、遺跡軸線にそうように三角関数を用いて座標変換している。例えば外郭線東西間の距離や内城各施設相互の距離などは、この方法で求めたものである。また建物跡主軸角度も三角関数によっている。

標高の表示

高さの表示には、標高値をそのまま使用している。遺跡周辺の標高値はおおよそ130～133mである。

遺溝の表示

遺構の表示には、略号を用い、すでに調査の進められている他の城柵遺跡とおおむね共通するよう配慮した。まず遺構の種類をアルファベットで表し、個々の遺構番号は3桁のアラビア数字で表示し番号は地区ごとにまとめた。また予想される遺構には、あらかじめ記憶しやすい番号を用意した。ただしこの略号は城柵官衙遺跡には適するが、集落遺跡では不適であり、林崎遺跡のような集落遺跡（Residential Site）については、R記号を用いた。

第5表 基準点座標一覧表

基準点	R X	R Y	H	視 準 角 度	(方位標)
1	+ 505.705	- 361.180	130.612	2 ~ 180° 21' 50"	
2	+ 282.983	- 362.595	131.201	3 ~ 176° 30' 51"	
3	+ 103.997	- 351.692	131.856	4 ~ 181° 44' 26"	
4	- 91.424	- 357.630	132.490	3 ~ 1° 44' 26"	
5	- 308.810	- 356.110	132.350	4 ~ 359° 35' 58"	
6	- 159.840	+ 11.327	131.151	6 - 1 ~ 0° 17' 20"	113° 02' 18"
6 - 1	- 37.230	+ 11.945	131.002	6 ~ 180° 17' 20"	123° 18' 36"
7	- 285.841	+ 418.922	130.850	7 - 1 ~ 95° 53' 31"	129° 00' 52"
7 - 1	- 297.446	+ 531.374	130.255	7 ~ 275° 53' 31"	173° 11' 14"
8	+ 78.81	+ 484.63	130.203	9 ~ 238° 16' 52"	172° 41' 17"
9	- 68.13	+ 246.89	130.427	8 ~ 58° 16' 52"	137° 23' 15"
10	+ 247.47	+ 73.93	130.815	9 ~ 151° 16' 33"	143° 37' 39"
11	- 63.86	- 292.99	132.565	12 ~ 142° 04' 22"	111° 23' 27"
12	- 396.03	- 34.15	131.714	11 ~ 322° 04' 22"	89° 36' 58"

註1 $R X \pm 0 = X - 35\ 000$ $R Y \pm 0 = Y + 23\ 700$

註2 方位標は大宮中学校屋上避雷針 (R X - 385.47 R Y + 541.89 H 147.48)

第6表 遺構記号一覧表

遺 構	記 号	位 置	番 号
柱 列	S A	外郭築地線より外側の遺構	001~099
建 物	S B	外郭築地線および付属遺構	100~199
	S C	外郭築地線より内側の遺構	200~499
溝	S D	内城地区の遺構	500~599
井 戸	S E	中世以降の遺構	800~899
築地・土塁	S F	南辺に関する遺構	下2桁10~29
竪穴住居	S I	東辺に関する遺構	下2桁30~49
	S J	北辺に関する遺構	下2桁50~69
土壇・竪穴	S K	西辺に関する遺構	下2桁70~89
そ の 他	S X		

第7表 土層層相記入法

	層 群	各 層 位
自 然 層	ローマ数字大文字	アルファベット小文字
遺 構 埋 土	アルファベット大文字	アラビア数字小文字
基 本 土	土色, 土性	
混 入 土	土色, 土性, 混入割合, 混入状況 (粉状, 粒状, 塊状, 層状)	
か た さ	(堅, 堅~中, 中, 中~柔, 柔)	
し ま り	(密, 密~中, 中, 中~疎, 疎)	
構 造	(粉状, 粒状, 塊状, 層状)	
混 入 物	(遺物, 炭, 焼土, 礫, その他)	
そ の 他		

II 調査の経過と方法

層名の表示

土層の層名は、遺構埋土は層群ごとにアルファベット大文字、各層ごとにアラビア数字小文字で示し、自然層は層群ごとにローマ数字大文字、各層ごとにアルファベット小文字で表記した。自然層は地学的な区分のため、遺構掘込面など考古学的な層区分とは一致しない。なお概報および本報告書では層群を明記したが、各層位については割愛している。

(3) 資料整理

調査事実の確定

調査によって判明した事実を整理（分析総合）し、調査事実を客観的事実として確定化することが整理の目的である。野外での発掘調査で集積された調査日誌、実測図、写真などの記録類には、調査員個々人が了解していても、第三者には、ほとんど理解できない場合や複数の記録に矛盾点がある場合も少なくない。これらを整理して事実の客観化を図るのである。また遺物についても遺構との共件や出土状況などを再整理し、遺物の史料化を図り、その上で、形態、型式分類へと進む。そして基本的にこれらの資料の永久保存を目指すことが必要である。

整理のシステム

こういった考え方にに基づき、次のように整理作業を実施した。それぞれ収納保管し、遺物を除き常時閲覧できるようになっている。

- 〈図面〉 第1原図点検・修正→第1原図台帳登録→第2原図（B2判）作成
→第2原図台帳登録→永久保存用全体図（A0判アルミケントに $\frac{1}{100}$ スケール）作成
- 〈写真〉 ネガ・ベタのアルバム整理→ナンバリング→台帳登録→焼増（キャビネ判）→アルバム
- 〈遺物〉 出土状況などの点検・洗浄・ラベリング→接合・復元→形態・型式区分
→台帳登録→実測・拓本→遺物カード作成
- 〈調査カード〉 遺構別分類→加筆、修正→ファイリング

報告書の作成

これらの資料整理を経て、報告書を作成する。本遺跡の場合、各年度ごとに概報を作成しているが、概報ではあるも、調査成果を詳細に報告して利用者の利便を図ってきた。これは、調査成果のすみやかな環元を図るためである。そして本書のような総括的な正報告書を刊行する。この正報告書の刊行については、いろいろな考えがあるが、今後の調査も一定地区に限定できず地区ごとのまとまった報告がむずかしいこと、また通年継続的な整理研究の体制がとれず、調査事業の区切りにあわせなければ正報告書刊行の時期を失することなどから、本書の形となった。

III 遺跡の環境

1 地形・地質

(1) 遺跡の位置

盛岡は、東の北上山地と西の奥羽脊梁山脈の間の北上川がつくりだす北上平野の北端に位置する。北上川は南流するうちに多くの河川と合流して水量を増していくが、その最初の大河川雫石川、中津川と合流することによって幅広い平野部を形成する。その雫石川は脊梁山脈から東進し、雫石盆地を形成するが、鳥泊山と箱ヶ森にはさまれた北の浦付近で急激に流路をせばめられる(北の浦狭窄部と仮称)。この狭窄部をぬけて北上盆地にはいり、北上川と合流する。狭窄部から合流点まで約9kmをはかる。本遺跡は、狭窄部から東へ約6kmの地点にある。現在の雫石川は遺跡の北約2kmを東流している。

北上川と雫石川

地区名でみると、遺跡東半の下太田と西半の中太田に大きくわかれる。地番は盛岡市下太田字宮田(遺跡の北東部)・字方八丁(東半)・字新堰端(外郭南辺東半)・中太田字吉原(北西部)・字小沼(外郭西辺北部)・字方八丁(西半)・字法丁(北西部)・上鹿妻字五兵衛新田(外郭南辺西半)・本宮字林崎(外郭東辺北部)・字大宮(外郭東辺南部)地内に所在する。方八丁の小字名が下太田と中太田にみられるが、両者は隣接し遺跡のほとんどをこのふたつの方八丁が含んでいる。

(2) 雫石川以南の地形

奥羽山系から東流する雫石川は、雫石盆地から北の浦狭窄部を経て北上盆地に入るのがあるが、狭窄部以西は多くの急流小支川をあわせ雫石川水系を形成し、水量を豊かにして狭窄部につきあたる。その勢いで狭窄部付近に土砂の沈下堆積が生じ狭窄部以東の平坦な地形とあわせ、流路の転換の原因となっている。この流路の転換は、現雫石川の右岸で行われることが多く、左岸はほとんど雫石川の河道になってはいない。これは左岸に岩手火山を供給源とする火山砕流堆積物・火山灰層をのせる台地や段丘が発達していることによるものである。このように雫石川流域は、狭窄部以西・以東左岸・以東右岸と景観を異にしている。

雫石川流路の転換

狭窄部以東右岸、すなわち本遺跡の位置する地域は、雫石川の旧河道がいくすじも認められる沖積段丘(砂礫段丘Ⅲ)である。旧河道は明らかに連続する大きなものは4条あり、このほか細かな網状の旧河道も多く観察される。大きな旧河道の右岸に比高差の小さい自然堤防ともみられる河岸段丘が形成され、南から現河道にむかって低くなっており、河道

III 遺跡の環境

複雑な河道変遷

が北進したことを物語っている。ただし、網状の旧河道は複雑な河道の変遷を示しているものと考えられる。また、旧河道右岸には、自然堤防そして旧河道の北岸は南岸ほどの比高差はないものの微高地となっており、遺跡立地と符合する。

この沖積段丘は、水成砂礫層を基底にし、水成シルトがそれをおおっている。シルトは層厚や層相が一様ではなく、シルト層内に腐植土（あるいは火山灰か）を介する地点もあり、長期にわたる堆積とみられる。またこのシルトは旧河道ばかりではなく、微高地などにも堆積し、平安時代前半の竪穴住居を埋没せしめている場合もある。つまり雫石川沖積段丘は、雫石川が周辺山地から供給する砂礫やシルトによって堆積され、それをさらに河道の定まらぬ雫石川による下刻や堆積のくりかえしが行われてきたのである。さらにその南の沖積段丘も北上川や小支川の河道痕跡が観察されている。すなわちこの地域の沖積段丘は常に河川の影響をうけた不安定な地形であったということができよう。

不安定な地形

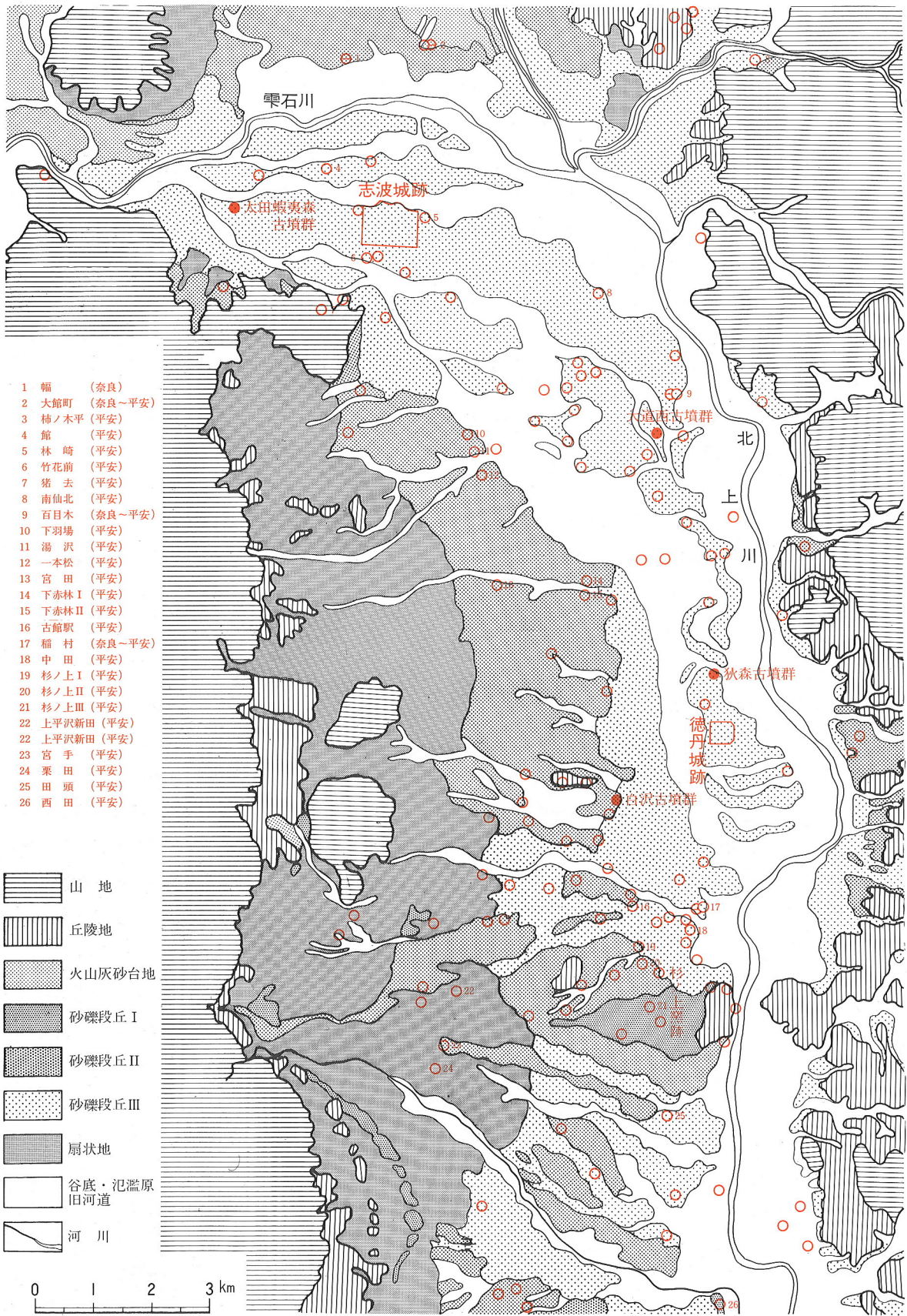
この不安定な雫石川沖積段丘は山地のきわまでおよんでいるが、雫石川の影響がない南部の北上川右岸では、上位の段丘や扇状地がはっきりみとめられるようになってくる。沖積段丘より上位の中位段丘（砂礫段丘II）は、東西2.5km前後の幅をもち、東流し北上川に注ぐ小河川によって開折され、段丘面が分割される特徴を有している。特に第2図南半では分割が顕著にみとめられる。この中位段丘と沖積段丘とは明瞭な比高差がある。さらに上位の高位段丘（砂礫段丘I）は断片的にしかみることができない。かわって中位段丘の後背、脊梁山脈の東麓部には大規模な複合扇状地が発達している*。

(3) 遺跡と地形

本遺跡は、雫石川の旧河道が認められる沖積段丘（砂礫段丘III）上にある。この沖積段丘面上には、古墳～平安時代の遺跡がたくさんみられる。後述する末期古墳群はほとんどこの低位の沖積段丘上に立地している。白沢古墳群だけが中位の段丘（砂礫段丘II）の突端部に位置しているが、下位との比高差は少なく、景観上低位に近い。また現在確認されている奈良時代の遺跡は、雫石川以南では沖積段丘上にみられるのに対し、以北では中位段丘上に立地している。これは雫石川以北の低位段丘が未発達なためである。

城柵遺跡は、本遺跡と徳丹城跡があるが、共に沖積段丘面上にあり、旧河道が複雑にはいりこんだ地形に立地している。平安時代の遺跡は、その数も多く、各段丘上に立地している。低位の沖積段丘から中位段丘、さらにその後背に広がる扇状地にかけて広く分布している。この場合でも扇端部や谷底平野の直上などの地形のかわりめに立地するのが一般的である。なお本遺跡の南から徳丹城跡の西にかけてみられる旧河道は圃場整備などで地形が変わってしまい、現在その幅や細部を復元することができない。そのため、第1図で旧河道に遺跡をドットしているが、これは、河道縁辺に残された小段丘上に立地しているものである。北上川以東の古代遺跡は少ない。

* 1976・78岩手県企画開発室「日誌」「盛岡」『北上山系開発地域土地分類基本調査』および現地踏査、航空写真などによる。



第1図 地形分類と遺跡分布

(4) 地質

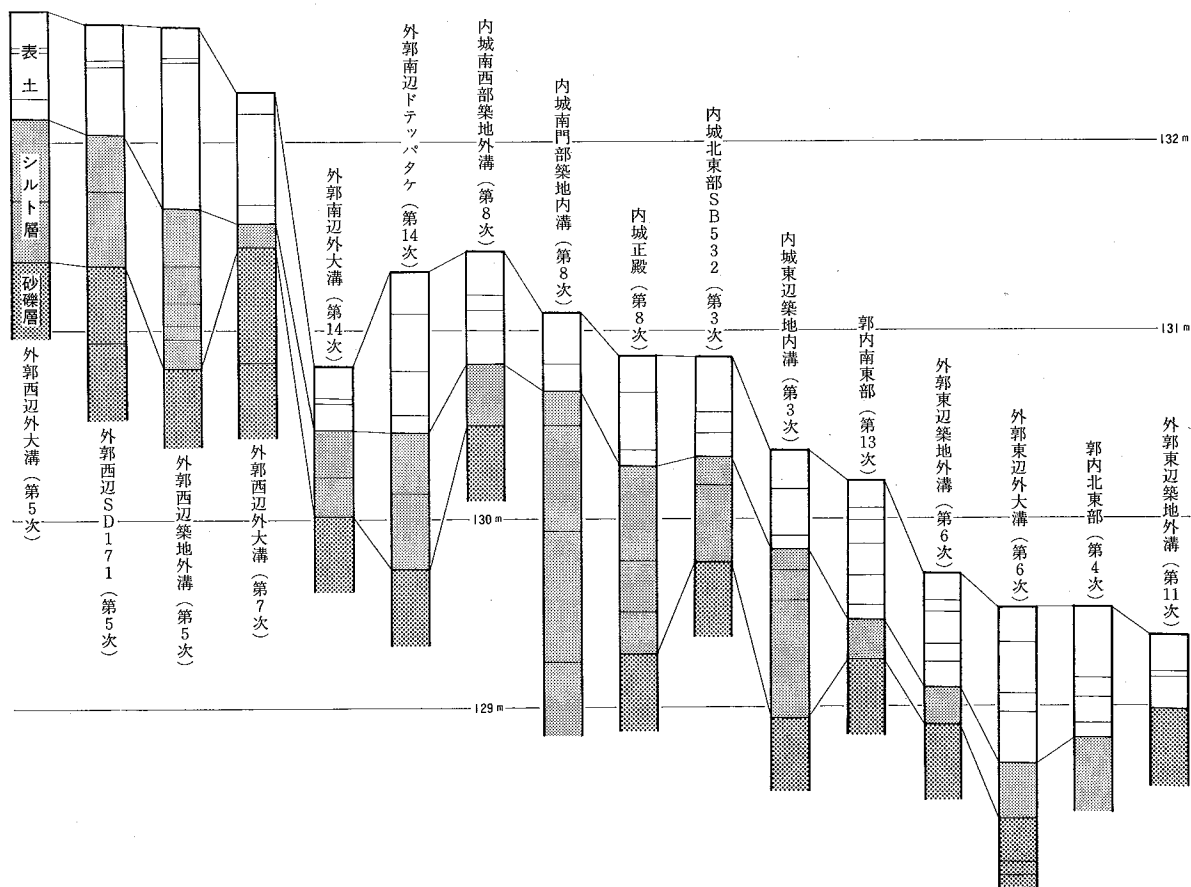
前述のとおり、本遺跡は河川の影響を強く受けた不安定な沖積台地にあり、水成層が基底をなしている。その上をやはり水成のシルトがのり、表土がそれらをおおっている。基本層は概ねこの3層にわけられる。

I層（表土）—— 腐植土や黒色火山灰からなる表土。黒色～黒褐色を呈し、耕作土からシルト漸移層までを包括。地点により異なるが2～7層に細分される。

II層（シルト層）—— 水成シルトからなる層で、暗褐色～褐色を呈する。外郭南辺と西辺では、このシルト層中の黒色～黒褐色土層の介在が観察されている。2～8層に細分され、地点により層相や層厚は一定していない。

III層（砂礫層）—— 基底をなす水成砂礫層で、砂の精粗、礫の量や大きさで、数層に細分される。

下図は、発掘調査された溝や建物掘方の壁の観察による土層柱状図である。各地点とも



第2図 土層柱状図

大略3層にわかれるが、砂礫層の上面高は一定しておらず、層厚や層相も地点によって異なっている。しかも隣接する地点で大きく相違する例も少なくない。さらに外郭南辺付近では砂礫層の急激な立ちあがりがあり、東西方向の小規模な自然堤防が形成されている。

不安定な砂礫層

遺構上面は、耕作土で削られている場合がほとんどで、したがって耕作土直下での遺構検出が可能である。ただし後世のはげしい攪乱があったり、溝や土壇などの埋土が黒色土層と酷似する場合は、シルト漸移層上面で検出することもある。また一般的に遺構底面は、外郭外大溝が砂礫層を掘りぬき、築地内外溝や建物掘方は砂礫層上面を底面としている特徴がある。

遺構掘込面

遺構埋土は、自然堆積の場合ほとんどが黒色火山灰であるが、埋土上面を削るように堆積する水成シルトと黒色火山灰層中に介在するいわゆる粉状パミスについてふれておきたい。まず、本遺跡は後述するように外郭と内城とが築地で画されているが、水成シルトがみられるのは外郭線と内城の築地外の溝埋土上面に限られている。築地内溝には堆積しておらず、しかも標高の高い西辺と南辺にのみみられ、低い東辺や北辺にはみられないのである。このことから、シルトの流入が南西方向からのものであり、その時期は溝がほとんど埋没しおわる時期から築地が大きく崩壊する以前の間と考えられるのである。さらに少なくとも二度にわたる溝埋土を削るシルトの流入が外郭西辺や内城南辺で確認されており、かなり急激な流入、洪水があったものと考えられる。なおシルトの流入が、外郭築地内溝におよんでいない内城築地外溝に流入していることから、外郭築地が堤防としての機能を全うしたとは考えがたい。今後の調査の進展によって築地の欠壊箇所が判明するものと思われる。

水成シルト堆積

内城に及ぶ洪水

次にいわゆる粉状パミスについてであるが、この呼称のほか灰褐色火山灰などとも呼ばれている。色調はおおむねにぶい黄橙色を呈し、径1mm以下のややあらい砂質土である。本遺跡では底の深い築地内外溝など比較的深い遺構の埋土にみられるが、高さや層厚は一定していない。また同一遺構であってもその堆積は一様ではない。

粉状パミス堆積

この種のパミスは、盛岡周辺では、時期の異なる太田蝦夷森古墳群（本遺跡の西約3km）の古墳周溝埋土や厨川柵擬定地（本遺跡の北東約3km）の大溝埋土でも検出されている。前者は8世紀、後者は11世紀の遺構と考えられており、盛岡周辺のパミスの降灰は少なくとも8・9・11世紀の3期にわかれる可能性が非常に強い。

8世紀の降灰の類例は、近隣地域で矢巾町白沢古墳があり、ややはなれて江釣子村猫谷地古墳群などがあり、古墳周溝からの検出例は多い。また岩手町仙波堤遺跡の竪穴住居跡埋土にもあり、さらに馬淵川流域の県北地方でも該期の竪穴住居跡に多量の堆積がみとめられている。県北地方のものは十和田a層と呼ばれているが、発掘担当者の一部で岩手県内すべてのパミスを生和和a層とするむきもあるが、すべてを生和和起源とする根拠にとぼしく、地質学上の慎重な検討が望まれる。なお本遺跡や白沢古墳のパミスを分析された井上克弘氏によれば、秋田焼山の起源をもつとのことである*。

8世紀の降灰

9世紀の降灰の類例は、都南村百目木遺跡住居跡埋土やかまど内にみられる。出土土器

9世紀の降灰

* 1980井上克弘「秋田焼山火山墳出物の¹⁴C年代」『地球科学』34-2など。

III 遺跡の環境

から9世紀後半と考えられる。また胆沢城跡の9世紀後半の大溝でも検出されているが、本遺跡のものと同起源、同時期か否か検討を要する。11世紀の降灰の類例は不明である。

いずれにしても、バミスを「鍵層」とするには、まだ解決しなければならない問題があり、今後地質学の成果だけをうのみにすることなく、考古学的検討も十分に展開されるべきであろう。

2 歴史的環境

(1) 末期古墳群（7・8世紀）

盛岡周辺の遺跡は、縄文時代とりわけ中期の遺跡数が多いが、弥生時代以降遺跡数が激減する。これは北上川上～中流域に共通する現象であり、急激な気候の変化などの要因が考えられる。そして7世紀あたりから徐々に遺跡数も増え始め、7・8世紀には古墳群が築造されるようになる。この古墳群は日本の古墳の中では最終末のものであり、形態的にも他地域、他時期のものと異質である。

古墳群の分布

岩手県内の末期古墳群は第4図のような分布を示している*。ただし墳丘が小さく破壊されてしまった例もかなりにのぼると推測せられ、多数の墳丘が分布している江釣子古墳群（八幡・猫谷地・五条丸各支群）や西根古墳群（鳥海・道場各支群）のほかにも大きな古墳群があったと思われる。したがって分布はもっと密であったろう。

そういった資料的制約はあるものの、古墳群の分布は北上川上～中流域に集中している。沿岸部ではまったく確認されておらず、また県北の馬淵川流域での例は少ない。経済的基盤を含めた社会体制の相違がうかがえよう。

100基以上の墳丘

岩手県内の古墳群は、宮城県にまたがる西磐井郡花泉町杉山古墳群では100基以上の墳丘が確認されており、盛岡市太田蝦夷森古墳群・花巻市熊堂古墳群・和賀郡江釣子古墳群・胆沢郡金ヶ崎町西根古墳群なども墳丘数が多く、100基あるいはそれ以上であったと思われる。

古墳の形状

個々の墳丘は、径7～10m高さ1m内外の小規模な円墳で、一方に開口部をもつ周溝がめぐらされている。主体部は、人頭大以上の河原石を乱石積した横穴形石室と石組をもたない墓壇とがある。前者の横穴石室には、割石を用いた杉山古墳群の例もみられるが、大半は河原石である。横穴形であるも羨道はせまく、機能的には竪穴形であり、形式的横穴である。後者の墓壇には、床に木炭を敷きつめた例も多く、この墓壇は、浮島・谷助平両古墳群にみられ、北上川上流域以北の特徴と考えられる。ただし近年の調査で白沢古墳群も墓壇であることが確認されている。出土遺物は、蕨手刀・直刀や鉄鏃などの武具・銚帯金具や勾玉・管玉などの装身具のほか、和銅銭も副葬されている。土器は土師器・須恵器

* 諸書に岩手県内の古墳は多く紹介されているが、中～近世の墳墓などもあり、本稿では調査で古墳と確認されているもの、または副葬品の出土があったものに限った。

である。なお横穴形石室と墓塚との副葬品の差は明確ではない。

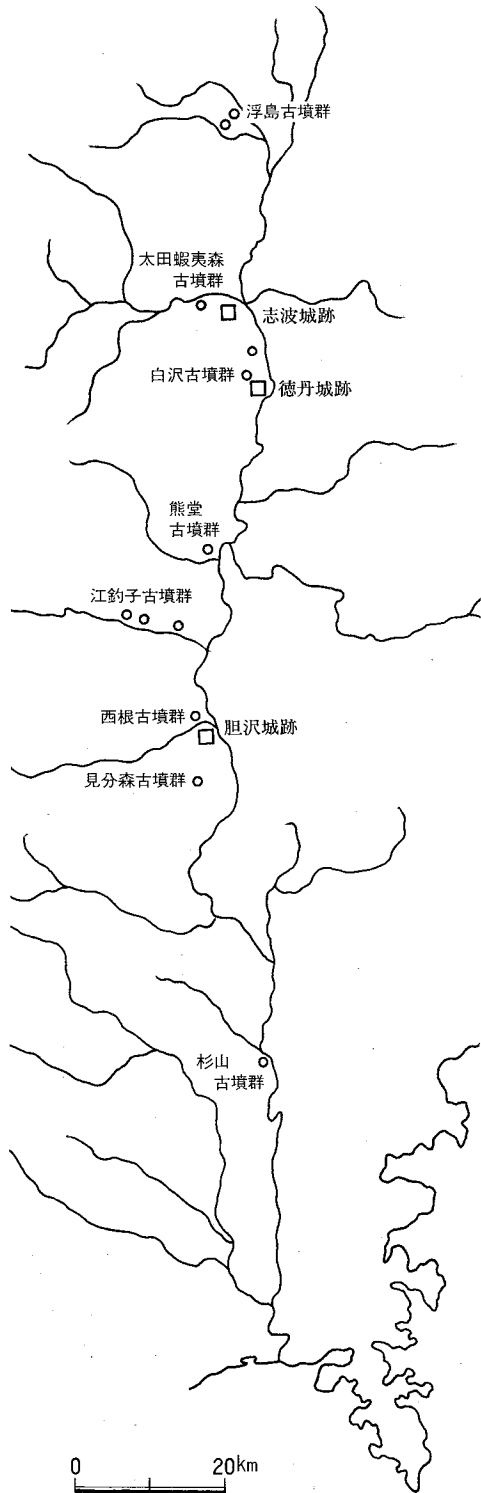
太田蝦夷森古墳群は、本遺跡の西方約2kmの位置にある。開田などにより墳丘が削平されてしまったが、明治中頃に約40基が確認されている。このうち3基が発掘された*。墳丘

太田蝦夷森古墳群

は不明であるが、河原石をつみあげて幅0.6m長2~3m高0.5mほどの石室空間を設けている。床には円礫をしきつめ、切子玉・丸玉・勾玉・ガラス小玉や銚帯金具・「和銅開珎」を副葬していた。また発掘によるものではないが、直刀や蕨手刀も出土している。蝦夷森古墳群の特徴のひとつは、横穴形石室の北限にあたっていることで、これより北の古墳群は墓塚が主体部となり、またこれより南の古墳群は、白沢古墳群をのぞき、すべて横穴形石室となる。白沢古墳群の場合、他との大きな時期差は考えられず、異質である**。後考をまちたい。

ところで、この7・8世紀を中心とする古墳群と城柵との関係であるが、必ずしも城柵の設置される特定の地域と古墳の分布とは一致をみない。むしろ次の世紀に城柵が設置され、統治管轄される範囲こそが、古墳群（とりわけ横穴形石室をもつ古墳群）を築く一定秩序をもった社会と考えられるのである。その中でも特に本遺跡と太田蝦夷森古墳群との隣接が大きな意味をもっていると推測される。すなわち、本遺跡は後述のとおり城柵遺跡であるが横穴形石室を営む最北端の地域に最北端の城柵を設置したわけで、中央勢力のさらなる北上が当初から企図されていたのではないだろうか。

古墳群と城柵



第3図 北上川流域の末期古墳群の分布

* 1969盛岡市教育委員会『盛岡市上太田蝦夷森古墳』

1970盛岡市教育委員会『盛岡市上太田蝦夷森古墳第二報』

** 1980岩手県教育委員会(朴沢正耕編)「白沢遺跡」『東北新幹線関係埋蔵文化財調査報告書』V

III 遺跡の環境

8世紀の集落

この時期の竪穴住居跡は、近年多数検出されている。しかし盛岡周辺に限ってみるとあまり多くなく、しかも8世紀にくだる住居跡であり、古墳と村落との関係がよくわからない段階である。ただしこれは遺跡数が少ないのではなく、調査例が少ないためであり、今後の調査の進展に期待したい。村落の構成について、多数の竪穴住居跡が調査された百目木遺跡の例をみてみたい*。8世紀の住居跡は36棟が検出され、床面積30~60㎡の大形住居（8棟）と10~20㎡の小形のもののがほとんど重複せず、近時的に共存していることが確認された。大形住居は明確な4本柱の柱穴と、玉類や紡錘車などの出土が特徴である。そしてかまど方向が大形小形をとおして北向きのものがほとんどで、小形の3棟だけが東向きである。この3棟のうち2棟の住居跡から紡錘車が出土しており、東向きかまどの特徴を物語っているようである。

百目木遺跡

百目木遺跡では、この時期のほか9世紀後半の住居跡も検出されているが、いくつかの点で相違がみだされる。住居規模では、大小の差が明確でなくなり平均化し、かまど方向では北~東~南向きとなり、出土遺物では玉類や紡錘車がみられなくなってしまうのである。この両者の差は、8世紀村落がその基本単位に大小の家屋をセットとする「家族」があり、さらに末期古墳群を造営しうる強い共同体的結合によって維持され、9世紀村落ではそういった村落共同体が変質してしまったためと考えられる。なおこういった村落の変遷は県南地方でもほぼ同じようにみられ、少なくとも盛岡以南の村落の特徴でもある。

(2) 城柵（9世紀）

城柵の設置

8・9世紀の城・柵は、文献にみられるものは次の16である。

出羽柵(709年初見)	多賀柵(737年初見)	牡鹿柵(737年初見)	新田柵(737年初見)
色麻柵(737年初見)	玉造柵(737年初見)	桃生城(758年造営)	雄勝城(758年造営)
伊治城(767年造営)	覚鯨城(780年造営)	秋田城(780年初見)	由利柵(780年初見)
胆沢城(802年造営)	志波城(803年造営)	中山柵(804年初見)	徳丹城(814年初見)

このうち所在地のはっきりしているものは、多賀柵(城)・桃生城・伊治城・秋田城・胆沢城・徳丹城の6例だけである。また文献上どの城柵に該当するか確定していない城柵遺跡は、次の5遺跡などである。なお城輪柵・八森両遺跡は9世紀の出羽国府跡とする見解が一般化しつつある。

山形県	城輪柵遺跡（9世紀前半以降）	八森遺跡（9世紀）
宮城県	城生遺跡（8世紀前半以降）	宮沢遺跡（8世紀後半）
秋田県	払田柵遺跡（9世紀前半以降）	

これらの城柵は、朝廷勢力の東北への伸張によって造営されたものである。延暦年間の軍事行動について、Iで板橋源氏が詳述しておられるので、本項では各城柵との位置関係についてのべたい。中央勢力の伸張（城柵の設置）は、陸奥国側で、多賀城に国府をおき、8世紀後半には北上川下流域を、さらに8世紀末には中~上流域に軍事行動がおよんでき

* 1979都南村教育委員会（佐藤和男編）『百目木遺跡』

ている。板橋源氏がIで詳述しておられるように、文献にみえる胆沢の地への派兵の初見は776年、志波（子波）、和我へは789～790年、さらに閨村へは797年である。そして胆沢城設置が802年、志波城設置が803年である。その後811年の爾薩体・幣伊への派兵や813年頃の徳丹城設置を最後に、志波付近から北の地域は史書にあらわれなくなっている。

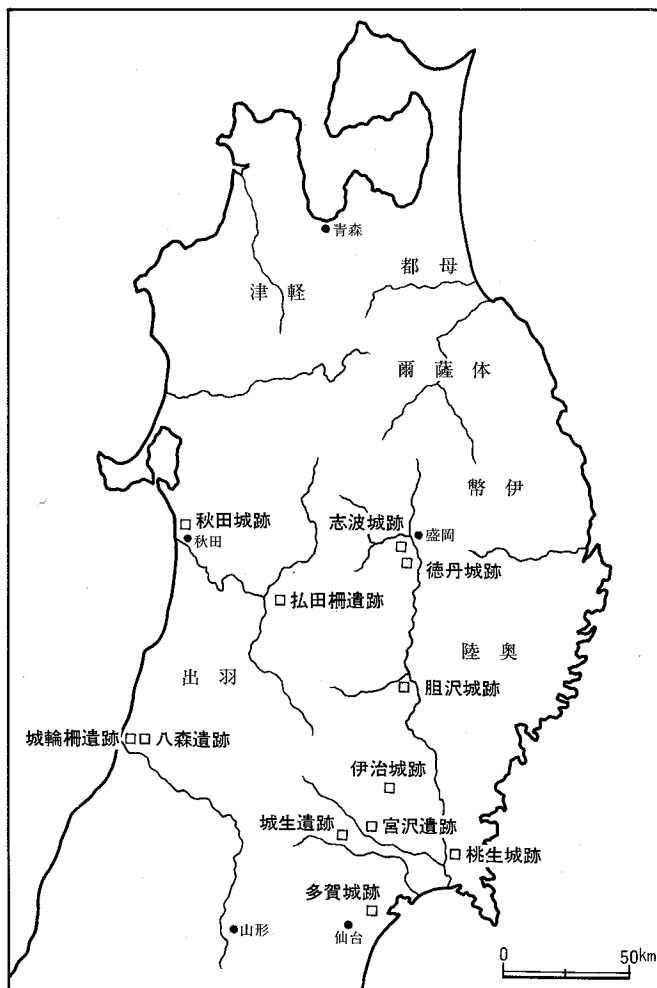
文献から知られる当地域（志波地域）は、8世紀末に朝廷の支配下におかれ、9世紀早々に城が設置され、やがて軍事行動も表面に出なくなってしまうのである。すなわち、8世紀末から9世紀初頭にかけて朝廷勢力の急激な侵入があり、またこれより北の地域に積極的支配を実施しなかったことにより、朝廷勢力の北限ともなり、非（反）朝廷勢力と接壤していたと考えられるのである。

ところで、本遺跡は胆沢城跡とほぼ同時期、同性格の城柵遺跡といえることは後述のとおりであるが、胆沢城との直線距離は54kmであり、他の諸城柵にみられない遠距離である。また本遺跡と小さな時間差で造営された出羽国側の払田柵遺跡と本遺跡・胆沢城跡とを結ぶとほぼ正三角形になり、少なくとも本遺跡が雫石川をのぼり、胆沢城跡が胆沢川あるいは和賀川をのぼって、奥羽山脈をへだてた払田柵遺跡まで達する路程はほぼ同じである。

朝廷勢力の侵出

他城柵との距離

選地の理由



本遺跡が雫石川流域の地に選ばれた理由は次のふたつと推測される。ひとつは、胆沢城から大きくへだてても運営できるだけの基盤——朝廷勢力の支配下にすでにおかれ、そしてまたその支配を維持する必要があったこと、ふたつは、出羽国側との連絡の可能な地域が必要であったことが考えられよう。出羽国との連絡路は、胆沢川・和賀川の南ルートと雫石川の北ルートがあり、南のルートがとれる地域は胆沢城に近すぎるため、北のルートに近い雫石川流域が選ばれたと考えられる。

第4図 東北の城柵遺跡

IV 調査成果

1 外郭

(1) 外郭の微地形

東西辺築地線

外郭は築地と外大溝との二重構造を呈することが調査によって判明した。築地線の位置に、東辺では県道盛岡・和賀（藤根）線、西辺では市道官台線がそれぞれ南北に走っている。東辺道路は、舗装工事などによって改変されていると思われるが、周囲より1mほど高くなっており、古来から利用されていた道路である。東辺北部でやや西偏しており、南東コーナー以南もやや西にふれている。西辺道路は、周囲との比高もあまりなく、古くは幅の狭い畔道のような道路であったという。また、直線ではなく何か所かでわずかに屈曲しており、東辺ほど築地の残存は良くないであろう。東、西辺とも、築地そのものの調査はしておらず、築地外溝から推定しているものである。

南辺築地線

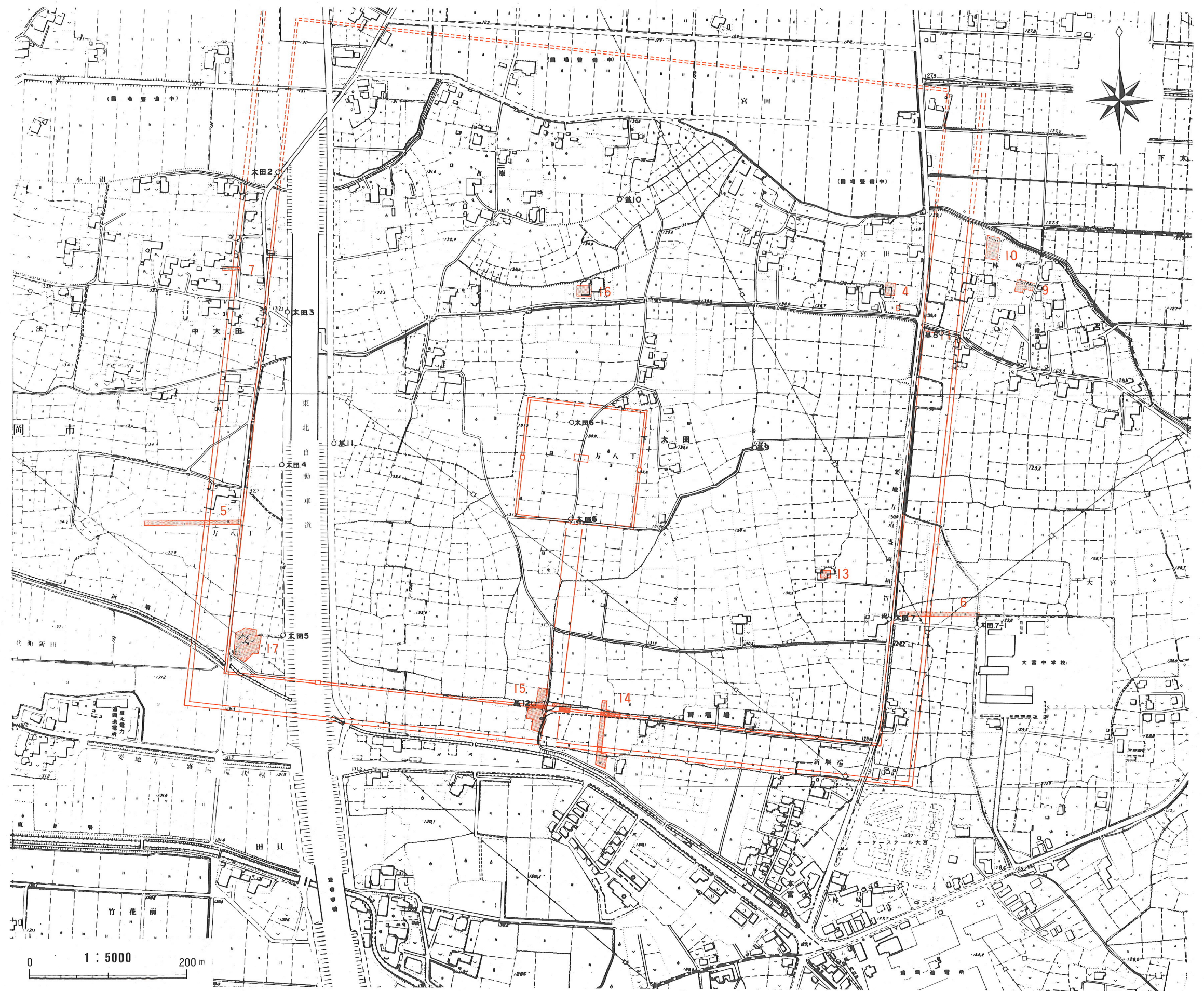
そして、南辺築地線は、以前より「ドテツパタケ(土手畑)」とよばれていた土塁状の高まりに位置する。現在畑として利用されているドテツパタケは、東辺から310~510mの範囲で、最大幅12.5m、最小幅5.0m、周囲との比高は、0.3~1.0mである。畑より西は土塁状高まりは残っていないも、水田の畦畔として、線は生きている。また畑より東は住宅の進入道路として、幅5.0m、比高0.3mのやや低い土塁状の高まりとなっている。

外大溝線

一方、外大溝線は、外郭南辺および東辺で周囲よりわずかに低い幅11m前後の狭長な水田として観察される。このラインの両側に、部分的に土塁状の高まりが残されている。これらはドテツパタケに比し小規模なものであるが、外郭東辺では、築地線の東、約40mと50mに道路と平行して2条観察される。この東側の高まりは水田の中に中島状にとり残されており、畦畔などにも利用されていないものである。また、外郭西辺でも外大溝外側の一部に宅地境として高まりが残っており、外大溝内側の一部にも、住宅用進入道路として高まりが残っている。この道路は、現在わずかな長さしか残っていないが、以前「旧道」とよばれていたらしく、官台線道路に匹敵するものであったことも考えられ、土塁状高まりが南北に長く連なっていた可能性を示している。なお外郭南辺では鹿妻新堰の掘削のためか土塁状の高まりを確認することができない。ただ、外大溝の外側の東半は畑となっていて若干高くなっている。

外郭北辺の浸食

外郭北辺は、雫石川の浸食により削りとられ、残っていない。浸食でできた段丘崖は東西約3kmにわたり、比高0.5~2mの規模である。さらに北の段丘崖を自然堤防とするように弧状の河道もはiriこんでおり、河道の細かな移動が遺跡にもおよんだことを示している。なお北の弧状の河道は、段丘崖形成以前と考えられる。



第5図 志波城跡全体図

(2) 外郭の構造

外郭の基本的構造

外郭は二重構造を呈する。ひとつは約840m方形を囲む築地であり、ひとつはその外側の930m方形を囲む外大溝である*。本遺跡の設計を地名どおり8町とすると築地線の数値がほぼそれにあたっており、また築造上からも景観上からも築地に重点がおかれたはずであり、さらに他の城柵遺跡の多くの例からも、区画施設としての主体は築地であったと考えられる。

築地そのものが確認されているのは外郭南辺だけであり、1・2次と14次調査では築地に併走する内溝と外溝と共に検出されている。また外大溝も確認されている。この南辺の基本的なあり方は、道路のため調査の実施がむずかしい外郭東・西辺の調査に引用でき、築地外溝と外大溝の位置から東・西辺築地線を想定することもできた。

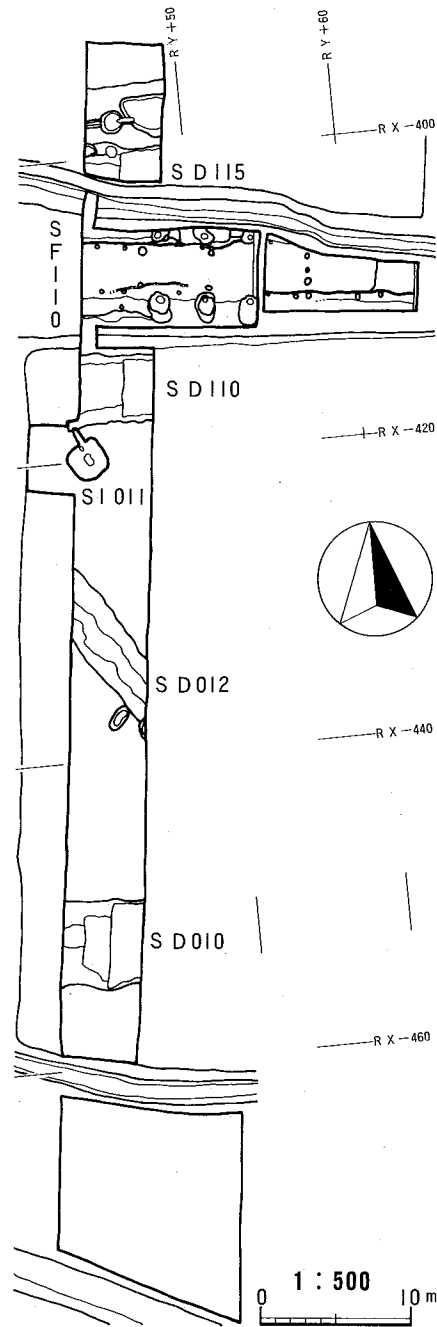
これらのほかに、1・2次調査では、外大溝南壁ぞいに土塁基部の一部と思われる盛土が検出されている。幅4m長さ30mの範囲に、灰褐色土、黄褐色土、暗褐色土等の互層が0.4mの高さは残存しているものである**。版築ではないらしい。これに符合して、東辺と西辺の外大溝両側に位置するように土塁状の高まりが残されている。つまり築地の内外に溝をもつように、外大溝も内外に土塁状高まりを有しているわけである。

そして南辺中央には5間門の外郭南門があり、その南門から内城にむかう6丈幅の大路、また南門外の外大路も確認されている。

* 東西の外大溝が完全に平行しているかまだ確認しておらず、また外大溝幅の出入りを考えると、930mの数値から2~3mのずれは生ずるであろう。

** 1978岩手県教育委員会「太田方八丁遺跡」『昭和52年度埋蔵文化財発掘調査略報』

方8町の築地線



第6図 外郭南辺 (第14次調査)

IV 調査成果

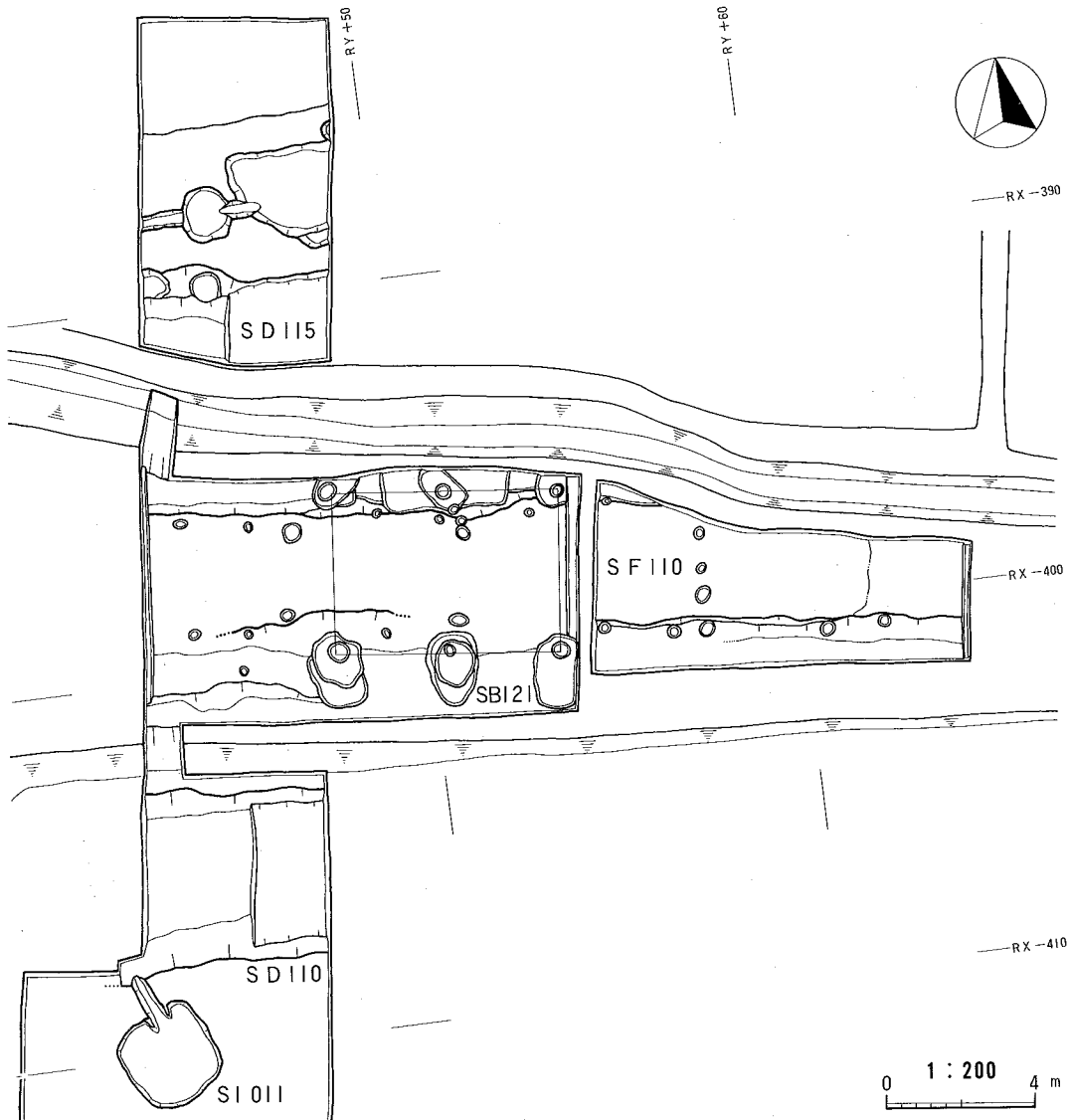
築地および築地内外溝

築地版築の残存は、14次調査のドテツパタケに限られるようで、1・2次調査区では確認されていない。このドテツパタケでも版築はわずかしか観察されず、ドテツパタケそのものが削り出しによる地形であることが確認された。その削り出しは14次調査で幅 6.4m 高さは現在確認できないが、最大0.7mになると推定される。1・2次調査では、幅が8m にもおよぶようであるが、詳しい報告がなくはっきりしない。

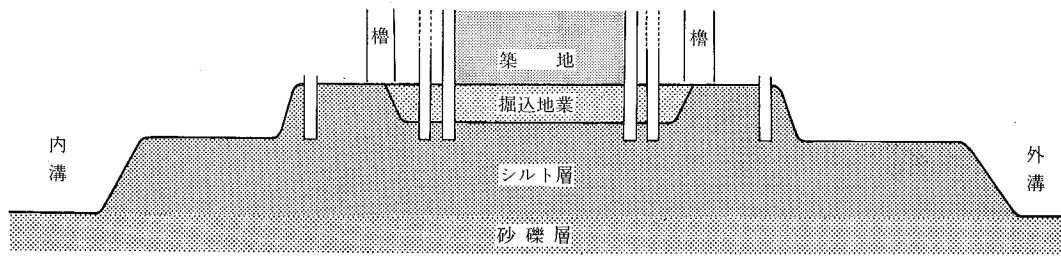
削出地業

掘込地業

そして6.4m幅の削り出し基壇上端からそれぞれ1.2m内側、すなわち4.0m幅で掘込地業をしている。この掘込は深さ0.2m以上で、厚さ5~10cmのややあらい版築土で地業をし、その上に厚さ1~3cmにかたくたたきしめられたうすい版築土をのせている。このうすい



第7図 外郭南辺築地・櫓跡（第14次調査）



第 8 図 外郭築地断面模式図

版築土が築地本体のものであるかについては未確認である。版築土は、黒色土と褐色シルトの粒状混合土で、細礫や粗砂を含んでいる。

築地の柱は掘込地業部の中に2.4m幅（内列）と3.0m幅（外列）の2対がたてられている。さらに掘込地業部の外、削り出し部上端に近い位置に6.0m幅の柱列（基壇柱列）もみられる。この内外列の存在に対して築地のつくりかえとみる考えもある。その根拠は、1・2次調査で内列と外列とは1・2例の柱穴に重複が認められること、基壇柱列下に土取り穴とみられる土壇があることである。調査者側のコメントや報告がなく不明な点も多いが、14次調査では、つくりかえを支持する根拠がほとんどなく、単期と考えても何ら矛盾はない結果が出ている。ここで単期のものとする、内列と外列とに板をはさんで、築地本体版築をつみあげていく際の壁材にしたと推定することができよう*。したがって内列が寄柱となり、築地本体幅は内列の柱の外側（内列の柱が築地壁面にくいこんだ形）になると考えられるのである。

築地の柱列

築地本体の幅

そしてさらに外側の6.0m幅の柱列（基壇柱列）はそれ自体の機能をうかがわせる資料はみられず、性格は不明であるが、基壇をととのえる施設があったものと思われる。

築地の内外には、溝が併走する。築地外溝は5・6・11次調査でも検出している。内外溝内側の肩までの距離は11～12m前後で、築地棟通りから外溝内肩までが5.7～6.5m、内溝内肩まで5.2～5.5mをはかり外溝までがやや広い。また削り出し基壇からの距離は外側（犬走り）で2.4m、内側（武者走り）で2.9m前後をはかる。南辺の溝の規模も深さは、0.7～0.8m前後であるが、幅は内溝が2.3m内外、外溝が3.2～5.0mと外溝が広い。西辺ではSD 170外溝跡が5.1～5.9m幅1.2m深さと規模も大きくなり、その上ほぼ同規模の溝をさらに外側にSD 171溝跡を併走させている。また東辺でも築地外溝のほかにやや小規模な溝を伴っている。そして、一部砂礫層を掘りぬくがほとんどは、砂礫層上面を溝底面としている。築地版築土を採取するため、砂礫層まで掘りぬかなかつたものと考えられる。

築地内外溝

これらの溝は、一部を除きすべて自然堆積であるが、内溝と外溝との差異は、3層に大別される埋土のうち、上層A層が水成堆積によるものという点である。しかもこの水成堆積は西辺と南辺の築地外溝に限られ、内溝や東辺にはみられない。水成堆積層は、シルトと砂が互層をなし、細分される各層はグライ化し、鉄分の沈澱がみとめられる。数回にわたる冠水があったと考えられる。しかも佐鳴川と四右衛門氏によると河道がかわるほどの大

内外溝の埋土

* 工藤圭章氏らの指摘による。

IV 調査成果

きな洪水が2回はあったとのことである。反面黒色土等の堆積がなく、水成堆積層が短期間に堆積したものである。すなわちこの水成堆積層は、短期間の数度にわたる大小の洪水によって運ばれてきたシルトや砂の層なのである。中層（B層）の黒色火山灰層と下層（C層）の1次堆積シルトは内溝埋土とも共通するようである。これらの自然堆積の中で1箇所だけ人為堆積の部分がみられる。14次調査の築地内溝では、調査面積が少なく範囲も明確ではないが、埋土はレンズ状堆積を示さず、一括して埋め戻された層相を呈している。この部分はちょうど櫓のすぐ内側に位置しており、このことと関係があるものか。

櫓

そして築地をまたぐ掘立柱建物跡がある。築地がその部分で途切れていないので、門ではなく櫓と考えられるものである。櫓跡は1・2次と14次調査で、SB113とSB121の2棟が検出され、共に東西2間で3.0m等間同南北1間で4.2mの柱間をもつ。南北の4.2mはほぼ築地基底幅に合致している。なおSB121は建替えがあり、東西1間南北1間を経て東西2間に変遷する。

この櫓の上部構造は不明であるが、柱径が30~50cmと、内城内建物に比して遜色はなく仮設的な施設ではなく、しっかりした上屋をもつと思われる。

また櫓の位置であるが、推定外郭南門からSB113まで295m、SB116まで70mをはかり、誤差が大きいもおよそ4:1の比になる。また70mという単位は外郭築地規模840mを12等分した数値でもあり、櫓が南辺を12分割した地点に位置する可能性が考えられるのである。

外郭南門と大路

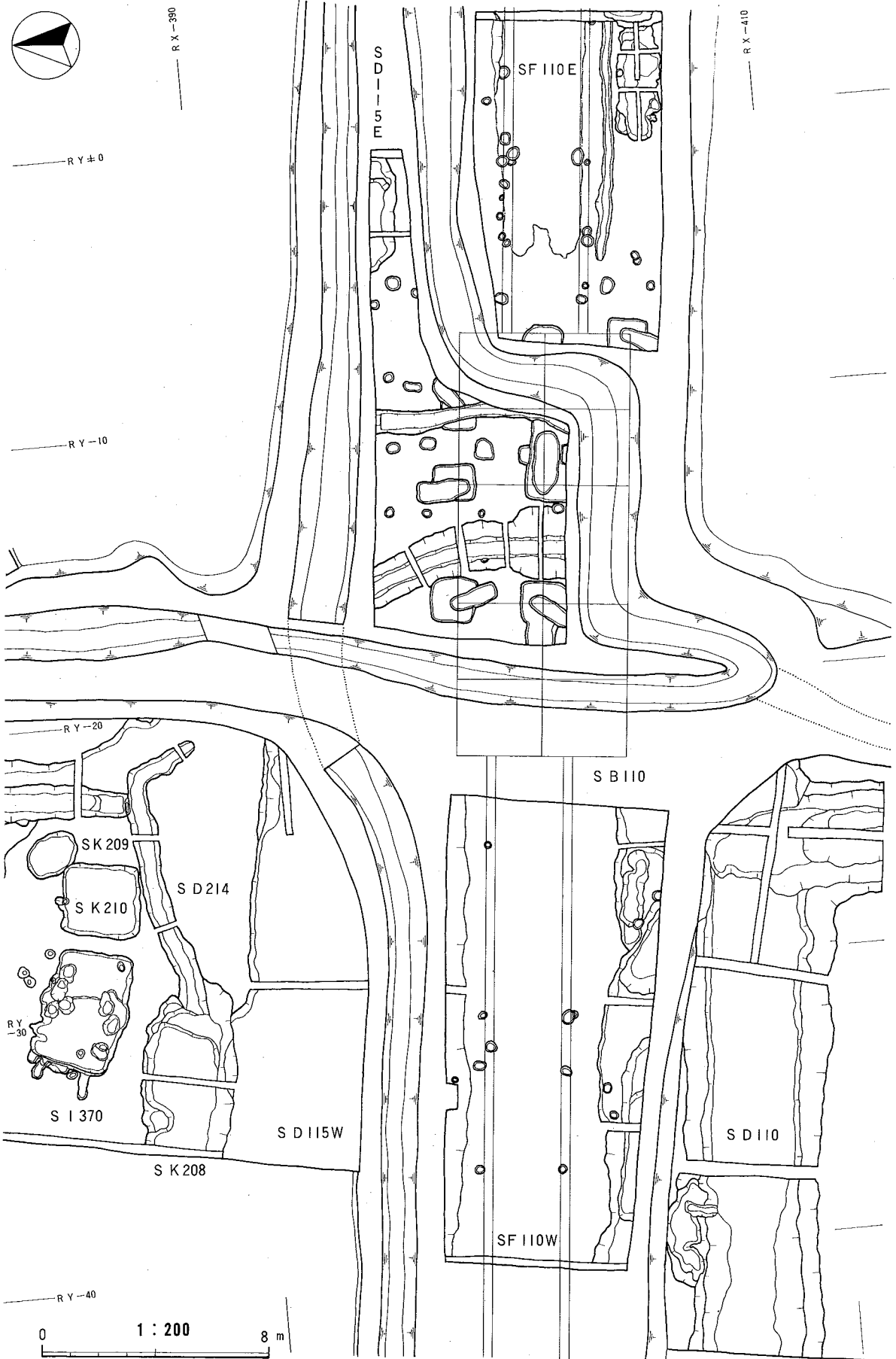
五間の南門

外郭南辺築地線中央に位置する南門跡（SB110）は、昭和55年度第15次調査で検出された。水路などのため全容を明らかにしえなかったが、掘立柱で、桁行5間梁間2間の五間門と推定できる。桁中央の間尺が4.2m（14尺）、左右の間尺がそれぞれ2.7m（9尺）等間で総長15m（50尺）、梁間は3.0m（10尺）等間で、総長6m（20尺）の規模をもっている。また足場穴と思われる小柱穴がみられ、門柱より北に2.4m（8尺）、東に1.8m（6尺）張り出して設置されている。南門の建替えはないが、柱ぬきとりが行われている。主軸はおよそE6°0'Sをはかり、また外郭南門と内城南門を結ぶ軸線はN6°10'Eである。なおこの軸角度は、内城の基本軸線から15'ほど西にふれている。

南門跡の東西には築地（SF110）がとりつくが、築地本体は残存せず、掘込地業部と寄柱列が確認されただけである。その状況はほとんど前述と異ならず、ここでも築地基底幅は2.4mである。南門との関係では、南門東側の築地棟通りが南門棟通りと一致するが、西側では築地棟通りが0.3mほど北に偏している。築地の内外にはやはり溝（SD110・115）を併走させている。

大路側溝

築地線の内側に幅0.8mほどの南北走向の溝（SD213）が掘られている。この溝は遺跡南北中軸線から9.5m（芯まで）ほど西の位置にあり、中軸線に平行する。後述するように、内城南門跡の南にも同様の溝が2本、中軸線からそれぞれ9~10mの間隔で平行して検出されている。今次検出の溝は、このうちの西側の溝（SD211）の延長と考えられ、東側の溝も対をなしていると推定される。すなわち内城と外郭を結ぶ2本の溝が平行しているわ



第9図 外郭南門部 (第15次調査)

IV 調査成果

けで、大路側溝と考えられよう。なお内城南門部では築地外溝に接続しているが、外郭南門部では築地外溝とは接続せず、約5.5mはなれている。

外大路側溝

また南門外で築地外溝の東端部が南に屈曲しているのが確認された。深さはほとんど同じであるが、築地外溝(S D110W)の幅1.5mに対し、屈曲する溝(S D020)は幅5.8mとせまくなる。この溝も中軸線から8.5m(芯まで)と、ほぼ築地内の大路側溝と同じ位置にあり、外郭南門の外にのびる外大路側溝と推定される。ただこの溝が外大溝とつながり、コの字形を呈するのか、あるいはさらに外にのびてF字形となるのか、今後の調査を待ちたい。

大路そのものの砂利敷などの痕跡は認められないが、2本の側溝から18m(60尺-6丈)幅と考えられる。6丈の幅は、平城・平安京の大路の実際の路面幅にほぼ匹敵するものである。

五間門と大路側溝の検出例は、城柵遺跡では少ない。五間門はほかに胆沢城跡にみられるが、扉のとりつく本柱列が本遺跡のものとは異なり、宮本長二郎氏によれば楼門が考えられるとのことである。なお本遺跡の五間門は足場穴の位置から切妻造と推定されるという。

また大路側溝は城輪柵遺跡の内城南でみられるが、外郭までのびるか不明である。大路幅は35.6mである。外大路側溝は胆沢城跡でみられ、1町以上もの長さになることが確認されている。外大路幅は12mと推定されている。このほかの城柵遺跡では検出されておらず、現在の平地に立地する城柵に限定されていることに注目したい。

外大溝および土塁状遺構

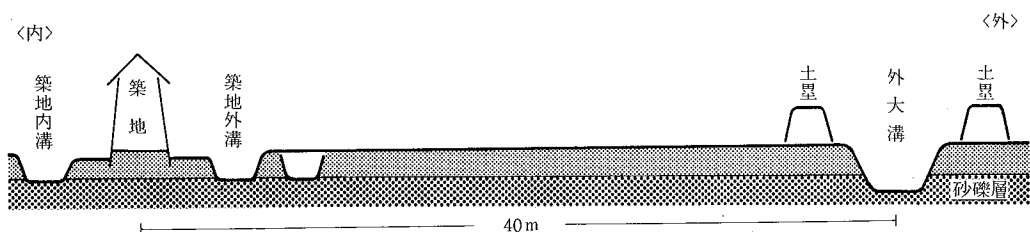
外大溝の規模

築地芯から43m前後外側に外大溝が走る。規模は、幅5~7m、深1.2~1.5mと、築地内外溝よりも、大きい。また砂礫層を0.3~0.4m掘りぬいており、築地内外溝とはその性格が異なると考えられる。

外大溝の埋土

外大溝の埋土は、他点により異なるが、基本的には礫を含む黒褐色土(U層)、水成堆積シルト(A層)、粉状パミスを含む黒色火山灰(B層)、砂礫を多く含む一次堆積土(C層)が堆積している。この4層のうち南辺では最上層の砂礫を含む黒褐色土が欠失しており、西辺では下層の黒色火山灰と砂礫層が互層をなしている。

築地内外溝と比較すると、水成堆積のA層と黒色火山灰のB層は共通するが、最上層のU層と下層のC層は礫を多く含み、築地内外溝に礫はみられず明らかに異なっている。この砂礫は大溝を掘る際に掘りあげられ、それが次第に崩壊して再堆積したものと解される。



第10図 外郭構造の断面模式図

それは、外大溝の両側に土塁状の高まりが現在でも残っており、その高まりに多くの砂礫がみられることで確認されるのである。なおこの高まりが積極的意志によって築かれた土塁であるか否かは不明である。

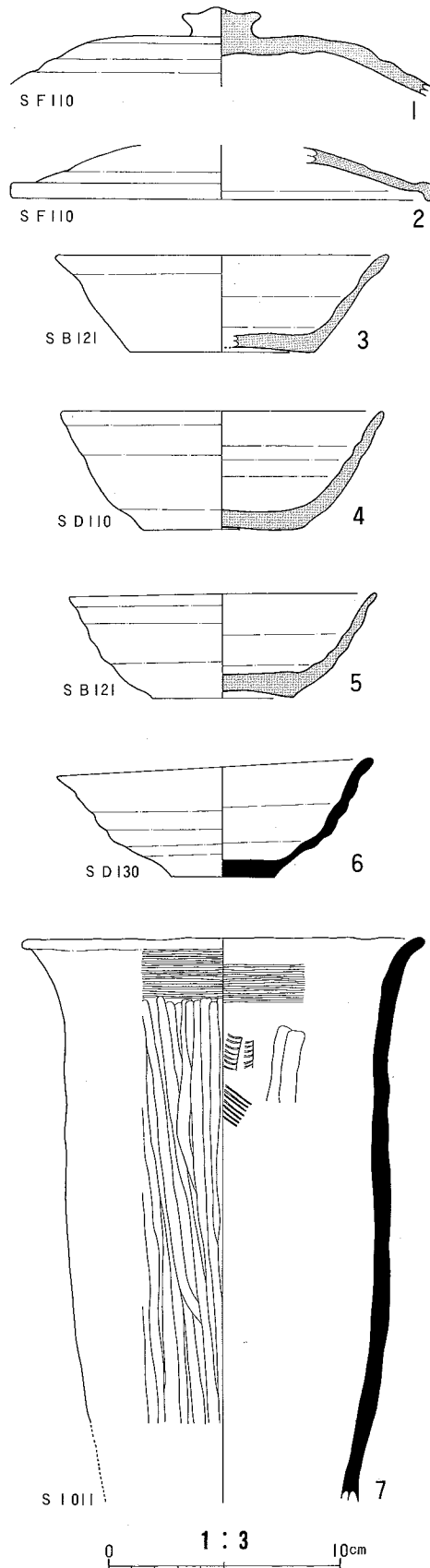
ところで、外郭南辺付近は外郭造営以前から東西方向の帯状の微高地であった可能性がある。外郭築地基部が削りだされている点、基底をなす砂礫層の急激な高まりが南辺付近で観察される点などから指摘できるものである。

外郭施設から出土した遺物はあまり多くない。外郭南辺出土、特に築地崩壊土や櫓掘方から須恵器蓋、坏などが出土している。蓋は天井部を回転ケズリし、宝珠様のつまみを有する。坏は回転糸切やへら切が共存し、第11図に図示した3・4は糸切無調整で、4の底外面に「九」の墨書がみられる。5は回転へら切無調整のものである。このほか稜塊と思われるものもある。6は外郭東辺築地内溝出土のあかやき土器坏である。ロクロ成形回転糸切で調整は一切みられない。

(4) 外郭以前の遺構と遺物

明らかに外郭各施設よりも古い遺構は、第14次調査で検出されたS I 011 竪穴住居跡があるだけである。方形プランで、規模は南北2.5m東西2.45m、主軸N23°50' Wをはかり、かまどは北壁中央に設けられている。煙道先端が築地外溝によって切られている。床面中央が0.4×0.25mの範囲で焼けており、地床炉と考えられる。柱穴や周溝等は見とめられない。

出土遺物はロクロ未使用の土師器坏と甕である(第11図6)。甕の体部は不整な端口をもつ工具によるミカキである。



第11図 外郭出土土器

2 郭内域

外郭築地によって囲繞された700,000㎡のうち、中心南寄りに位置する内城はその3.5%を占めるだけである。その他の広大な郭内域の調査は、第4次北東部（宮田地区）と第13次南東部、第1・2次の東北自動車道用地内で実施されているにすぎず、その上第1・2次調査の本報告がない現在、郭内域がどのような地区割や構造をもっているかほとんど不明といってよい。

(1) 郭内城南東部

調査区は外郭南辺より約210m東辺より約90mの位置にある。わずか106㎡の調査面積で、掘立柱建物跡を1棟検出しただけである。

S B 215建物跡

S B 215 建物跡は、東西2間南北2間以上の総柱の掘立柱建物跡である。間尺は梁間桁行とも1.60m等間で、主軸方位はN 2°20' Eである。掘方は径30cmの円形で、径15cmの柱痕跡をもつ。年代決定となる資料は出土していない。

この調査区では、予想された竪穴住居跡が検出されなかった。後述する郭内域西部では住居密集が南半ではまばらとなることから、東側でも同様に希薄となることも考えられる。ただし小面積のため、さらに検討を要する。

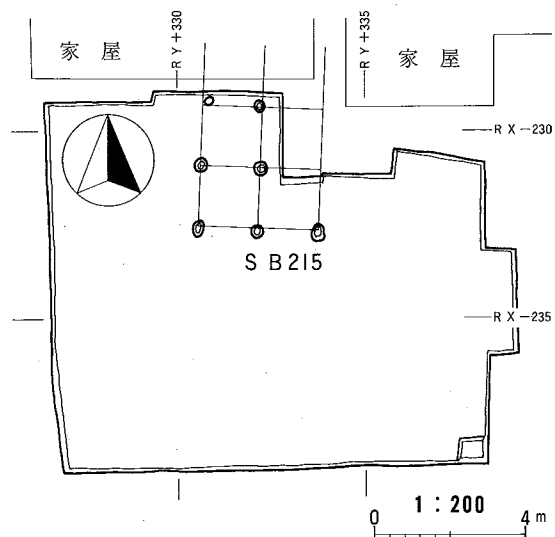
(2) 郭内域北東部（宮田地区）

調査区は、外郭南辺から北約560~590m、外郭東辺から西30~50mの位置にある。検出された遺構は、竪穴住居跡3棟、溝跡1条、中世以降の竪穴4基、掘立柱建物跡1棟、柱列跡1列である。

竪穴住居跡

竪穴住居跡は、3棟のうち全プランを確認したのはS I 366だけで、S I 365・367はかまど付近の調査にとどまった。規模は一辺3m前後で大きくないが、S I 365は5m近くになると推定される。3棟とも床面は一度深く不整に掘り、その上に貼床地業をしている。

この3棟の中で、S I 365がほかより異質な形で存在する。かまど位置はS I 366・367が東壁中央かやや南寄りにあるのに対し365



第12図 郭内南東部（第13次調査）

は北壁にあり、また煙道も366・367がないか短かく終息しそうなものに対し、365が2m近い煙道を有し、煙出し部が深くおちこんでおり、前二者と差異をみせている。さらに出土土器でもS I 365は須恵器坏類の出土が多く、蓋や台付坏（稜坑）などもみられ、他と趣きを異にしている。こういった規模や出土土器からS I 365と366・367とは、その居住者に階層的なちがいがあったとも解される。

なおS I 366と367でも、かまど燃焼部の位置が壁外に張り出すものと壁内にあるものと差がみられる。この3通りのかまどの形状は、郭内域西部でも典型的に把握されている。

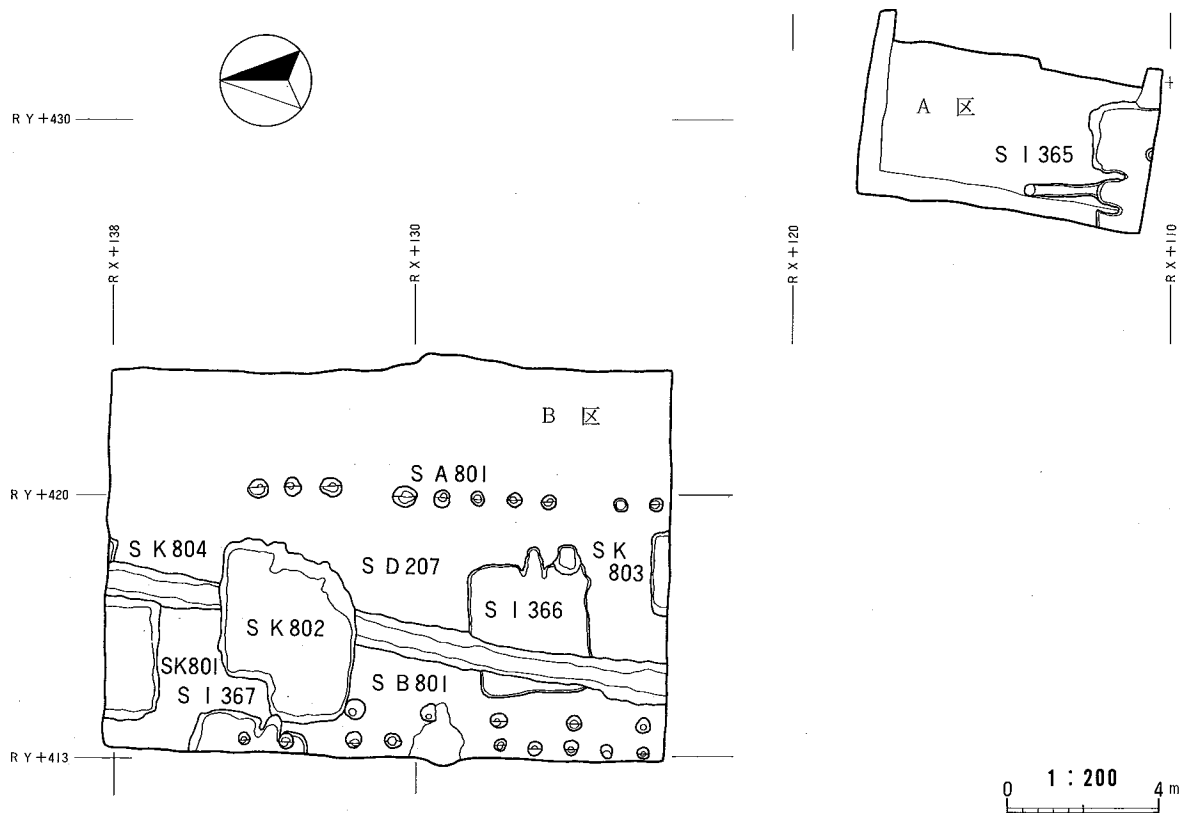
竪穴住居跡と同時あるいは近時の遺構はS D 207溝跡であるが、走向はN11°Eと、遺跡軸線よりも東にふれるものである。

そのほか中世以降ととらえられる遺構に掘立柱建物跡と柱列跡とがある。『方八丁概報77』では、これを1棟の建物跡と報告したが、別遺構と扱いたい。S A 801柱列跡は9間以上でN1°Eをはかる。柱間0.95mで、北から3間目と8間目は柱がなく、1.9mの柱間となる。S B 801建物跡は2柱列検出されておりN4.5°Eをはかり、やはり0.95mの柱間である。西列は9間以上で、北から2間目と5間目の柱が1.9mの柱間となる。東列は、西列の3本目の柱から、0.75m東側に1.9mの間尺で付属している。S A 801は、妻柱がみられず、建物跡になる可能性は低い。S B 801はさらに西に妻柱をもつ可能性があり、西列は身舎入側柱、東列は廂か縁の側柱になると考えられる。

中世以降の建物

このほかに中世以降の遺構には竪穴がある。これは人為的に埋め戻されたS K 803と壁

中世以降の竪穴



第13図 郭内北東部（宮田地区・第4次調査）

IV 調査成果

を張るSK 801・802とにわけられる。SK 802は、全体プランが太L字形に屈曲するものであるが、南壁ぎわや西張り出し部は人為的に埋め戻され、ほぼ方形プランに構築されている竪穴である。方形プランの下端には角張った細杭が、列をなして打ちこまれており、土留を支持したものであろうか。東壁中央には、小ピットを囲むように扁平な石がたてられている。この竪穴には焼土等がみられず、人間の居住施設であったかどうかは疑わしい。またSK 801も、全体プランは不明であるが、規模を縮小する人為的な埋め戻しがみられる。SK 802と同じような性格をもつものか。ともに遺物の出土はない。

竪穴住居跡の土器

郭内域北東部の土器は、3棟の竪穴住居跡から出土したものである。これらはほぼ同期のものと考えられるので、一括してのべることにする。

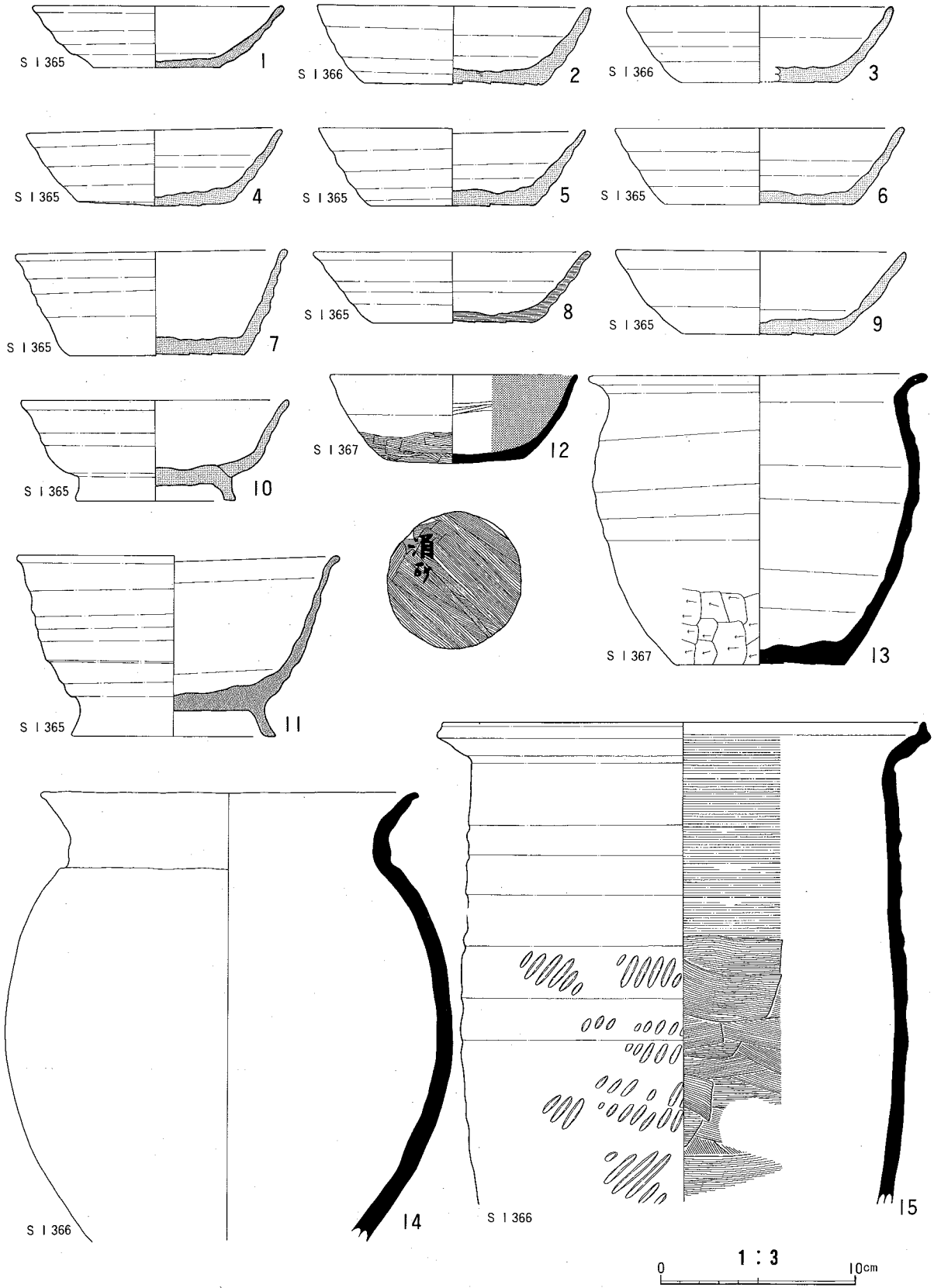
須恵器は、すべてヘラ切無調整のもので、体部から口縁部にかけて直線的にたちあがる器形が主体をなす。台付は、丸底様の底部をもついわゆる稜塊で、単に環に高台を付したものとちがっている。台付塊は、体部下半で成形時の段を有するが、稜塊ほどの大きな屈曲ではない。このほか須恵器では蓋のつまみ出土している。

土師器は、環の出土が少なく、実測可能は1点だけである。12はロクロ成形後、内面ヘラミガキと黒色処理をし、外面体部下半と底面全面を工具幅のせまいヘラナデ調整を施しており、「酒所」の墨書がみられる。甕類はロクロ非使用の壺がある。調整は不明であるが、最大径が体部中央にあり、口頸部下に明瞭な段をもつものである。

あかやき土器では、環類はなく、小形甕と長胴甕がみられる。小形甕の体部上半はロクロ成形のまま調整を加えていないが、13は底部ヘラ切り無調整で、体部下端を手持ヘラケズリしている。長胴甕は最大径が外反する口縁部にあり、口唇部が上方にたつものと外反するだけのものがある。外面体部上半はロクロ成形のまま、下半に平行タタキ目、ヘラケズリがみられ、内面は口縁～体部上半にカキ目、下半にヘラナデ調整を施している。

第8表 郭内北東部（宮田地区）竪穴住居跡一覧表

住居跡	プラン	規模	主軸	かまど	炉	柱穴	貯蔵穴	その他
S I 365	方形?	不明	N2°W	北壁の内側	不明	4本?	かまど左	煙道の長さは1.95m煙出しは深くなる
S I 366	方形	南北3.5m, 東西3.1m	E4°N	東壁中央壁の外に張り出す	なし	なし	かまど右	かまど, 貯蔵穴は壁外に張り出す煙道なし
S I 367	方形?	南北3.0m, 東西は不明	E18°S	東壁南寄り壁の内側	不明	不明	かまど左に小ピット	かまど支脚に小形甕を倒立。煙道は短い?



第14図 郭内北東部（宮田地区）出土土器

(3) 郭内域西部（東北縦貫自動車道用地内）

南北に走る幅60mの自動車道用地内の調査は本遺跡に巨大なトレンチをいれた形となり、外郭南辺築地跡が検出され、本遺跡が志波城擬定地として、大きくとりあげられる契機となった。この第1・2次調査は昭和51・52年に岩手県教育委員会によって実施されたが、現在整理中で、正報告は未刊である。本書では現地説明会資料や略報などから、その概要をのべておきたい*

外郭南辺部についてはすでにのべたが、南辺築地線から段丘北崖まで精査された遺構は竪穴住居跡61棟(検出163棟)、竪穴10、井戸跡1、掘立柱建物跡14棟(検出16棟)、焼土ピットなどである。このうち掘立柱建物跡などの中には明らかに中～近世のものも含まれているが、他は重複関係も少なく、また土器からほとんど同時期の遺構群と考えられている。

竪穴住居跡

竪穴住居跡群の特徴をまとめると次のとおりである。

1. 検出された住居跡のうち約75%が調査区北半に集中している。南半に密集せず、特に調査区東側は希薄である。また70～100m単位ぐらいに集中区が細分されそうであるが、調査幅の中ではまだ断定できない。
2. すべてかまどを有し、かまど方向は東西南北各方向にみられるが、東方向のものが多く、全体の5割をこえ、ついで北・南方向のものが多し。また同一住居内でかまどのつくりかえがある場合、北・西方向から東へ、さらに東から南へ変遷する傾向にある。
3. かまどは、壁内に燃焼部をもち壁外に煙道を出すものが多いが、壁外にかまどと煙道をはりださせるもの、煙道をもたず壁外にかまどをはりださせるものも少なくない。
4. 住居規模は1辺2.7～4.0m(床面積7.5～17.5㎡)のものが圧倒的に多く、全体に小ぶりである。また1辺4.5m(床面積20㎡)以上のものもみられ、この大形のもの相互に近接せず全体に分散する傾向にある。
5. 竪穴住居跡相互の重複は7例のみであり、短期の占地を示している。
6. 出土遺物は、ほとんど時間差をもたないもので須恵器が7割弱を占め、土師器2割、あかやき土器が1割強である(ただし坏類のみ)。器種は、蓋、坏、盃、碗、台

* 東北自動車道関係の資料には次の文献がある。

1977瀬川司男「太田方八丁遺跡概要」『第3回古代城柵官衙遺跡検討会資料』

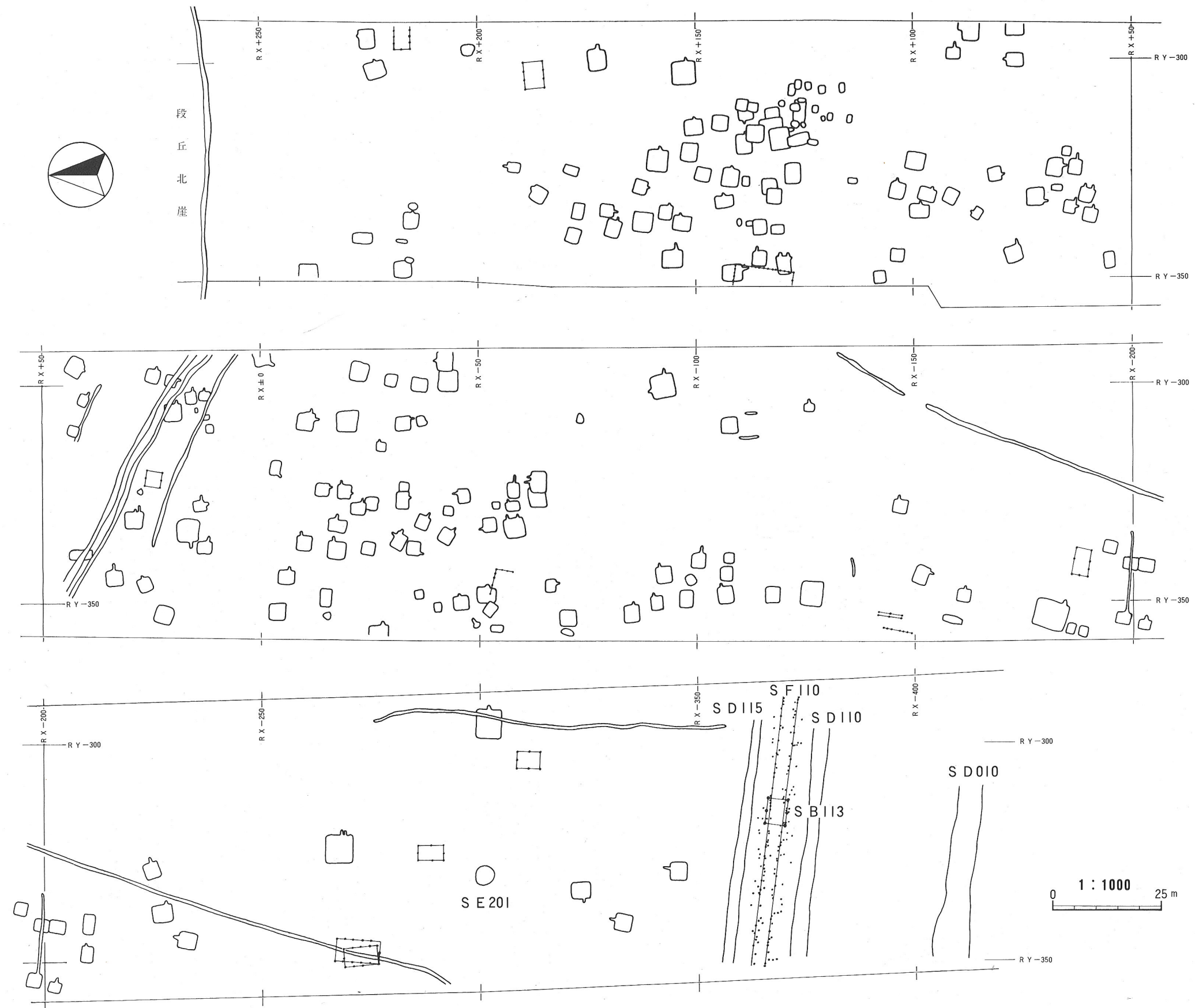
1977岩手県教育委員会「太田方八丁遺跡」『昭和51年度埋蔵文化財調査略報』

1977岩手県教育委員会『太田方八丁遺跡現地説明会資料』第1～4回

1978岩手県教育委員会「太田方八丁遺跡」『昭和52年度埋蔵文化財調査略報』

1979吉田努「太田方八丁遺跡調査概要」『第5回古代城柵官衙遺跡検討会資料』

** 第15図は岩手県教育委員会文化課の御厚意による。ただし昭和51年度検出段階のものであり、いずれ詳細は昭和57年春刊行予定の報告書で明らかになる。



第15図 郭内西部 (第1・2次調査)

付坏(稜境), 台付境, 胴張甕, 長胴甕, 小形甕などのほか円面硯, 漆器, 刀子, 鉄鏝, 釘, 砥石などがみられる(土器の詳細については本書VI-2を参照されたい)。

掘立柱建物跡の概要は次のとおりである。

掘立柱建物跡

1. 江戸時代と思われる建物跡をのぞくと前述の大形住居に隣接するように全体に分散する。
2. 南北棟が東西棟よりも多く, 建物規模は一定しないも桁行梁間とも2間のものがほとんどである。間尺も1.6~2.6mと一定しておらず, 梁と桁の間尺も異なり, ほとんど完数尺は使われていない。また主軸方位もN6.5°W~N10°Eとややばらつき, 規格性にとぼしい。
3. 掘方は径0.3~0.4mの円形掘方のものと1辺0.4~0.6mの方形掘方のものがある。なお本遺跡の土性の特徴から, 近世以降の建物掘方の埋土は, ややかたい。

井戸跡は1基のみである。

井戸跡

1. 調査区南側に1基のみ確認された。深さ2.0m径4.1~4.3mの円形プランで, その中央に径0.5mの円筒状の黒色土が底面までみられ, 井戸本体の内部の堆積土と考えられる。
2. 井戸枠や木質遺物は全く残っていない。

このほか北崖付近に集中して0.8~1.0mの円形や楕円形のピットが焼けて検出され, また時期不詳の土坑などがある。

竪穴住居と掘立柱建物跡についてまとめてみると, この調査区内は居住を主体とするブロックで, 官衛的色彩がきわめてうすいということである。短期間の多数の竪穴住居が存在していること, それと併設されたい掘立柱建物跡が分散し, しかも主軸, 規模, 間尺がまちまちで, 相互に関連性をもっていないことが, その根拠である。また建物掘方の規模や形状は, 内城でみられるそれとは異なり, かなり小ぶりであり, 一般集落にみられる掘方に共通している。

そして調査者も指摘しているように, 大形の竪穴住居が全体に分散し, これと隣接するように掘立柱建物跡が配され, さらにこれらと数棟ずつの小形の竪穴住居が組みあわさりそうである。こういった点からみると, 郭内の居住者はいくつかの群にわかれていたと考えられそうである。ちなみに大形住居と小形住居とのセットで村落が構成されるのは, 盛岡周辺では, 8世紀前後までで, 少なくとも9世紀後半以降はその構成が崩れてきている。逆に掘立柱建物跡が村落の構成に定着するのは, 県南地方で9世紀以降のことである*。つまり本遺跡は新旧両様の住居群構成を示しているといえよう。いずれにしても個々の住居跡の分析などから, 一般集落との差違や共通性を明らかにしていく必要がある。

新旧両様の構成

* 1980伊藤博幸「胆沢城と古代村落——自然村落と計画村落——」『日本史研究』115

3 内城

(1) 内城の微地形

内城の微地形

遺跡全体はほぼ平坦であるが、微地形を観察するとわずかながら高低差をみることができ、そして遺跡やその周辺のほとんどは水田であるが、遺跡中央部は畑地となっている。この畑地の北や西では水田と同じ高さでつづくが、南や東では0.3~0.5mの比高で高くなっている。また外郭西辺付近と中央畑地との標高差は1m、畑地と外郭東辺付近とは2m前後の差がある。内城はこの中央部の畑地にあり、東側からみると微高地上に占地されている。

内城築地線の現況

内城は調査により150m四方の築地によって区画されていることが知られた。現在残されている微地形から築地線をはっきり確認することはできないが、築地線を確認してからみると、高低差はないが東西に走る農道が南辺築地線と一致する。また北辺も宅地と畑地の地境がわずかに土塁状の高まりとなっているのがみられる。東辺築地線もかつては土塁状の高まりが残されていたとのことである。そして西辺では築地幅西縁に小さな堰が南北に走っており、土塁状の高まりのためにこの位置に流さざるを得なかったことも考えられる。さらに西辺築地内溝の位置に南北に細長いやや低い水田が1枚みられる。内城外の畑地にもわずかな高低差もみられるが、どのような遺構と結びつくか、不明である。

(2) 内城の構造

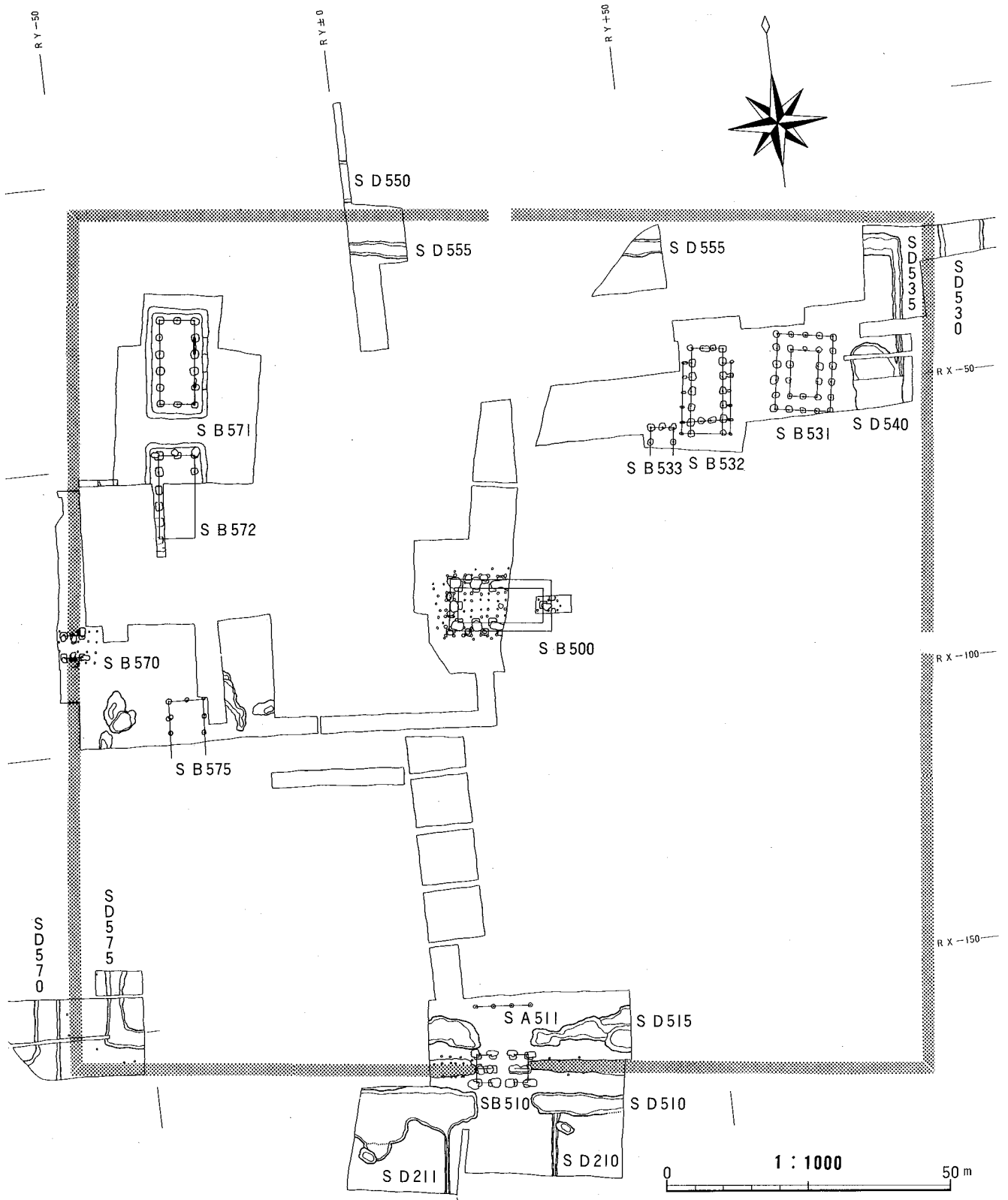
内城の調査は3年間にわたり、第3・8・12次調査を実施してきた。調査面積は約6000㎡と内城総面積の1/4弱であり、他の地区に比較すると調査が進んだ区域でもある。

調査成果の概要

調査の結果次のようなことがわかってきた。

1. 150m四方の内城は築地で囲まれ築地内外に溝が併走していること。
2. 内城南辺中央に南門（八脚門）があり、大路側溝が外郭にむかって南走していること。
3. 内城西辺中央に西門（二柱門→四脚門）が設けられていること。
4. 内城中央やや北寄りに正殿が配されていること。
5. 正殿の斜め後方には建物群が配されていること、などである。

これら内城の基本的構造が、本書VI-1でものべるように国府国庁の構造に類似しており、本遺跡の性格を考えていく上で重要な調査成果であると思われる。同時に国庁などの例から本遺跡の特徴の抽出や未調査遺構の予見もある程度可能と思われる。



第16図 内城全体図

IV 調査成果

内城の区画

内城の区画施設は築地と考えられ、区画施設としての柱列、材木列、板塀などはまったくみとめられない。築地本体の残存はなく、南門部と西門部で地業部の版築がみとめられるが、東辺や北辺ではそれすらも残っていない。

南辺築地掘込地業

南門部では、掘込地業と寄柱と考えられる小ピット列が確認された。掘込地業は南門掘方に切られるもので、幅は調査区西端で2.95m、深さは0.4~0.6mをはかる。地業埋土は、南門西側では下層に6~25cmの厚い層を2層ほど重ね、その上に1~5cmの細かな版築土をのせるものである。南門東側では細かな版築をみることはできない。

南辺築地寄柱列

また寄柱と考えられる小ピット列は、南門西側で3列東西にならぶ。南列は地業部南縁にならび、一部地業部を切る。中列は南列と平行に2.4m北に地業部を掘りこんでおり、両列は桁行0.75~1.5mの間隔で対をなしている。北列は地業部北縁の外側にならぶが、南、中列とは平行せず、若干のふれを有している。これらの小ピットは径0.2~0.3mの規模で、掘方と柱痕跡の差異を確認することができなかった。南門東側にも2~3列の小ピット列が存在しそうであるが、西側ほど明確な配列を検出することはできなかった。

西辺築地掘込地業

また西門部でも版築地業が確認されている。この地業は掘込んだものではなく、内城造営以前の溝を埋めるために行ったもので、古い溝(S D 571)が水成堆積で半分ほど埋まったあと溝全体にわたる凹地を整地(S X 571)し、さらにその上に版築(S F 570)をつんでいる。版築の範囲ははっきりしないが、西門部だけに限られる。この地業部を切つて西門掘方が掘られている。なお寄柱等の柱穴は攪乱などのため確認することはできなかった。南西隅では、まったく版築や地業を認めることはできず、明らかな寄柱列も検出することはできなかった。ただ数個の小ピットがみられ、寄柱の一部かと考えられる。

築地内外溝

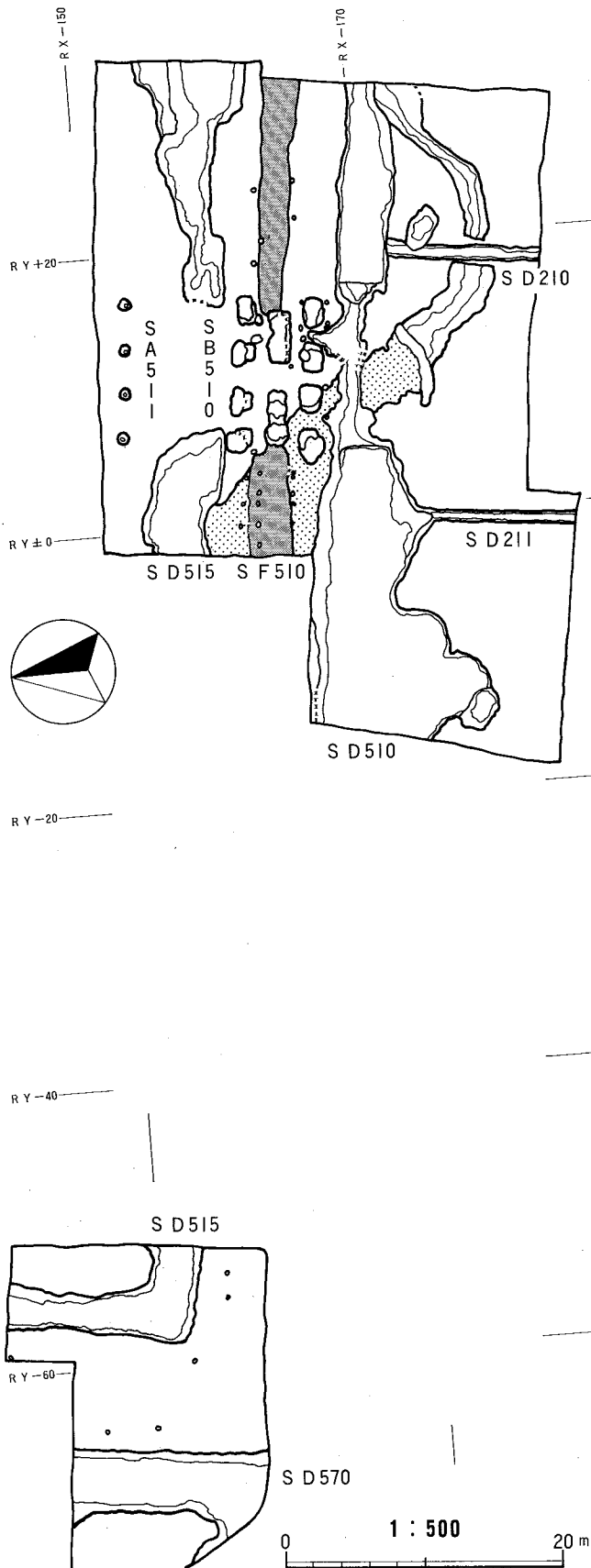
南門部築地の内外には、内肩の距離8m前後の間隔をもって溝が併走する。この2本の溝が他の地点でも確認されている。外溝幅が4.1~8.0m深さ0.4~1.1m内溝幅が0.8~5.0m深さ0.5~1.1mと、概して外溝が大きい。溝の形状は、外溝がほぼ直線的で底面も大きな凹凸がみられないのに対し、内溝は、ある部分では土壇をつらねたように凹凸がはげしく、ある部分では非常に浅くせまい部分もあり、また重複するような急激なふくらみをもつところもあり、きわめて不整である。しかし、いずれも砂礫層を掘りぬくことなく砂礫層上面もしくはそれ以上を溝底面としている。したがってこの内外溝は地割とか空堀というような意味よりも、築地版築土採取のためのものと考えられよう。溝幅が極端に小さくなるような部分は大きな土壇を掘って補充したのであろう。

このように考えると築地が残存しない部分でも、2本の溝が検出されるなら、その間隔に築地の存在を推定でき、築地の痕跡がない東辺や北辺も2本の溝が併行しており*、内城四至が築地によって圍繞されていたと考えられ、その規模は一辺150mの方形となる。

内外溝の埋土

溝の埋土は、内外とも自然堆積であるが、南辺および南西隅の築地外溝埋土上面に水成堆積がみられる。水成堆積土は、それ以前の黒色火山灰を削っており、急激な洪水などに

* 『方八丁概報77』ではS D 551・540とした遺構を、それぞれS D 550・555に改める。

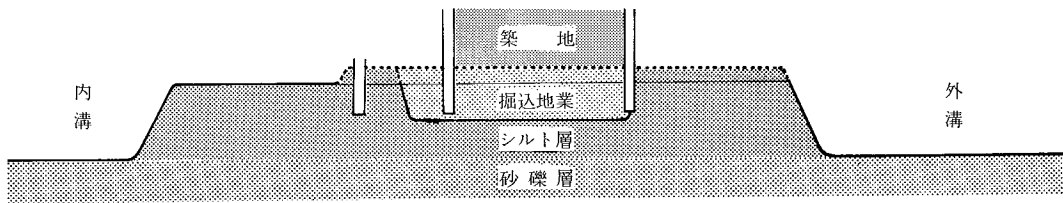


第17図 内城南半 (第8次調査)

よるものであることは明らかである。また水成堆積土自体が二層に大別され、上層が下層を切っており、二度にわたる洪水であることも確認される。築地内溝や東辺、北辺には水成堆積土がみとめられず南西方向からの洪水で、その時期は築地が機能していた時期ないし大きく崩壊する以前の段階と考えられる。こういった堆積のあり方は外郭築地線と共通するものである。

内城東辺や北辺では築地やその版築地業部を検出することはできなかったが、築地内外溝の間に線状の地業部が確認されている。北辺のSX 551は、幅1.1mで深さは0.2mほどが残っている。埋土は版築土ではないが人為堆積の粒状混合土である。また東辺のSX 531と532はともに幅0.6~1.6m、深さ0.1~0.3mが残っている。やはり人為堆積の粒状混合土で埋められている。位置は、SX 551が外溝側にかなり寄っており、SX 531・532は、532西縁が内外溝中間となっている。その規模や位置、埋土から築地基部の掘込地業と考えることはできない。地割なども考えられるが、南辺や西辺では確認されておらず蓋然性は低いであろう。

内外溝間の地業部



第18図 内城築地断面模式図

また築地基壇や犬走りに関係することも考えられるが不明な点が多すぎる。

内城築地の復元

内城築地の構造を主に南門部の所見から推定復元してみると、まず幅 3.0mの掘込地業をし、そして寄柱は中列のみを地業部内に設け、南列を地業部南縁にたてる。築地本体幅と地業部幅とが同一であるなら、中列は築地の中にかくれてしまうが、南列と中列の中間線が南門棟通りと一致し、南列と中列の幅の 2.4mを築地幅とみるべきであろう。したがって地業部幅と築地幅とは一致しないことになる。また北列は他の 2列と梁の対応がなく寄柱とは考えられず、また築地つくりかえとみることもできない。外郭と同じく築地基壇部に関連するものと考えられるが、外郭のような削り出しはみられない。

内城南門部

八脚門の南門

S B 510内城南門跡は内城南辺中央に位置する。東西 3間南北 2間の掘立柱東西棟の八脚門で、間尺は梁間2.4m等間、桁行は中央柱間が3.45m左右柱間が2.7m等間で、中央部が広がっている。主軸は、E6.5°Sをはかる。建てなおしは行われておらず、単期のものである。柱のぬきとりが、すべての柱に対してなされている。築地掘込地業を切る掘方は一辺1.2~1.5mの方形で深さは検出面から約1.0mで、砂礫層上面もしくはこれを若干掘りぬいた面を底面としている。本柱列は左右 2個ずつ連続した掘方をもつものであるが連結部は柱掘方より浅く、検出面から0.3mをはかるにすぎない。柱ぬきとりは、掘方の規模と同程度もしくはそれ以上の規模のぬきとり穴によるもので、そのぬきとり方向は一定していない。ただ築地にとりつく本柱左右はそれぞれ内側に倒しており、ぬきとりが築地崩壊以前であったことを示している。柱ぬきとり後は完全に埋め戻し、一部に築地版築土も入っている。

S A 511柱列跡は、S B 510南門跡と主軸を一にする東西 3間の柱列跡である。南門本柱列から11m北に位置する。間尺は、西から3.26・3.05・3.36m、総長9.67mをはかり南門の桁柱とは対応を示さない。掘方は0.7~0.8mの円形で径0.25mの柱痕跡が残っている。

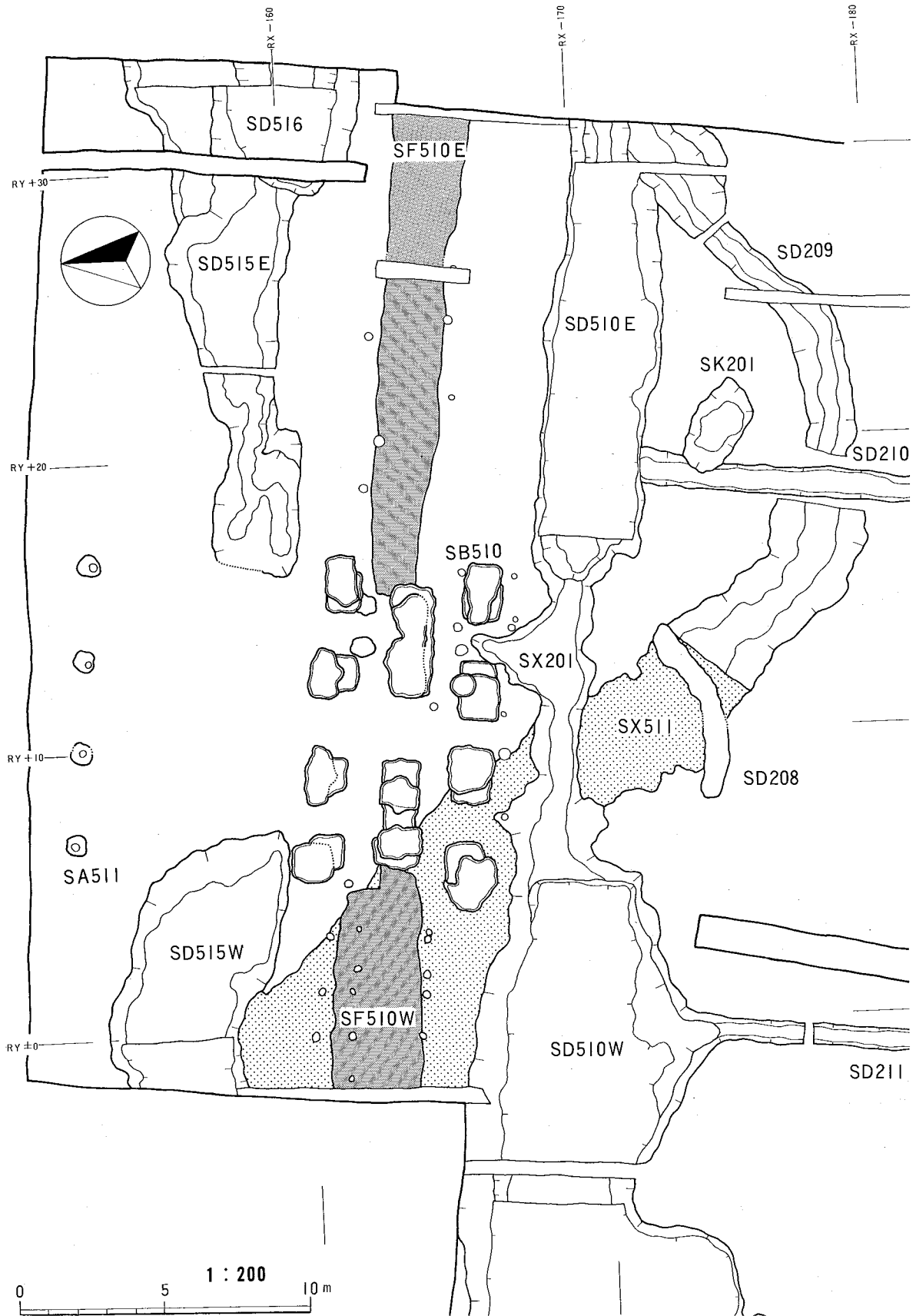
目かくし堀

目かくし堀と考えられている。

また築地外溝に接続する 2本の南北走向の溝が検出されている。外溝とは重複せず、同時存在である。2本は南北中軸線から9.5m等間で、平行する。幅0.7~1.2m深0.1~0.4mで、埋土は自然堆積である。走向や中軸線との距離などから、内城南門と外郭南門を結ぶ大路の側溝と考えられる*。

大路側溝

* 昭和55年度の外郭南門部第15次調査により、側溝が外郭にまでつながっていることが確認されている。



第19図 内城南門部 (第8次調査)

IV 調査成果

内城西門部

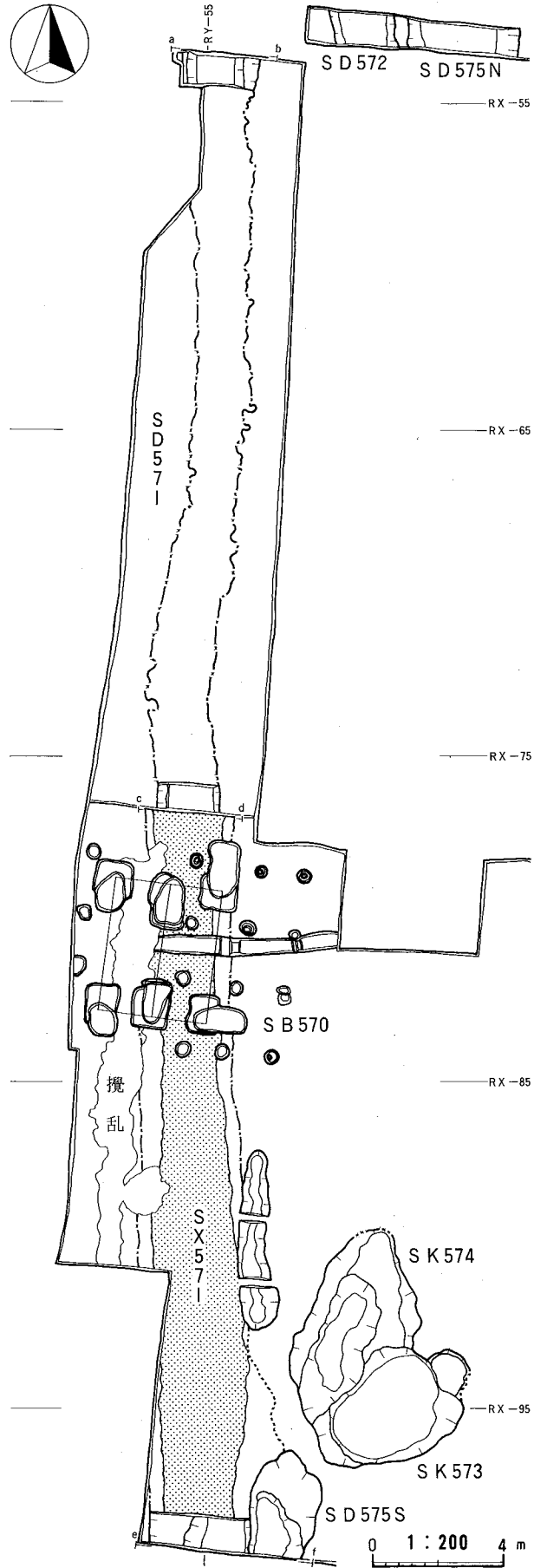
二柱門から四脚門

SB 570 西門跡は内城西辺中央に位置する。建替えがあり、1期目は南北1間の2本柱で棟門あるいは冠木門、2期目は東西2間南北1間の掘立柱南北棟の四脚門で、位置は1期と同軸の位置に建て替えている。間尺は1期目3.30m、2期目は梁間1.65m等間、桁行4.05mで、1期よりそれぞれ柱1本分ずつ外側に拡張して改築している。主軸はN6.5°Eで、南門と同じ軸角度である。

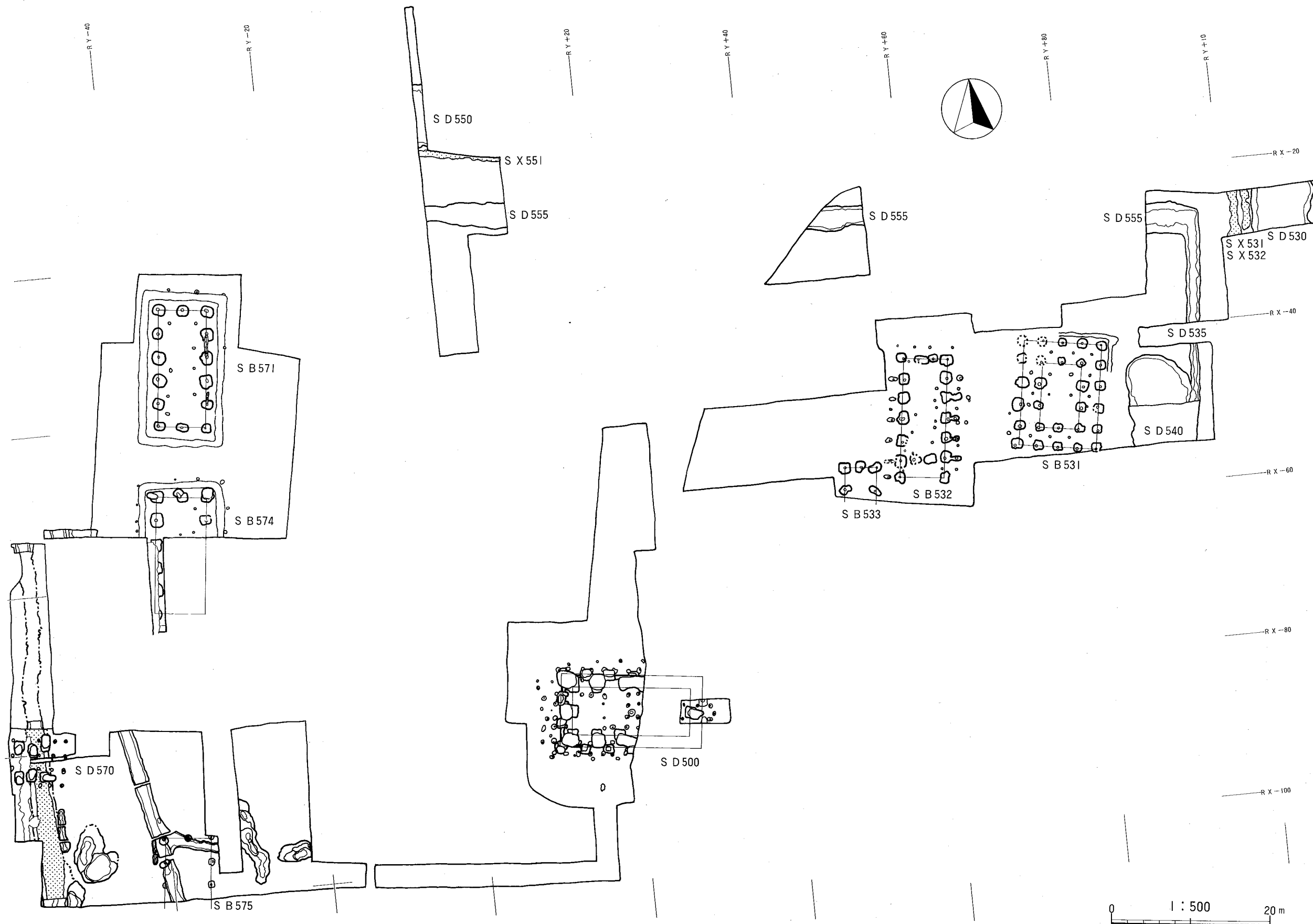
地業版築を切る掘方は、1期目が一辺0.9mの方形で、柱位置をそれぞれの掘方の外側によせている。2期目は1.1mの方形の掘方をもつが、柱位置が掘方壁に密着しておらず、四脚門構築の際には築地の崩壊が一部あったと考えられる。そして柱はすべてぬきとられる。ぬきとりの方向は一定していないが、南門と同じく本柱はそれぞれ内側にたおされている。

足場穴

第2期掘方の周囲には小柱穴が配されており、足場穴と考えられる。軸方向や柱間などやや不定であり、また攪乱されているが概ね西門と同軸であり、東西1.5・1.65m、南北1.80m等間の配置が看取される。



第20図 内城西門部 (第12次調査)



第21図 内城北半 (第3・8・12次調査)

内城中央部

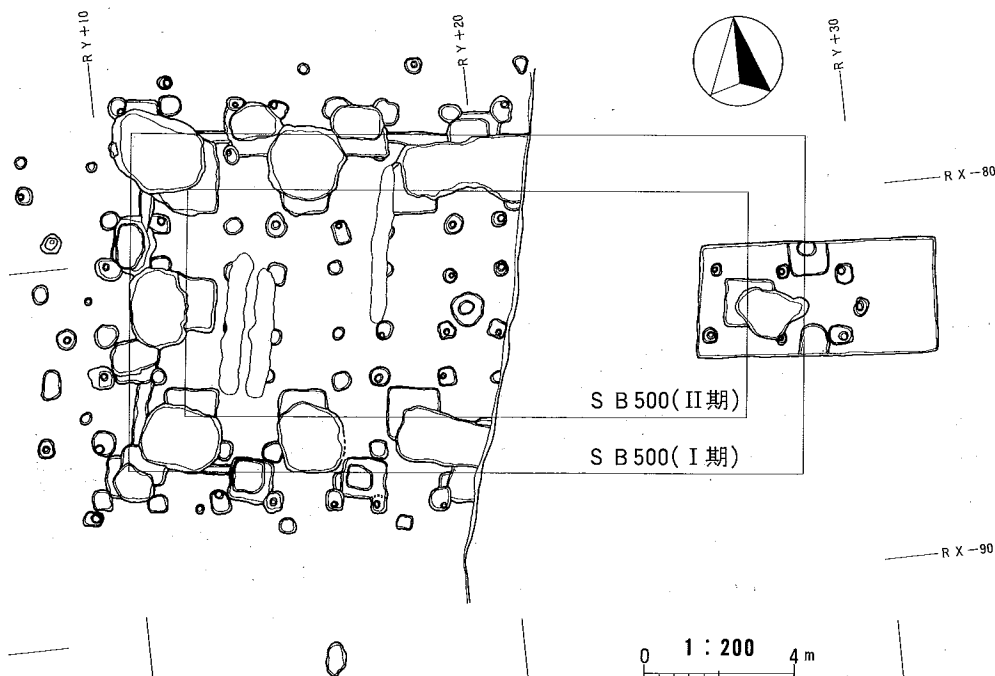
中央部の遺構は、S B 500正殿跡、S B 575建物跡、土壇などが検出されている。

S B 500 正殿跡は、東西棟の掘立柱建物跡で、建物中心が南北中軸線上にのり南門跡中心から81.9m北にあって内城内でも北に偏する。主軸はE6.3°Sをはかる。大きく2期にわかれる。

S B 500 正殿跡

I期は桁行6間梁間3間、間尺は3.0~3.1m等間で、廂はない。いくつかの掘方に重複がみとめられて、さらに2小期にわかれる。古いI a期掘方は新しいI b期掘方に切られ、平面で3個、断面で1個確認されただけである。I b期は柱ぬきとりが行われ、完全に人為的に埋め戻されている。このI b期に属すると考えられる小柱穴が、掘方を囲むように、4個1セットで配され、総柱となる。梁間は間尺が1.23mと1.87mのくりかえしで規則性があるが、桁行は方向も少しずつふれ、間尺も一定しておらず、独立した建物とは考えられない。足場穴と考えられるが、身舎内部にまで配置され、構造がどうなるのか後考をまちたい。

II期は、I期の建物中心と主軸と間尺を踏襲しながら、桁行5間梁間2間に縮小したものである。柱ぬきとりが行われ、人為的に埋め戻しているが、北側柱のぬきとり穴上面に自然堆積土がみられ、完全に埋め戻していない。また桁柱中央にかかるぬきとり穴は2本にまたがっており、掘方間に何らかの施設があったとも考えられる。それとII期掘方の外側をめぐるように幅0.3m深さ0.1mの細い溝が一部確認され、雨おち溝とも考えられたが、はっきりしない。さらに建物中心位置に円形掘方の浅い柱穴がみられる。



第22図 内城中央部 (第8次調査)

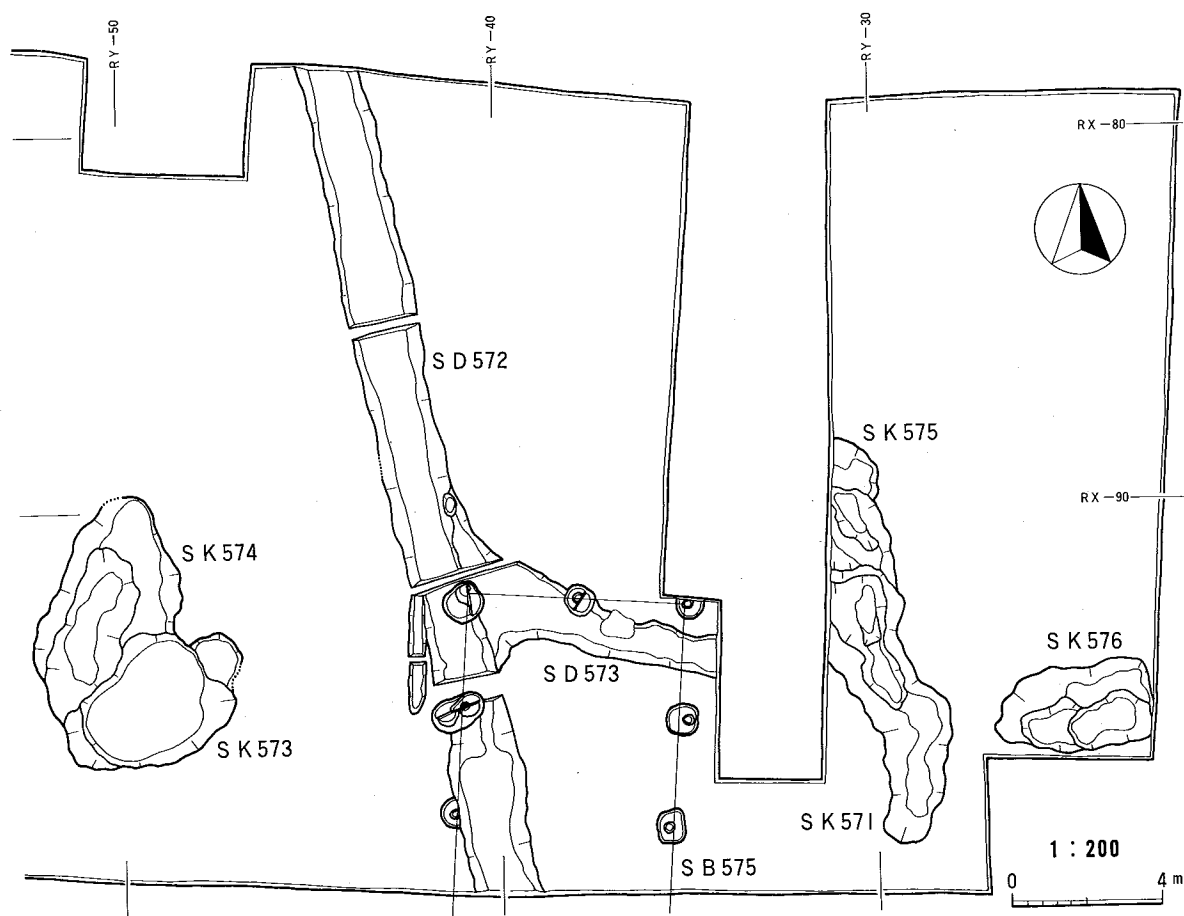
IV 調査成果

S B 575 建物跡 S B 575 建物跡は、桁行3間以上、梁間2間の南北棟掘立柱建物跡である。内城以前の溝S D 572・573を切る。間尺は桁行3.0m梁間2.85m等間であるが、実際の柱位置はやや不ぞろいである。主軸方位N 5°00' Eをはかる。建替えや柱ぬきとりはない。掘方は円形で径0.8mと小さく、径25cmの柱痕跡を残す。また西側柱から1.35m西に細い溝がみられ、雨おち溝と考えられる。なおこの建物は主軸、掘方の形状などから、他のN6.5° E前後の主軸をもつ建物とは时期的に異なるものと考えられる。

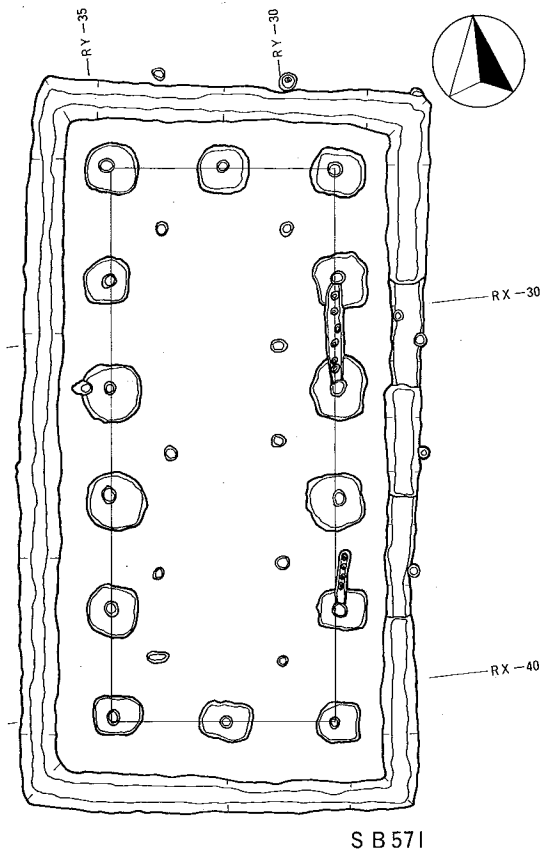
土坑群

このほか土坑が5基検出されている。いずれも自然堆積で人為的な埋め戻しはみとめられない。時期の決定資料に欠けるが、埋土や遺物から建物跡群などと大きな時差はないと考えられる。

S K 573・574は西門跡南東方に位置する。両者は平面的に重複し、断面でも底部近くで重複するが、ほとんど同時のものである。わずかに573が新しい。573は東西4.5m南北3.5m深さ0.7mの卵形、574も東西3.7m南北6m以上深さ0.9mの卵形である。S K 571はS K 575を切る不整な弧状を呈する。南北7.7m東西1.4~1.9m深0.5~1.1mをはかる。575の規模は不明であるが、0.6mの深さをもつ。S K 576は長軸4.3m短軸2.2m深さ0.6mの不整楕円形を呈する。



第23図 内城中央西部（第12次調査）

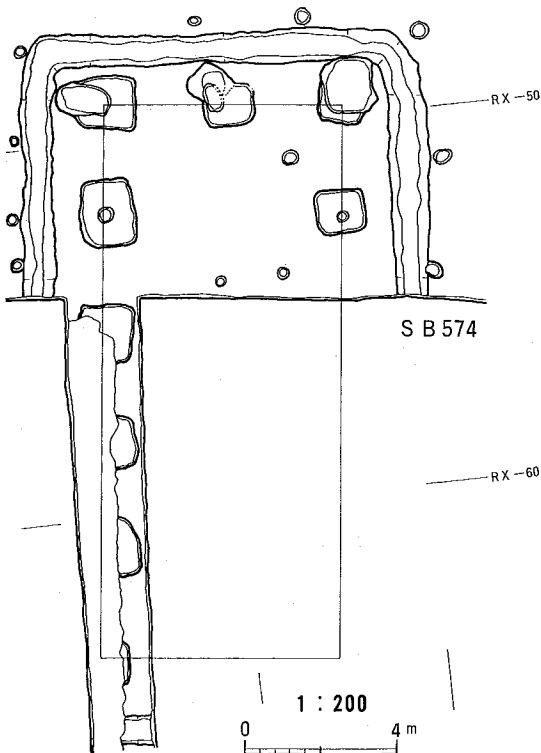


内城北西部

検出遺構は、南北棟の S B 571・574 建物跡でこのほかに 571 周溝に切られる掘方を検出している。

S B 571 建物跡は内城北西隅に位置し、北妻と内城北辺とは 18.0m、西側通りと内城西辺とは 15.4m、棟通りと内城南北中軸線とは 57.2m をそれぞれはかる。南北 5 間東西 2 間無廂の掘立柱建物跡である。主軸方位は $N 6^{\circ} 15' E$ 、間尺は桁行 2.94m 梁間 2.98m 等間である。建替えも柱ぬきとりもみられないが、焼失した可能性がある。側柱から 1.8m ほど外側に幅 0.8~1.0 深さ 0.5~0.65m の周溝をもつ*。東側の同溝の一部が 2 箇所浅くなっており、これに対応するように、東側柱 2 本ずつがつながり細い柱がたてられている。出入口状の施設があったものと思われる。

S B 571 建物跡



S B 574 建物跡は、571 との妻柱間 8.80m の間隔をおいて棟通りを一致させる南北 5 間東西 2 間の掘立柱建物跡である。主軸は $N 6^{\circ} 15' E$ 、間尺は桁行 2.94m 梁間 3.15m 等間である。建替えはないが、北妻柱がぬきとられている。そして妻柱から 1.5m 側柱から 1.8m 外側に幅 0.6~1.0m 深さ 0.15~0.25m のやや浅い溝がめぐっており、コーナーが隅丸状となっている。出入口状の浅くなる部分はみられない。

S B 574 建物跡

* この周溝から、S B 571 を倉庫とみる考えも指摘されているが、焼失にもかかわらず、それらしい痕跡はみいだされない。

第24図 内城北西部 (第12次調査)

IV 調査成果

内城北東部

北東部の建物跡はSB 531・532・533建物跡が検出されている。これらの内城内の位置は次のとおりである。

中軸線から 531棟通りまで53.7m, 532棟通りまで36.5m, 533棟通りまで28.7m,

内郭南辺から531中央まで122.6m, 532中央まで119.5m, 533北妻まで113.2m,

北西部SB 571・574とも合わせると、中軸線から533までと571棟通りまでとの距離はほぼ1:2となる。また内郭南辺から533北妻までと、571・574中間点までとの距離はほぼ一致し、さらにこの距離は内城の $\frac{1}{2}$ に相当する。したがって533・571・574は計画的に配置されていたものと考えられる。これに対し531・532は計画的配置からはずれており、その構造も異質な建物跡である。

SB 531 建物跡 SB 531 建物跡は、南北5間東西4間の四面廂掘立柱建物跡である。間尺は柱位置のばらつきがあるが、梁間2.4m等間、桁行2.7m等間で南廂だけが2.4mである。主軸は、N 8° 55' Eをはかる。建替えや柱ぬきとりはみられない。

SB 532 建物跡 SB 532 建物跡は南北6間梁間3間で、東西側柱の外側に斜柱をもつ掘立柱建物跡である。主軸はN 7° 00' E, 間尺は大略桁行2.475m梁間1.8m前後をはかる。掘方の重複や柱ぬきとりが一部でみとめられた。

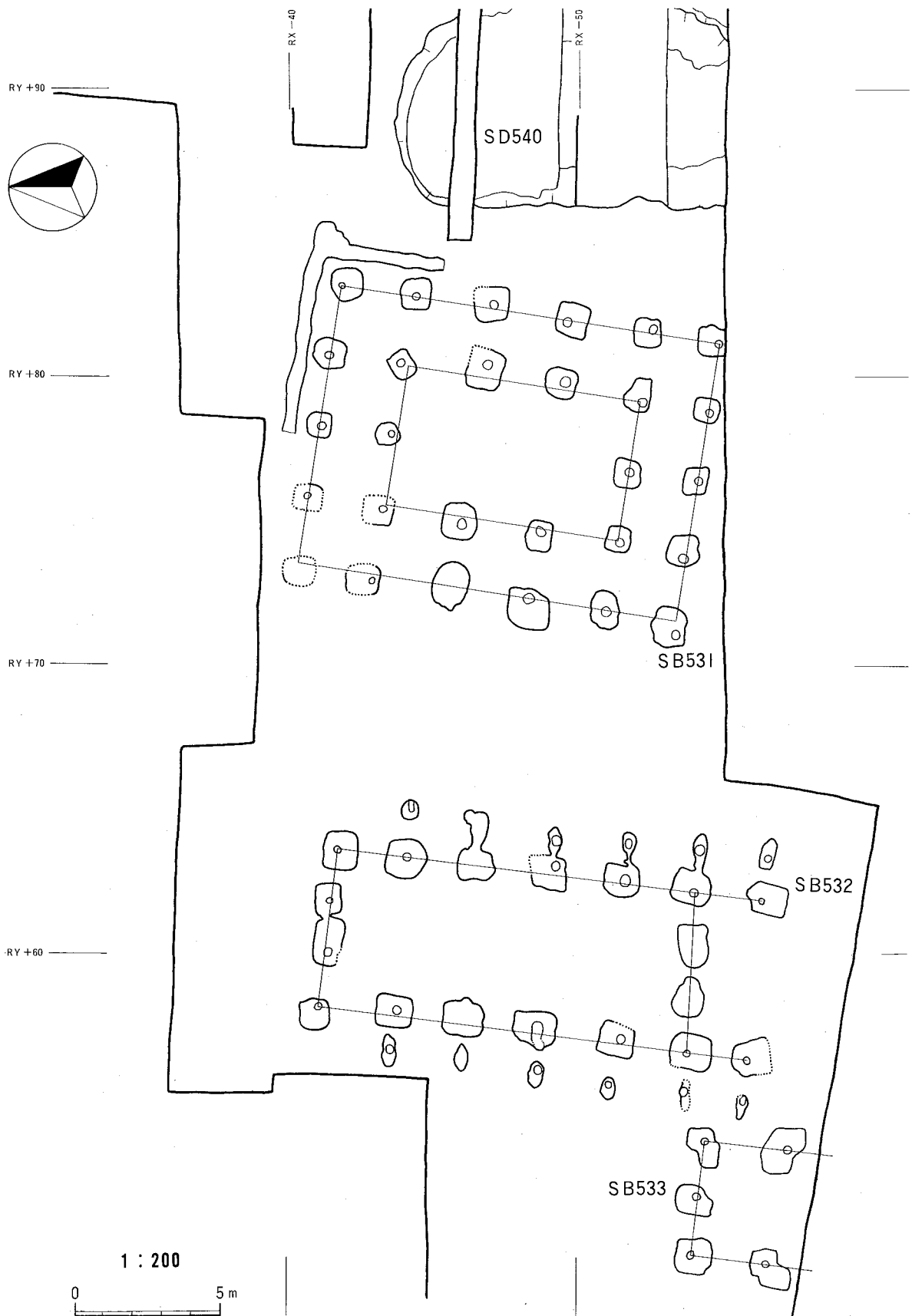
SB 533 建物跡 SB 533 建物跡は南北2間以上東西2間の掘立柱建物跡である。柱間は桁行2.6~2.9m梁間2.0m, 主軸N 7° Eをはかる。建替えの可能性もある。

第9表 内城地区建物跡一覧表

名称	棟方位	規	柱間	改築	柱ぬきとり
SB 500正殿跡	東西棟E 6.3° S	6×3間→5×2間	桁梁とも10尺等間	2(3)期	全てぬきとり
SB 510南門跡	東西棟E 6.5° S	3×2間	桁9尺11.5尺梁8尺	1期	全てぬきとり
SB 570西門跡	南北棟N 6.5° E	1間→1×2間	桁13.5尺梁5.5尺	2期	全てぬきとり
SB 531建物跡	南北棟N 8° 55' E	5×4間四面廂	桁9尺南廂8尺梁8尺	1期	—
SB 532建物跡	南北棟N 7° 00' E	6×3間斜柱有	桁8尺梁不同	1期	一部ぬきとり
SB 533建物跡	南北棟N 7° E	2×2間以上	桁8.5~10尺梁7尺弱	2期	—
SB 571建物跡	南北棟N 6° 15' E	5×2間周溝有	桁梁とも10尺等間	1期	—
SB 574建物跡	南北棟N 6° 15' E	5×2間周溝有	桁10尺梁10.5尺	1期	北妻ぬきとり
SB 575建物跡	南北棟N 5° 00' E	2×3間以上	桁10尺梁9.5尺	1期	—

* 主軸方位のうち度(°)単位はぬきとりなどのため概数値, 分(')単位は細かい計数値を表記した。

** SB 500・510は『方八丁概報78』と異なるが、ぬきとりにより正確な計測ができないため、上記の数値に訂正した。

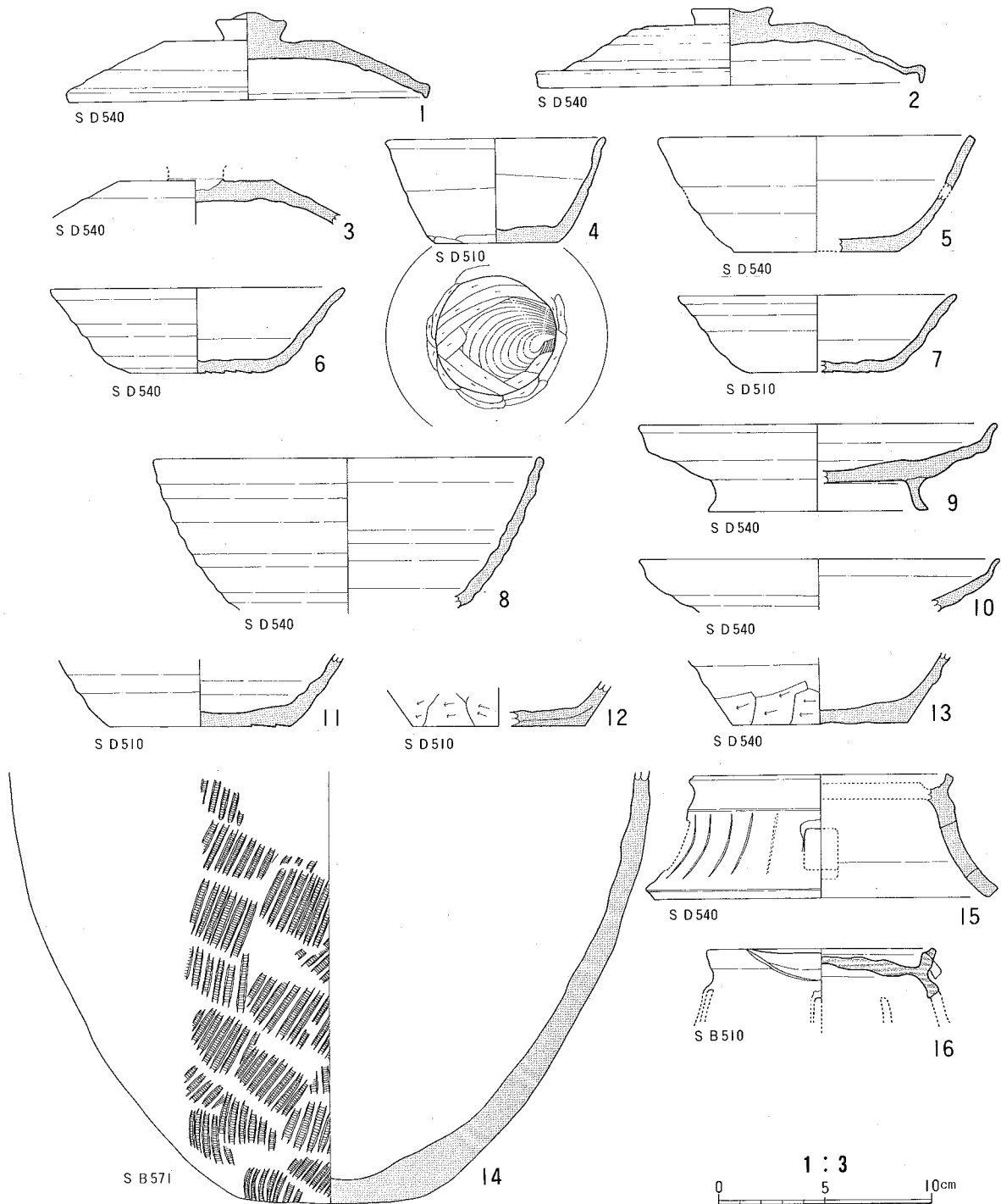


第25図 内城北東部 (第3・8次調査)

IV 調査成果

内城出土の土器

内城から遺物の出土は少なく、S D 510・540溝跡からややまとまって出土したほかは、S B 571建物跡周溝、S B 570南門跡ぬきとり穴からわずかにみられた。ほとんどが須恵器であり土師器は少ない。



第26図 内城出土土器 (1)

図示したものはすべて須恵器である。蓋（1～3）は、天井部と体部との境が稜をもつ A類（1・3）と、稜が不鮮明で全体に丸味をもつ B類（2）にわけられる。A類は天井部～体部上半と回転ヘラケズリするのが常で、B類はヘラケズリするものとしなないものとみられる。つまみは平な宝珠形がつく。盥（4）とした器形は、口径小さく外傾の強いもので、体部下端～底面外周を手持ちヘラケズリする。坏（5～7）は体部から口縁部にかけて内湾する B類（5）口縁外反する C類（6・7）とにわけられる。図示したものはヘラ切無調整のものであるが、手持、回転ヘラケズリするものもみられる。壺（8）もある。台付盤（9・10）は、口縁がすどくたちあがり外反する。小形甕（11～13）と思われるものは全器形を復元できないが、糸切り無調整、手持ヘラケズリなどが混在する。甕（14）は、底部外面や体部外面に平行叩き目を有するものである。硯（15・16）は 2 点出土しているが、器形は全くちがうものである。

(3) 内郭以前の遺構, 遺物

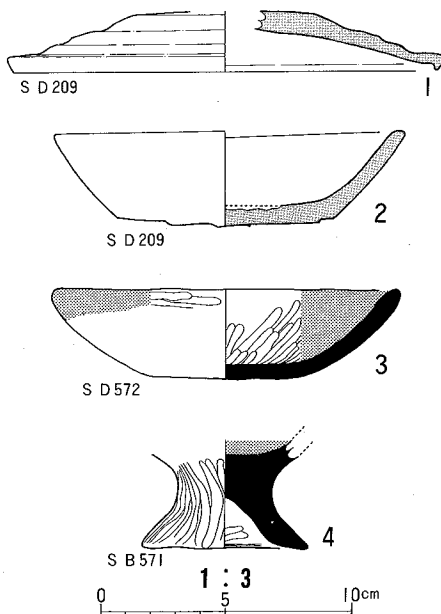
内郭以前の遺構は、溝が 4 条検出されている。第 8 次調査内部南辺付近の S D 209, 第 12 次調査内城西辺付近の S D 571・572・573 である。

内城以前の溝

S D 209 溝跡は、幅 1.0～3.4 m 深さ 0.2～0.3 m で、平面形は弧状を呈する。S D 571 溝跡は、ほぼ真北方向に走る幅 2.5～3.0 m 深さ 0.8～0.9 m の規模をもつ。調査区外西にもものびるが、途中で終結するか屈曲すると思われる。S D 572 溝跡は、ほとんど直線で N 80° W の走向をもつ幅 1.6～1.9 m、深さ 0.3～0.6 m の規模を有し、全長 48 m 以上になる。S D 573 溝跡は 572 東壁につながる溝で、幅 1.0 m 深さ 0.1～0.3 m をはかる。

これらに共通する点は水成堆積土によって埋まったことであり、さらに S D 209 は南門付近で S X 511 整地部に、S D 571 は西辺付近で S X 571 に人為的に埋め戻されていることである。そして S X 511 を掘りこんで、築地地業をし、S X 571 の上にも地業をしている。すなわち溝掘り→(機能)→水成堆積→人為堆積→版築地業という過程をとらえることができるのである。これらの過程に大きな時間差はなく、内城造當時をはるかにさかのぼるものではないであろう。

溝の埋土



第27図 内城出土土器 (2)

出土遺物は、天井部を回転ヘラケズリする須恵器蓋(1)、ヘラ切痕を残す須恵器坏(2)、ロクロ未使用の土師器坏(3)が出土しており、ほぼ外郭以前の竪穴住居跡と同じ時期に比定されよう。なお、S B 571 建物跡周溝出土の土師器高坏(4)は、ほぼこの時期に比定されよう。

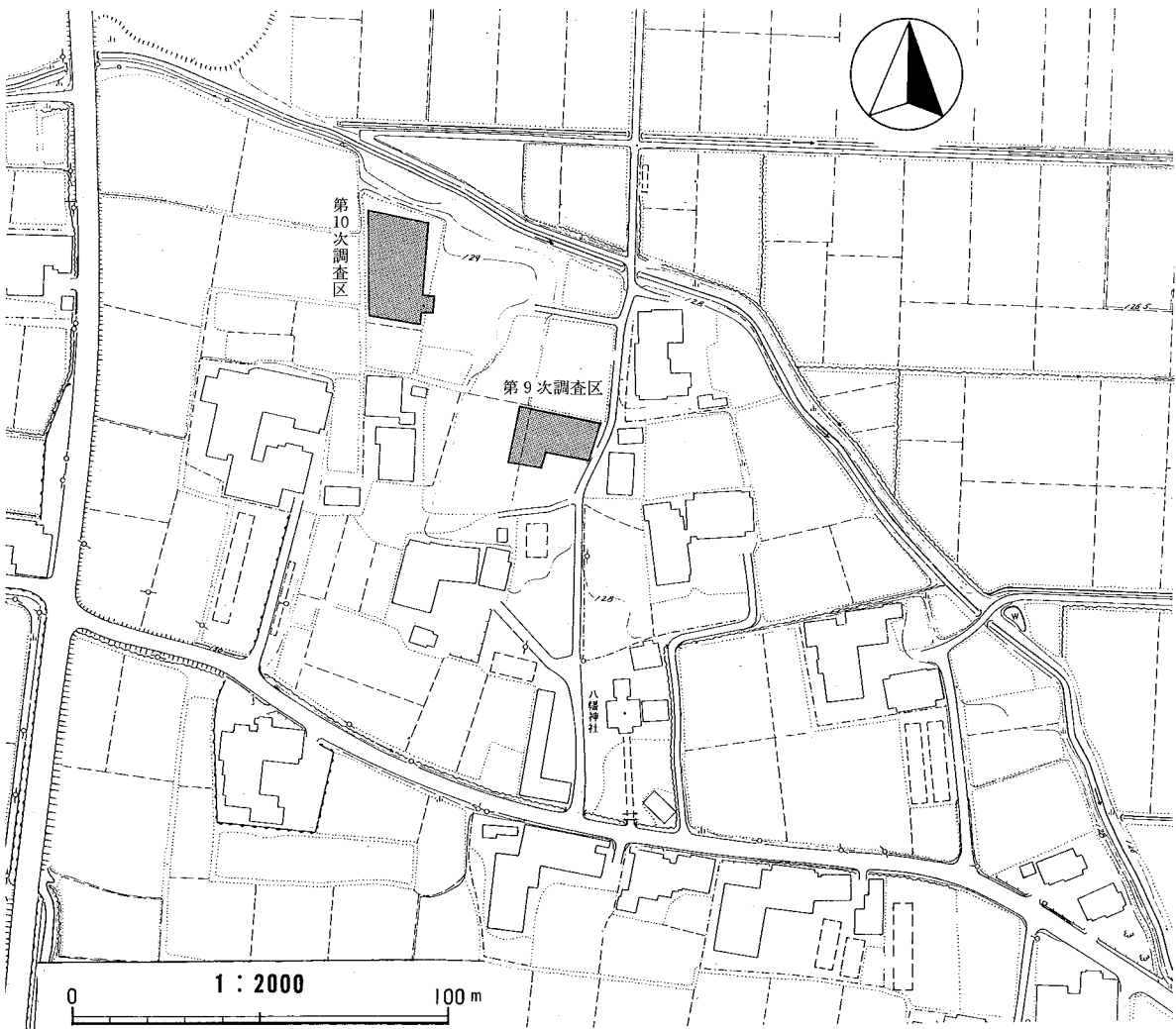
内城以前の遺物

4 林崎

(1) 遺構

志波城跡北縁を浸食する旧河道右岸にあり、志波城跡東辺外郭の東側に位置する集落遺跡である。河道が形成された時期と集落が営まれた時期の先後関係は不明である。遺跡範囲はまだ明らかではないが、地形、遺物の散布状況から東西200m南北140mの範囲と推定される。

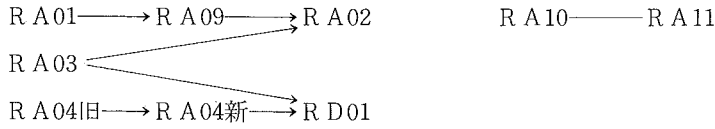
一帯の地目は、畑、水田、宅地などで須恵器や土師器などが表面採集される。またシルトや砂礫層が耕作土直下にみられ、当時の地表面がかなり削平されている。したがって遺構も耕作土直下で検出できる。



第28図 林崎遺跡全体図

調査は、志波城跡第9次および第10次調査として2次にわたって実施した。その結果竪穴住居跡11棟（精査9棟）、土壇3基を検出した。これらの遺構は、志波城各施設よりも新しく位置づけられる集落跡の一部である。

各遺構は次のように重複しており、すべて同時存在ではない。さらにRA04はかまどや床のつくりかえがみられる。RA10・11の新旧関係は不明である。

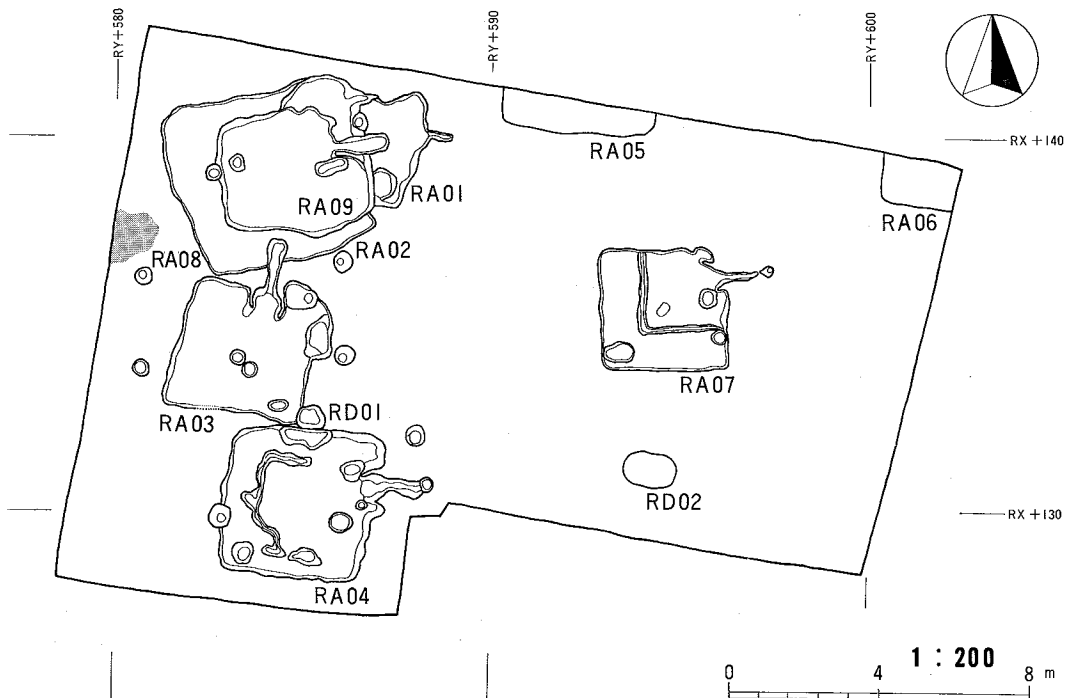


竪穴住居跡は、ほぼ方形で、RA01・03・09は北東部に張り出しをもっている。規模は一辺3.2m~4.6mで、4m前後のものがほとんどで、特に規模の異なる住居跡は検出されていない。床面は地山を不整に掘りくぼめ、その後に人為的に土をつめ生活面を構築する方法がとられている。床面の一部が強い火熱で赤変し、硬くなっている部分が見られ、地床炉として使用された部分と考えられる。地床炉はRA01・02・07・11の床中央付近で見られる。

プラン

また床中央部にかたい面がひろがっている住居跡もみられ、土間のように使用されていた面と考えられる。RA01はピットや張り出し部を除き、かまど火床部や地床炉をとりこむように硬い面がみられた。RA03も張り出し部や壁直下ではあまり硬くないがかまどをとりこみ中央部は硬くなっている。RA04も古い時期のプランがはっきりしないが、浅いコの字形の溝に囲まれた部分が硬くなっており、かまど周囲は砂質土のためあまり硬くない。新しい時期の床面も、版築状に貼床されてかたい。RA07は、かまどや地床

床面



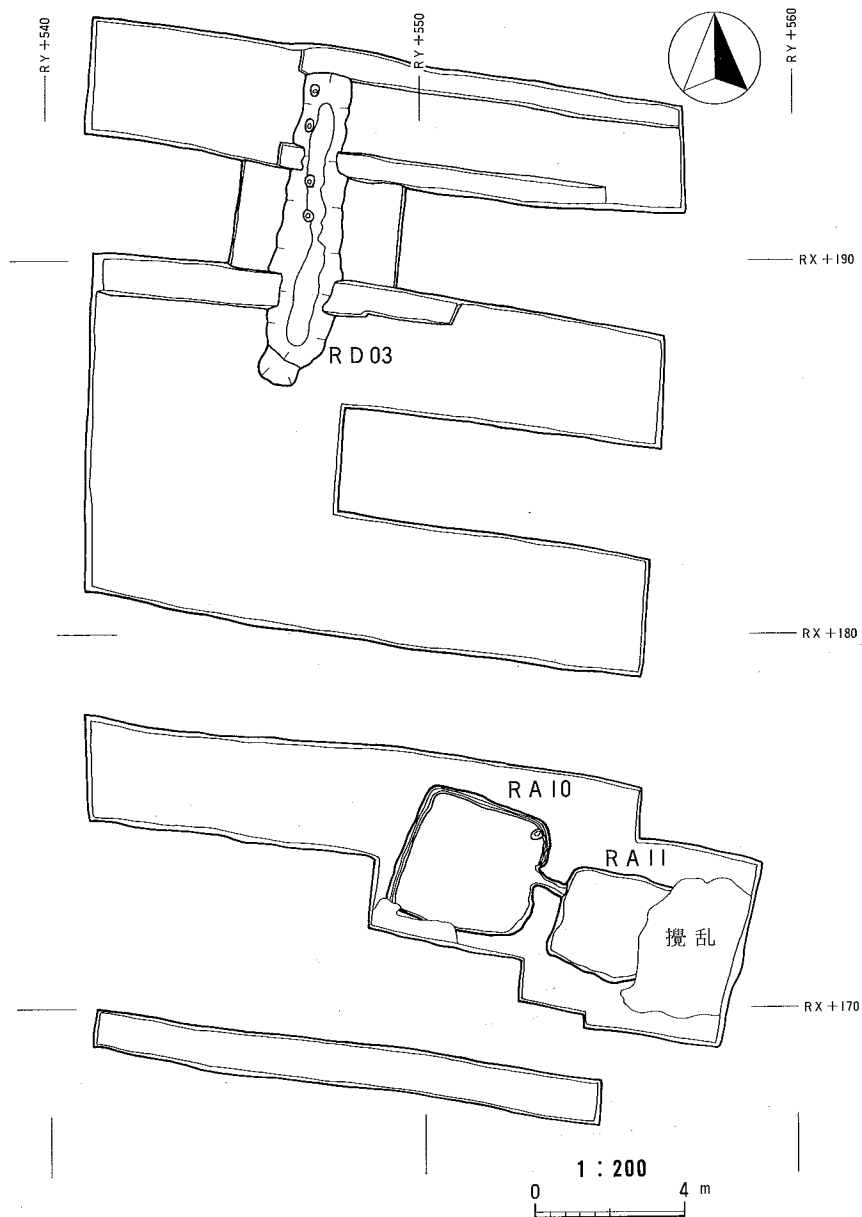
第29図 林崎遺跡（第9次調査）

IV 調査成果

炉をとりこむ形で、L字形の細い溝もめぐらされており、その内部がかたくなっている。RA11も、地床部をとりこむ形で、西、南壁ぎわ以外がかたくなってる。なおRA02は、床面を把握していない。

このようにかまどや地床炉をとりこむようにしてかたい面がみられ、古くから指摘されているように竪穴住居は土間と土間以外の空間にわかれていたものと解される。住居中央の土間の部分では、かまどや地床炉が配され、朝～夕の日常的な生活が営まれ、壁ぎわはおそらく寝所として使用されたのであろう。

床面上の他の施設としてピットなどが設けられる。かまどの両脇にみられるのが一般的であるが、規模等は一定していない。また周溝はRA10にのみ確認されている。なお、柱



第30図 林崎遺跡 (第10次調査)

穴となるピットはまったくみとめられない。

かまどは、R A03が北壁中央部に付設する他は、ほぼ東壁中央～やや北寄りに設けている。かまど本体の構造は基本的に火床部を壁内におき、煙道を壁外にのばすものである。R A07では、火床部に坯を2個体伏せて支脚としている。煙道には、床面より高いレベルで煙道底面がほぼ水平で小規模なもの(R A01・02・04新)、煙道底面が床面より外方に傾斜をもって下がり、幅の広いもの(R A03・04旧)、煙道底面が水平で床面とはほぼ同一レベルのもの(R A07・09・10)とがある。煙出し部は深くなるが、R A01・02では煙出し部の深まりはみられない。

かまど

第10表 林崎遺跡竪穴住居跡一覧表

住居跡	プラン	規 模	主 軸	かまど	炉	柱穴	貯蔵穴
R A01	方形 北東部に張り出し	東西不明 南北3.18m	E9.5° S	東壁やや北寄り	中央北寄り	なし	南東隅
R A02	方形	東西4.5m 南北4.6m	E 9° N	東壁北寄り	中央西寄り	なし	東壁
R A03	方形 北東部に張り出し	東西4.0m 南北3.5m	N10° E	北壁中央	なし	なし	北壁
R A04	方形	東西4.1m 南北4.0m	E 5° S	旧北東隅 新一東壁中央北寄り	なし	なし	南西隅 など
R A07	方形	東西3.4m 南北3.3m	E 5° N	東壁北寄り	中央	なし	東壁
R A08	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
R A09	方形 北東部に張り出し	東西4.0m 南北4.2m	E7.5° N	東壁	なし	なし	なし
R A10	方形	東西3.7m 南北3.5m	E19.5° S	東壁中央	なし	なし	なし
R A11	方形	東西不明 南北2.8m	E18° S	不明	中央東南寄り	なし	なし

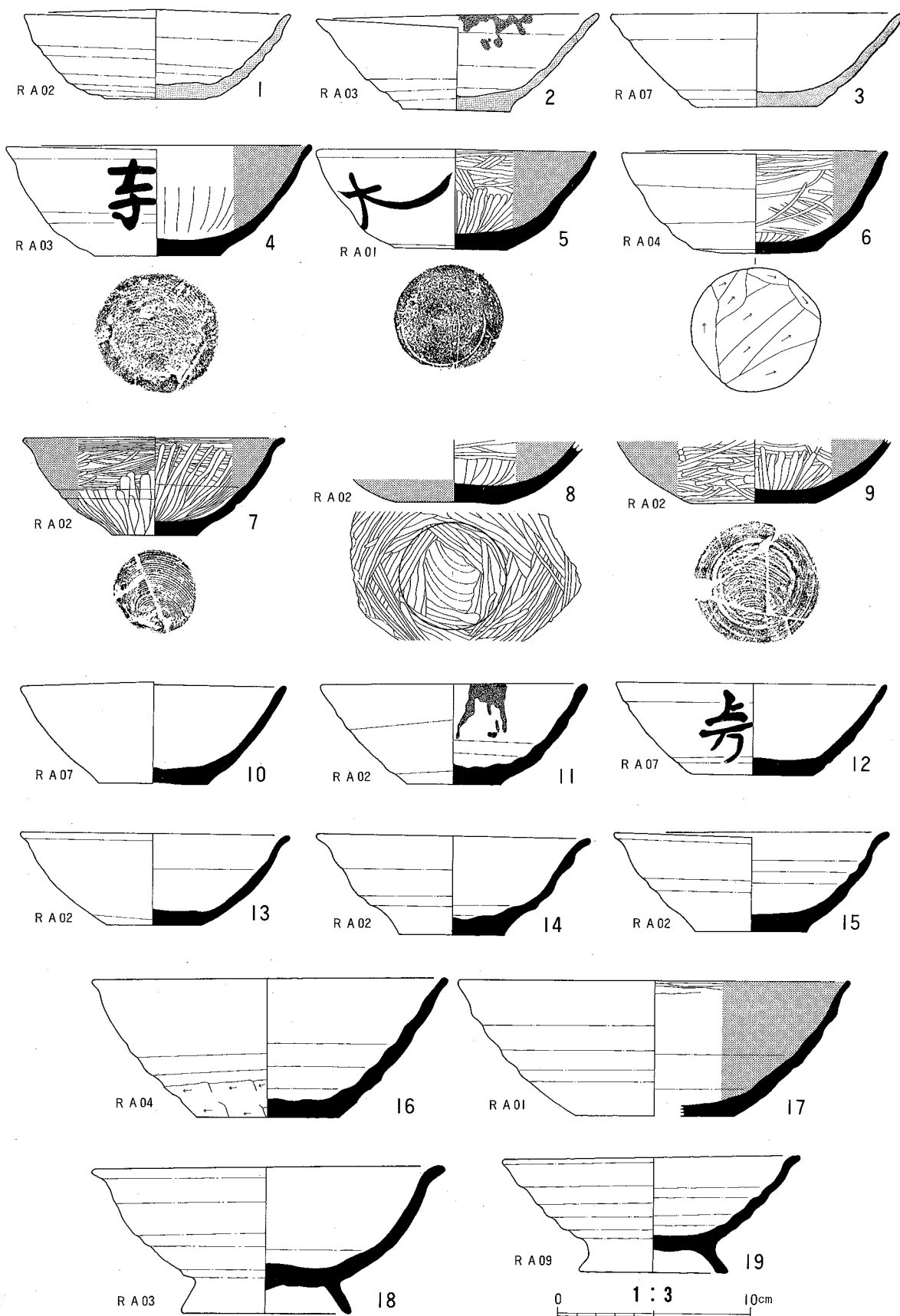
IV 調査成果

遺物の出土は、かまど付近に集中するのが常であり、本遺跡でも同様に出土している。R A03からは、かまど右側のピットや張り出し部をおおうかまど崩壊土内からは多くの坏類や多嘴瓶が集中して出土している。またR A09煙道煙出部には台付鉢がおちこんでおり、R A07のかまど支脚にはあかやき土器坏2個が伏せて使用されていた。

出土土器

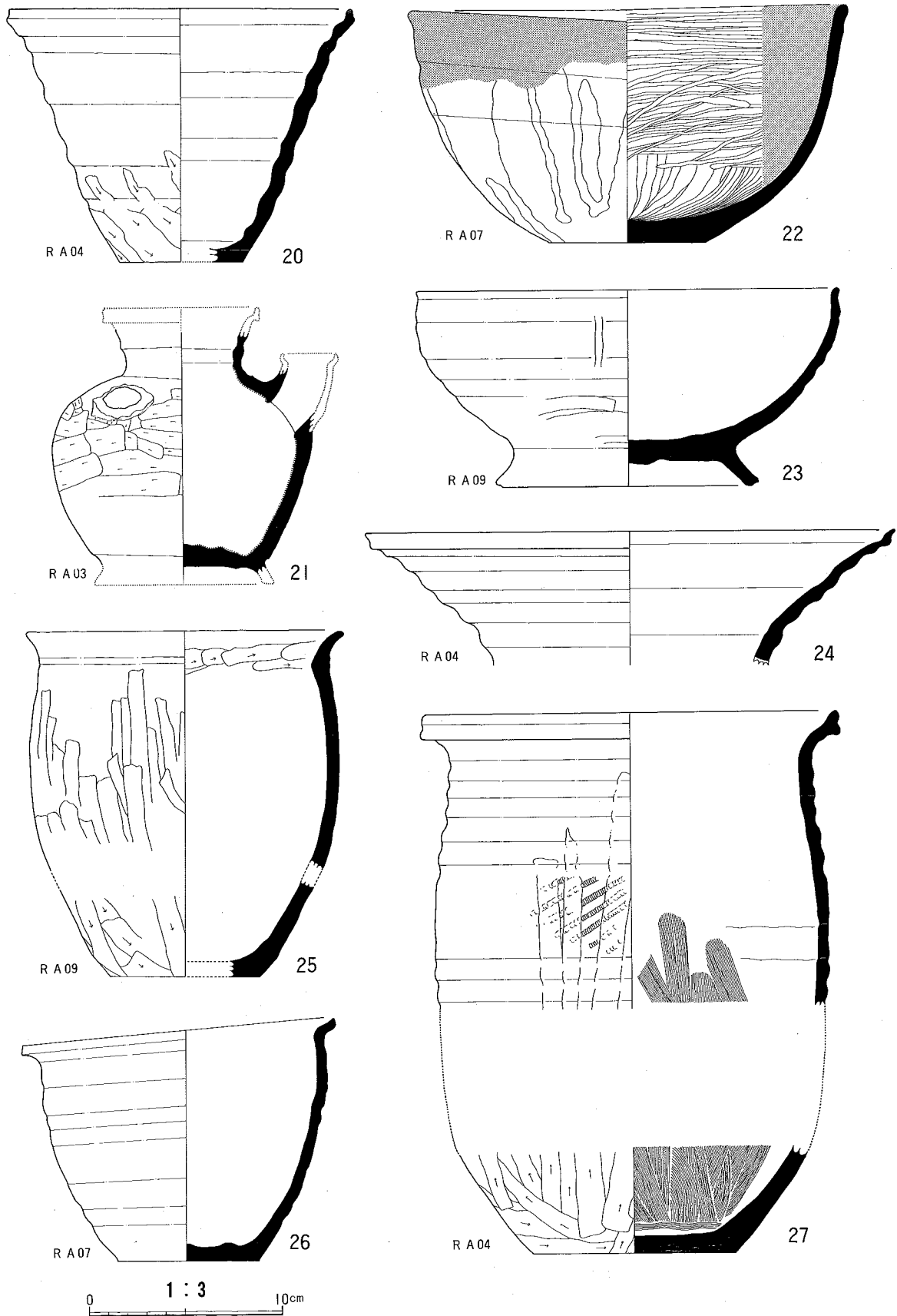
出土土器には、いくつかの留意すべき特徴がみられる。まず須恵器、土師器、あかやき土器の比率はおよそ1：6：16となり、坏類だけでも1：8：21となる。須恵器がきわめて少ないことと、土師器の2.5～3倍ものあかやき土器の量が多いことが特徴の第1である。また器種でみると、坏類がきわめて多く、甕類が非常に少ないこと、その甕類の大半はあかやき土器であり、多彩な器種をもっていることが特徴の第2である。第3に、坏内面にカーボンの付着があり、燈明皿として使用された例が多いことである。これは須恵器・土師器・あかやき土器にみられ、それぞれ出土量の2割弱を占めている。第4に墨書土器が少なくないことである。判読可能なものをあげると、土師器坏で「大」・「寺」・「大上」、あかやき土器坏で「上万」・「大」と読める。現在のところ須恵器坏にはみられない。土師器・あかやき土器の墨書例はほぼ同数であるが、出土量から計算すると土師器の方が高率になる。

第31図1・2は須恵器坏で、これらの土器から林崎遺跡は志波城跡よりも新しい時期の村落跡であるといえるのであるが、この遺跡の性格を一般村落と考えることはむずかしいと思われる。「寺」などの墨書や燈明皿は、仏教文化の影響を考えなければいけないし、また多彩な器種の中には日常雑器性から離れたものも含まれており、さらに僅少な甕類の貯蔵・煮沸形態に対する多量の坏類の供膳・供献形態のセットは、坏類すべてを日常雑器としてとらえることはできないと思われる。こういった土器様相からすると本村落は、農耕を主業とする農村とは考えにくく、寺社などの運営に深く関わりをもつ“門前町”的な村落と考えられよう。とすれば、10世紀（と想定される）にこの地域で仏教文化が定着ないし強い影響下にあったことになり、また農・工業など第一次産業以外で生活する人がいたことになる。林崎遺跡は平安中期以降の本地域の歴史解明に重要な一石を投じる遺跡といえるであろう。



第31图 林崎遺跡出土土器（坏類）

IV 調査成果



第32図 林崎遺跡出土土器（甕類）

V 遺跡の建築的考察

工 藤 圭 章

1 はじめに

太田方八丁遺跡は内城と外郭から成る。遺跡全域に比べて発掘調査の実施された地域はかなり部分的であったため、その全貌についてはまだ未知のものが多い。しかし、この遺跡が東北地方の古代城柵遺跡の一つとして、おぼろげながらもその構成の概略を知りうるようになったのは、大きな成果であったといえよう。岩手県教育委員会による東北縦貫自動車道建設の事前発掘調査の結果と、今回の盛岡市教育委員会による3カ年に及んだ発掘調査の結果を合わせ考えると、内城と外郭の性格がまったく様相を異にするものらしいことが想像できるようになったのは、まさにその成果のあらわれである。

内城はその四周を築垣で囲い、中央に正庁を置き周縁に数棟の掘立柱建物を配している。建物の配置はかなり不規則であり、また、各建物の用途も明らかでないが、全体の構成は国衙のような政庁的性格をもつものらしい配置になる。外郭はその周囲を大溝と築垣で限り、内部周縁には竪穴住居が群集する。掘立柱建物が全く存在しないわけではないが、竪穴住居がほとんどであり、外郭内部周縁は居住区であったようである。外郭を限る大溝には土塁が伴うようであり、また外郭築垣には櫓も付設されていて、これらの施設は防禦を考慮したものであることが察せられる。以下、内城と外郭の建築について考察を進めよう。

内 城

外 郭

2 内城

内城は遺跡の中央南寄りの微高地にある。内郭の広さは方150mで、周囲には築垣をめぐらす。築垣南面中央には掘立柱の南門、西面中央には掘立柱の西門を開く。東面及び北面の門の存在は未発掘のため明らかでない。

南門(SB510)は桁行3間梁間2間の八脚門で、柱間寸法は桁行中央間3.45m(11尺5寸)両端間2.70m(9尺)、梁間2間各2.4m(8尺)等間である。南門の両妻中央東西には南面築垣が連なるが、築垣は版築で築成されている。版築の基底部は3.5mほどあるが、八脚門本柱筋との相対位置を考慮すると、この基底幅では心が八脚門と揃わない。八脚門西方の南面築垣では築地寄柱(須柱)らしい小穴が南北3列検出されているが、南列と中列の心が八脚門の心と比較的に合致する。したがって、この寄柱間隔の2.4m(8尺)が築垣

S B 510 南門

S F 510 築垣

V 遺跡の建築的考察

本体の基底幅とみなせよう。

『延喜式』では基底幅6尺の築垣高さは13尺上部の幅4尺と規定している。『延喜式』に示されるような築垣であったとすると、基底幅が8尺であれば、高さはゆうに15尺を越し上部の幅も5尺以上になる。果してこのような高さのものが築かれたか疑問である。南門と比較しても高すぎるきらいがある。遺跡からは瓦が出土せず、築垣は板もしくは芝で葺かれたとしか考えられない。かりに芝で葺かれたとし、高さも15尺より低いものとする、この築垣の外見は土塁的なものでなかったかとも考えられる。築垣については、内郭だけではなく、外郭も同様に土塁的なものであったろう。

内城の築垣の内外には溝がめぐる。溝は不整形で幅は3mほどである。常時水が導かれた形跡はなく空堀であったろう。南門の前後には溝が通されない。一方、南門前方には南北に通る側溝を伴う道がつき、南門内方にはほぼ南門の桁行柱間に対応して掘立柱列がたつ。目隠しのための藩屏のような用途のものと思われる。

SB 570 西門

南門は正門であるため八脚門として形を整えているが、西門(SB570)は当初単純に柱2本を立てただけの門であった。柱間は3.3m(11尺)であり、棟門あるいは冠木門、もしくは堀中門だったかもしれない。この門はその後四脚門に建替えられている。四脚門は桁行柱間4.05m(13.5尺)梁間1.65m(5.5尺)等間である。

南門の規模が八脚門であることは、東北地方における城柵の南門や、諸国の国郡衙にも類例が認められている。一方、西門のような本柱2本だけの門は伯耆国衙で発掘されていて、とくに異例のものでもない。西門が建替えられた理由は不明である。四脚門になって桁行柱間が広げられていることから想像すれば、規模を大きくすることと、外観を整備して四脚門とすることは同一目的だ、と理解され、内郭の誇示としての整備がはかられたと考えられるのである。

SB 500 正庁

内城の内部については、果樹園が広面積を占めるため部分的な発掘に終わった憾があるが、7棟ほどの掘立柱建物が発掘されている。正庁(SB500)は内郭の南北中軸線上にあって、西門から東進すれば丁度建物前に至れる位置にある。この建物を正庁とみなしたのも、内郭におけるこのような位置によってであり、この想定は誤りないと思われる。

正庁の規模は桁行6間、梁間3間で、柱間寸法は3.0m(10尺)等間になる。この建物は底のない身舎だけの建物であり、おそらく切妻造の屋根をもったものであろう。発掘時の所見では、正庁はほぼ同じ柱位置で、2時期に亘って建てられた可能性があることが指摘された。しかし、これには後述するような問題がある。正庁はのちにまた建替えられて桁行5間、梁間2間に改められている。柱間寸法は建替え前と同じく3mを踏襲する。内郭では西門に建替えがあり、またほかにも建替えの可能性のあるものもあって、2時期に亘る建物が存在することは明らかである。けれども、3時期にわたっての存在はただ正庁のみに考えられるだけであり、疑念が生じる理由もここにある。

また、1時期に相当する建物の柱の掘方がきわめて小さいことも問題であり、かつ、この穴は南側柱筋では掘方が重複するのに、北側柱筋では断面でわずか1カ所しか認められず、すべてのちの掘方で破壊されたとするほどの根拠も弱い。ここでは同規模の前身建物に属する柱掘方と考えるより、率直に不明な柱穴として理解したい。

さて、桁行6間、梁間3間の建物の各側柱の掘方の四隅には小さな穴が掘られている。この小穴は身舎内部でも桁行・梁行の柱筋に4カ所ずつほられている。おそらく足場の穴であろう。西門でも同種のものが検出されている。この種の足場穴は藤原宮跡や平城宮跡でも発見されている。しかし、それらは礎石建の建物であり、本遺跡のような掘立柱建物の足場穴では管見するところ甚だ例のみないものである。とくに、正庁のように身舎内でも認められることは特記すべきものである。床束のためのものとしては立派すぎるきらいがある。正庁の規模が桁行6間と偶数間になることも異例である。

内城における発掘では、まだ正庁に対する後殿や脇殿の存在が認められていない。いままでの調査結果では、むしろそれらの存在について否定的である。内郭の東北部では四面庇建物(SB531)とSB532・SB533の建物が発見されている。四面庇建物は桁行5間、梁間4間で桁行柱間は中央間3.0m(10尺)両脇間2.7m(9尺)両端間2.4m(8尺)、梁間は各2.4m(8尺)とみられる。この建物は方位が正庁や他建物と異なっていて、建設時期に差があるものと想像される。柱掘方が整形的でないこともその理由に挙げられよう。

SB 531 建物

四面庇建物の西で発見されたSB532は建物としてかなり問題のあるものである。注目されるのは東柱筋及び西柱筋の北より第2柱から南5間に亘って、外方に斜めに方杖状にいれられた支柱があることである。ところで、これら支柱は東西にそれぞれ対応し、本柱と支柱間はおよそ1.4mを測り、対応する本柱間は5.3mを測る。また柱筋では各本柱柱間が北から2.4m、2.6m、2.6m、2.4m、2.4mと東西各柱筋とも揃っている。このような規則性があることは、東柱筋と西柱筋の柱列は対応して立てられたものとみなせよう。ただし、東・西各柱筋は平行するが対応する柱を結ぶ線は直交せず歪む。この点を考慮すると2列の柱列とみなすことも可能であり、また一つの歪んだ建物とも理解される。支柱を必要とした理由は明瞭でない。

SB 532 建物

一方、北柱筋及び南より第2柱筋では中間に柱が2カ所立ち、建物の妻らしい様相を示す。発掘調査では東・西側柱筋の柱掘方の重複は1カ所をのぞき検出しえなかったが、支柱のある本柱の掘方ですべて前身の掘方が掘られてしまって痕跡をとどめていないと考えられなくもない。とすれば、支柱のあるもの前身として、桁行5間梁間3間の建物を想定しえよう。この場合桁行寸法は12.6m梁間寸法は5.4mになり、推定であるが桁行柱間を各間2.52m、梁間を各間1.8mほどとみてよいだろう。

SB533は全体を発掘していないため規模ははっきりしない。桁行2間以上梁間は2間である。この建物の柱掘方に重複が認められ、2時期の建替えが想像される。

SB 533 建物

内城西北部では柱筋を揃えて南北に並ぶ桁行5間梁間2間のSB571・SB574の建物が発見されている。これらの建物はともに周溝がめぐる。周溝は東側の北より第2・第4間に相当する位置では浅くされ、この間が建物への出入口と考えられる。これら2建物の柱間は桁行各間2.94m(9.8尺)等間、梁間は各間2.98m(9.9尺)等間である。周溝をめぐらすこれら建物は、他の建物と違って特殊な用途のため建てられたものと推定できるが、その性格については不明である。

SB 571・574
建物

以上の他に内城内で発見された建物は、西門東南のSB575である。この建物も全体を発掘していないため桁行3間以上、梁間2間としか分らない。柱間寸法は桁行3.0m(10尺)

SB 575 建物

V 遺跡の建築的考察

梁間は2.85(9.5尺)と思われる。この建物も他の建物と方位を異にしており、四面庇建物とは方位の振れが逆になる。方位の違いを考えると、この建物の建設時期も他の建物と差があったといえそうである。

内城内の建物

内城内で発見された建物を通観すると、四面庇建物1棟だけが庇を有する建物であって、他はすべて庇のない身舎だけの切妻造の建物である。この中で正庁とS B 532の前身建物だけが梁間3間になる。庇のない建物がほとんどであるという点は本遺跡の特徴として挙げられる。また、各建物の配置に現状では企画性が認められないことも特異である。あえて対称性のものを求めようとすれば、未発掘地を念頭においてS B 533を宛てえようが、想像の域を脱しえない。また、正殿と南門間の左右に軸線に対称の建物の存在も想像しえようが、具体性に乏しい現状である。とはいっても、内城とその中心に正庁が発見されたことや、建物の方位が同じ向きになり、一部の建物では柱筋を揃えるなどは、諸国の国郡衙でよくみる配置形式であり、内城全域の発掘調査が進められることによって、官衙の中心部としての内郭の企画性が改めて検討できるであろう。

さて、発見された建物の柱間寸法の平均標準値をみると、本遺跡の基準尺は1尺0.3mで計画されたと考えられる。そしてまた、主として用いられた柱間寸法は、10尺・9尺・8尺とみなされる。この計画尺に従えば、内郭の規模は方500尺となり、整数値をとる。その点からも基準尺を0.3mとするのが妥当であろう。

3 外郭

外郭についてはその構造が岩手県教育委員会による東北縦貫自動車道事前調査で明らかになされており、今回の調査もその確認であったといえよう。

外郭の築垣

外郭の築垣は基底部分が2.4m(8尺)幅であり、内郭のそれと同じである。寄柱を立てて築成される。築垣の内外には平行して溝が掘られていて、外溝は内溝より広い。溝と築垣間には犬走りが設けられている。外郭の築垣の調査は南辺・東辺・西辺で調査されているが、注目されるのは南辺の調査で築垣が削り出しによってつくられたことが検出されていることである。このことは、南辺の築垣が地形によったことを示すものであり、外郭南辺は地形を求めてその位置が定められたことを推測せしめ、本遺跡の位置設定に重要な示唆を与えている。

南辺では通称ドテツパタケと呼ばれる帯状の高まりがあり、この精査によって削り出しの技法が究明されたのであるが、東辺及び西辺では築垣は県道盛岡・藤根線及び官台線に当るのでその構造は確認されていない、南辺では外郭築垣の外約40mはなれて幅6mほどの外大溝が存在することが確認されており、この外大溝は東辺・西辺でも検出されているので、築垣本体はその内方約40mにある現在の道路部に当ることが判明したのである。

外郭の規模

外郭東辺では外大溝の内外に土塁状の高まりを残す場所があり、西辺でも外大溝外に同様土塁状の高まりが一部認められ、外郭は土塁・築垣の二重の区画があった可能性が強い。外郭の北辺は雫石川の氾濫原となり流失しているため、外郭の規模は正確には確かめえな

い。東西の外郭についても築垣跡が道路として利用されているため築垣は未発掘であるが、東西の外大溝の心心距離は約 926 m を測るので、各面とも外大溝と築垣が約 40 m 離れるとすると、築垣間は 846 m の計算値を得る。前者では 3,080 尺余、後者では 2,820 尺ほどになり、整数値にはならないがおおよそ 3,000 尺の外郭があったと考えられよう。

外郭の築垣に関連して、南辺では築垣をまたぐように東西 2 間南北 1 間の掘立柱建物が発見されている。柱間は桁行 3.0 m (10 尺) 等間、梁間は 4.2 m (14 尺) である。築垣との関係からみて櫓であろう。この建物の掘方には重複が認められ、桁行 1 間梁間 1 間の前身建物が存在したことが知られている。

外郭の櫓

櫓は東北縦貫自動車道の発掘調査時にも発見されており、それぞれ対称に配置されていたとすると、少くとも 4 か所に櫓が設けられていたことになる。今回発掘された櫓は外郭南辺の中央より東方約 70 m に位置し、前回発掘されたものは、中央より西約 290 m に位置する。仮りに櫓が似た間隔で配されたとすると、中央や隅を含めて櫓が 15 基立つことになろう。1 基の櫓で守備する範囲は半径 120 尺ないし 130 尺になる。これは外大溝と築垣間の距離に相当する。外郭の築垣にこのような建物が見られる点は、まさにこの遺跡が城柵遺跡であることを首肯せしめるものといえよう。内郭では築垣隅でこのような建物が発見されていない。類似遺跡でも内郭に櫓の存在が報告されておらず、太田方八丁遺跡でも、櫓は外郭だけに建てられていたのではなかろうか。

外郭内の調査については東北縦貫自動車道の事前調査がもっとも大規模な調査であって、今回の調査では小範囲の発掘にとどまっている。したがって、とくにこの稿ではふれることもない。竪穴住居群のほかに、なんらかの官衙的な建物群の存在についての検討は、今後の問題として残されている。

外郭内の遺構

外郭内部で発掘された自動車道の事前調査では 160 棟を起す竪穴住居とともに井戸や掘立柱建物 16 棟が発見されている。竪穴住居群と井戸はまさに集落であり、兵士の駐屯の地を想像させる。これとともに発見された掘立柱建物群は官衙に属するのか、あるいはこれらに混在する高級武人に属する住宅なのか、その解明は今後の発掘調査の進展に期待される。

なお、本稿の編集までに昭和 55 年度における発掘調査で、外郭南面の中心に位置する桁行 5 間梁間 2 間の掘立柱による門が発見されている。この門の西半は未発掘であるが、遺跡の中軸線との関係から、また、中軸線上にある柱間が他の柱間より広いことから、桁行の規模を 5 間と想定できたのである。桁行の柱間は中央間 4.2 m (14 尺)、その他の間 2.7 m (9 尺) であり、梁間の柱間はそれぞれ 3.0 m (10 尺) を測る。門としてはかなり大規模なものである。前にふれたように、外郭には櫓が築垣をまたいで設けられ、この門の東西にそれぞれ 7 基ずつあったと想定される。この門は平面から見ると切妻造の門になるが、以上のような事情を考慮すると、単なる切妻造の門というより櫓門であったとみるべきであろう。この門でも各柱ごとに足場穴とみられる小穴が検出されており、さらに北側には建地柱ともみられる穴が並列する。南側にもその存在が推定される。

外郭南門

4 おわりに

城柵遺跡

太田方八丁遺跡は、方八丁の名のとおり広範囲を築垣で囲む城柵遺跡である。その規模の大であることは、東北地方経営の最北端の城柵として、律令政府の意気込みが十分に感じられる。この遺跡が単に前進基地として性格をもつものであったら、このような大規模な施設は必ずしも必要としなかったろう。想像をたくましゅうするならば、やがて陸奥の新官衙としての発展を意図して、このような規模のものを造営したと理解できる。律令政府の威令の行われない未開の地が、すべて最北の郡の志波郡に含まれるとの前提に立つとき、その拠点としてのこの城柵は規模の壮大さといえ、まさに志波郡を代表する「志波城」であったとみられよう。

志波城

この城柵が設置の意図に反して発展せずに終わったのは、雫石川の氾濫が最も大きな原因と思われる。この城柵がそのまま存続しえて東北奥地の経営が進められたならば、また新しい郡の設置が行われたと想像することも、まったくの妄想とは思えないのである。

VI 志波城跡をめぐる諸問題

1 志波城跡の構造と特質

志波城跡の調査面積はきわめてわずかであり、問題点が数限りなく存在する。反面微々たる調査の中で得られた知見でも、本遺跡の理解に大きく貢献したと思われる。本章ではそれらの成果の中から本遺跡の構造からみた特質をいくつか明らかにし、大方のご批判をおおぎ、今後の調査の方向づけとしたい。

(1) 国府跡と郡衙跡

律令体制下の地方官衙は、国府・郡衙・東北の城柵など、地方統治のための行政府である。国府は国を、郡衙は郡をそれぞれ統治しており、そのため両者間に規模や構造の差異がみとめられる。このことは既に山中敏史氏らの説くところであるが*、本項でその差異を再整理しておきたい。

なお国府跡や郡衙跡の調査例は決して多いとはいえず、調査面積も限られている。本項では区画施設が一応確認されている例をとりあげた。さらに国府・郡衙の擬定にはまだ決着をみていないものもあるが、両者の擬定は先学の説にしたがった。また各遺構の新旧や共存関係が報文では記述がないにも関わらず、報文考察では、遺構変遷がきわめて明快にのべられている例も少なくなく、引用に窮したが、一応考察者の言にしたがうこととした。各遺跡の区域は、外郭線で圍繞される府域（郭内域）と中枢部の庁域（内城・政庁地区）とにわけた。

まず立地の点では、両者とも大なり小なりの平野や盆地に位置しており、農業経済を反映しているものと考えられる。その中でも国府跡は平野部に、郡衙跡は河岸段丘などの地形にも立地する傾向がうかがえる。国府跡は従来から条里制の中に方八町規模が推定されていたように、比較的広範な面積を占地できる地域に位置している。下野、近江、周防国府跡などがその例であり、段丘上でも筑後国府跡などでは方八町規模の平坦面がある。その中で伯耆国府跡は周囲との比高30mほどの低丘陵上に位置し、丘陵上に国分寺や国分尼寺*も隣接させており、広い空間を占地できず、特異な立地を示すものである。これは国府中枢部のみが丘陵上に存在したのものとしてもやはり特異である。

立地する地形

これに対し、郡衙跡の立地は段丘上などのやや高い地形に占地する例が多い。正道遺跡の周囲との比高25mを最高に、5～6mの段丘上に立地し、丘陵を背後にひかえている例

* 1976山中敏史「古代郡衙遺跡の再検討」『日本史研究』161。

VI 志波城跡をめぐる諸問題

第II表 国府・郡衙・城柵構造一覧表

(府城)

	立地	規	模	区画	門	櫓	府城施設	時期等
下野国府 I~5	平野	不	明	不明	不	明	孫廂建物など	8C前~
近江国府	平野	不	明	不明	不	明		
伯耆国府 A・B	丘陵	230×276		大溝	不	明		
伯耆国府 C・D	丘陵	(281)×276		大溝	不	明		
出雲国府 A~F	平野	不	明	不明	不	明	溝に区画される官衙ブロック	
周防国府	平野	方形850×873		築地	不	明	方2町の国衙城?築地の区画は要検討	
筑後国府	段丘	不	明	大溝	不	明	溝, 建物など	
関和久	平野	420以上×250		大溝	不	明	建物群, 倉庫群, 柱列	8~10C
古郡	段丘	不	明	不明	不	明	建物群, 倉庫群	
梅曾 I	段丘	方形176~180×188~209		大溝	不	明	建物群, 倉庫	8C前
梅曾 II	段丘	長方形176~180×286~310		大溝	不	明	建物群, 倉庫	8C末~
御子ヶ谷 I~III	山裾	不	明	不明	不	明		8C前~
正道	段丘	不	明	不明	不	明		8C
宮尾 I	段丘	長方形72~90×54		不明	不	明	倉庫, 建物	7C後~8C初
宮尾 II	段丘	不整形72~100×135		不明	不	明	建物	8C前~中
宮尾 III~IV	段丘	不	明	不明	不	明		8C中~
小郡 I~III	段丘	不	明	不明	不	明	倉庫群	
下本谷 I	段丘	不	明	不明	不	明		8C後~9C前
城輪柵 I	平野	不	明	不明	不	明		9C前
城輪柵 II	平野	方形723×723		築地	四至門(八脚)		建物群(時期不詳)	10C
城輪柵 III	平野	方形723×723		築地	四至門(八脚)			11C~
八森	段丘	不	明	不明	不	明		9C
弘田柵 I・II	平野(孤立丘を はさむ)	楕円外郭750×1400		築地と 角材列	外郭四至門(八脚)	内郭南北門(八脚)	櫓	
弘田柵 III~V	"	内郭320×770		"	内郭南北門(八脚)			
弘田柵 VI	"	内郭320×770		"	不	明		
秋田城 I~II	丘陵	不整形550×550		築地	櫓なし		建物群, 竪穴住居群	8C前~
秋田城 III~IV	丘陵	不整形550×550		柱列?	櫓あり		建物群, 竪穴住居群	9C~
多賀城 I	丘陵	不整形700~1000×900		築地	四至門(八脚)	櫓なし	建物群, 竪穴住居群	8C前
多賀城 II	丘陵	不整形700~1000×900		築地	四至門(八脚)	櫓なし	建物群, 竪穴住居群	8C後
多賀城 III	丘陵	不整形700~1000×900		築地	四至門(八脚)	櫓あり	建物群, 竪穴住居群	780~869
多賀城 IV	丘陵	不整形700~1000×900		築地	四至門(八脚)	櫓あり	建物群, 竪穴住居群	869~10C
多賀城 V	丘陵	不整形700~1000×900		築地	四至門(八脚)	櫓あり	建物群, 竪穴住居群	10C後~
館前	丘陵	不整形?		不明				8C末~
城生	段丘	方形350×370		築地	北門(八脚)		建物群	8C前~
桃生	丘陵	不整形800×600		土塁	櫓あり		竪穴住居群?	8C後
宮沢	丘陵	不整形850×1400		土築地	櫓あり		竪穴住居群	8C後~
伊治	段丘	不整形700×700		土塁			竪穴住居群	8C後~9C初
胆沢城 I	平野	方形650×650		築地	南門(五間)北門(八脚)	櫓あり	建物群	9C前
胆沢城 II	平野	方形650×650		築地	南門(五間)北門(八脚)	櫓あり	建物群	9C後
胆沢城 III	平野	方形650×650		築地	南門(五間)北門(八脚)	櫓あり	建物群	10C~
徳丹	平野	方形350×350		材木列	四至門(八脚)	櫓あり	建物群	9C前
志波	平野	方形840×840		築地	南門(五間)	櫓あり	竪穴住居群	9C前

(庁域)

	規 模	区 画	門	庁 域 施 設	対 称
下野国府1~5	方形90×90	築地	南門(八脚)	前殿(九間)脇殿(十六間)	対称
近江国府	方形96~102×75	築地	不 明	正殿(五間四面廂?)後殿(五間四面廂?)脇殿(十五間)	対称
伯耆国府A・B	方形73.2×67.5	柱列	南門(八脚)西門(二柱?)	正殿(五間南廂)前殿(五間)後殿(十三間)脇殿(十三間)	対称
備前国府C・D	方形88.5×78	築地	南門(八脚)西門(二柱)	正殿(五間縁)前殿なし、後殿(五間)脇殿(十三間)	対称
出雲国府A~F	不 明	不 明	不 明	後殿(三間四面廂)	不明
周防国府	不 明	不 明	不 明	不 明	不明
筑後国府	不 明	築地	不 明	不 明	不明
関和久	方形33×60	柱列	東門(八脚)南門(二柱→四脚)	脇殿?(五間)庁域は東面か?	不明
古郡	不 明	不 明	不 明	建物群はブロック別分布(庁域かどうか要検討)	非対称
梅曾I・II	不 明	不 明	不 明		不明
御子ヶ谷I	不整形70×100	土塁	不 明	建物群(庁域かどうか要検討)	非対称
御子ヶ谷II	不整形70×100	柱列、溝	南門(二柱?)	建物群(庁域かどうか要検討)	非対称
御子ヶ谷III	不整形70×100	板塀	南門(二柱?)	建物群(庁域かどうか要検討)	非対称
正道	不整形100以上	大溝	不 明	正殿(六間四面廂)後殿(七間)	対称
宮尾I	方形44.7×34~	柱列	不 明	正殿(十間)脇殿(十二間)	対称
宮尾II	方形44.7×34~	柱列	不 明	正殿(十間)脇殿(十二間)	対称
宮尾III~IV	不 明	大溝	不 明	構造不明	非対称
小郡I	不 明	不 明	不 明	構造不明	非対称
小郡II	不 明	柱列	不 明	コ字形建物群	対称
小郡III	不 明	なし?	不 明	正殿(五間四面廂)後殿(六間妻廂)	対称
下本谷I	不 明	不 明	不 明	正殿(六間)後方建物群	対称
下本谷II	長方形	柱列	南門(櫓門?)	正殿(四間四面廂)脇殿(七間2棟)後方建物群	対称
下本谷III~IV	長方形	柱列	不 明	正殿(六間四面廂)脇殿(七間2棟)後方建物群	対称
城輪柵I	方形115.4×115.4	築地	南門(八脚)東門(二柱)	正殿(五間四面廂)脇殿(五間)	対称
城輪柵II	方形115.4×115.4	築地	南門(八脚)東門(八脚)	正殿(五間)脇殿(七間)後殿(七間)	対称
城輪柵III	方形115.4×115.4	築地	南門(八脚)東門(四脚)	五殿(七間南廂)脇殿(七間片廂)	対称
八森	方形90×90	板塀?	南門(八脚)	正殿(七間)後殿(七間)	対称
弘田柵I・II	方形56×63	板塀	南門(二柱)	正殿(五間南廂)脇殿(六間)	対称
弘田柵III~VI	方形56×63	板塀	南門(八脚)東門(八脚)	正殿(五間南廂)脇殿(五間)	対称
秋田城I~IV	不 明	不 明	不 明	不 明	不明
多賀城I	方形118×105	築地	南門(八脚)北門(四脚)	正殿(五間南廂)脇殿(七間)	対称
多賀城II	方形118×105	築地	南門(八脚翼廊)北門(四脚)	正殿(五間四面廂)脇殿(七間)	対称
多賀城III	方形118×105	築地	南門(八脚)北門(四脚)	正殿(五間四面廂)後殿(四間総柱)脇殿(三間)	対称
多賀城IV	方形118×105	築地	南門(八脚)北門(四脚)	正殿(五間四面廂)後殿(五間四面廂)脇殿(三間)	対称
多賀城V	方形118×105	築地	南門(八脚)北門(四脚)	正殿(五間四面廂)後殿(五間四面廂)脇殿(七間)	対称
館前	不整形?	不 明	不 明	正殿(五間四面廂)前殿(七間)後殿(五間)脇殿(五間)	対称
城生	不 明	不 明	不 明	不 明	不明
桃生城	長方形72×116	築地	不 明	不 明	不明
宮沢	不 明	不 明	不 明	不 明	不明
伊治城	不 明	不 明	不 明	不 明	不明
胆沢城I	方形87×87	柱列・材木列	東門(二柱)	正殿(五間土廂?)	対称
胆沢城II	方形87×87	柱列・材木列	東門(八脚)	正殿(五間土廂?)	対称
胆沢城III	方形87×87	柱列・材木列	東門(四脚)	正殿(五間四面廂?)	対称
徳丹城	方形75?×75	柱列	南門(四脚)西門(薬医?)	正殿(五間)脇殿(五間)	対称
志波城	方形150×150	築地	南門(八脚)西門(二柱→四脚)	正殿(六間→五間)後方建物群	対称

○規模はm ○建物柱間は身舎桁行

VI 志波城跡をめぐる諸問題

もある。関和久遺跡は平野部と微高地上に立地するも後背地には丘陵がせまり、宮尾遺跡も比高2～3mの段丘の北は丘陵地である。また御子ヶ谷遺跡は三方を丘陵にはさまれており、国府跡にはみられない立地を示している。

外郭の規模と施設

次に外郭線であるが、ほとんど調査が行われておらず、はっきりしない。出羽国府跡（城輪柵遺跡）では、723m四方の方形プランを築地で区画している。各辺中央には八脚門を構え、各コーナーには隅櫓を配している。周防国府跡は「土居八丁」と呼ばれる8町四方（850×873m）を築地によって区画され、また条坊大路も推定されており、国府域に条坊制がしかれていた可能性が指摘されている。筑後国府跡は北辺が大溝によって画されているが、全体規模や構造についての予測はむずかしい。伯耆国府跡は丘陵という地形的制約もあって、南北230m東西276mの小さな長方形プランである。東辺南半には南北149m東西51mの区画がとりつくとも推定されており、区画はともに大溝である。府域には建物群が配され、いくつかの官衙ブロックが溝で区画されている。

郡衙跡では、関和久遺跡が東西250m南北420m以上の規模をもち、溝で区画されている。南半には斉一性のみとめられる倉庫群が配され、やや標高の高い北半には柱列で区画するブロックがみられる。梅曾遺跡は、南北約180m東西約300mの溝による区画がみられ、その中に多数の建物群が配されているが、この区画外からも建物が検出され、全体規模は不明である。御子ヶ谷遺跡では70×100mの範囲に東辺と南辺を土塁や柱列、板塀で区画し、内部に多数の建物を配しているが、規模は小さく、この区域が郡衙の全体を構成するかどうか不明である。宮尾Ⅱ期は東西135m南北72m以上の柱列によって区画されているが、その外側にも倉庫や建物がみられる。

このように外郭線については不明な点が多いが、少なくとも、国府跡に多い方6～8町の方角プランが郡衙にはみられないこと、また築地による区画が郡衙にはみられないことが指摘されよう。

国府の庁域

次に庁域の差異についてであるが、先学の指摘のように、国府跡と郡衙跡の相違が比較的とらえられている。ただ庁域が全体の中でどの位置にあるのか、国府跡ではほとんどわかっていない。まず庁域の規模は一辺67.5～90mで、ほぼ250～300尺の規模に相当する。近江国府跡の東西250尺南北320尺以上とやや南北に細長いプランのほかは、ほぼ方形である。区画施設は築地が主体である。伯耆国府跡では8世紀後～9世紀前半まで柱列の区画であるが、9世紀後半以降は築地にかわる。

国府跡の庁域の建物配置は、南北中軸線上に八脚の南門と身舎桁行5間の東西棟の正殿が配され、正殿の横には南北棟の脇殿が配される。いわゆるコの字対称形を呈するのが一般的である。正殿の前後には、前殿や後殿が並列される例もある。脇殿や後殿は桁行12～13間のものも少なくない。また南門のほか東西門は、伯耆国府跡のように二柱の門であり、南門より小規模となっている。さらに建物建替えでは、ほとんどコの字対称形をくずしていない特徴もある。なお因幡国府跡は遺構の共存性がわからず本稿では扱っていない。

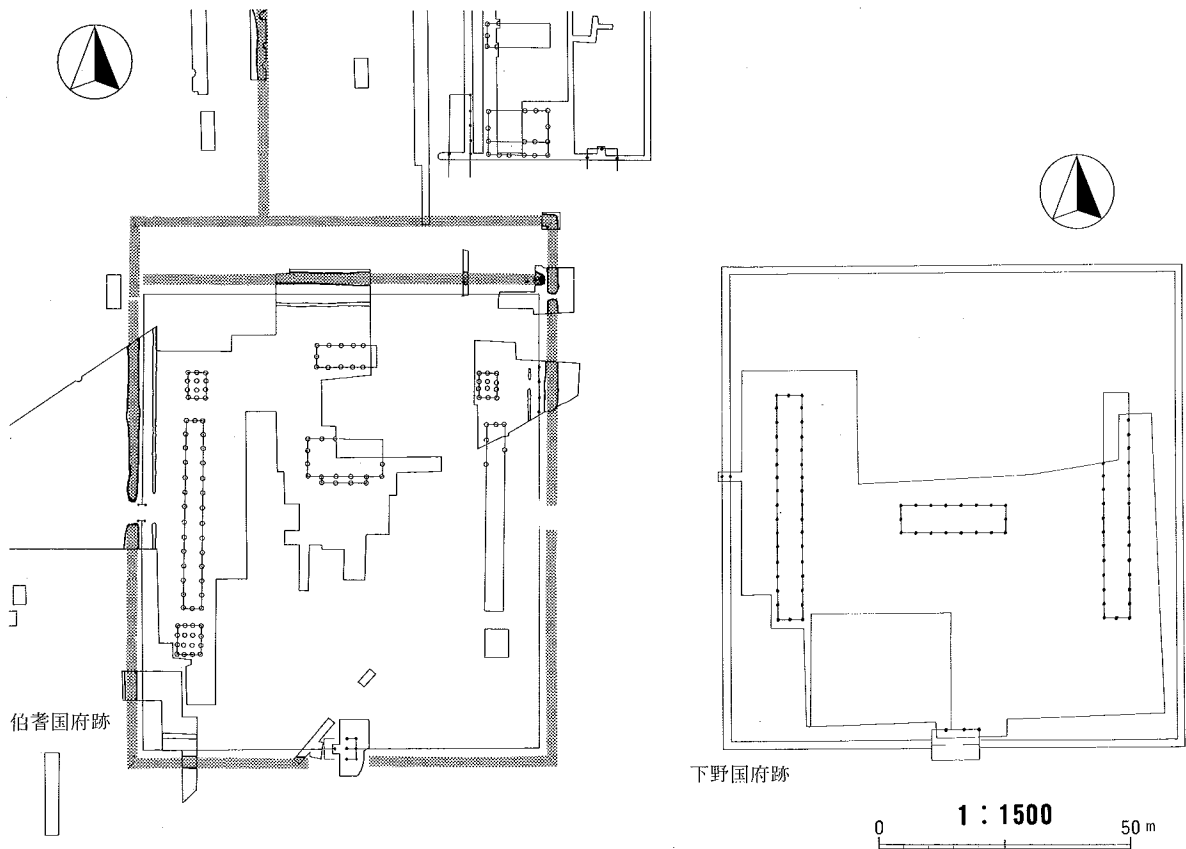
郡衙の庁域

一方郡衙跡では、庁域を認定する指標を何に求めるか、判然としない。このことが国府跡のようなコの字対称形が普遍化していないことによるものか、あるいはそこまで調査が及んでいないものなのかも、不明である。

まず本項では、コの字対称形に類する配置をみてみよう。庁域の位置が遺跡南北中軸線にのると確認されているのは関和久遺跡だけで庁域南辺と府城南辺との距離は268mをはかり、北に偏している。庁域の区画は柱列で、東面する八脚門をもち、東西33m、南北60mの規模である。さらに四脚門が八脚門から100m北の位置にあり、庁域北方の官衙ブロックを形成していると考えられる。宮尾遺跡Ⅰ・Ⅱ期は建物相互を結ぶ柱列で区画され、東西44.7m南北34m以上の規模をもつ、下本谷遺跡や小郡遺跡Ⅱ期も建物自体あるいは建物を結ぶ柱列で区画される。

また中軸線上に想定できる正殿は、正道や下本谷遺跡のように身舎桁行が6間のものがあり、宮尾遺跡では10間の例もみられる。門は、関和久遺跡のほか、下本谷遺跡Ⅱ期の3間×3間総柱建物が2棟ならび門の機能ももっていたと推定されている。これらのコの字対称形の継続性は、関和久や下本谷遺跡を除き、稀薄である。なお正道遺跡の報文に記述されている築地や八脚門は、報文の実測図等では認めがたく、本稿では保留しておきたい。

このほかコの字対称形をとらない庁域があるとすると、古郡・塔法田・御子ヶ谷の各遺跡があげられる。古郡や塔法田遺跡では地業を有する多数の礎石建物が並列して配されており、特に古郡遺跡は4群にわかれる建物群がまとまってなっている。ただし調査方法は今日と比較できず、遺構共存関係の吟味が必要である。梅曾遺跡では掘立柱建物群の中に礎石建物があり、御子ヶ谷遺跡Ⅱ・Ⅲ期では南東隅に柱列の区画をもち有廂建物がみられる。これらは中心殿舎か。



第33図 国府庁域 (1 : 1500)

庁域施設の継続性

また各施設の継続性については既にのべたとおり国府跡では同位置に建替えられるのに対し、郡衙跡では継続性にとぼしい。さらに各遺跡を大きく3期にとらえると、一般に2期目に庁域整備をみることができる。下野国府跡では主要殿舎の礎石化がⅢ期に行われ、Ⅳ・Ⅴ期には、前殿の廃止、脇殿の掘立柱化と衰退する。伯耆国府跡でもC期以降庁域の拡大、区画の築地化、主要殿舎の礎石化が実施されるが、D期末には八脚門の南門は解体される。

2期目の整備は、特に郡衙跡でいちじるしく、宮尾遺跡Ⅰ～Ⅱ期や小郡遺跡Ⅱ期には対称性を構成する。これが小郡Ⅲ期では対称性がくずれ、宮尾Ⅲ期以降もⅡ期の配置がくずれてしまう。御子ヶ谷遺跡Ⅱ～Ⅲ期も建物棟数の増大、倉庫の出現がみられる。

庁域外の構造

なお庁域外の構造については不明な点も多いが、倉庫と考えられている総柱建物は国府跡ではほとんど確認されていない。郡衙では倉庫ブロックが庁域外にも区画施設をもって存在する例とブロックの区別がほとんどみられない例とがある。前者は小郡遺跡Ⅱ期のような対称形の庁域にみられ、後者は御子ヶ谷遺跡Ⅱ～Ⅲ期のように庁域が対称形をとらない例にみとめられる。

国府と郡衙の差異

以上の国府跡と郡衙跡の差異をまとめると次のようになる。

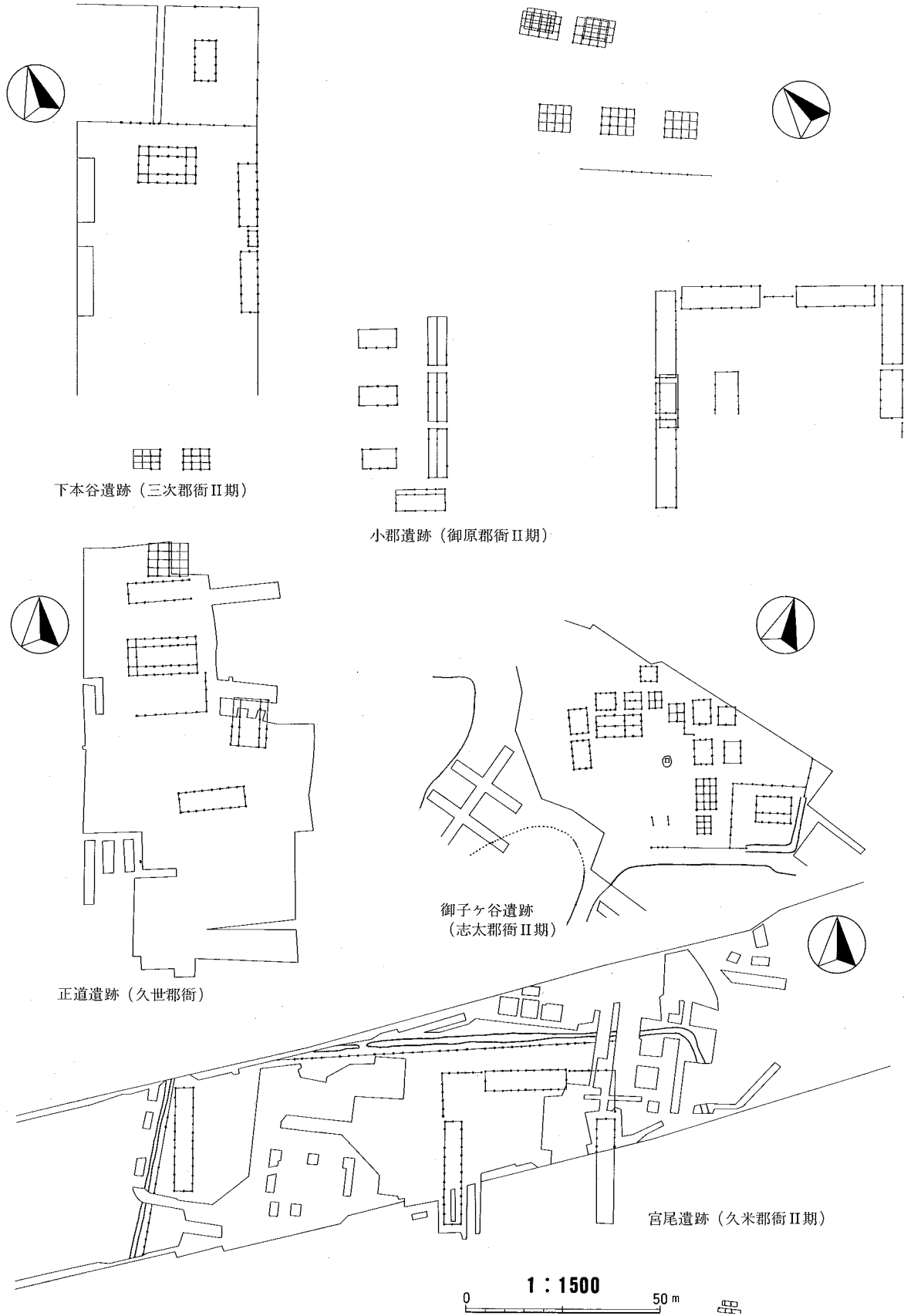
1. 立地——国府跡がほぼ平野部に立地するのに対し、郡衙跡は段丘上や丘陵麓にも位置している。
2. 外郭線——調査例が少ないが、国府跡の6～8町の規模は郡衙跡にはみられず、また築地による区画も郡衙跡にはみられない。
3. 庁域の区画——国府跡が一辺250～300尺の方形を築地で圍繞している。これに対し、郡衙跡の規模は小さく、長方形を呈するようである。また区画も築地ではなく、柱列であり、しかも主要殿舎を結ぶ形もみられる。
4. 庁域の建物配置——国府跡が正殿と脇殿とからなるコの字対称形を呈し、この基本形は継続される。正殿身舎桁行は5間、南門は八脚門である。郡衙跡はコの字対称形が普遍化しておらず、対称形を示す例でも八脚南門はみられず、正殿も5～10間と一定しない。また対称形を示さない郡衙庁域でも中心殿舎が配されるようである。

このように国府跡には斉一性が強く、郡衙跡では各例で相異をみせている。このことは国府の造営には中央権力が強く介入し、それぞれの地域性を無視し、大がかりな労働力や財力を投入したことを示している。そして郡衙は、もちろん官衙である以上中央権力の介入があるが、それぞれの地域や時代に即して、おそらく郡単位に供出できる労働力の範囲内で造営されたと考えられるのである。

国府の庁域構造のモデルは、平城宮や平安宮の内裏や朝堂院・太政官庁に求められている。いずれにしても中央集権の律令体制ではじめてなしたものと見えよう。郡衙の庁域も、基本的には国府の構造を模倣したと考えられるが、国府との差は大きく、中央志向性は弱く、在地勢力を背景にしたものと見えよう。

さらにまた庁域の変遷では、一般に創建期・拡充期・衰退期の3期を想定できるが、遺構変遷からもそれを裏付けることができる。拡充期には主要殿舎の礎石化、区画の築地化

1 志波城跡の構造と特質



第34図 郡衙庁域 (1 : 1500)

建物の増棟化などが図られる。衰退期には主要殿舎の簡素化がおこなわれるが、遺跡によっては遺構を残さないところも少なくなく、官衙の崩壊が急激なものであったことを物語るであろう。そして各期の変遷は遺跡ごとにまちまちで、時の中央の情勢によって大きく左右されたとみるよりも各地における律令制の浸透および崩壊と大きく関わるものと考えられる。郡衙にみられる対称形と非対称形もこの点からとらえられるのではないだろうか。

(2) 城柵跡

城柵とよばれる中には、陸奥国府である多賀城、平安初期まで出羽国府であったとされる秋田城、それ以降の出羽国府とされる城輪柵遺跡が含まれる。なお出羽国山本郡衙に比定される払田柵遺跡、陸奥国賀美郡衙に比定される城生遺跡については、考古学的成果から郡衙跡と認められず、城柵の中に前述のような郡衙構造は存在しない。

城柵跡は立地や外郭線などから、大きく3分されるが既に板橋源・工藤雅樹・岡田茂弘各氏の論考に説かれている*。それらをまとめると次のようになる。

第Ⅰ類 8世紀前半創建、丘陵端部に立地、築地による不整形の外郭線

第Ⅱ類 8世紀後半創建、丘陵端部に立地、土塁による不整形の外郭線

第Ⅲ類 9世紀前半創建、低地に立地、築地による方形の外郭線

この分類は第11表によっても概ね肯首されうるものであるが、一部補足しておきたい。

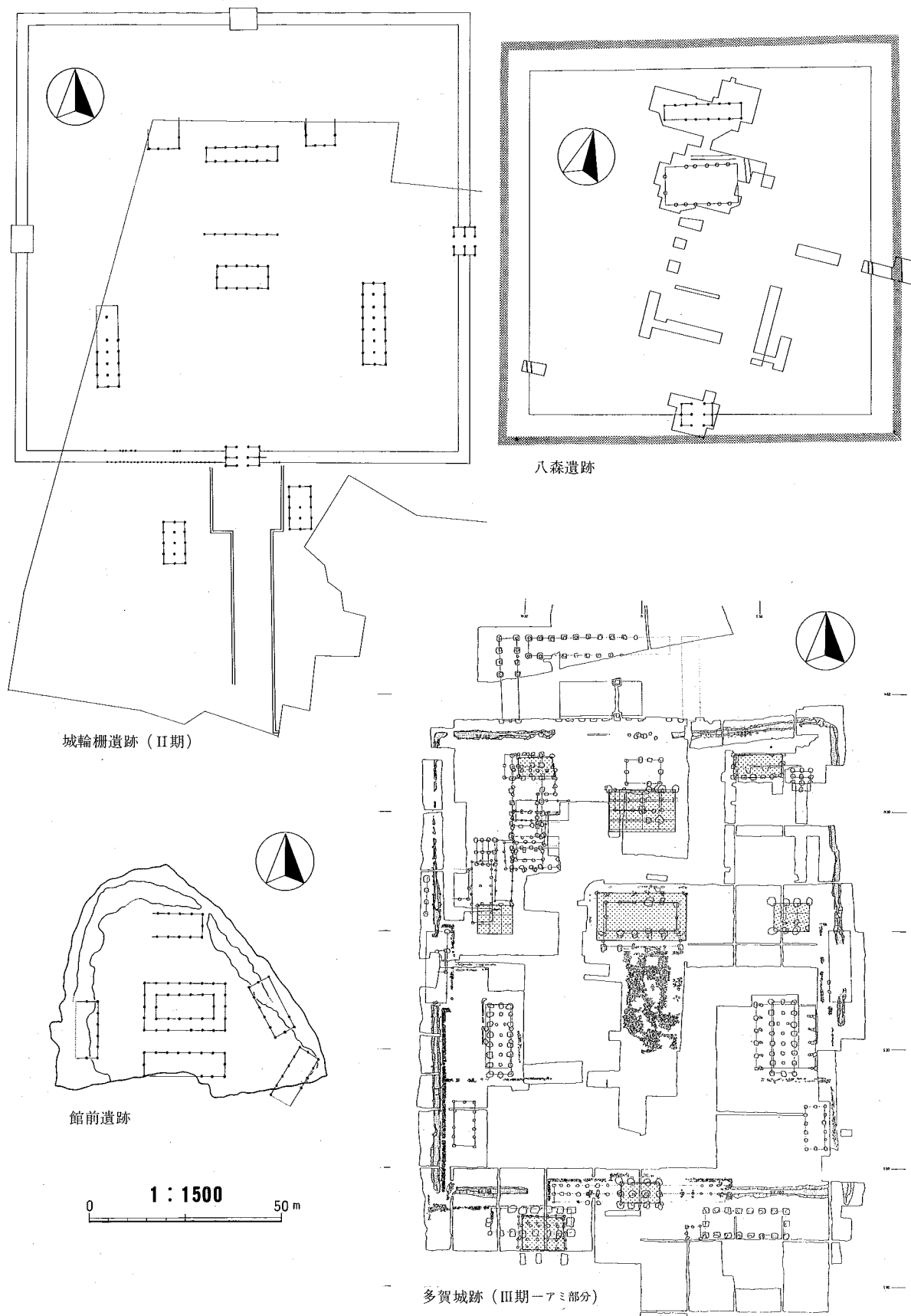
I類の城柵

まずⅠ類に属する遺跡には多賀城跡、秋田城跡、城生遺跡があげられるが、国府ではない城生遺跡は平坦な段丘上に立地し、方形プランで規模も小さい。この城生遺跡の外郭施設は築地であり、さらに北門は八脚門であり、郡衙のあり方とは異なり、むしろ国府や城柵の範疇に属する。Ⅰ類で庁域が判明しているものは多賀城跡だけであるが、それはまさに前述の国府跡の庁域と同一である。多賀城跡も地形的制約のため庁域が遺跡中軸線にのらないが、外郭南門は庁域の南に配され、中軸線をかなり意図したものと思われる。また国府であった秋田城跡も、庁域が削平され遺存しない城生遺跡も、国府と共通する庁域があったことは想像できよう。なお多賀城の存続は平安後半期にまでくんだり、秋田城・城生も少なくとも平安前半までは存続しており、一世紀以上にわたりその機能を果していたようである。

ところで、多賀城跡の外郭南辺から約200m南東の小丘陵上にある館前遺跡で四面廂の中央殿舎とそれに付属するであろう前殿・後殿・脇殿が、まさに国府庁域の構造に類似して検出された。丘陵の南端は既に削平されているが、南門なども存在したと思われる。建物群と共存する区画施設はみられない。報文によればその時期は、多賀城跡第Ⅲ期(780年)以降とされている。後述する出羽国府と考えられている城輪柵遺跡の近距離にある丘陵上に国府庁域類似の八森遺跡が存在する例ともあわせ、大変興味深い。すなわち単期の

* 1961板橋源「古代城柵の立地条件」『古代文化』第7巻4号, 1977工藤雅樹「城柵・館」『考古資料のみかた』柏書房, 1978岡田茂弘「東北日本における古代城柵の外郭施設」『自然と文化』。なお板橋氏は2分類である。

1 志波城跡の構造と特質



第35図 城柵（国府）庁域（1：1500）

VI 志波城跡をめぐる諸問題

館前・八森は国府の緊急避難として近接地に設置されたのではないだろうか。

II類の城柵

II類に属する遺跡には、宮城県北に位置する伊治城跡、桃生城跡、宮沢遺跡である。宮沢遺跡は規模も大きく、土塁と築地を併走させる特異な外郭線を有している。庁域が判明しているのは桃生城跡だけで、築地による長方形区画で、コの字対称形をとらないなど、I・III類とはその性格を異にしている。また伊治城でも年次計画の調査が実施されたが、庁域の位置が確認されず、庁域の推定がむずかしいことを示している。存続期間はあまり長くないようである。

III類の城柵

III類には胆沢城跡・徳丹城跡・城輪柵遺跡が相当する。徳丹城跡の外郭線については築地か材木列かまだ不明である。城輪柵遺跡の外郭線は材木列を基礎地業とする築地と考えられている。払田柵遺跡は出土土器から、9世紀以降の遺跡と考えられているが、角材列による楕円形の区画が独立丘陵の周囲をめぐり、さらにその内側に築地と角材列の「内郭」線がある。岡田氏はこの遺跡をIII類に含めており、III類には方形以外のプランも存在する。この払田柵遺跡も郡衙跡と考えられているが、「外郭」「内郭」四至門が八脚門であり、築地もみられ、庁域からも郡衙跡とは認められない。

III類の庁域は、9世紀以降の出羽国府である城輪柵遺跡が柱列の区画から10世紀に築地へ変遷するが八脚南門やコの字対称形は踏襲される。なお城輪柵遺跡の東方約3kmに位置する八森遺跡は、八脚門・正殿・後殿が検出されており、90m方形の庁域区画は板塀の可能性もある*。小野忍氏らによれば、城輪柵I期とII期の間隙を埋めるものと考えられている**。その他の遺跡も、庁域区画が柱列や板塀であるが八脚門が設けられ、内部がコの字対称形を呈し、国府の庁域に共通している。

城柵跡の構造

城柵跡の構造を国府跡や郡衙跡と比較してみよう。まず立地およびプランは、I・II類の多くが城柵特有の立地を示し、不整形プランであるのに対し、III類が国府跡と同じく平野部に立地しほとんど方形プランである。平野部は方形プランを確保するのに必要なものであり、また郭内の大路の存在ともあわせ、III類の城柵が国府と同じように都京を強く意識した結果と考えられる。その点から城柵の中でもIII類が行政府としての性格が強く求められたのではないだろうか。

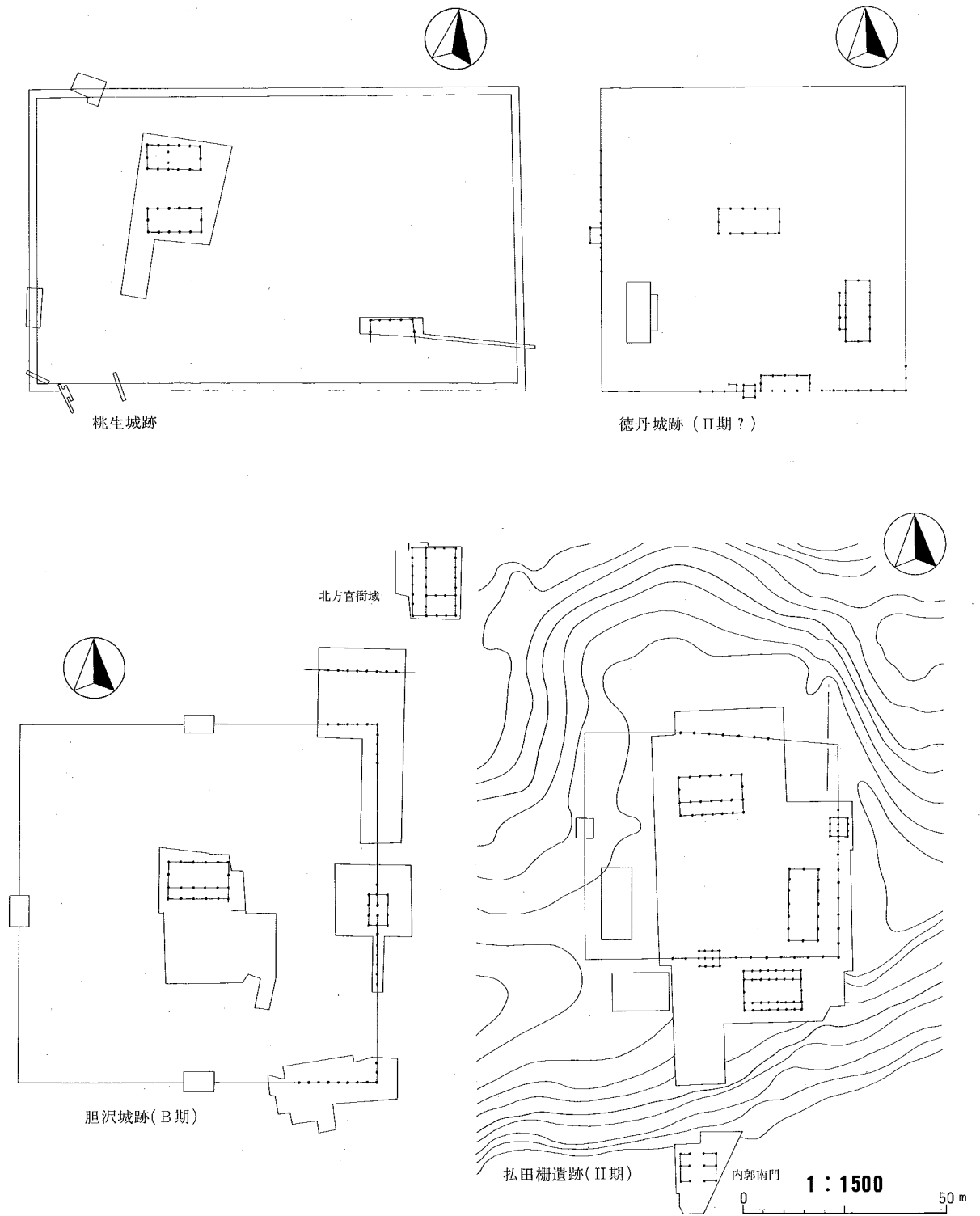
次に外郭線は、II類に土塁もみられるが城柵のほとんどが築地であり、8世紀後半以降、櫓が設置されている。城柵規模は3町半～10町以上と、一定していない。国府跡の例があまりはつきりしていないが、方6～8町と確認あるいは想定されており、これに匹敵する規模も多い。さらに庁域をみると、城柵跡のそれは明らかに国府跡と共通するものである。

このようにみると、城柵は、国府に匹敵しうる労働力や財力によって造営されたことがわかるのであるが、ここまで中央権力の介入が積極的に行われたのは、律令体制の急激な拡張のためである。それがどのような手段で行われたのか、考古学的によくわかっていないが、少なくとも城柵が律令支配の地域ごとのセンターとして機能していたと推定される。基本的には、多賀城・秋田城・城輪柵は国府として、他の城柵は、国府に準じ、数郡を一

* 報文では溝が2条報告され、内側の溝に杭のような痕跡がみとめられたという。

** 1978柏倉、小野「城輪柵遺跡の内郭と性格について」『山形県民俗歴史論集』第2集

1 志波城跡の構造と特質



第36図 城柵庁域 (1 : 1500)

VI 志波城跡をめぐる諸問題

括統治していたであろう。

以上、国府跡・郡衙跡・城柵跡について、多くの先学が既に指摘し、一般的理解になりかかっている内容を冗長とのべたのは、太田方八丁遺跡の位置づけのためである。

(3) 太田方八丁遺跡＝志波城跡

太田方八丁遺跡はこれまでの調査成果から前述のⅢ類と共通することがわかっている。すなわち9世紀前半の創建で低地に立地し、築地の外郭線に櫓を配し、庁域も築地で区画し、正殿や八脚門を建てているのである。ここにおいて太田方八丁遺跡を、Ⅲ類の胆沢城や徳丹城と共に平安時代初期に造営された志波城にあてる説が浮上してくるのである。

志波城にはいくつかの擬定地があったが、丘陵上であったり、平坦地でも南側に丘陵があって櫓を設置する意味が失なわれる地であったり、立地だけをみてもⅢ類の城柵に擬定することは不可能である*。

また文献から知られる志波城擬定の条件は次のとおりである。

1. 803年造営
2. 胆沢郡との距離162里
3. 河浜に近く水害を受けやすい立地
4. そのため移転案が裁可され、移転先とみられる徳丹城は813年頃造営
5. 郡と城柵の関係から志波郡に属する

年代的には9世紀前半に限定されⅢ類の特徴である平野に立地していたのであるが、調査成果はこれらと全く矛盾しない。年代は出土土器から9世紀前半に位置づけられ、立地も雫石川の複雑な河道跡が示すように水に対して不安定な平野部である。特に水害については、外郭北辺の流失とあわせ、外大溝や外郭線と内城の築地外溝（南・西辺のみ）埋土にみられる水成シルトはまさにしばしばの水害を物語るものである。

ただし胆沢郡との距離162里については実際と若干のズレがある。162里は約100km、1を衍字として62里は約40km、胆沢郡を胆沢城と読みかえ、胆沢城との直線距離は56kmである。またこの遺跡のある太田が志波（斯波）郡に属するかどうかであるが、当時陸奥国最北の斯波郡であったことを考えるなら、当時の郡域を固定的にとらえる必要がないと思われる。

以上の点から太田方八丁＝志波城としても、文献と調査成果とは全く矛盾するものではない。むしろ前項でのべたⅢ類の城柵と共通する太田方八丁遺跡こそが志波城跡であると積極的に考えられるのである。

(4) 志波城跡と胆沢城跡・徳丹城跡

志波城の前年に造営された胆沢城跡と、志波城の移転先と考えられる徳丹城跡について

* 従来の志波城擬定地については18ページ参照。

若干の比較をして、本章のまとめとしたい。

胆沢城は802年の造営になり、多賀城から鎮守府がうつされ、いわば陸奥国北半の律令体制の拠点である。その胆沢城跡は胆沢扇状地の扇端に位置する。方6町四方を築地で圍繞し、外郭南門を五間門、北門を八脚門とし、各辺に櫓を設けている。9世紀初頭から10世紀までに3期の遺構変遷があり築地や門の位置や規模は踏襲されるが、Ⅱ期(A₂期)に櫓が増改築され築地外溝が新たに掘られる。

胆沢城跡の概要

庁域は87m四方を柱列(一部の低湿地には丸太列)で区画する。門は東門のみが検出され、二柱の門からⅡ期(B期)に八脚門へ建替えており、南門も八脚門と推定される。庁域中軸線上に正殿を建てるが、調査者によれば大きく3期の変遷があり、掘立柱から礎石建へ建替えている。さらに庁域外には掘立柱建物がなれば、柱列などで区画されるいくつかの官衙ブロックが形成されているようである。

徳丹城跡は813年の創建と考えられており、志波城跡の約10km南、北上川西岸近くの沖積地に立地している。ほぼ方3町半四方を区画する丸太列が検出されているが、この丸太列が築地基礎地業か否かは不明である。四至中央には八脚門を設け、また56~80m間隔に櫓を配置する。庁域は柱列の区画で80m四方と推定され、南門は四脚門である。なお西辺は築地の痕跡らしいものや西門らしい掘方が報告されているが、詳細は本報告を待ちたい。正殿は5×2間で、四周にみられる小柱穴が縁束のものか足場穴か不明である。なお東脇殿は3期の変遷があり、最後に礎石建に変わっていて、その点からも正殿や門などの見直しが必要になってきている。庁域外には掘立柱建物が、やはりいくつかの官衙ブロックが存在したようである*。

徳丹城跡の概要

志波城跡もあわせ、3城の創建時の比較をみると、まず規模では胆沢城跡6町→志波城跡8町→徳丹城跡3町半と変遷している。志波城跡では築地のさらに外に大溝をめぐるしており、また築地内には多数の竪穴住居をとりこんでいる。このことから志波城は城外の緊張が高く、そのために多くの施設をとりこむ大きな面積が要求されたとも考えられ、逆にそうまでする必要があったわけである。そして徳丹城跡の3町半は、志波城の施設をすべて収容しきれものではなく、志波城の機能の全面的移動は行われていない。おそらく移転時には一部残留あるいは切りすてがあったのであろう。

3 城の規模

外郭南門は、五間門→五間門→八脚門と変わっている。五間門は城柵跡や国府跡を通じて他に検出例がなく、胆沢城跡と志波城跡だけであり、造営者の積極的意志が読みとれる。そして徳丹城跡で一般的な八脚門に戻されている。

外郭南門

次に庁域であるが、3城とも方形で、87m→150m→80mの規模である。志波城跡の大きさが目立つが、これまでの調査では庁域北半にそれぞれ独自の性格を有すると考えられる建物群がとりこまれており、外郭と同様できるだけ内側に施設をとりこもうという意志があったと思われる。

庁域の規模

区画施設は、柱列→築地→柱列となり、Ⅲ類の城柵で創建時から築地であったのは志波

庁域の区画施設

* 徳丹城跡には遺構上不明な点が少なくない。特に外郭線各遺構の構造、遺構変遷や存続期間の問題などは、再調査の必要性を提示している。

VI 志波城跡をめぐる諸問題

城だけである。南門は、八脚門？→八脚門→四脚門と変遷し、徳丹城跡が他の城柵跡の例からも小規模化している。

正殿

正殿は、身舎桁行6間あるいは5間で、胆沢城跡は掘立柱から礎石建に変わり、徳丹城跡も東脇殿が礎石建に建替えられていることから正殿も同様の変遷があったと考えられる。志波城跡に礎石がみられないのは短期間のせいであろうか。

以上概括的すぎたが、鎮守府である胆沢城跡とそうではない志波城跡とは、多くの点で共通することを確認できた。この共通点から、胆沢城が鎮守府のために特に設置された城柵ではないと考えるべきなのか、あるいは志波城が鎮守府級の城柵として造営されたとみるべきなのか。いずれにしても方八町規模や外郭南門の五間門、庁域の築地から、外界との緊張関係と共に志波城には大きな期待が寄せられていたと考えられるのではないだろうか。そして志波城跡と徳丹城跡との間にみられる大きな差異は、志波城建置の803年から徳丹城建置の813年頃までのわずか10年間に、大きな政治的変革があったことを示すものと考えられる。

(八木光則)

引用文献 小稿執筆にあたり、それぞれの1979年以前の報告書によった。ただし「古代城柵官衙遺跡検討会資料」などにより、1980年調査の成果を引用したものもある。それぞれの出典は紙数の関係で割愛する。
なお本章掲載の図は次の文献をもとに作成したものである。

- ・伯耆国府跡
1978倉吉市教育委員会「伯耆国府跡発掘調査(第5次)」
- ・下野国府跡
1980大金宣亮「下野国府跡」『第6回古代城柵官衙遺跡検討会資料』
- ・正道遺跡
1973城陽市教育委員会(高橋美久仁編)「正道遺跡発掘調査概報」『城陽市埋蔵文化財調査報告書』
- ・小郡遺跡
1971福岡県教育委員会(工楽善通編)『福岡県三井郡小郡遺跡発掘調査概報 1967・68・70』
- ・下本谷遺跡
1975下本谷遺跡発掘調査団(滝谷章ほか編)『下本谷遺跡—推定備後国三次郡衙跡の発掘調査報告』
- ・御子ヶ谷遺跡
1978藤枝市教育委員会「12-1A・B地区(御子ヶ谷遺跡)」『藤枝市埋蔵文化財発掘調査概報—昭和52年度』
- ・宮尾遺跡
1974岡山県教育委員会(橋本惣司ほか編)「宮尾遺跡」『中国縦貫自動車道建設に伴う発掘調査』2
- ・城輪柵遺跡
1979酒田市教育委員会(小野忍編)『史跡城輪柵跡—昭和53年度発掘調査概要』
- ・八森
1978八幡町教育委員会(佐藤禎宏編)『八森遺跡—第1次・第2次発掘調査報告』
- ・多賀城
1980宮城県多賀城跡調査研究所(後藤勝彦ほか編)『多賀城跡—政庁跡』
- ・館前遺跡
1980多賀城市教育委員会(高倉敏明編)『館前遺跡—昭和54年度発掘調査報告』
- ・桃生城跡
1976宮城県多賀城跡調査研究所『桃生城跡II—昭和50年度発掘調査報告』
- ・払田柵跡
1980秋田県払田柵跡調査事務所(船木義勝ほか編)『払田柵跡—第23~30次発掘調査概要』
- ・胆沢城跡
1979水沢市教育委員会(伊藤博幸ほか編)『胆沢城跡—昭和53年度発掘調査概報』ほか
- ・徳丹城跡
1980矢巾町教育委員会『徳丹城跡第18次発掘調査現地説明会資料』ほか

2 志波城跡と周辺遺跡の土器様相

(1) はじめに

東北地方の古代土器の編年が、宮城県を中心になされてきたが、各地での発掘調査の増加にともない、各地ごとの土器文化が次第に明らかになり、地域単位の編年の必要性が高まってきた。岩手県内においては、おそらく南北3地域での編年が必要と考えられ、盛岡地域はその中央に位置するであろう。

小地域単位の土器様相がちがいが、編年が可能であるということは、とりもなおさずその土器を生み出した文化的環境に地域性があることを示している。したがって、文化的環境の地域性を理解するには、まず小地域の土器様相を既知の時間軸の中でとらえ、そして、その様相がどのような空間的ひろがりや時間的つながりをもっているのかを検討することであろう。本章では、志波城跡の土器様相を現時点でまとめ、その時間的位置を明らかにして、周辺遺跡の土器様相、とりわけあかやき土器に表徴される盛岡地域の特性に言及しようと思う。

なお、志波城跡の土器群は、調査の比較的すすめられた内城地区からの出土は少なく、郭内に分布する竪穴住居跡から多くの出土をみている。特に郭内西部を南北に走る東北縦貫自動車道用地内の調査（第1・2次調査）では、163棟を検出し、うち72棟を精査して多数の資料を得ているが、それらは略報や現地説明会資料で概要が報告されているだけで、細部について吟味できる段階にない。本稿では公表された資料に限定して稿をすすめていきたい。

形態の分類基準

まず土器区分からのべたい。これまで須恵器と土師器とに区分されてきた土器の中に、須恵器でも土師器でもない無釉の土器群が明らかに存在することが近年明らかになってきた。この無釉の土器群を筆者らは「あかやき土器」と呼んでいる*。あかやき土器は、須恵器の成形、調整技法を踏襲しながらも、土師器のように酸化焰で焼成された土器である。甕類は、環元焰焼成のものを須恵器、酸化焰焼成内黒処理のものを土師器、そして酸化焰焼成でも内面調整を施さないものをあかやき土器と、容易に区別することができる。甕類も酸化焰焼成のものが土師器とあかやき土器に区分されるはずであり、筆者はロクロ非使用の甕類を土師器、ロクロ成形甕類をあかやき土器とみている。

甕類をロクロ使用の有無により区分することには異論も多いと思われるが、ロクロ成形甕の多くがあかやき土器環の胎土、焼成、色調に似ており、調整も環と同じく須恵器の技

土器区分

* あかやき土器の呼称は、一般に酸化焰焼成の土器をすべて含むが、本稿では、古代の土師器以外の酸化焰焼成の土器に限定して用いる。なお適切な用語ではないので、いずれかきかえたい。

法と基本的には変わらない。そしてまた、ロクロ未使用の段階からロクロ成形に完全に移行する段階までの間は、ロクロ非使用とロクロ成形の甕類が長期間共存しており、土師器製作者が数世代にもわたり、両者の甕を併行して製作していたとは考えられない。坏類のようにロクロ未使用からロクロ成形への移行が短期に行われ、共存する場合でも過渡的様相として表われているのと対照的である。

このように、あかやき土器は須恵器の成形・調整技法と土師器の焼成技法を踏襲しながらつくられた土器であり、その新たな技法は坏類ばかりでなく甕類も製作対象にしていたと考えられるのである。このことについては後述する。

形態分類

次に形態および形状の分類基準についてのべたい。なお坏類などの分類を明確にするため数値を使用した。これは1個体ごとの法量を図上にドットして得られた数値である。

坏類は、坏・皿・盃・埴・大形坏に分類される。皿は坏より器高浅く、盃は坏よりも口径の小さいそば猪口様のものである。大形坏は坏を大きくした井様のもので、埴は大形坏の外傾のきつい形態である。これらのそれぞれの用途は不明であるも、法量的にそれぞれまとまっており、製作者が意図した形態——器種であると考えられる。

坏は、その器形から直線的なたちあがりをもつA類、体部全体が内湾し口縁部も内湾するB類、口縁部が外反するC類に大きくわけられる。また法量から底径の小さなI種(4.5~7.0cm)と大きなII種(7.0~9.5cm)とにわけられる。なお坏の口径や器高は、その数値のみで分類しうほどの意味はなく、外傾度として総括的に扱う方が効果的である。外傾度は、 $\text{器高} \div \{(\text{口径} - \text{底径}) \times \frac{1}{2}\}$ で計算される。また体部下端から底面にかけて、ロクロ台から切りはなした後再調整するものもあるが、その部位は右図のとおりである。この再調整にはロクロでけずる回転ヘラケズリと、静止状態で不定方向あるいは一方向にヘラ

第12表 土器形態分類表

	形態	器高	口径	底径	外傾度
		cm	cm	cm	
坏	盃蓋	—	合口部 9.0~12.0	—	—
	坏蓋	—	12.0~15.0	—	—
	埴蓋	—	15.0~20.0	—	—
類	坏	3.5~6.0	12.0~16.0	4.5~9.5	1.0~2.0
	皿	2.5~3.5	12.0~16.0	4.5~9.5	~1.0
	盃	5.0~7.0	9.0~12.0	5.5~7.5	2.0~
	埴	6.0~8.0	15.0~20.0	7.5~12.0	1.5~2.0
	大形坏	6.0~8.0	15.0~20.0	7.5~12.0	1.0~1.5
甕類	小形鉢	器高<口径	12.0~20.0	—	—
	鉢	器高<口径	20.0~27.0	—	—
	小形甕	12.0~25.0	12.0~20.0	—	—
	長胴甕	25.0~40.0	20.0~27.0	—	—
	小形壺	15.0~25.0	15.0~20.0	—	—

- * 1 原則的にはロクロ成形土器に適用する。
- * 2 坏類のうち、数値が複数の形態にまたがる場合はすべて坏とする。
- * 3 高台のつくものは、台を除いた法量で分類する。
- * 4 これらのほかに、盤・瓶などもみられ、また鉢なども細分される。

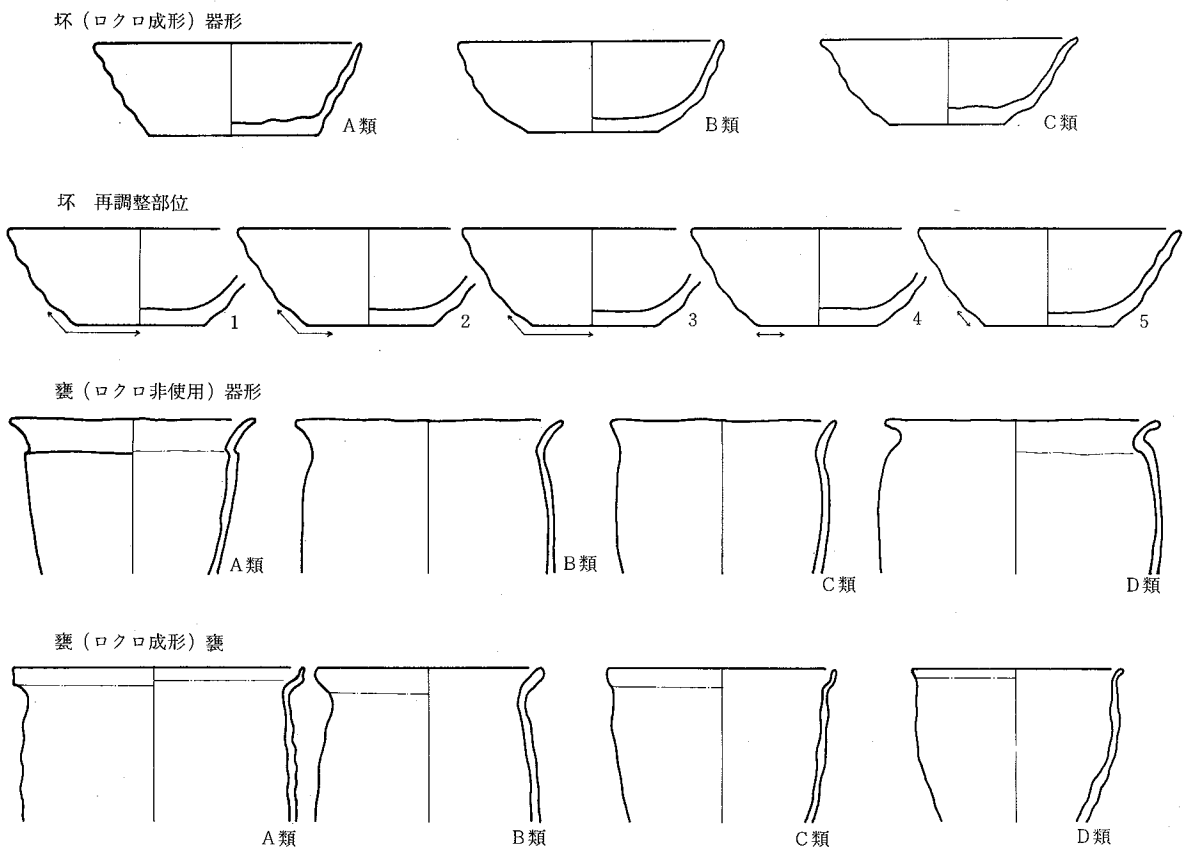
ケズリする手持へラケズリがある。共に胎土内の砂の移動が観察される。

蓋は、当然それをのせる坏類が必要であり、合口部の径により、盃蓋・坏蓋・埴蓋に分類される。それぞれの坏類に合致する口径をもつものである。ただし坏蓋の口径は、坏、皿、台付坏（稜埴）に合致し、埴蓋は埴・大形坏・台付埴・台付盤に合致し、どれとセットになるか確定できない。

第12表はロクロ成形土器に限るが、ロクロ非使用の甕は小形甕（器高12.0～20.0cm口径12.0～15.0cm）、長胴甕（器高25.0～40.0cm口径15.0～27.0cm）におおよそ分類できる。胴張形のものも甕とした。口縁部の形状から、ロクロ未使用段階から残存する頸部に段を有するA類、段をもたずに外反するB類、ゆるやかであまり大きく外反しないC類、口縁部が短かく外反するD類、に分類される。

ロクロ成形のあかやき土器甕類も、口縁部の形状により、外反し口唇部を上方につまみあげるように挽き出すA類、単に外反するB類、外反し口縁上半が直口気味にたちあがるC類、短かく外反するD類に分類される。A類はさらに挽き出しの強いものと弱いもの、また下方に大きく屈曲させるものなどがある。B類にはゆるやかに外反するものも含めた。C・D類は主に小形甕によくみられる形状である。

なお須恵器甕類は、計測可能なものが少ないので、法量ははっきりしないが、大形の大甕と中形の甕とに分類できそうである。



第37図 土器器形分類

(2) 志波城跡の土器様相

坏類

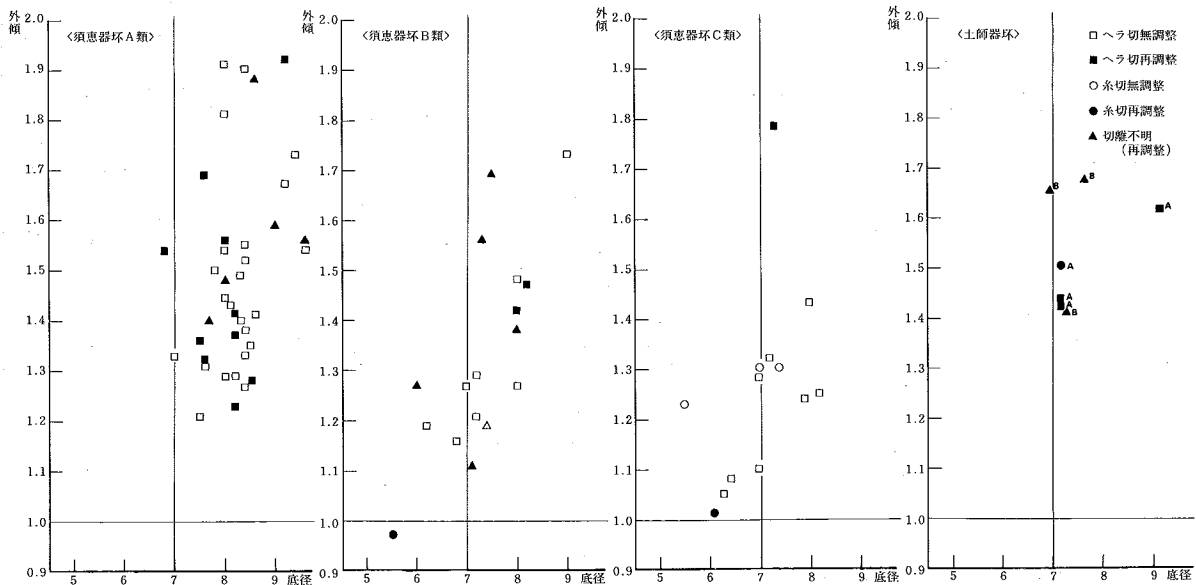
坏類は、須恵器およびあかやき土器が圧倒的に多く、全体の9割弱を占め、残り1割は土師器である。須恵器とあかやき土器の比率ははっきりしないが、概ね3:1になるようである。したがって坏全体のうち須恵器は3分の2を占めることになり、一般集落との差を示している。また内城地区からは、土師器、あかやき土器の破片はみられるも、ほとんどが須恵器であり、須恵器の使用率が他より高くなっている。

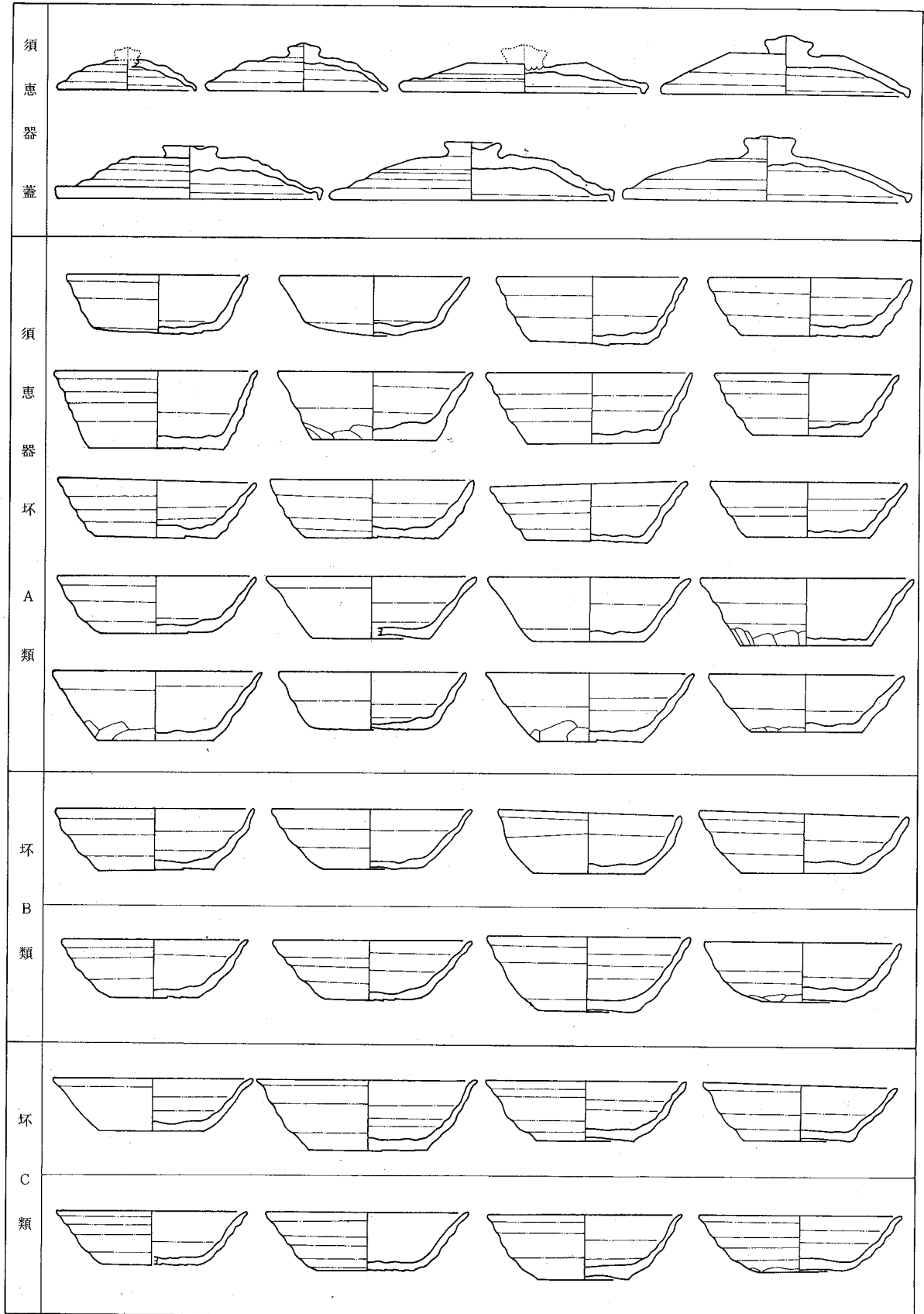
須恵器坏

須恵器とあかやき土器とは、器形や底部切離し技法に差がほとんどみとめられないこともあり、一括してのべたい。須恵器（あかやき土器）坏の器形的特徴として、底部から口縁部まで直線的にたちあがるA類が半数以上であり、口縁内湾のB類が4分の1を占め、口縁外反するC類は少ない。そのC類もゆるやかな外反である。法量的には底径の大きなI種（7.0~9.5cm）が9割近くを、その中でも外傾中程度（外傾度1.2~1.6）が大半を占める。特にA類はI種のみで、外傾も他よりきつく、外傾度1.6以上の坏も少なくなく、後で比較するように、本遺跡の特徴となっている。またA類からC類に進むにつれ、底径の小形化と外傾の弛緩化の傾向が認められる。

須恵器（あかやき土器）坏の底部切離し技法は、ヘラ切りが4分の3を占めている。糸切りは1割でほとんどがC類であり、A・B類では明かな糸切はきわめて少ない。グラフに示した個体以外も含めて体部下端や底部の再調整は約半数の坏にみられる。調整部位は体部下端から底部全面または周縁にかけて施されるものが最も多く、底部のみ、体部下端のみ、は多くない。また、技法は手持ちヘラケズリが回転ヘラケズリをわずかに上回っている。

第13表 志波城跡出土坏類





第38図 志波城跡出土須惠器蓋・坏（1：4）

VI 志波城跡をめぐる諸問題

志波城跡の坏類のうち圧倒的な量の須恵器（およびあかやき土器）坏は、体部が直線的にたちあがるA類が多く、また底径が大きく、さらにヘラ切が主体を占め、再調整も約半数に施されるという特徴をもっているのである。

土師器坏

これに対し、内面をヘラミガキし、黒色処理する土師器坏は量的にも少なく、ほとんどのロクロ成形の坏に再調整を施している。底部切離しは、半数が再調整のため不明であるが、ヘラ切と糸切がほぼ同率である。また器形的には一定しないが、底径7.0~8.0cm、外傾1.4~1.7と法量的にややまとまりをみせている。形状もA類かB類に限られ、C類はみられない。

ロクロ未使用の坏も数点確認されている。丸底で、体部中央に明瞭な段をもたず、内面をヘラミガキ、体部外面をヘラケズリするものである。ただしこれらの出土状況は注意される。脚の短い高坏脚部が内城建物跡から出土しているほかは、城柵築営以前の遺構出土（SD572・SI011）であったり、住居跡のかまどそで（GI09・EC62住）などからの出土であったりするからである。第14・16次調査では、城柵築営以前の堅穴住居跡も検出されており、ロクロ未使用の坏が、築営後に製作使用されていた可能性は低いようである。

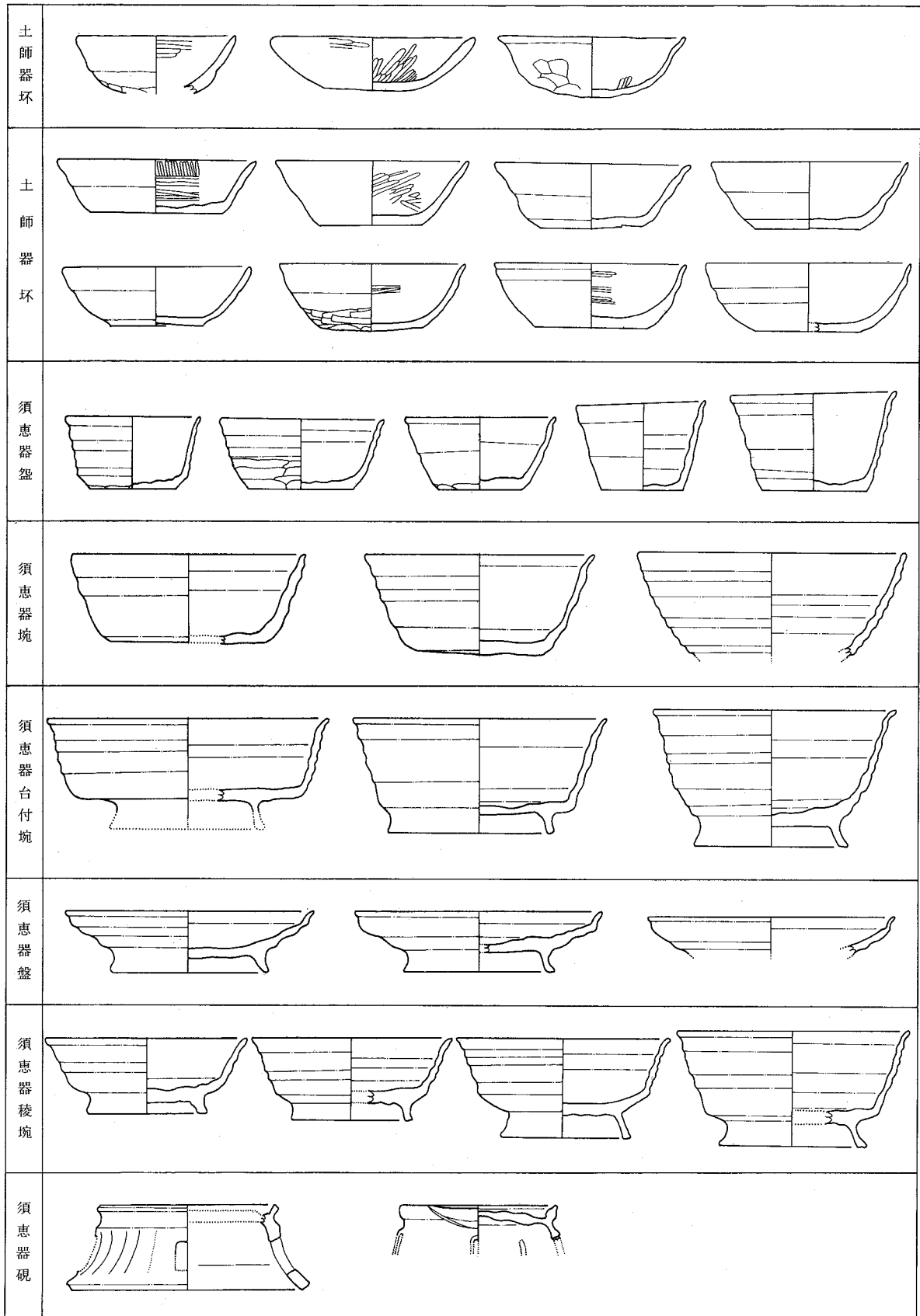
須恵器坏類

他の須恵器（およびあかやき土器）坏類は量的に多くない。皿はほとんどみられず、盥・碗も少ない。盥は、体部が直線的にたちあがる器形が多く、体部下端に稜をもつものもみられる。体部下端から底面にかけては、回転~手持ヘラケズリの再調整がなされており、坏とほぼ同じ技法である。

この盥と対をなす小口径の蓋もある。碗は法量的なまとまりがみられないが、ヘラ切無調整や手持ケズリのものもあり、坏と変わらない。口径が碗と対をなす蓋もある。この碗蓋は、肩の断面が直線的で稜線の明瞭なものと丸味をもつものがみられ、量的には前者が少ない。共に宝珠様のつまみを有している。また、口縁部の屈曲の深いものと浅いものがあるが、肩部の形状と相関しない。ロクロ成形後の再調整はすべて回転ヘラケズリであるが、天井部から体部上半にかかるもの、天井部のみのもの、体上半のみのもの、また全く調整しないものがあり、肩の明瞭な蓋には天井部から体部上半にかけての再調整がみられるが、丸味をもつ蓋では一定していない。なお坏の口径に対応する蓋は出土していない。

高台を付す坏類には、台付坏(稜碗)、台付盤、台付碗がある。台付坏は体部下半に大きな屈曲部をもついわゆる稜碗である。体部は直線的にたちあがり、口縁部が外反する。再調整は、体下半の屈曲部下を回転ケズリし、高台を付した後、底外面を回転ケズリするが、再調整を施さないものもみられる。台付盤とした器種は、皿よりも口径が大きい。底面から体部まで明らかな境をもたずにゆるやかにたちあがり、口縁部で大きく屈曲するものである。この特徴は、他の坏類や台付坏類にみられず、また高台の付かない盤だけの器形もない。台付碗は1個体ごとに器形差が認められる。これらも基本的に坏と同じ技法によってつくられているものである。

このほか、容器以外のものとして円面硯がある。これには、土師器やあかやき土器は使われず、須恵器ばかりである。なおあかやき土器を除く須恵器坏類には、自然釉のかかるものはほとんどなく、褐灰色（くすべ色）のほかに灰白色や橙色を呈するものも少なからず存在し焼成的にはあまさがあがる。

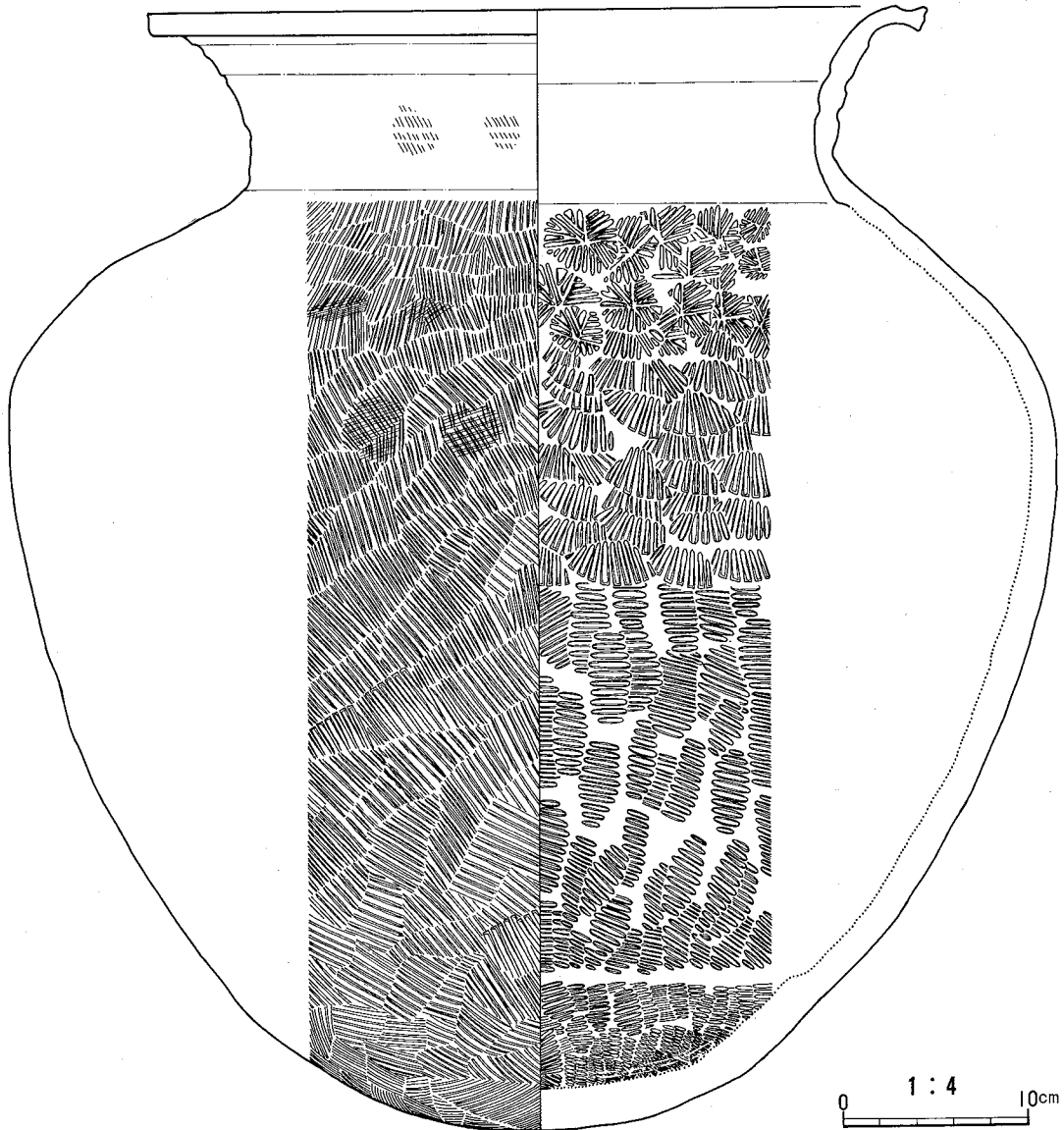


第39図 志波城跡出土土師器・須恵器・坏類 (1:4)

甕類

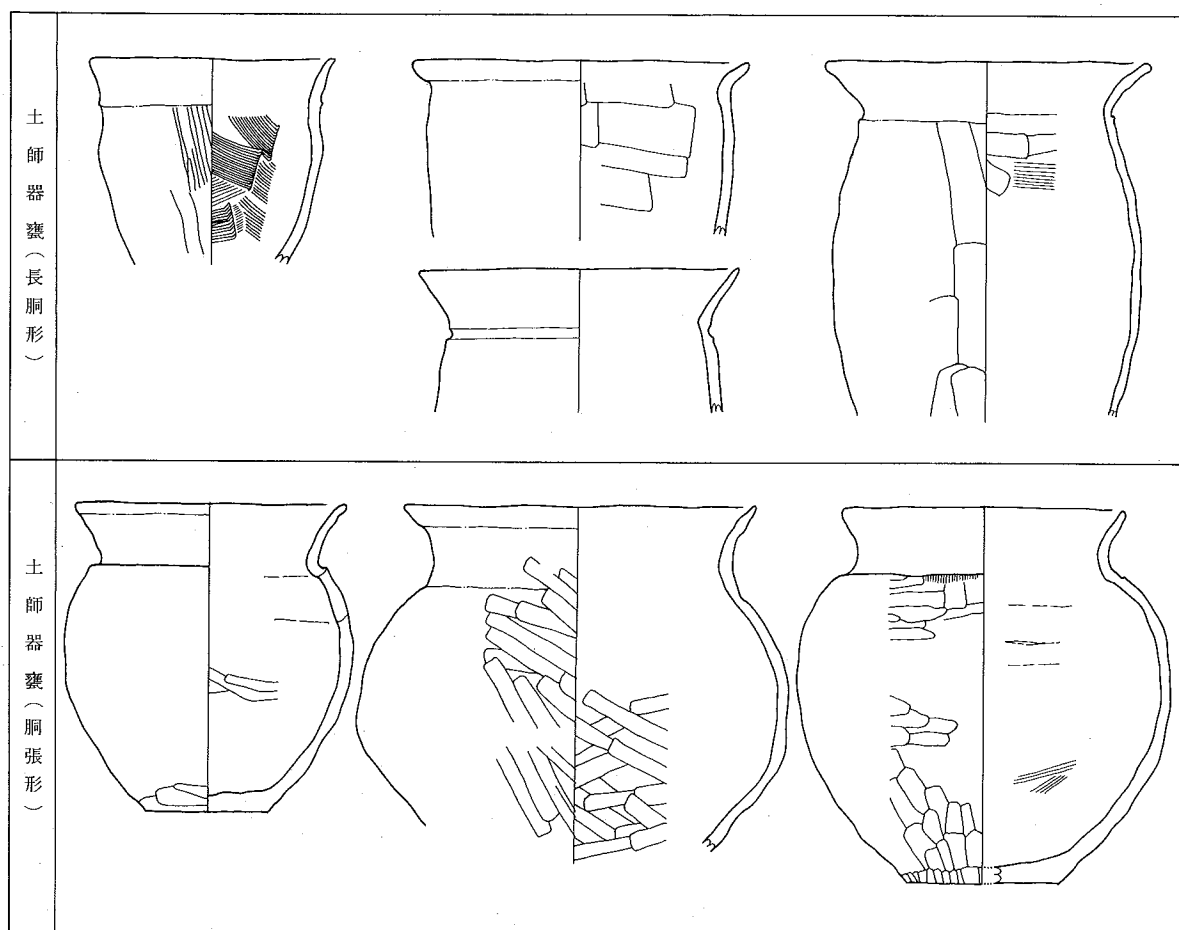
須恵器大甕

くすべ色を呈する須恵器甕類は、1926年に外郭東辺北部で耕作中に出土した大甕がはっきりしているだけで、あまりよくわかっていない。この大甕がどういった遺構に伴うものか不明であるが、器高60.5cm口径42.0cmで丸底である。体部外面を平行叩き、内面上半を蓮藕文^{れんぐもん}、下半を平行あて工具でたたきしめ、口縁部のみをロクロ成形する(第40図)。このあて工具は径6.5cmの円筒形で端部に蓮藕文^{れんぐもん}、体部に平行文を刻んだものである。このほかの大甕は小片ばかりであるが、体部外面の平行叩き、内面の青海波や平行あて工具がみられる。



第40図 志波城跡出土須恵器大甕

ロクロ非使用の土師器の甕類には長胴甕と胴張甕とがある。長胴甕は口縁径が体部径より大きいのが一般的であり、胴張甕は、体部中央付近に最大径を有する。胴張甕よりも長胴甕の量が多いが技法的に両者の差はほとんどない。口縁部形状も頸部に段を有するものと単純に外反するものとが共存し、後者が主体を占める。口縁部に数条の沈線をめぐらすものはみられず、頸部の形式的な段をもつものも少ない。また短かく外反するものはみられない。調整は、口縁部内外をヨコナデし、体部外面をケズリやヘラナデで、内面をハケメやヘラナデ調整している。底部は不明である。



第41図 志波城跡出土土師器甕

あかやき土器甕

ロクロ成形のあかやき土器の甕類には、小形甕、甕、鉢がある。小形甕は出土量も少ないようである。底部切離しはへら切りのものが数点みられており、さらに体部下端のみ、あるいは下端から底面まで手持ちへらケズリしている。口縁部形状は、「ノ」の字状にたちあがるか、外湾し、口唇が短かくひき出されるものはみられないようである。

甕は長胴甕で、最大径が口縁部にある。口縁部形状は、直線的に屈曲する頸部をもち、口唇部を上方に短かくひき出すものが多く、単純に外反するものがそれに次いでみられる。「ノ」の字状にたちあがるものや短かく外反するものはないようである。調整は、口縁部外面はロクロ目だけのものが多いが、平行タタキ目を消すロクロ目のものもみられる。体部外面も、ロクロ目だけあるいは平行タタキの後のロクロ目のものがあり、その後に体部下半をへらケズリしている。すなわち輪づみ→タタキ成形→ロクロ成形→へらケズリという過程で製作されるのであるが、タタキ目のないものやへらケズりされないものもある。口縁部内面の調整は、ロクロ目だけのものが多いが、中にカキメの施されるものもある。体部内面はへらナデである。

鉢などの器種は少なく、ロクロ成形のみの鉢上半がみられるだけである。口縁部は折るかえしたように肥厚する。

土器群の共存性

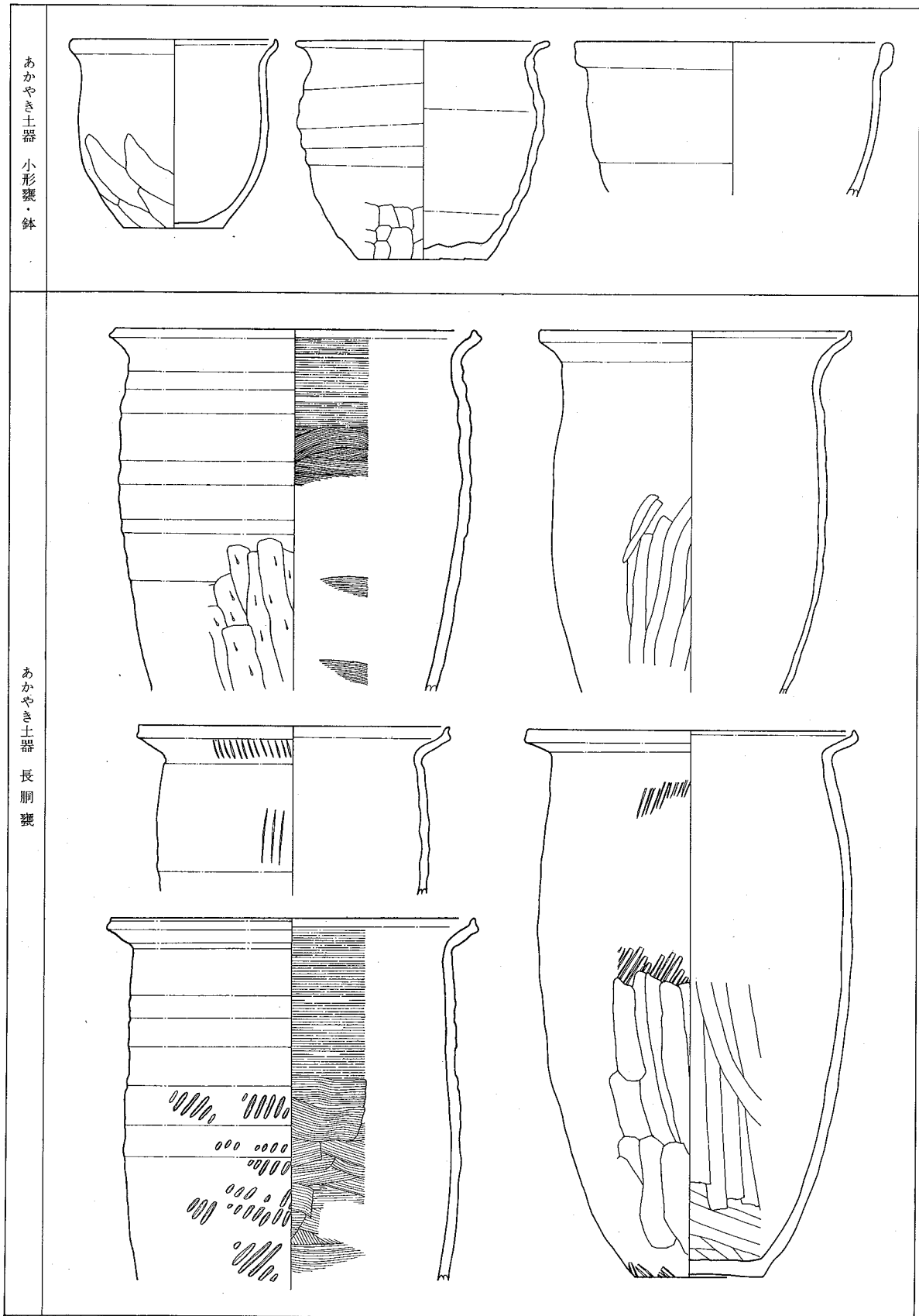
本遺跡出土の土器群は、概ね以上の通りである。そしてこれらの土器群にどの程度の時間幅を考えることができるのかということについて考えてみたい。

土器群の中で上限を求めるとするならば、ひとつはロクロ未使用の土師器環であろう。明瞭な段を有しないこの丸底の環は、宮城県でいう国分寺下層式に相当するもので、8世紀後半に位置づけられている。ところで前述したように、これらの環のほとんどが、城柵築営中、もしくはそれ以前の遺構、施設から出土しており、築営後に使用されていたとは考えにくいのである。またへら切りの須恵器環も上限を考える上で参考となるが、再調整技法など糸切りのものとほとんど変わりなく、へら切りと糸切りとが共存していたと考えるべきであろう。たしかに糸切りは環C類にのみ確認され、新しい要素ともいえるが、多くはへら切りと共存している。さらに無調整のものと再調整を施すものとも、器形が同じであり共存していたと考えられる。あかやき土器環やロクロ成形の土師器環についても、基本的には共存していたとみてさしつかえないであろう。他の環類も数点しかない台付盤を除けば相似る形状、技法である。

共存する土器群

甕類についても、個別的には口縁部形状と調整技法との組みあわせに明らかな一線はなく共存の可能性が高い。ただし須恵器、土師器、あかやき土器相互間に環のような相似性をみることができない。これは三者がそれぞれ独自の製作手法によっているため、三者が共存していても矛盾はないであろう。この点については他遺跡との比較によって共存性をとらえていこうと思う。

このように本遺跡の土器群は、ロクロ未使用の土師器環を除けば相互に共存している可能性が高い。なお基本的には、その出土状態から共存性を検討すべきであるが、少なくとも第3～17次調査では、方八丁土器群の共存性を否定する資料は何もない。



第42図 志波城跡出土あかやき土器甕類

(3) 胆沢城跡の土器様相

胆沢城跡創建期の土器様相

胆沢城は802年の造営である。この胆沢城跡の発掘調査は1974年から年次計画で進められ、多くの成果が呈示されている。そして外郭線の追求の中で、9世紀代は2期の遺構変遷をもつことが指摘されてきた(1977水沢市教委)。まず創建期であるI(A₁)期は、門、やぐら、築地、築地内側の地割溝(南門部では築地外側にもみられる)などの外郭遺構があり、II(A₂)期には地割溝が埋められ、新たに門ややぐらの外側で張り出す大溝が掘削されている。調査者の伊藤博幸氏は、I(A₁)期を9世紀初~中葉、II(A₂)期を9世紀後半に位置づけている。

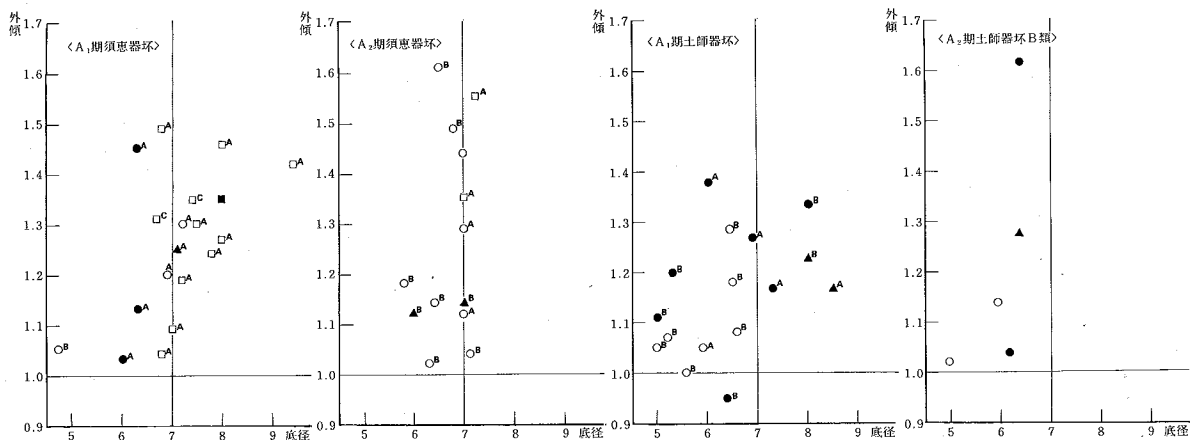
本稿では、遺構変遷の位置づけが明確なI(A₁)期の地割溝とII(A₂)期の大溝から出土した土器をとりあげて比較資料としたい。なお胆沢城創建期には、あかやき土器の坏類はない。

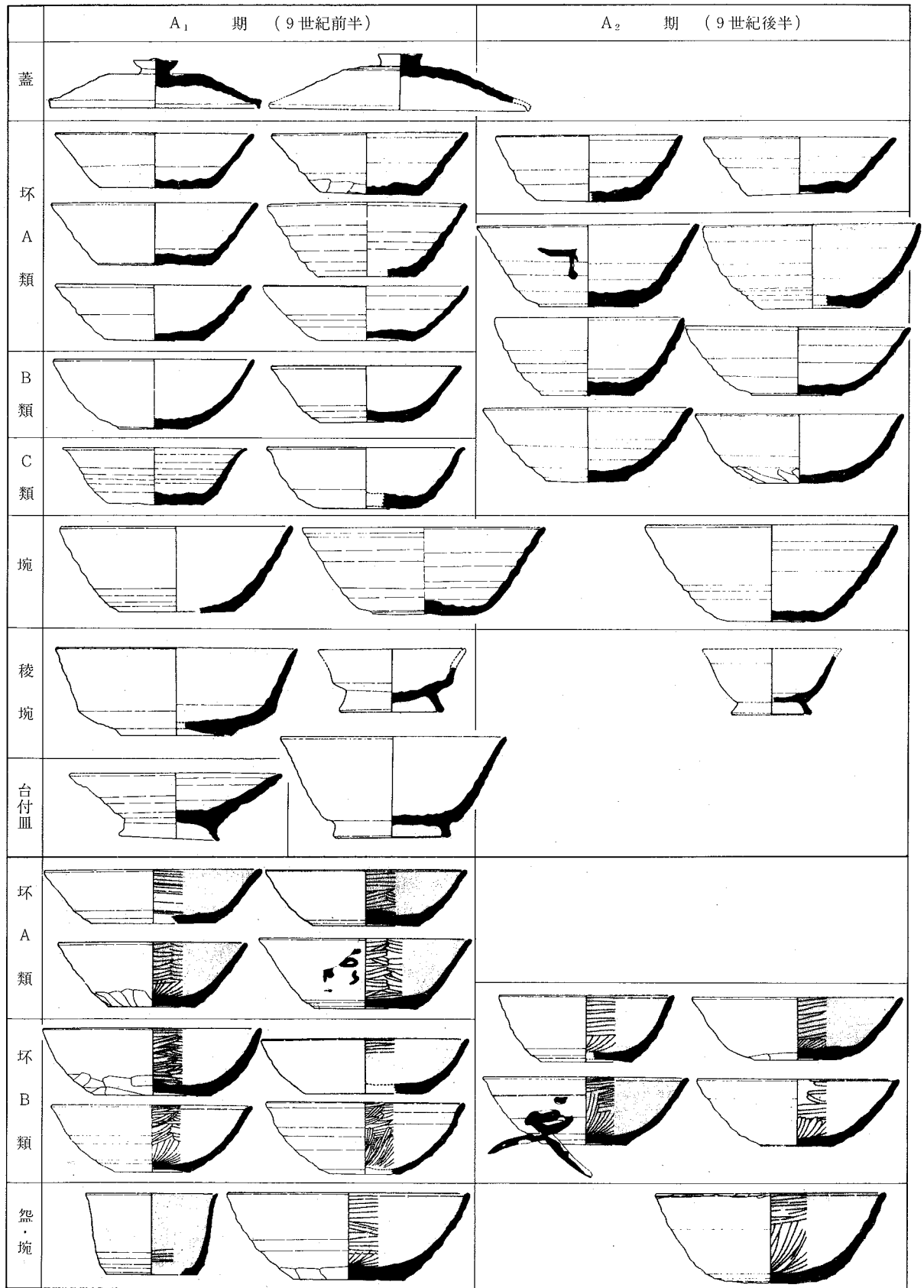
須恵器坏

まず須恵器坏であるが、I(A₁)期は底部から口縁部まで直線的にたちあがるA類が多く、また内湾するB類は例外的となる。底径は6~8cmにほぼまとまっている。外傾度の強いもの(1.6~2.0)はほとんどなく、中小程度のもの(1.0~1.5)が主体を占める。底部の切離しは、ヘラ切りがほとんどで、糸切りは少ない。体部下端から底面にかけての再調整は、3割程度で多くはない。手持、回転ヘラケズリは同数である。II(A₂)期になると、内湾気味のB類が主体を占めるようになりA類は減少する。また底径も7cmをこえるものは消滅してしまう。底部切離しも、ヘラ切りは1点のみで、ほとんど糸切りとなる。再調整を施すものも稀となってしまう。

他の須恵器坏類では、台付坏(稜碗)はI(A₁)期に1点みられ、体部下半に稜をもち、上半が外反する器形である。蓋もA₁期にみられ、すべて宝珠様のつまみをもつが肩が明瞭なものと不明瞭なものがある。盃、台付盤に相当する器種はI(A₁)、II(A₂)期ともに出土していない。

第14表 胆沢城跡出土坏類





第43図 胆沢城跡出土環類 (1 : 4)

土師器坏

土師器坏は I (A₁), II (A₂) 期を通して内湾気味の B 類がほとんどで II (A₂) 期は B 類ばかりとなる。底径は I (A₁) 期が 5~8.5cm, II (A₂) 期が 5~6.5cm と小径化する。底部切離しもへら切り 1 点のみで、ほとんど糸切りである。再調整では、I (A₁) 期に糸切り後、回転へラケズリするものがほぼ半数みられ、手持ちへラケズリは多くない。II (A₂) 期になると糸切り無調整がやや多くなる。なお層位的に検討の余地を残すが、ロクロ未使用の坏もみられる。

土師器甕類

土師器甕類は、ロクロを使用しない“7VATタイプ”のものがあるが、全器形を復原しうる資料はまだない*。この甕は I (A₁) 期にのみみられるもので II (A₂) 期では消滅してしまう。口縁部内外をヨコナデし、体部外面をへラケズリするもので、頸部に段を有するものと体部からゆるやかに外反するものがある。

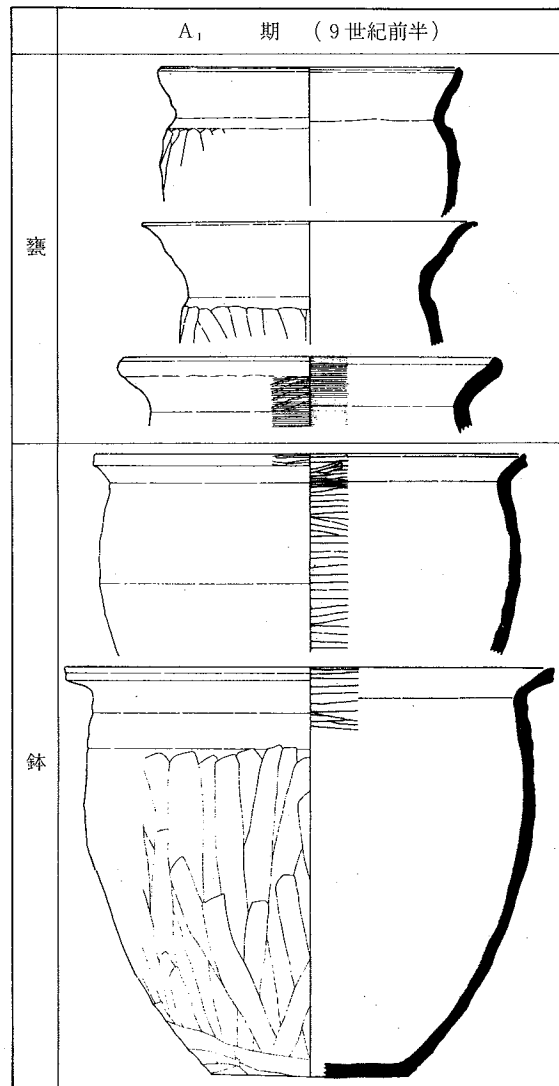
また、内面をへらミガキし、黒色処理する鉢がある。これはロクロ成形で、外面はへラケズリのものもみられる。

須恵器甕類

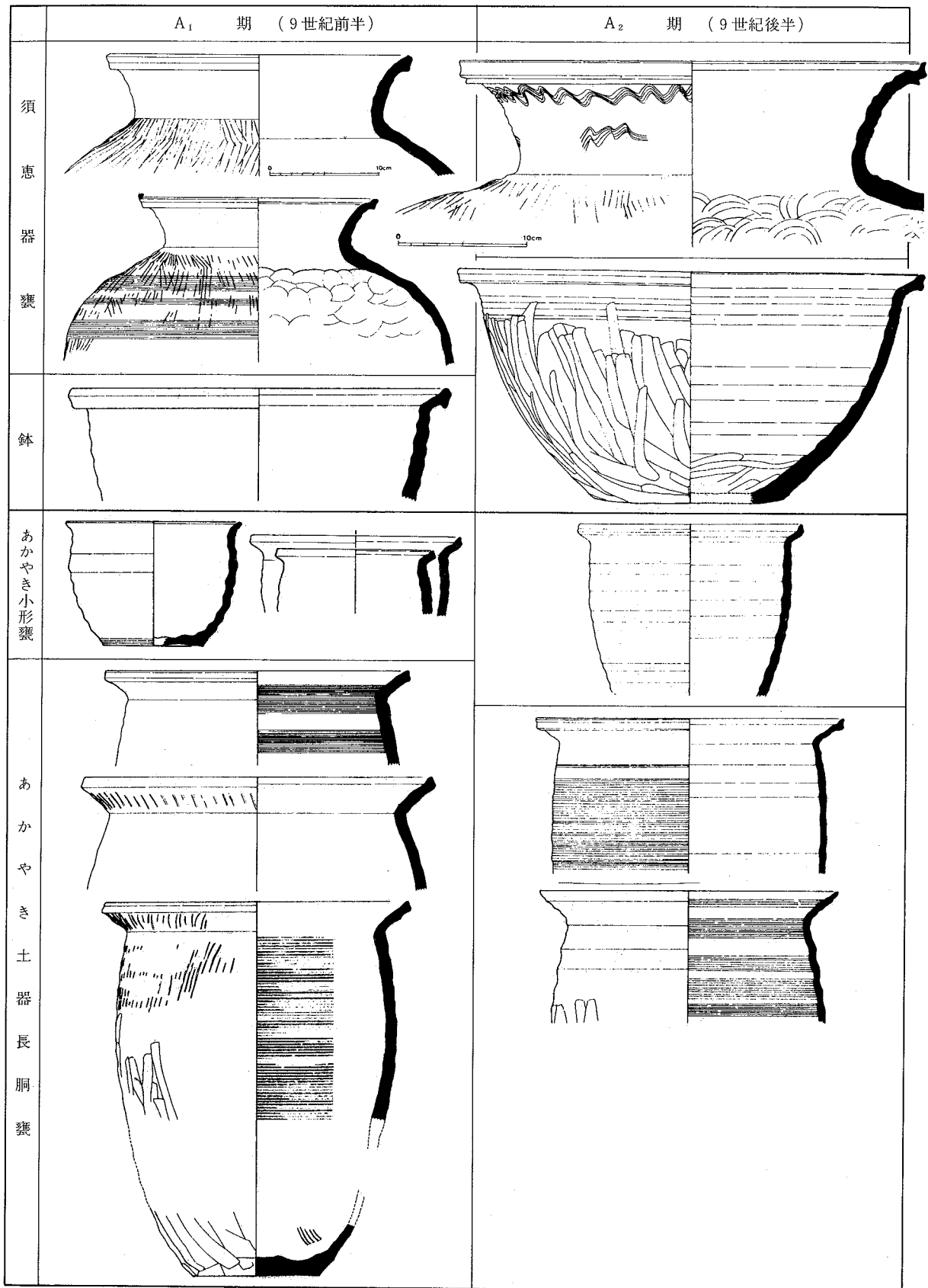
須恵器甕類は、胴部がまるく張り、口頸部がしまり、外反する口縁端部が上方に挽きだされる器形である。タタキ工具は平行、アテ工具は同心円(円筒形工具の円形端部をあてるもの)、青海波などがある。口縁部外面に波状櫛描文が施されるものもみられる。I (A₁)・II (A₂) 期の差はよくわからない。

さらに報告者が須恵器甕として扱っている長胴の甕は、瀬谷子窯跡に出土例があり、色調は白橙色~赤橙色を呈する還元炎焼成のものであるが、その成形や調整は前述のあかやき土器甕と共通している。この長胴甕は、基本的に輪づみ→タタキ→ロクロ成形→

* 伊藤博幸氏らのいう“7VATタイプ”を和訳すると、“奈良時代の跡呂井式”である。しかしロクロ未使用だけではなく、非使用の土師器をも含める名詞としては考古学用語上不適切である。



第44図 胆沢城跡出土土師器甕類 (1:4)



第45図 胆沢城跡出土甕類 (1 : 4)

VI 志波城跡をめぐる諸問題

体部外面ヘラケズリ、体部内面カキメ・ヘラナデ・ナデツケという工程でつくられるものである。タタキ成形はⅠ(A₁)期に限られ、Ⅱ(A₂)期にこの手法は消滅してしまう。

このほかに小形甕や鉢がある。内面無調整で、体部外面をロクロナデのままあるいはヘラケズリするものである。底部切離ははっきりしない。これらはタタキ成形でなく、Ⅰ・Ⅱ期の差は判然としていない。

胆沢城跡と志波城跡の土器様相の比較

坏類の比較

この胆沢城跡出土土器群と志波城跡出土土器群の時間的關係にふれておきたい。まず坏類であるが、志波城跡出土の須恵器坏は、A類が多く、底径が7cmをこえるものがほとんどであること、ヘラ切が多いが糸切も含まれること、体部下端から底部にかけて再調整を施すものが多いこと、などの特徴がある。胆沢城跡の須恵器と比較すると、Ⅰ(A₁)期の様相に類似している。Ⅱ(A₂)期の須恵器は、B類主体で底径7cm以下、糸切無調整が主流を占めており、志波城跡のものとは明らかな相違を示している。ただ志波城跡の方が外傾度きつく、A類がほとんど7cm以上の底径であることは、胆沢城Ⅰ(A₁)期よりやや古い様相をもっている。

土師器坏は、志波城跡が、底径7cmをこえ、A・B類が混在し、ヘラ切があり、ほとんど再調整されている。これに対し、胆沢城Ⅰ(A₁)期のものは、7cm以下のB類が多く、ほとんど糸切で、無調整のものもあり、Ⅱ(A₂)期には底径の小径化、B類の主流化がより進んでいる。つまり、土師器坏は、強いて共通性をみいだすなら、Ⅰ(A₁)期に近いが、志波城跡の土師器坏が須恵器坏に器形的に共通しており、かなり相違がみられる。地域差あるいは時間差が考えられようが、器形変遷上、志波城跡の方が、やや古いといえよう。他の坏類は比較しうる資料が僅少である。

甕類の比較

一方甕類は、ロクロ非使用の土師器が志波・胆沢両者にみられる。胆沢城Ⅱ(A₂)期にはこのロクロ非使用のものは消滅する。志波城跡周辺では、後述するように新しい時期まで存続するが、志波城跡には口縁部が短かく外反するものはなく、胆沢城Ⅰ(A₁)期の器形に共通している。ロクロ使用のあかやき土器甕も、Ⅰ(A₁)期のものに類似する。ただし、タタキ成形が胆沢城Ⅱ(A₂)期で消滅するのに対し、志波城跡周辺では、やはり新しい段階まで残存しており、若干の差異がみとめられる。

このように、志波城跡出土の土器群は、胆沢城跡のⅠ(A₁)期に類似しており、胆沢城創建の9世紀前半の年代が与えられ、また文献にみえる志波城造営の9世紀初頭という年代とも一致するのである。

ところで、いくつかの問題も提起された。ひとつは、坏類では志波城跡の方がやや古いのではないかという問題である。しかし、胆沢・志波両者の前段階と考えられているのは土師器ではロクロ未使用の段階であり、須恵器坏では底径が大きくヘラ切無調整の段階である。志波城がこの段階にまでさかのぼることはありえない。したがって現時点では両者の土器群は同一型式として扱われるべきであろう。ただ仮説としては、土器群の年代幅の差を考えることができると思われる。胆沢城Ⅰ(A₁)期の年代幅と志波城の年代幅の差、つまり志波城存続が9世紀初頭に限定されるのではないかと思われるのである。

問題の二点めとして、胆沢城跡と志波城跡周辺の地域性についてである。特にロクロ非使用の土師器甕類とあかやき土器甕類のタタキ成形の存続は、後述するように2型式の時間差がみられる。そして新しい段階のロクロ非使用の甕は口縁部が短かく外反し、胆沢・志波二者の甕と異なっている。これは、土器生産が胆沢・志波両城の創建期ではほぼ同じように行われ、9世紀後半以降それぞれの地域で独自の土器生産が展開されるようになったためと考えられる。

また、あかやき土器では、甕類が両者一致するも、坏類は胆沢城にみられず、異なった土器組成を示している。これは胆沢城跡周辺の「土師質土器」の出現前に志波城のあかやき土器が生産流通していたことになり、あかやき土器の出自にも関連するものと思われる。

(4) 志波城跡周辺の土器様相

志波城跡周辺の古代遺跡の発掘調査は多くなく、資料の集積はまだ不十分である。その中で比較的まとまった資料を提供している杉ノ上遺跡群と百目木・林崎遺跡の土器様相をみてみよう。

杉ノ上遺跡群

杉ノ上遺跡群は、徳丹城の南約4.5kmにあり、北上川西側の中位段丘上に立地する。この中位段丘上は西からの北上川支流によって解析され、景観上いくつかの段丘に分断されている。その段丘ごとに古代の遺跡が分布しており、東北新幹線建設に先立つ調査によって杉ノ上Ⅰ～Ⅲ遺跡で竪穴住居跡などが確認されている。本項では竪穴住居単位の土器様相を様式別に概観する。

〈第1様式〉Ⅱ-B J 56住居跡。坏類では、口縁部外反し糸切無調整の土師器坏と体部が直線的にたちあがるへら切無調整あるいはへら切底面周縁を手持へらケズリする須恵器坏とが共伴している。須恵器坏は外傾がゆるやかで底径も7cmをこえない。甕類では須恵器の甕が4点あり、うち3点は丸底で口唇部が上下に挽きだされ、体部上半に最大径をもつもので、体部外面に平行・格子のタタキ目、内面に同心円文、青海波、蓮藕文のあて工具痕がみえる。あかやき土器はロクロ成形の口縁部に最大径を有する長胴甕で、口唇部下半の挽きだしは強くなく、体部外面下半をへらケズリ、内面をカキメで調整している。

杉ノ上第1様式

この住居跡出土土器は志波城跡出土のそれに共通するものである。

〈第2様式〉Ⅱ-G B 03住居跡。坏類では糸切無調整の土師器坏とあかやき土器坏とが共伴する。甕類では、外面へらケズリ内面へらナデ調整のあるロクロ非使用の土師器とロクロ成形で糸切のあかやき土器が共存している。

杉ノ上第2様式

〈第3様式〉Ⅲ-E B 50・E D 03住居跡。坏類では、糸切無調整が大部分で1点のみ手持へらケズリするあかやき土器坏があり、土師器坏や須恵器坏がわずかながら共伴する。甕類はロクロ成形のあかやき土器が主体を占め、長胴甕・小形甕をとおして口唇部が上方に挽きだされ、小形甕では糸切無調整が一般的である。ロクロ非使用の土師器はみられない。

杉ノ上第3様式

杉ノ上第4様式

〈第4様式〉II-GD50・III-ED50住居跡。坏類はすべて糸切無調整のあかやき土器坏で、口縁部外反するものが多い。甕類もあかやき土器甕が主体を占め、口縁の外方への屈曲は小さくなる。ロクロ非使用の口縁が短かく外反する土師器甕も出土している。

I-CA59住居跡。坏類はほとんど糸切無調整のあかやき土器皿である。器形は体部下端が凹み、体部から口縁部にかけて直線的に外反する特徴をもっている。わずかに共伴する土師器皿もほぼ同じ器形である。なお甕類の出土はない。新しい要素もあるが一応第4様式としておきたい。

以上、杉ノ上遺跡群検出の竪穴住居跡出土資料を概観してきたが、遺物量は少なく、それぞれの特徴を明確にしがたい。そこで比較的出土量が多く、各様式に比定できる遺跡の資料をみてみる。

杉ノ上窯跡

杉ノ上遺跡群に含まれ、中位段丘の比高5mの東側斜面にある。菅野義之助氏らにより注意されていたが*、先年斜面を切る小農道の開削により窯体の一部と思われる焼土や窯壁の破片が露出し、2基以上の穴窯の存在が推定された。ここに紹介する資料は灰原およびその周辺の表面採集によるものである**ただし第46図は小片からの図上復元で法量は正確といたがたい。

杉ノ上窯の坏類

1・2は蓋で、1の口縁部の屈曲が小さいもので、飴釉のような自然釉が、かさね焼きにより環状に付着する。2は天井部を回転ヘラケズリするもので、外面にうすく自然釉がかかっている。3～6は坏である。3は体部が黄橙色で底部が灰白色を呈し、底部切離しは糸切無調整である。この色調と糸切は表採品の中で唯一の例である。4・5はヘラ切無調整でやや厚手で、底径が大きい。6もヘラ切無調整で、窯壁の一部が崩れ融着しており、かなり変形している。4と6は自然釉がかかり、5は火だすきが残っている。共にくすべ色である。7は橙色系を呈する高台付塊で、全体に丸味をもち、高台をつけた後もヘラケズリせず、ロクロナデしているだけである。

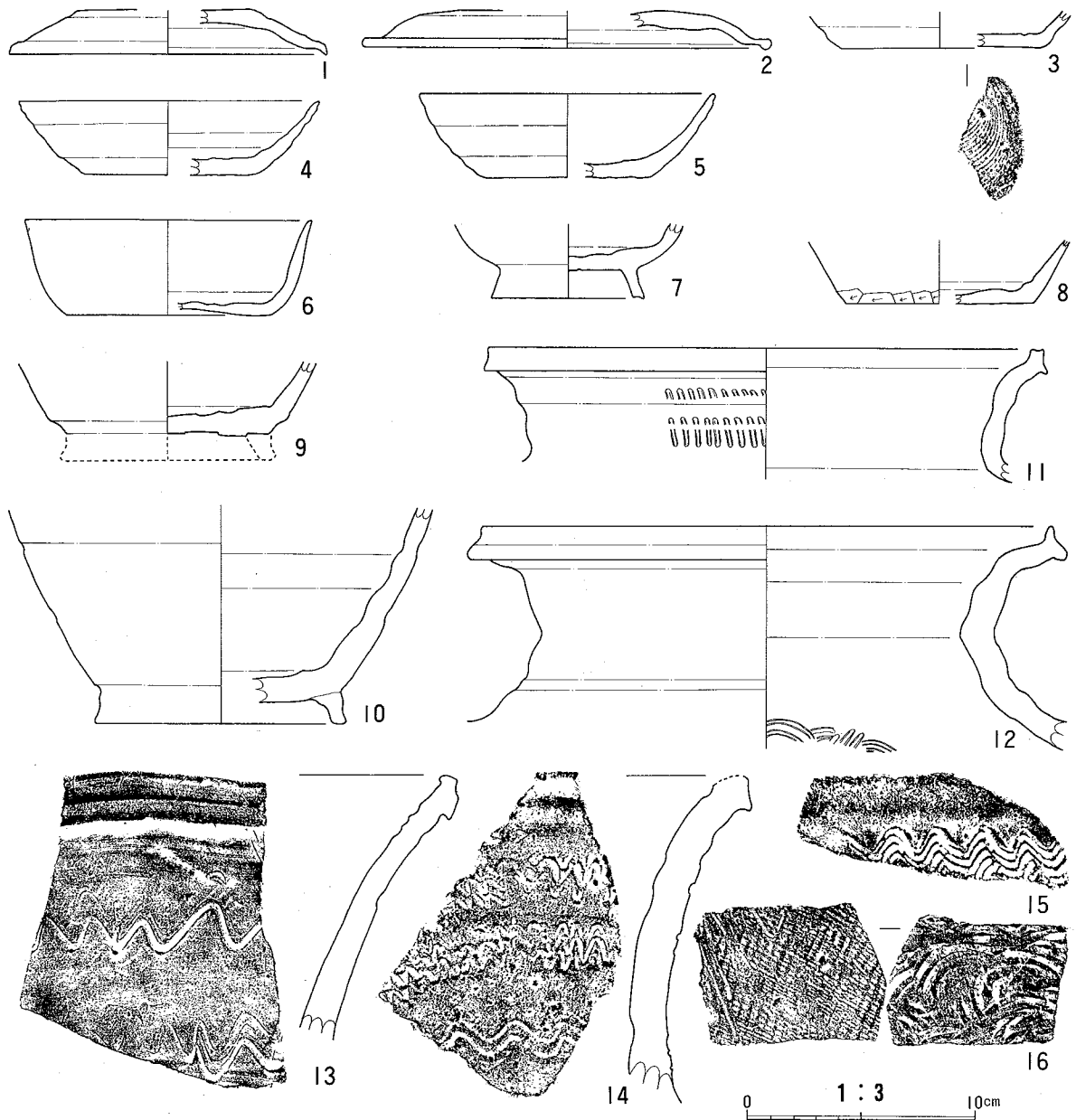
杉ノ上窯の甕類

8は小形甕の底部で、体部下端から底面全面を手持ケズリしている。9も小形甕の底部で、底面はヘラ切無調整で、わずかにロクロナデにつけられた高台ははがれてしまっている。8・9は灰白色を呈する。10は瓶～甕の底部で、高台を付す。高台をつけた後ロクロナデで整えているだけである。体部内面以外は自然釉が比較的厚くかかっている。11・12は甕の口縁部で、11の頸部外面に平行タタキ、12の体部外面は自然釉のためはっきりしないが、体部内面に青海波・平行アテ工具痕が観察される。13～15は甕の口縁部で、波状の櫛描文がみられる。15は頸部である。16は外面格子目タタキ、内面青海波アテ工具痕である。

このほか、平行タタキはみられるがれんぐうもん蓮藕文は確認されていない。

* 1936菅野義之助「郷土に於ける『日本研究』の近状(3)——特に陸奥移民開拓史の概要と志波城址を推定する迄の仕方に就いて」『史潮』6巻2号。

** 一部相原康二・八重樫良宏氏らの採集品と実測図もあわせて、両氏のご好意により報告する。



第46図 杉ノ上窯跡採集須恵器

なおこれらの須恵器は全般に焼成が良好で、やや焼きのあまい志波城跡や徳丹城跡のものとは異なっている。

上平沢新田遺跡

杉ノ上窯跡の西南西約4kmの中位段丘上に立地する。東北自動車道建設に先立つ岩手県教育委員会の調査により、平安期の11棟の竪穴住居跡などが調査された(1980岩手県教委)。このうち、へら切須恵器坏を伴出する住居跡は1・2号である。

1号住居跡では、須恵器坏14点のうちへら切無調整が3点、糸切無調整が11点、器形は、共に体部下半が湾曲しながら直線的にたちあがるもの、あるいは口縁外反する例が多い。また底径も7cmをこえない。これらと共に糸切の台付堦がみられる。ロクロ非使用の土師

1号住居跡

VI 志波城跡をめぐる諸問題

器甕は頸部に段をもたずに口縁外反するものである。ロクロ成形のあかやき土器小形甕は底部糸切無調整のものである。須恵器長頸瓶は球形の体部と長頸部を単純につなぎあわせている。甕は平行タタキと青海波アテ工具で成形されたものである。

2号住居跡

2号住居跡は、ヘラ切無調整で体部が直線的にたちあがり、底径が7cmに近いものである。ロクロ非使用の甕は、頸部に段をもつもの、段をもたずに外反するもの、ゆるやかに外反するものがみられるが、口縁が短かく外反するものはない。

このように、2号住居跡出土土器は、志波城跡に近い内容であり、1号住居跡は明らかに志波城以後のものであり、次にのべる百目木遺跡の土器様相との中間に位置するものであろう。また土師器やあかやき土器環がほとんどみられず、須恵器が使用されていることは、杉ノ上窯も含め、在地生産によって供給されていたと思われる。

百目木遺跡

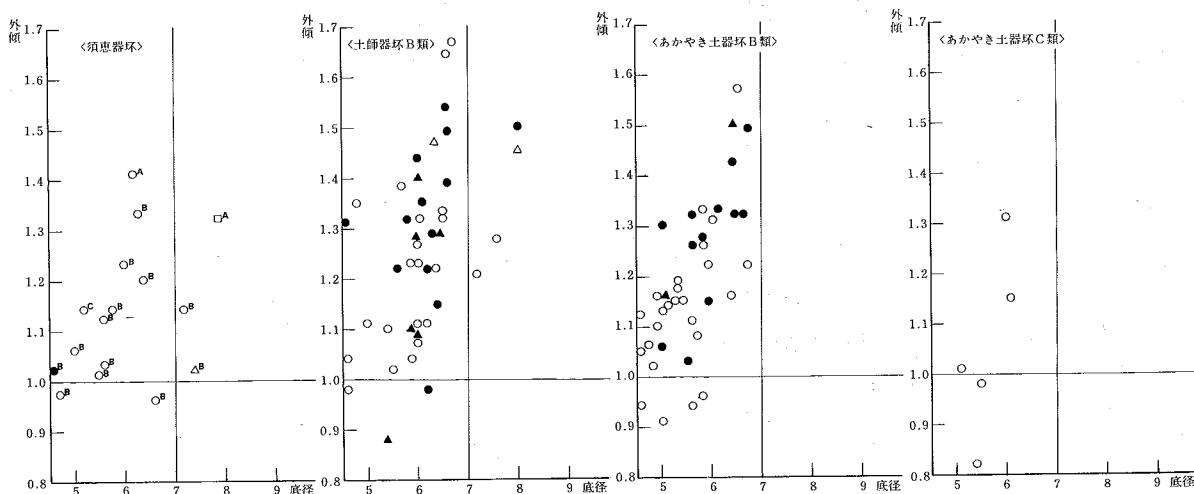
志波城跡の南東約5kmに位置し、北上川と雫石川の旧河道で形成された沖積微高地上に立地する。都南村教育委員会の調査により80棟の竪穴住居跡が検出された(1979都南村教委)。この住居跡群は概ね2期にわかれ、1期は土師器製作にロクロを使用しない国分寺下層式に併行する38棟、2期は土器様相がほぼ単一な33棟でロクロ成形が普及している段階のものである。本稿でのべるのは2期の土器様相で、前述の杉ノ上遺跡群第2様式に比定できると考えられる。

環類

環類は、須恵器・土師器・あかやき土器の比が1:3:3と、土師器とあかやき土器の占有はほぼ同率である。須恵器環は1点が再調整されるほかは糸切無調整で、底径は7cmをこえるものは少なく、また器形も口縁部が内湾気味のB類がほとんどである。土師器環はすべてB類の器形で、ほぼ半数が再調整されている。底部切離技法はヘラ切がみられずすべて糸切と考えられる。底径が7cmをこえるものは少ない。あかやき土器環もB類が主体を占め、口縁部外反するC類が若干みられる。糸切であるが、B類の環の3分の1に再調整がみとめられる。やはり底径が7cmをこえるものはない。

高台付環は、点数は少ないが土師器に限られ、口縁外反する器形が多く、1点は内外と

第15表 百目木遺跡出土環類



も黒色処理されている。

甕類は、ロクロ非使用のものが7割を占め、残り3割をロクロ成形のものが占める。ロクロを使用しない土師器は小形甕（器高12～20cm口径12～15cm）と長胴甕（器高25～40cm口径15～27cm）、それに胴張甕とにわかれるが、その8割は長胴甕である。長胴甕の口縁部は短かく外反するものが大半で、次いで頸部に段をもたずに外反するものがみられ、そして後者が口径15～20cmのものに限定されるのに対し、前者は17cm以上特に20cm以上の大きめの器形と強い相関関係がある。頸部に段をもつ口縁部はほとんどみられない。

ロクロ成形のあかやき土器も3器種にわかれるが、小形甕が約半数を占め、長胴甕は少ない。タタキ成形は鍋（鉢）以外にはみられない。口縁部形状は、上方に挽きだされるもの、単純に外反するものが多く、口唇部が直口となるものがそれらに次ぐ。この点でロクロ成形と非使用の甕類に共通性はみとめられず、製作者そのもののちがいを認めざるを得ないであろう。

林崎遺跡

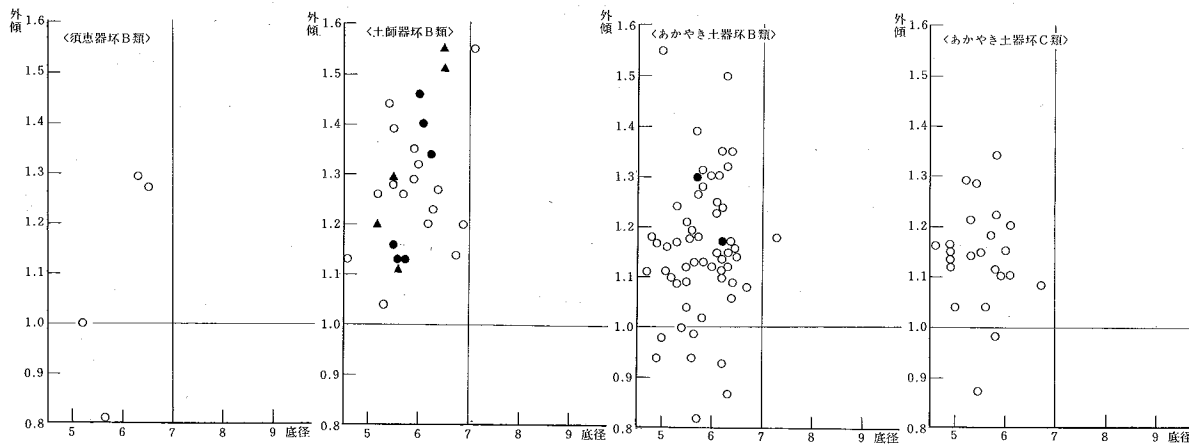
林崎遺跡については本報告書でも記述してきたとおりである。本遺跡資料は杉ノ上遺跡群第3様式に比定できよう。

坏類は、須恵器・土師器・あかやき土器の比が1：7：20と、百目木遺跡に比して須恵器の減少とあかやき土器の増加が特徴的である。須恵器坏はB類のみとなり、すべて糸切無調整である。外傾もゆるやかとなる。土師器坏もB類の糸切で、再調整のものは3分の1強と少なくなる。増加したあかやき土器坏は口縁部外反のC類が増え、すべて糸切で、一部に底部再調整を残すも無調整が一般的である。

甕類は量的に少ないが、さまざまな器種がある。長胴甕・小形甕のほか、灰釉陶器を模した多嘴瓶、鉄鉢形の台付鉢、須恵器に多い広口壺など、土器製作が広範に展開されている。この中で非使用の土師器甕は一点のみで、他はすべてロクロ成形によるあかやき土器である。長胴甕の中にはタタキ成形のものもみられる。

なお第4様式以後の土器群については、まとまった資料がなく、今後の調査に期待したい。

第16表 林崎遺跡出土坏類



甕類

坏類

甕類

(5) 盛岡周辺の平安時代土器の変遷

以上のべたように、杉ノ上遺跡群で少なくとも4様式の土器様相が観察されるのであるが、この4様式はそれぞれ時期差をもって変遷する。それは遺構の新旧関係と共に次の点でそれぞれがほぼ矛盾なく推移すると考えられるからである。

1. 土器群の中であかやき土器が増加する。
2. 坏類の底径の小形化、口縁部の外反化と共に器高が低くなり、皿化する。
3. ロクロ成形の土器の底部切離はヘラ切から糸切へ、再調整から無調整へ移行する。
4. 土師器甕類の頸部が無段化し、口縁部の外反が小形化する。

そして各期の類例が盛岡周辺で増加してきており、杉ノ上遺跡群での変遷を盛岡周辺にも一般的にあてはめることが可能と考えられる。

(6) おわりに

志波城建置以降の土器様相の変遷は、いわばあかやき土器の普及の過程である。その初源は志波城期の9世紀初頭であり、次第に須恵器・土師器の比率が減少し、ついにはあかやき土器一色となるのである。

あかやき土器の 概念

ところで、あかやき土器そのものの概念は研究者の間でも統一をみていない。すでにのべたが本稿では、酸化焙焼成される土器のうち坏類は内面無調整のロクロ成形のもの、甕類はロクロ成形のものをあかやき土器と理解した。坏類のあかやき土器の認識はほとんど異論ないものと思われるが、甕類については酸化焙焼成のものすべてを土師器ととらえるのが一般的である。しかしそのとらえ方には、あかやき土器製作者が坏類のみを生産し、甕類の生産をしなかったという前提が必要である。けれどもたとえば酸化焙焼成の多嘴瓶などの器形やタタキ成形の長胴甕などの技法は、灰釉陶器や須恵器と共通する。これは成形技法の面で須恵器と共通し、酸化焙焼成という点で土師器と共通するあかやき土器坏類と同じ構造である。またロクロ成形甕とロクロ非使用甕とは長期間の共存があり、製作者の相違があると考えられる。したがって甕類を生産しないという前提は成立しないであろう。むしろ色調やかたさで似る内面無調整の坏類とロクロ成形の甕類を、共にあかやき土器と理解すべきであろう。

あかやき土器の 特徴

あかやき土器の特徴は、坏類でみると、土師器のような内面調整を施さず、短時間に大量の土器を成形することができ、なおかつ須恵器ほどの焼成技術は必要なく、まさにいくらかでも量産可能な土器といえよう。また甕類も内面調整を次第に簡素化し、一番大きな器種である長胴甕をたたきしめたりしてより堅固に、ロクロ成形でより整美な土器にしようとしている。さらに器形的には、土師器的な長胴甕や小形甕、須恵器的な坏類や広口壺、灰釉陶器模倣の多嘴瓶、そして鉄鉢様の鉢など、さまざまな器種を吸収している。すなわち、あかやき土器は量産性と器形の多様性（堅固で整美という面も加え）に重点をおいた合理的な土器といえよう。

第17表 盛岡周辺における平安時代土器の変遷

	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
須 恵 器	坏類=大量 A類主体 底径7cm以上が多い 糸切・へら切・再調整・ 無調整が共存 へら切大部分(C類に糸 切多い) 甕類=格子, 平行, 青海波, 蓮藕タタキ	坏類=減少 B類主体 底径7cm以下 糸切無調整(へら切わず かに残存) 甕類=平行, 青海波タタキ	坏類=激減 B類主体 糸切無調整のみ 甕類=激減, 平行タタキ	坏類=激減~消滅
土 師 器	坏類=少量? A類・B類共存 底径7cm以上が大部分 へら切・糸切共存, 再調 整のもの多い 甕類=減少 頸部に段あるもの(A類) 多くD類稀 ハケメ少なくへらナデ主 体	坏類=あかやきと同量 B類主体 底径7cm以下 糸切で再調整と無調整共 存(半々ずつ) 甕類=減少 A類ほとんどなくなりB ・D類主体	坏類=減少 B類主体 糸切で再調整と無調整 共存(無調整%) 甕類=減少	坏類=激減 糸切無調整のみ 甕類=残存?
あ か や き 土 器	坏類=須恵器と同じ内容 (集落出土は不明) 甕類=タタキ成形(平行タ タキ, あて工具なし)	坏類=増加 B類主体 底径7cm以下 糸切無調整多いが再調整 も共存 甕類=タタキ成形減少	坏類=さらに増加 B類多いがC類増加 糸切無調整(一部に再 調整残す) 甕類=増加, 器種も増え る, タタキ残存? 内面調整省略化	坏類=主体化する 口縁外反(C類)が一 般的 糸切無調整のみ 甕類=口縁外反短かくゆ るやか
遺 跡 (住 居 址)	志波城跡 古館駅前(BA50) 杉ノ上II(BJ56) 上平沢(2)	百目木2期 館(RA01~11) 田頭(BC12) 下羽場(1・10) 上平沢(1・3号)	林崎 下赤林I 杉ノ上III(EB50) 上平沢(6~11号)	杉ノ上II(GD50) 杉ノ上III(ED50) 杉ノ上I(CA59)
備 考	9世紀前半 須恵器は在地生産	9世紀後半か へら切須恵器坏伴う例はや や古いか	10世紀~ 須恵器の在地生産停止	須恵器の供給はない?

VI 志波城跡をめぐる諸問題

あかやき土器の普及

あかやき土器の出現は志波城造営期である。志波城の造営がおそらく急務であったこと、また造営後安定する間もなく移転せざるを得なかったことを考えるならば、須恵器や土師器より量産可能で、しかも須恵器や土師器を補完する形であかやき土器が出現したことはきわめて合理的である。そして志波城移転後あかやき土器が普及していくのも、その合理性の故であろう。

その背景には須恵器の在地生産の停滞が一因と考えられる。盛岡周辺の須恵器窯跡は、ほかに2・3の伝承を除けば前述の杉ノ上窯跡の存在が現在確認されるだけである。杉ノ上窯跡は9世紀前半を中心とする窯跡であり、ここが直接志波城や徳丹城に供給しないとしても、9世紀前半の比較的豊富な須恵器は在地でまかなえたであろう。そして次第に須恵器の量が減少してくるのであるが、これは在地生産の減少あるいは停滞のためであろう。つまり盛岡周辺での須恵器生産はほぼ9世紀代に限られると考えられ、これと反比例するように、あかやき土器が台頭してくるのである。

しかし、次第に隆盛するあかやき土器であるが、その生産地、工房、生産者（集団）などについてはまったくわかっていない。想定されるのは、須恵器の製作者＝専門工人の一部が、本来の焼成技術をはなれて、新たな土器生産を開始したということである。今後、あかやき土器の生産址の追求と須恵器窯跡出土土器の再検討が必要であろう。

（八木光則）

参考文献（本文引用のみ）

- ・志波城跡
 - 1977岩手県教育委員会『太田方八丁遺跡第1回現地説明会資料』
 - 1977岩手県教育委員会『太田方八丁遺跡第3回現地説明会資料』
 - 1977岩手県教育委員会『太田方八丁遺跡第4回現地説明会資料』
 - 『方八丁概報77』、『方八丁概報78』、『方八丁概報79』
- ・胆沢城跡
 - 1975水沢市教育委員会（伊藤博幸他編）『胆沢城跡——昭和49年度発掘調査概報』
 - 1976水沢市教育委員会（伊藤博幸他編）『胆沢城跡——昭和50年度発掘調査概報』
 - 1977水沢市教育委員会（伊藤博幸他編）『胆沢城跡——昭和51年度発掘調査概報』
 - 1978水沢市教育委員会（伊藤博幸他編）『胆沢城跡——昭和52年度発掘調査概報』
- ・杉ノ上遺跡群
 - 1979岩手県教育委員会（朴沢正耕編）「杉ノ上III遺跡」・（佐々木勝編）「杉ノ上II遺跡」・（鈴木隆英編）「杉ノ上I遺跡」『東北新幹線関係埋蔵文化財調査報告書』III
- ・上平沢新田遺跡
 - 1980岩手県教育委員会（吉田努編）「上平沢新田遺跡」『東北縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告書』III
- ・百目木遺跡
 - 1979都南村教育委員会（佐藤和男編）『百目木遺跡』

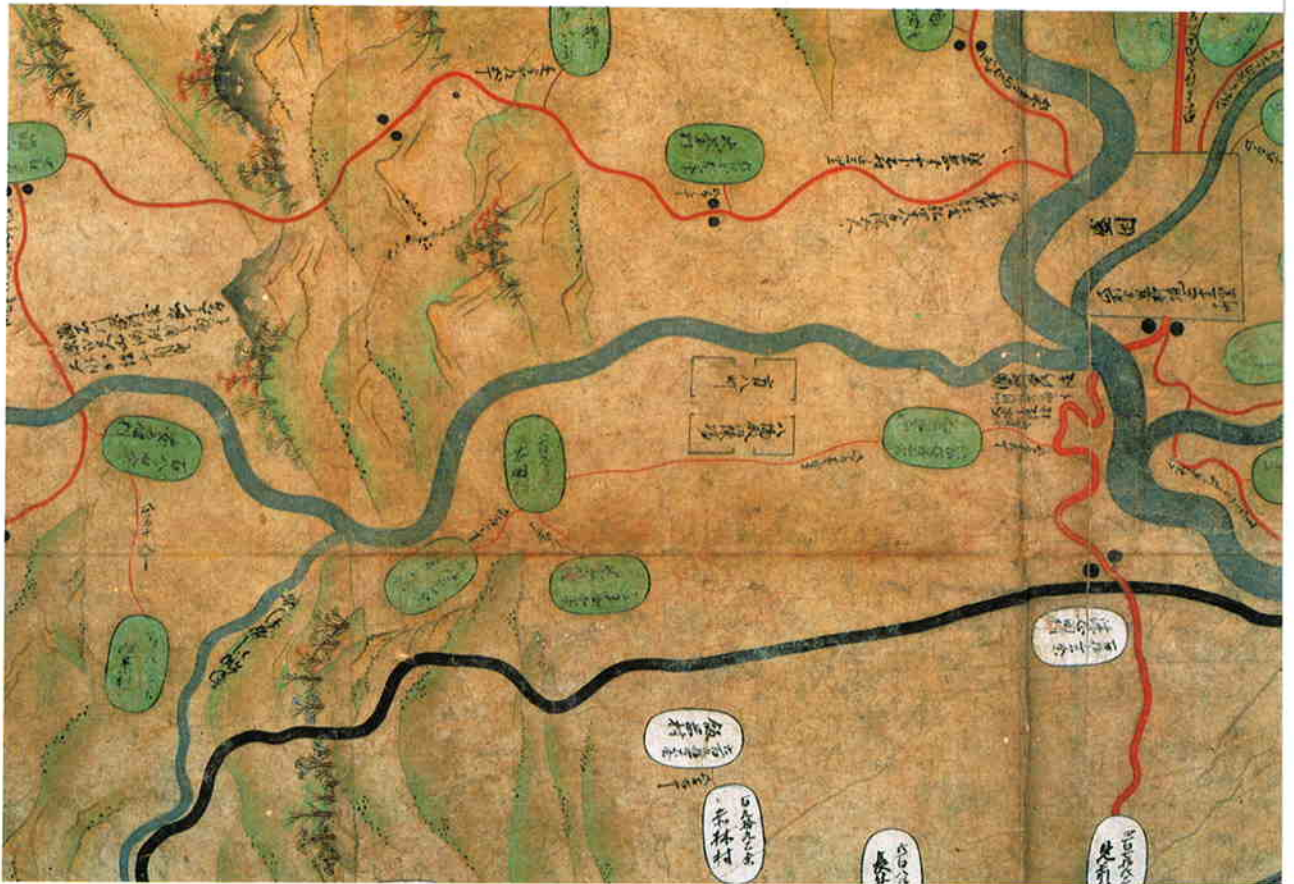
付表 志波城跡関係年表

西暦	和 暦	事 項	出 典
637	舒 明 9	是歳、蝦夷叛く。上毛野形名を將軍に任じて討伐する。	日 本 書 紀
647	大 化 3	是歳 淳足柵を造り、柵戸をおく。	日 本 書 紀
648	大 化 4	是歳 磐舟柵をおき、越・信濃の民を柵戸となす。	日 本 書 紀
658	斉 明 4	4月 阿部臣船師180艘をひきいて蝦夷を討つ。	日 本 書 紀
658	斉 明 4	7月 都岐沙羅柵を造る。	日 本 書 紀
708	和 銅 元	9月 出羽郡をおく。	続 日 本 紀
709	和 銅 2	7月 兵器を出羽柵に送る〈出羽柵の初見〉。	続 日 本 紀
710	和 銅 3	3月 平城遷都。	続 日 本 紀
712	和 銅 5	9月 出羽国を設置する。	続 日 本 紀
712	和 銅 5	10月 陸奥国最上・置賜郡を出羽国に付す。	続 日 本 紀
718	養 老 2	5月 陸奥国の一部をさき、石城国・石背国をおく。	続 日 本 紀
—	—	東東北辺西辺の諸郡人は皆城堡内に安置し、営田の 場所には庄舎をおくのみとする。(養老令軍防令縁辺諸郡人居条 718年成立)	
722	養 老 6	8月 柵戸1000人を陸奥鎮所に配す(陸奥鎮所の初見)。	続 日 本 紀
728	神 亀 5	4月 新たに白河軍団をおき、丹取軍団を改めて玉作軍団 となす。	続 日 本 紀
733	天 平 5	12月 出羽柵を秋田村高清水岡にうつす。	続 日 本 紀
737	天 平 9	3月 大野東人、多賀柵を拠点として雄勝村に至る陸奥・ 出羽間の連絡路を開く〈天平の五柵(多賀・玉造 ・新田・牡鹿・玉造)初見〉。	続 日 本 紀 続 日 本 紀
749	天平勝宝元	2月 陸奥国小田郡よりはじめて黄金を貢献する。	続 日 本 紀
758	天平宝字2	10月 陸奥国浮浪人に桃生城を造らせる。	続 日 本 紀
758	天平宝字2	12月 坂東の鎮兵・夷夫らを徴発して、桃生城・小勝柵を 造らす。	続 日 本 紀
767	神護景雲元	10月 伊治城の造営なる。	続 日 本 紀
776	宝 亀 7	11月 陸奥の軍3,000人を発して胆沢の賊を討つ。	続 日 本 紀
780	宝 亀 11	3月 長岡、胆沢に出兵の途中、伊治公咎麻呂が按察使紀 広純を伊治城で殺し、多賀城を焼く。	続 日 本 紀
789	延 暦 8	3月 政府軍、衣川を渡り、営3所をおく。	続 日 本 紀
789	延 暦 8	6月 3軍にわかれ、賊帥阿呂流為らの居地巢伏村を討つ。 官軍被害多し。勅して河東にある胆沢の賊を討ち、 ついで奥地に入るよう命ずる。	続 日 本 紀
789	延 暦 8	6月 征東將軍胆沢の地を大軍で征討する。子波・和我の 地は、玉造塞より遠く輜重の往還に24日もかかり、 征軍輜重ともに疲れ、農時も失っているので、勅	続 日 本 紀

付 表

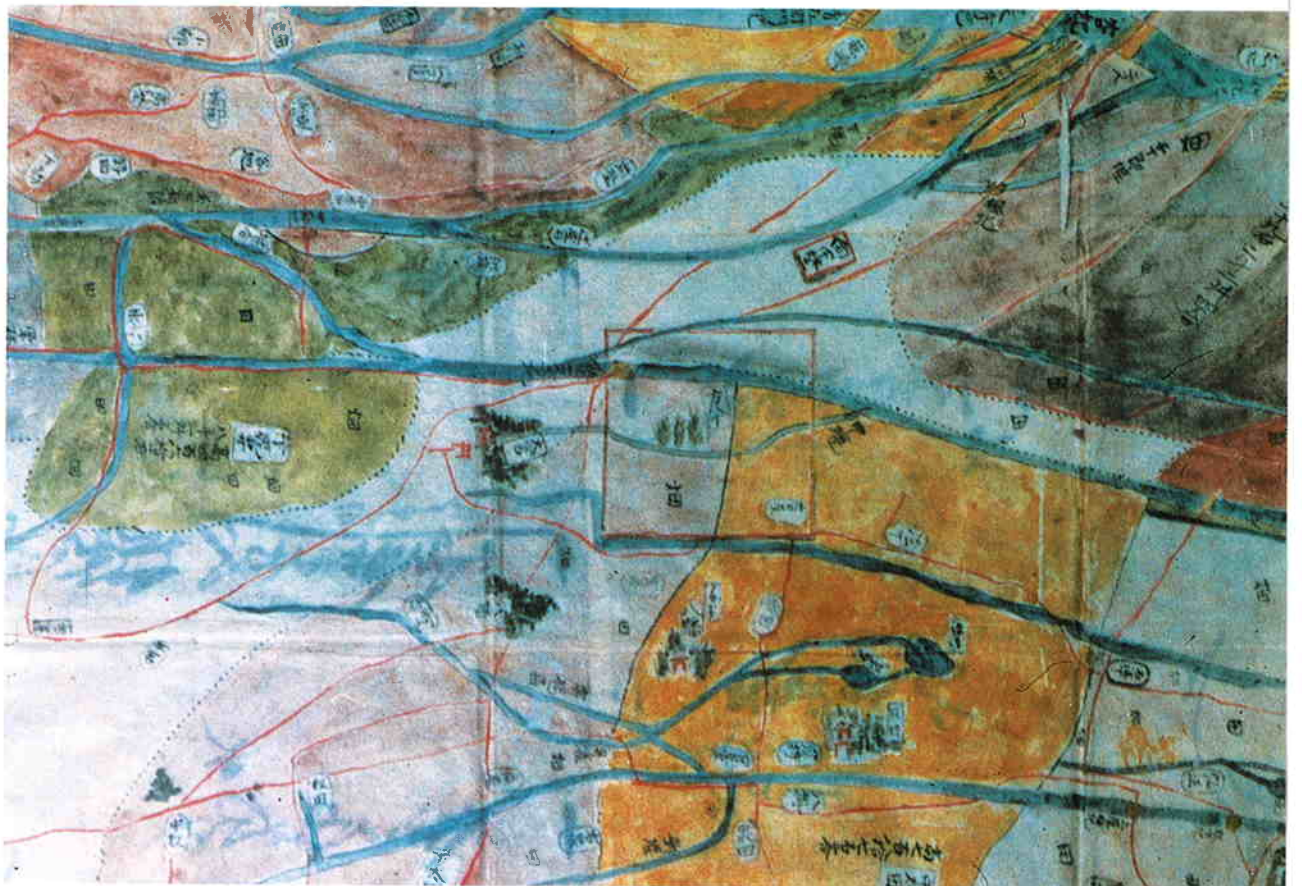
西暦	和 暦	事 項	出 典
		を待たずに軍を解散する旨を奏上する。勅してその欠怠を責める。	
790	延 暦 9	2月 再び、胆沢・斯波の賊を討つ。	続日本紀
792	延 暦 11	正月 斯波村の夷胆沢公阿奴志己ら、王化に帰せんとするも伊治村の俘に妨げられて果さざるを訴える。	類聚国史
794	延 暦 13	6月 副將軍坂上田村麻呂以下蝦夷を征す。	日本紀略
794	延 暦 13	10月 平安遷都。	
801	延 暦 20	9月 征夷大將軍坂上田村麻呂夷賊を討伏する。	日本紀略
802	延 暦 21	正月 坂上田村麻呂（造陸奥国胆沢城使）に胆沢城を造らしむる。	日本紀略
802	延 暦 21	正月 駿河・甲斐・相模・武蔵・上総・下総・常陸・信濃・上野・下野などの国の浪人 4,000人を胆沢城に配する。	日本紀略
802	延 暦 21	4月 大墓公阿弓流為・盤具公母礼ら 500余人を率いて降伏する。	日本紀略
802	延 暦 21	7月 坂上田村麻呂、阿弓流為と母礼を並び促えて入京する。	日本紀略
802	延 暦 21	8月 阿弓流為と母礼、斬首される。	日本紀略
803	延 暦 22	2月 造志波城所へ越後国に米30斛、塩30斛を送らせる。	日本紀略
803	延 暦 22	3月 造志波城使坂上田村麻呂、辞見する。	日本紀略
804	延 暦 23	正月 征夷のため、武蔵・上総・下総・常陸・上野・下野・陸奥などの国に糶14,315斛、米 9,685斛を小田郡中山柵に運ばせる。	日本後紀
804	延 暦 23	5月 斯波城と胆沢郡とは 162里あり、山谷峻峻、往還に難多いため一駅をおく。	日本後紀
805	延 暦 24	12月 藤原緒嗣の意見により、社会を疲弊させた軍事（対蝦夷強硬策）と造作（平安京造営）を停止する。	日本後紀
811	弘 仁 2	正月 和我、菟縫、斯波の3郡をおく。	日本後紀
811	弘 仁 2	2月 陸奥出羽両国の兵あわせて26,000人を発して、爾薩体と幣伊の2村を討つことを請う。	日本後紀
811	弘 仁 2	3月 出羽守大伴今人、爾薩体の生き残り60余人を殺す。	日本後紀
811	弘 仁 2	7月 征夷大將軍文室綿麻呂、陸奥出羽俘軍 2,000人をもつて、8・9月に幣伊村を討たすことを奏上する。	日本後紀
811	弘 仁 2	7月 爾薩体の伊加古らが兵をととのえ、都母村にあって幣伊村の夷を誘っており、これを討たんとする邑良志間村の降俘都留岐に米100斛を与える。	日本後紀
811	弘 仁 2	10月 文室綿麻呂の奏言により、陸奥国軍士 1,100を点加する。	日本後紀

西暦	和 暦	事 項	出 典
811	弘 仁 2	10月 大きな戦果をおさめる。帰降者のうち蝦夷を中国へ 移配させ、俘囚は当地に安置させる。	日 本 後 紀
811	弘 仁 2	閏12月 文室綿麻呂の奏言により、鎮兵を廃し、城柵の守 衛 1,000人をおく。また志波城は、河浜に近く水 害を受けるので便地にうつすが、移転まで 2,000 人をおき、以後は 1,000人を留め、自余の兵は解 劫することとする。	日 本 後 紀
814	弘 仁 5	11月 胆沢・徳丹 2城は国府より遠いため、糶塩を収置す る。	日 本 後 紀
815	弘 仁 6	8月 兵士 2,000人に 4,000人を加え、 6,000人とし、健 士 2,000人をおき、鎮兵 1,000人（胆沢、徳丹城 各 500人）を廃止する。	類聚三代格
869	貞 観 11	5月 <陸奥大地震>	三 代 実 録
878	元 慶 2	3月 <元慶の乱>	
—	—	陸奥国百座 胆沢 7, 斯波 1, 気仙 3, 磐井 2, 江刺 1 な ど (延喜式神名式 927年成立)	
—	—	陸奥国 磐井, 江刺, 胆沢 <斯波・葦縫・和我 3郡みられず> (延喜式民部式 927年成立)	
—	—	陸奥国 磐井郡, 江刺郡, 胆沢郡 <斯波・葦縫・和我 3郡みられず> (和名類聚抄 935年成立)	
1051	永 承 6	<前九年の役>	陸 奥 話 記
1083	永 保 3	<後三年の役>	奥州後三年記



南部領惣絵図（正保4(1647)年 部分図）

「方八丁八幡殿陣場」。東西南北の各辺中央部に開放部分があることを図示している。方八丁は前九年役の遺跡と伝承されていた。（旧南部家本・盛岡市中央公民館所蔵）



飯岡通代官所管内絵図（天保12(1841)年 部分図）

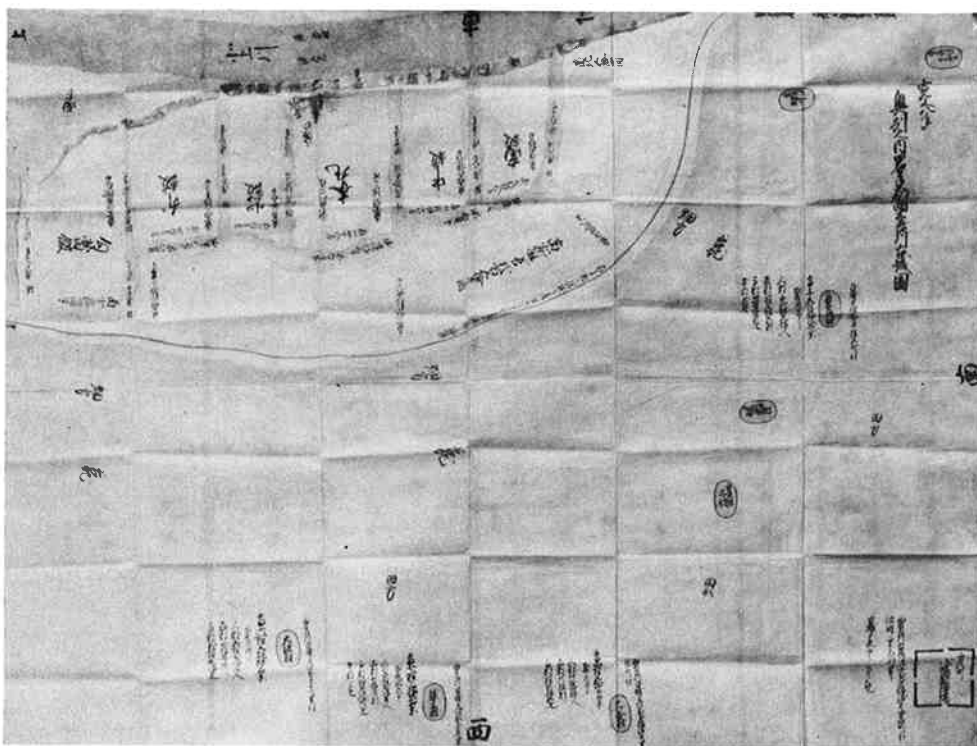
方八丁地内に杉樹林・畑地及び鹿妻用水の中堰（若干位置に相違あり）の注記がある。飯岡通代官中嶋高寛写本。（岩手大学図書館所蔵）



内城正殿跡



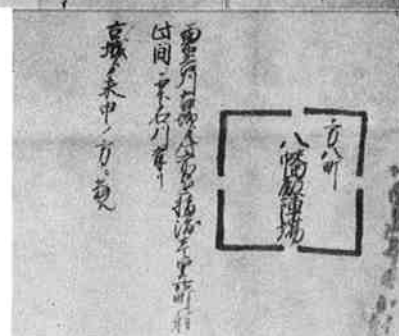
内城南門跡



奥州之内岩手郡栗谷川古城図（寛文8（1668）年）

「方八丁八幡殿陣場」が図示されている。正保絵図と記載は酷似している。傍書に「栗谷川古城より此所迄指渡巻里廿町程、此間霰石川有、古城より未申の方に当る」とある。

（旧南部家本，盛岡市中央公民館所蔵）



飯岡通代官所（検地）絵図（慶応元（1865）年 部分図）

江戸時代の太田方八丁地域は志和郡飯岡通代官所の行政区（外郭東辺以東は岩手郡向中野通）に包轄されていた。

（旧南部家本，盛岡市中央公民館所蔵）

志波城跡と雫石川



(南西上空から)

遺跡全体垂直写真

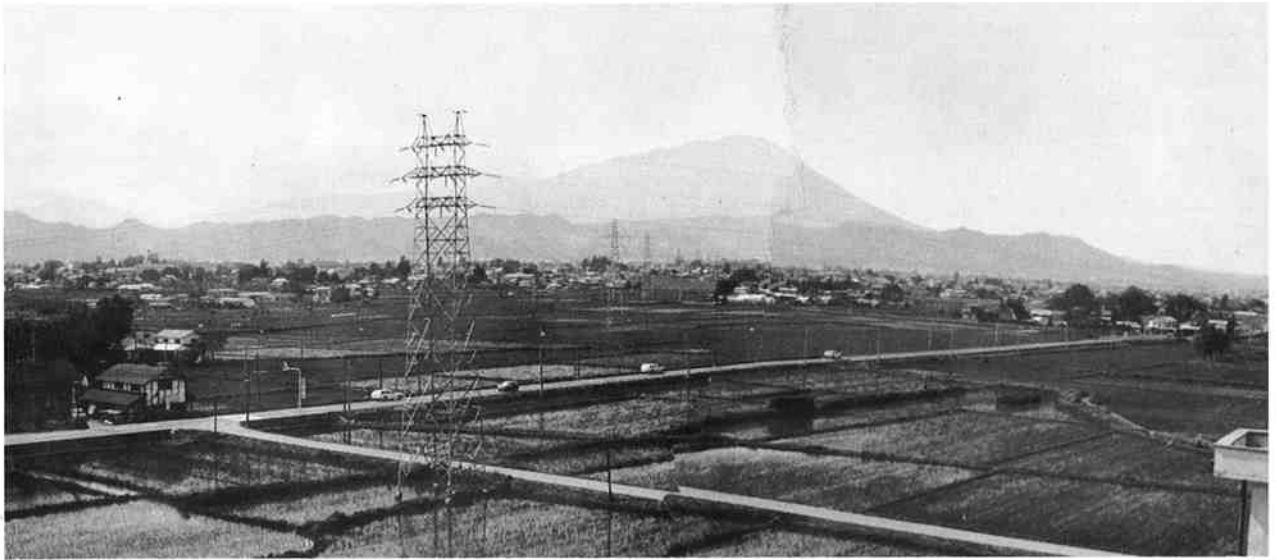


遺跡遠景



(南西から)

(南東から)



内城遠景



(南から)

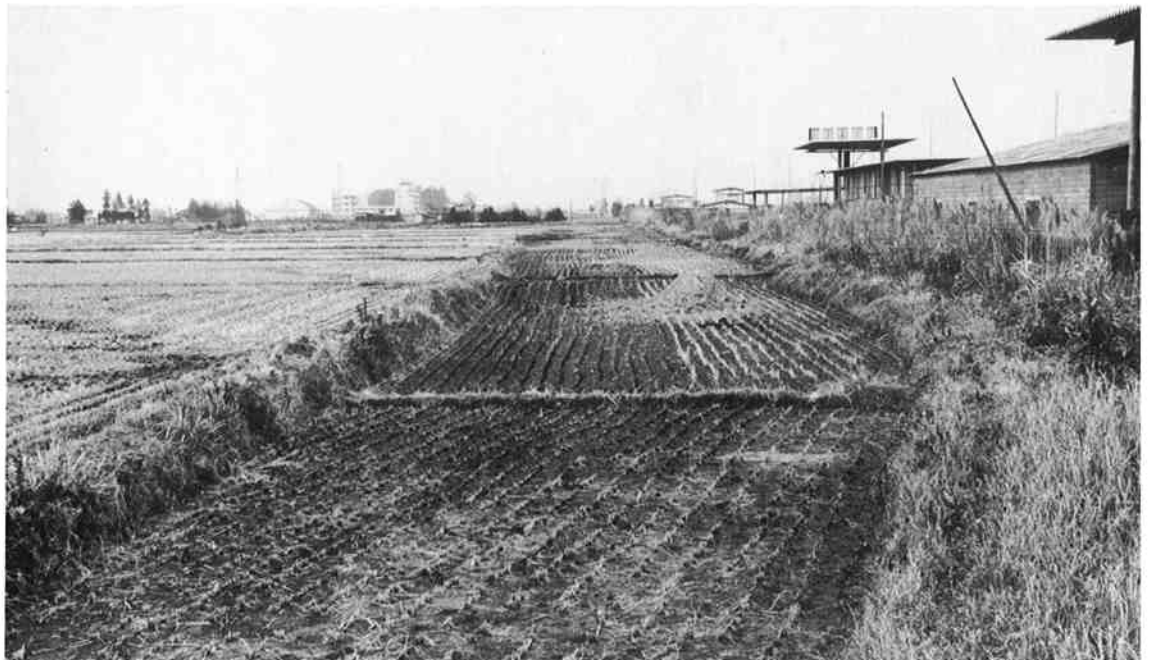
外郭南辺の現況



ドテツパタケ
(南西から)



ドテツパタケ
(西から)



外大溝線
(西から)

外郭東辺の現況



外大溝線と
土塁状高まり
(北から)



左 築地外溝と
県道
(南から)



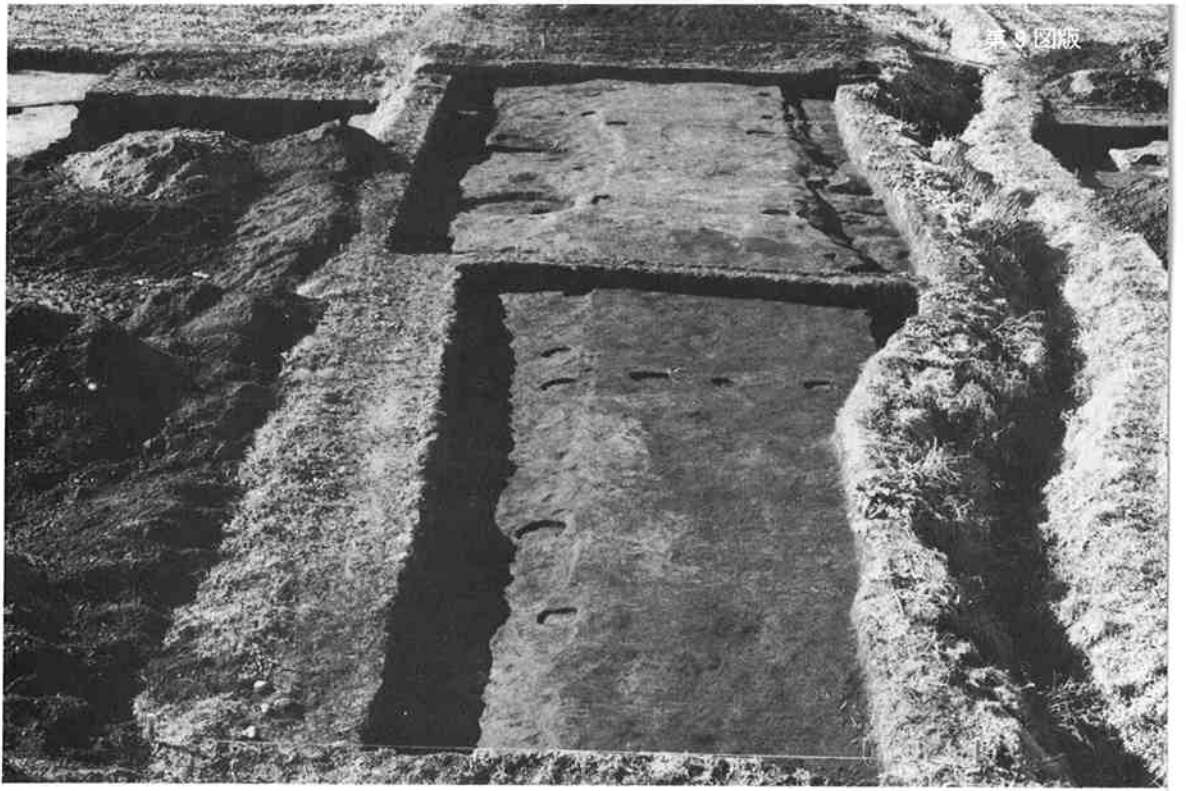
右 外大溝
(南から)

外郭西辺の現況



土塁状高まり
(南西から)

外郭南辺
(第14次調査)



築地跡
(東から)



櫓跡
(西から)



外大溝
(東から)

外郭東辺
(第6次調査)



手前 築地外溝
中央上 外大溝
(西から)



外郭西辺
(第5次調査)

手前 築地外溝
中央上 外大溝
(東から)



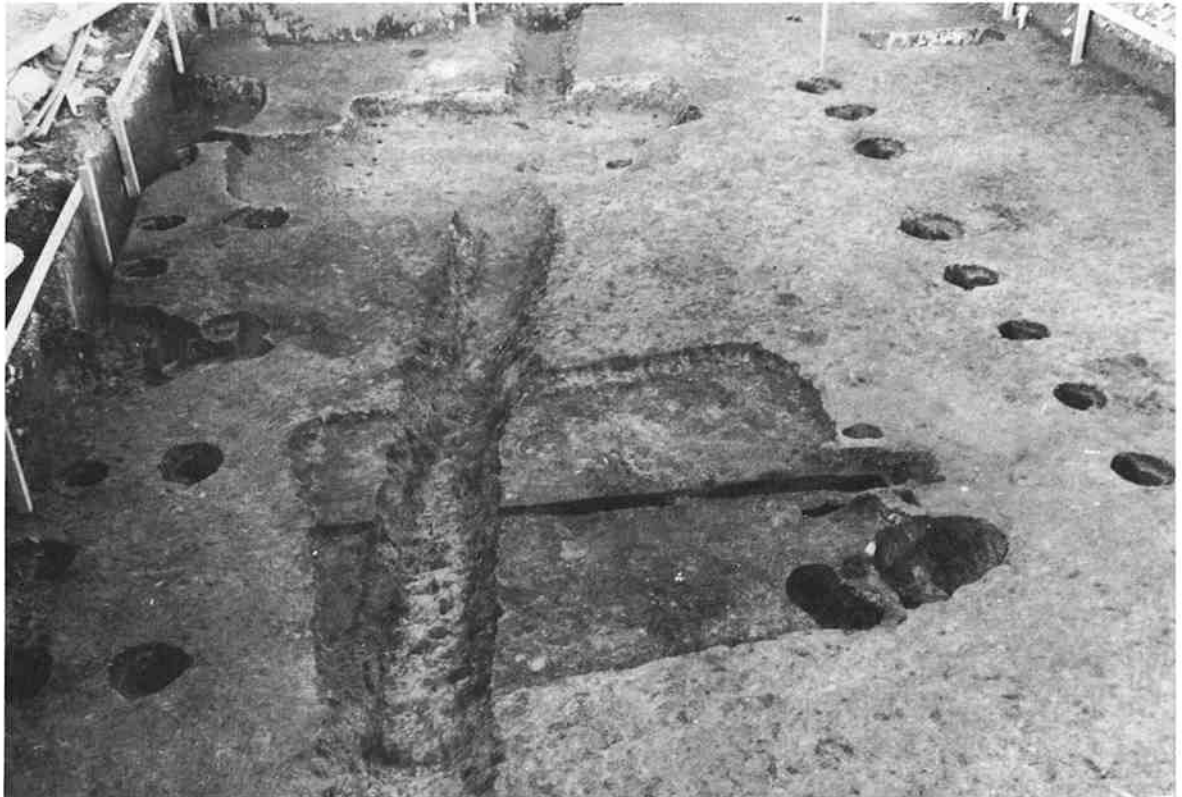
築地外溝
(北西から)

郭内南東部
(第13次調査)

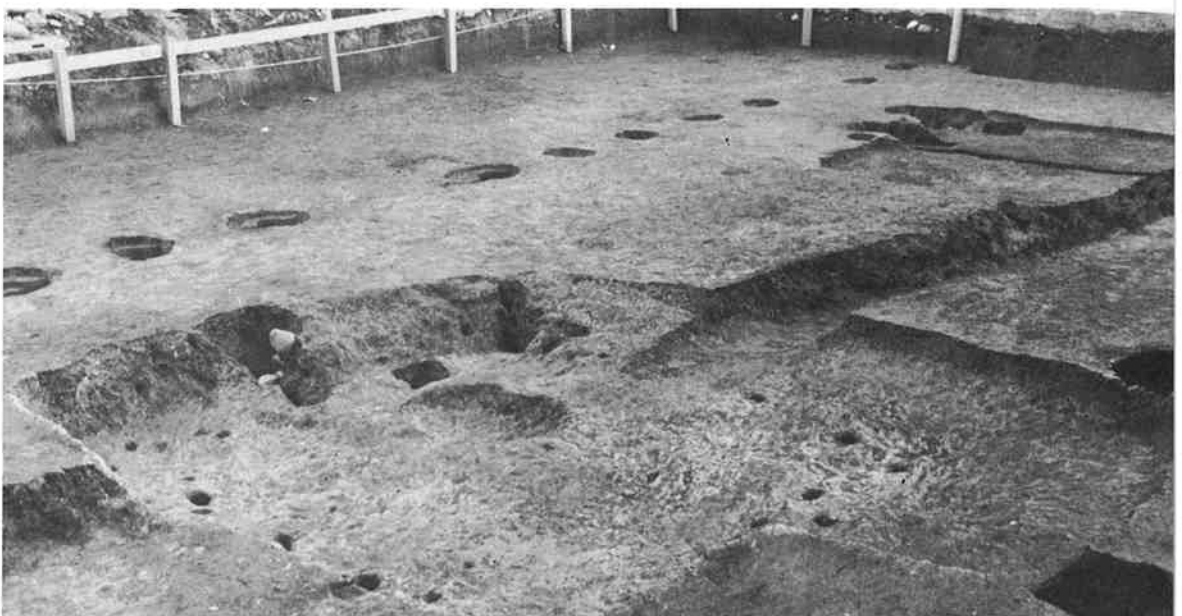


S B215
(南西から)

郭南北東部
(第4次調査)

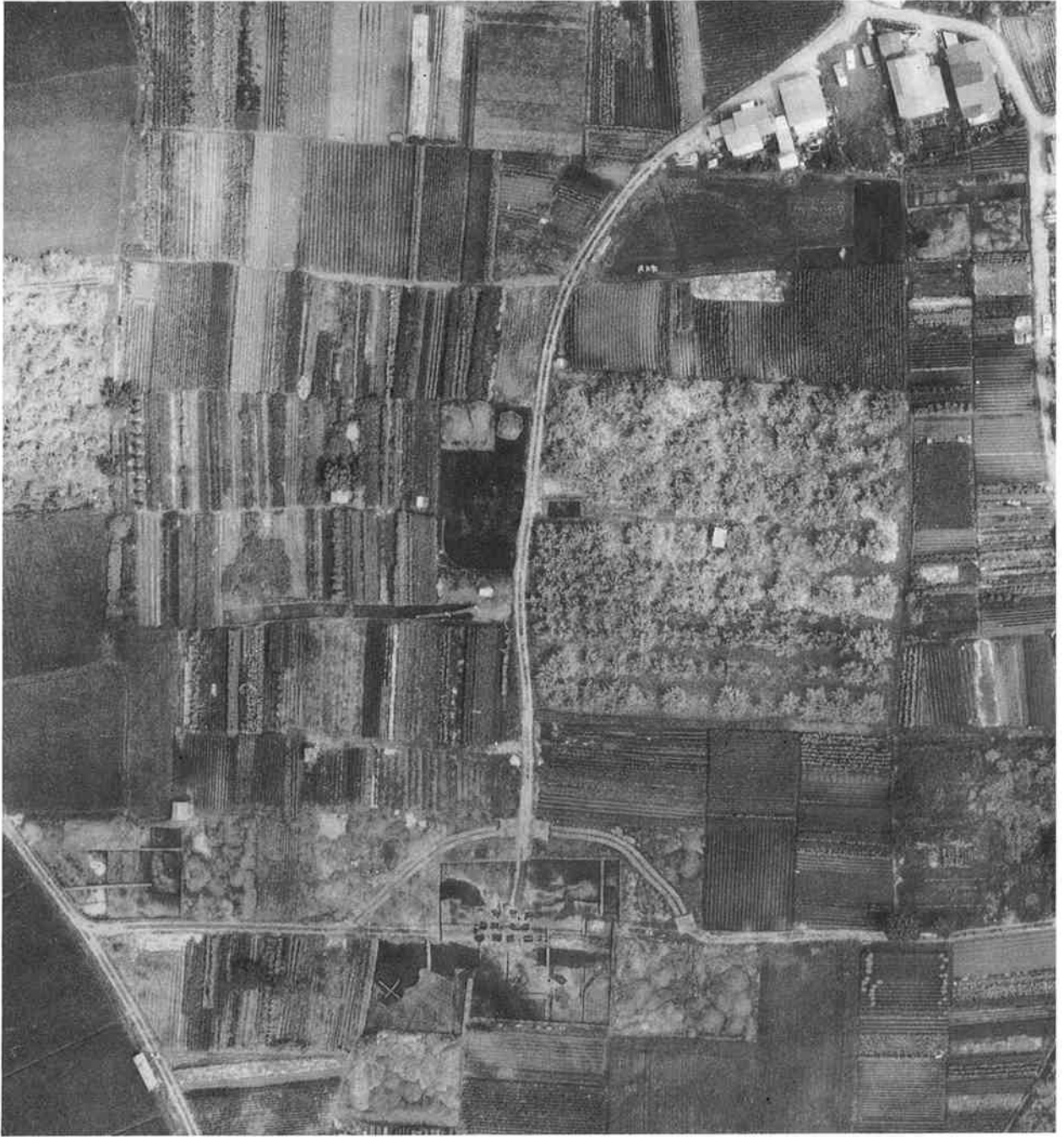


B区調査区
(南から)



B区調査区
(北西から)

内城全体垂直写真



内城南門部
(第3・8次調査)



全景
(北から)



南門跡と築地跡
(西から)



左 S A511
右 築地版築断面



内城西門部
(第12次調査)



全景
(南東から)



西門跡
(東から)

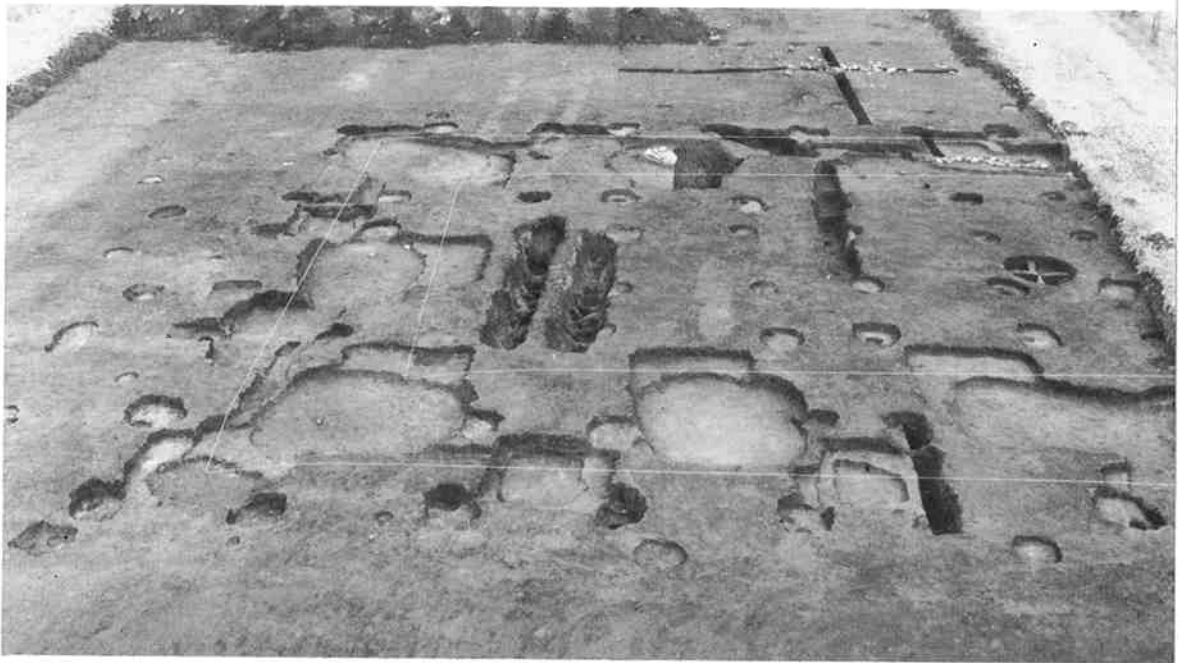


西門跡
(南から)

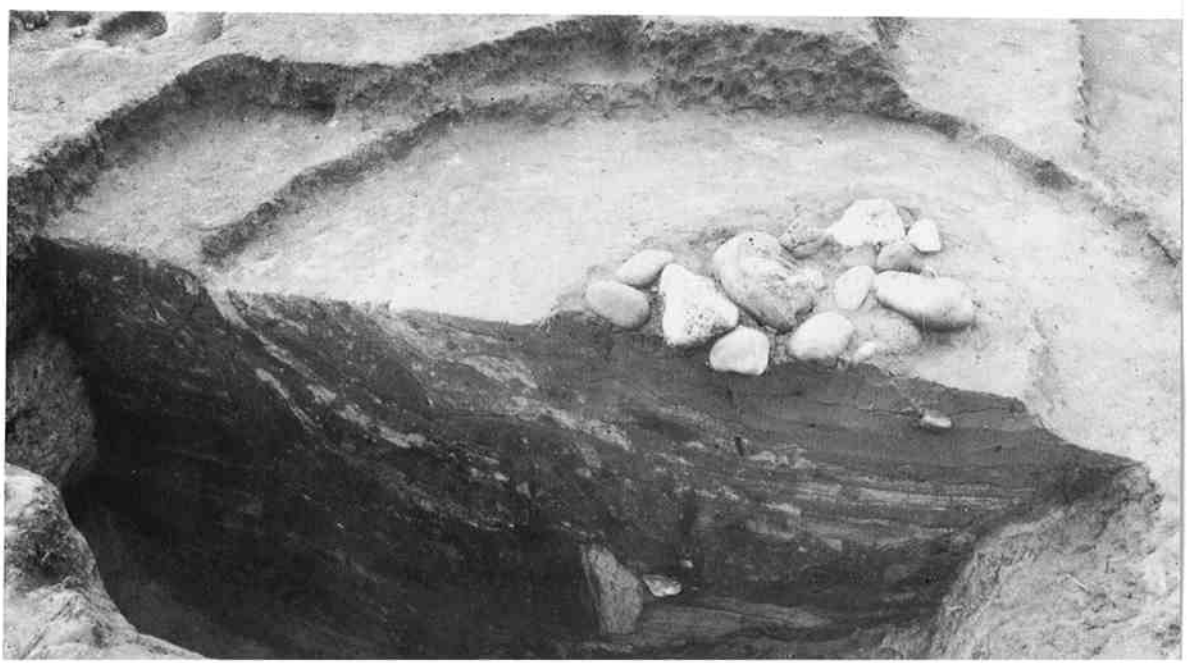
内城中央部



正殿跡
(西から)



正殿跡
(南から)



正殿跡掘方

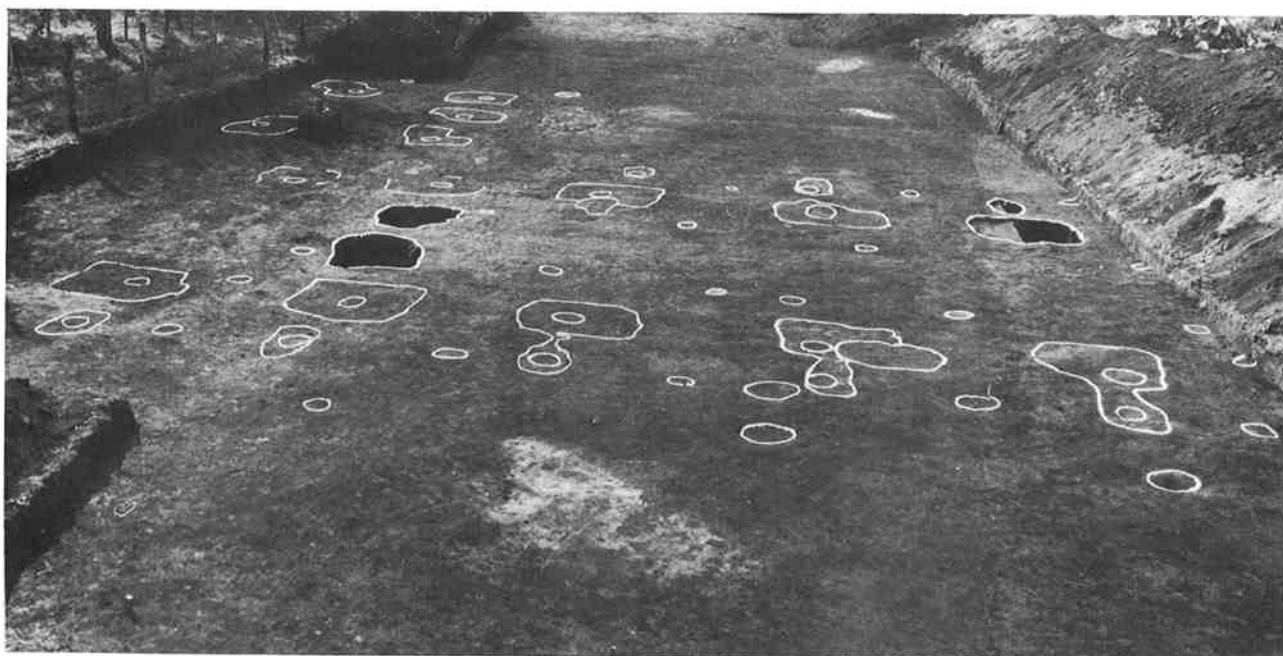
内城北東部



S B 531建物跡
(東から)



S B 532・533
建物跡
(西から)

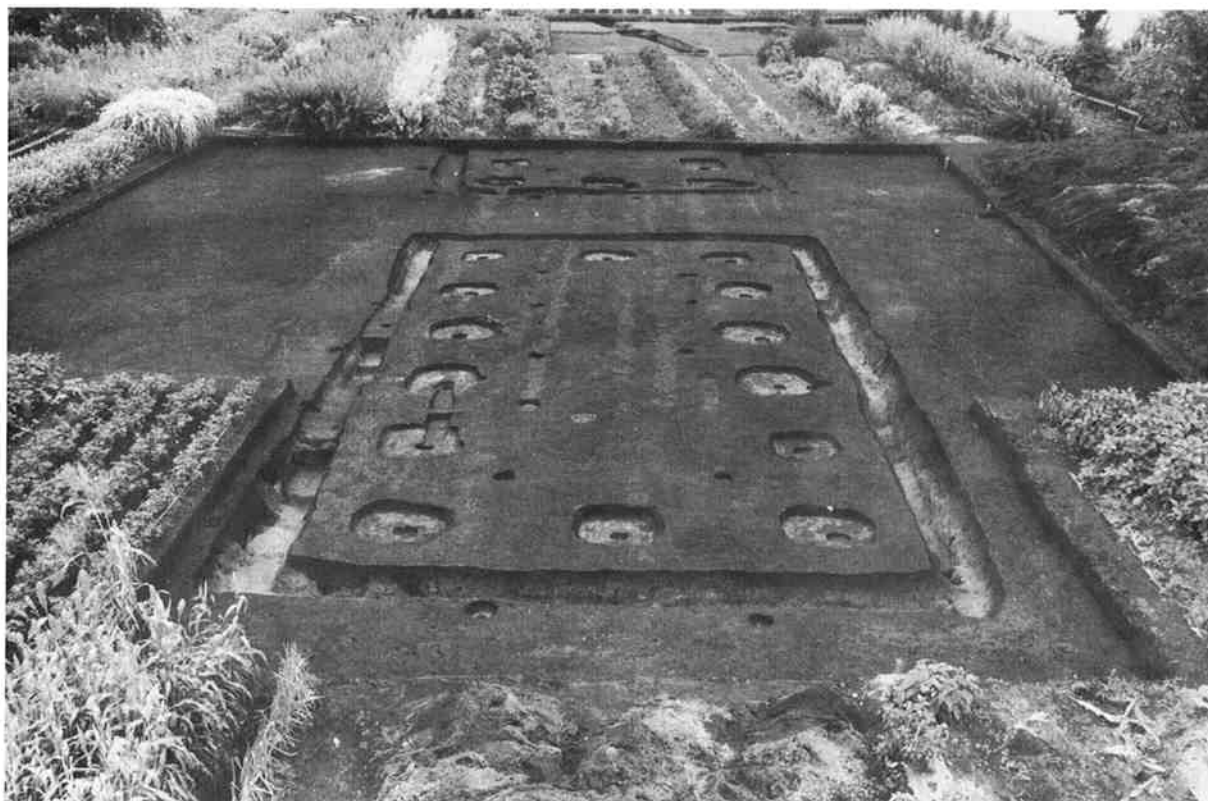


S B 532建物跡
(東から)

内城北西部
(第12次調査)



左 SB571建物跡
右 SB574建物跡
(西から)



SB571建物跡
(北から)

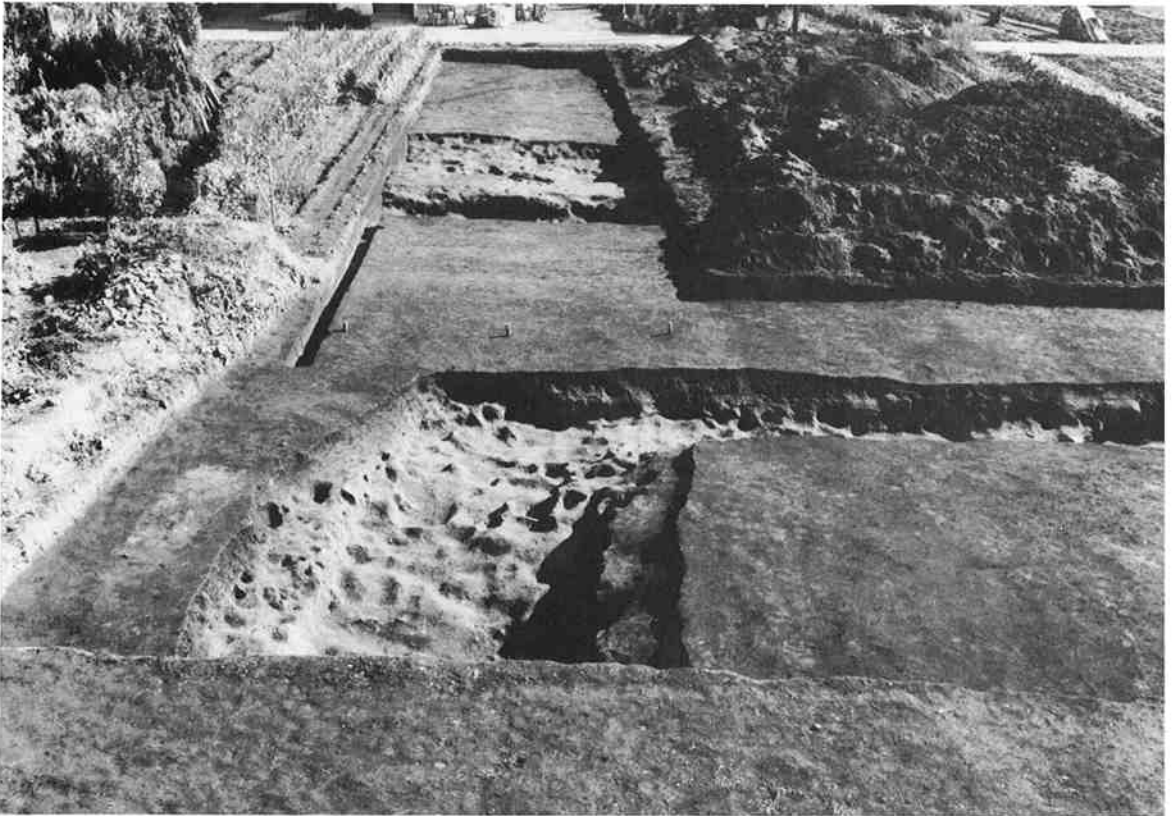


SB571建物跡
(南東から)

内城築地内外溝
(第3・8次調査)



南西隅
(東から)



北東隅
(西から)

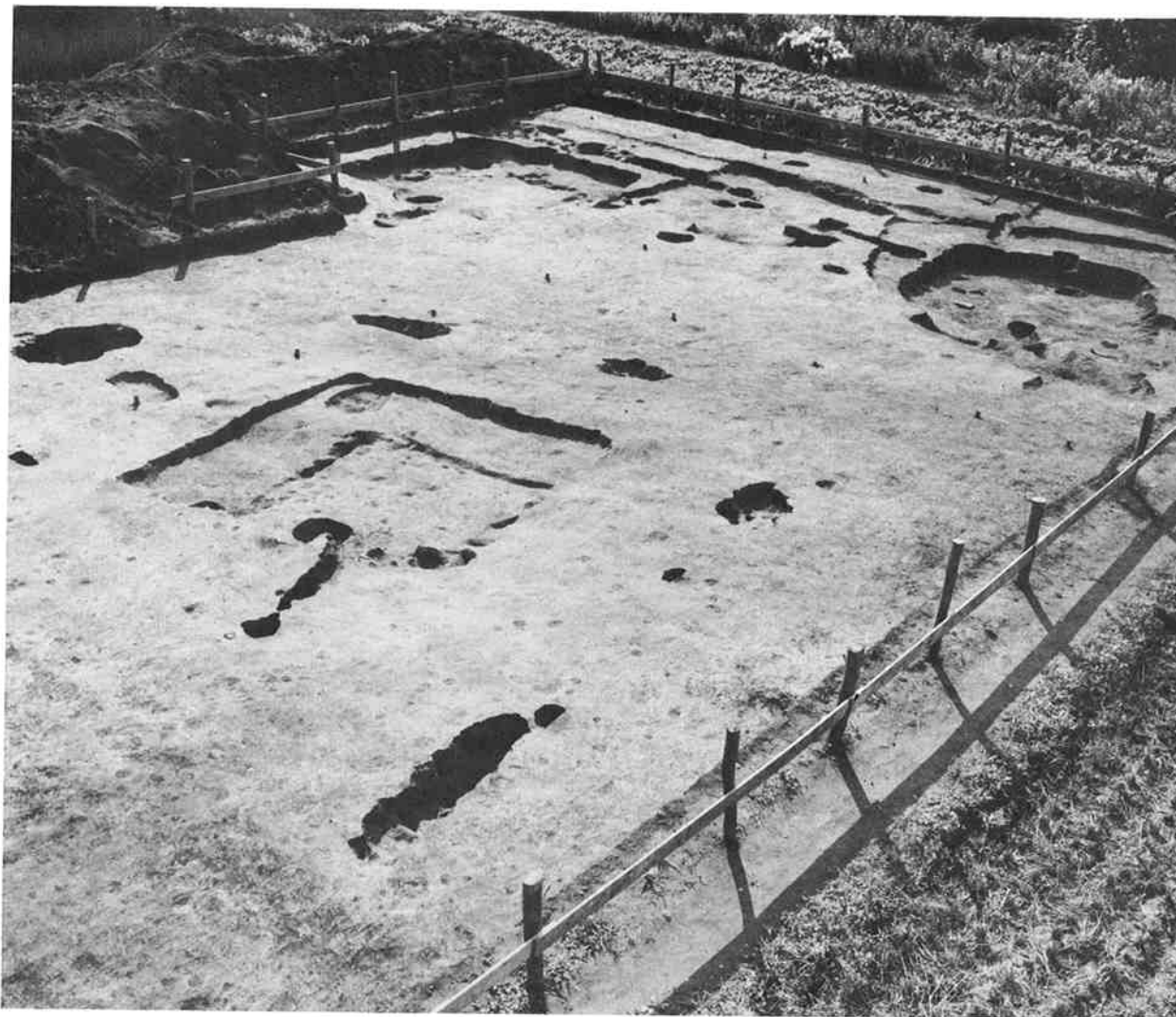


左 南辺内溝(東)
(西から)

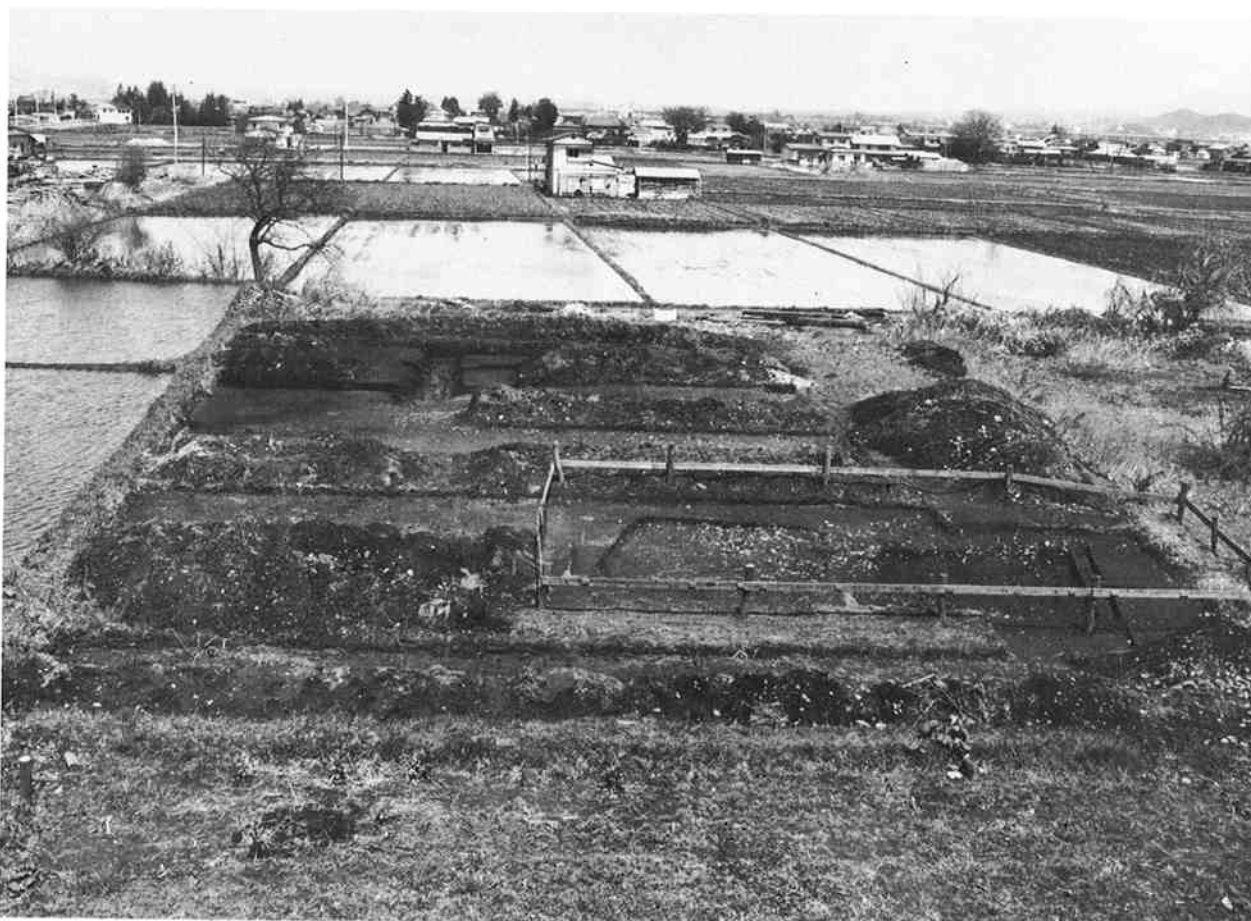


右 南辺内溝(西)
(北西から)

林崎遺跡



第9次調査区
(北東から)



第10次調査区
(南から)
上方の水田は段丘下

林崎遺跡

R A 07 竪穴住居跡
(西から)



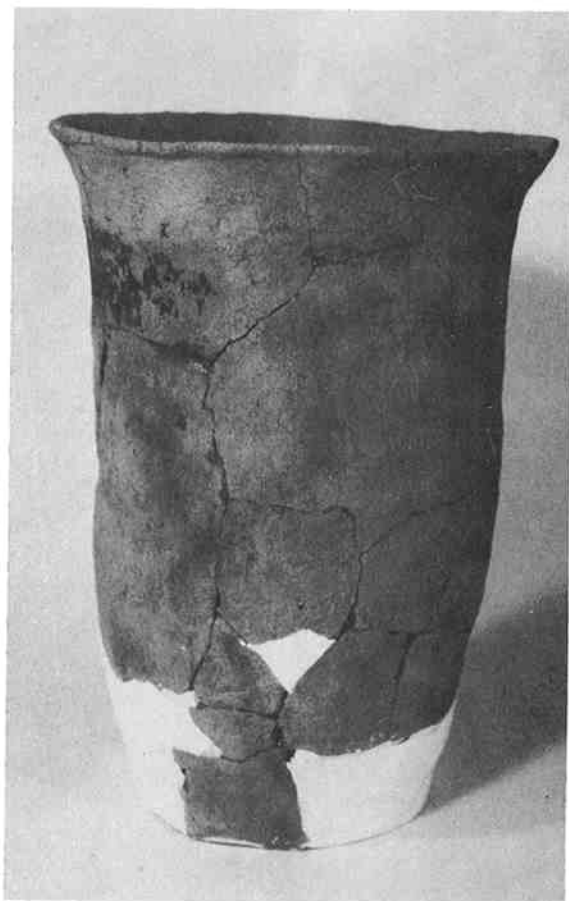
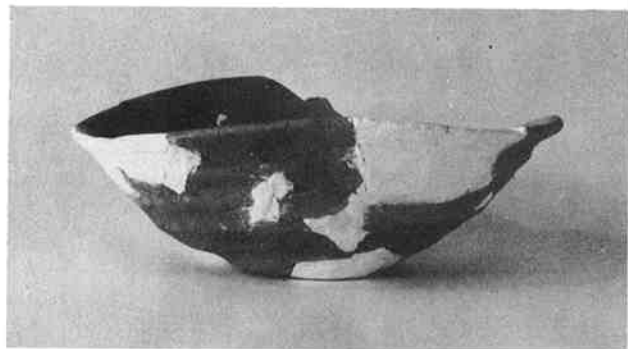
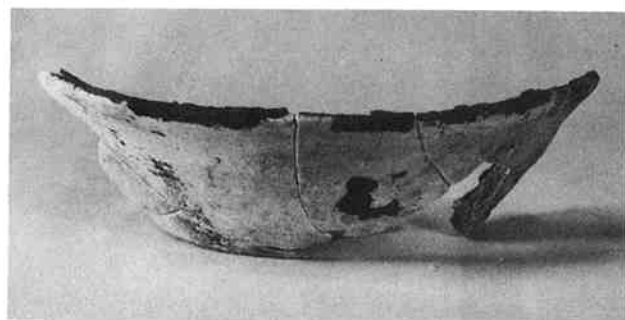
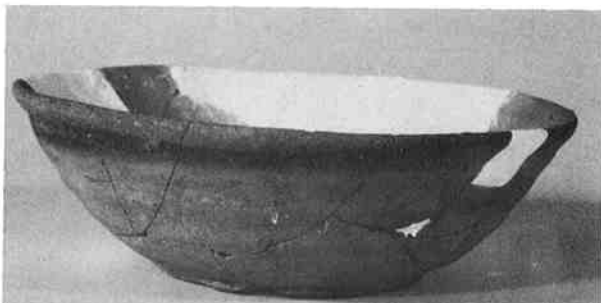
R A 04 竪穴住居跡
(西から)



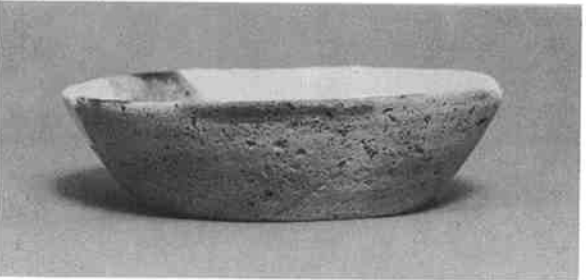
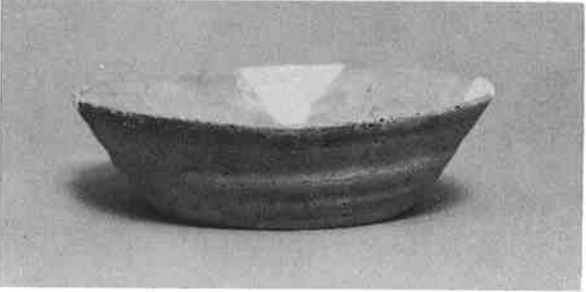
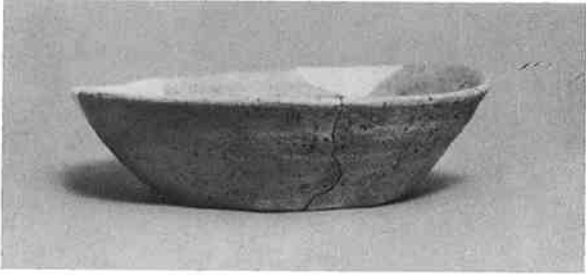
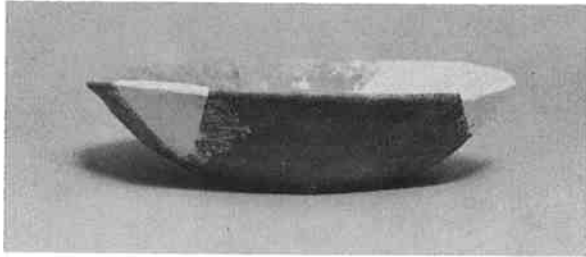
R A 03 竪穴住居跡
(南から)



外郭出土土器



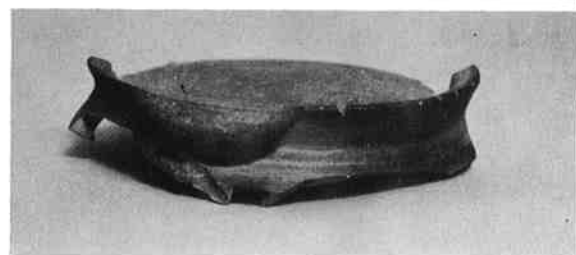
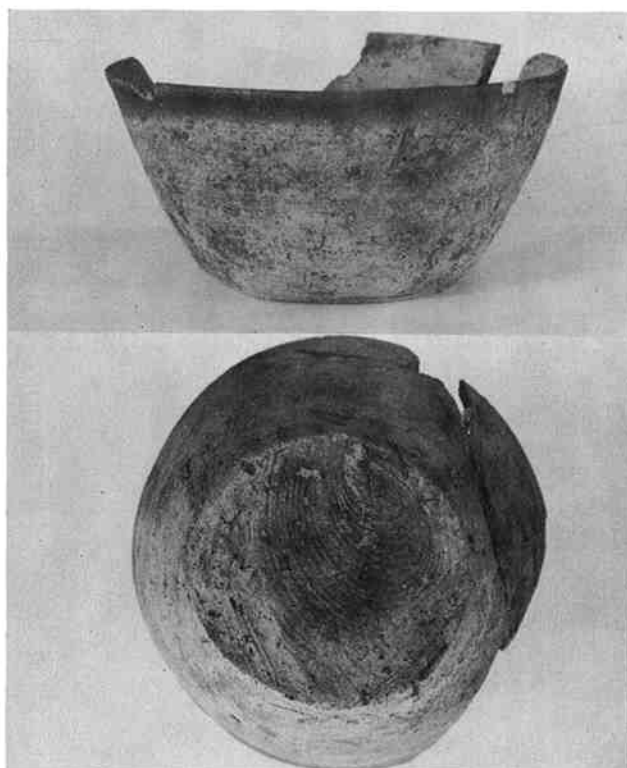
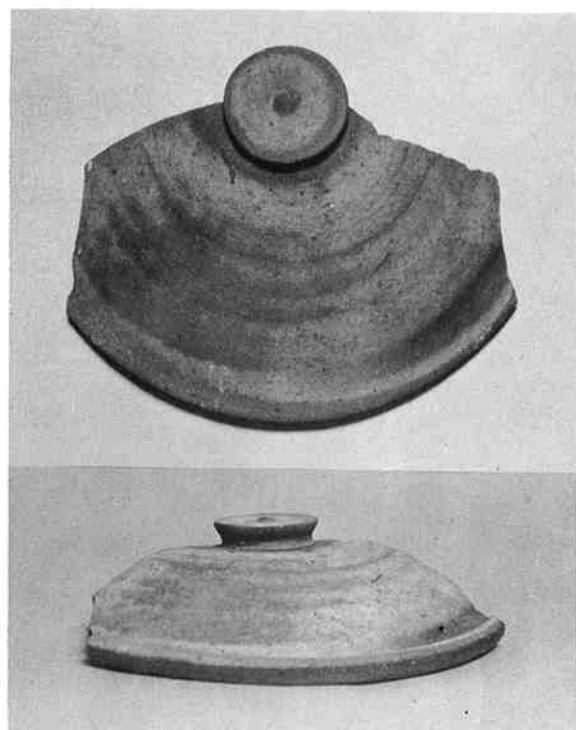
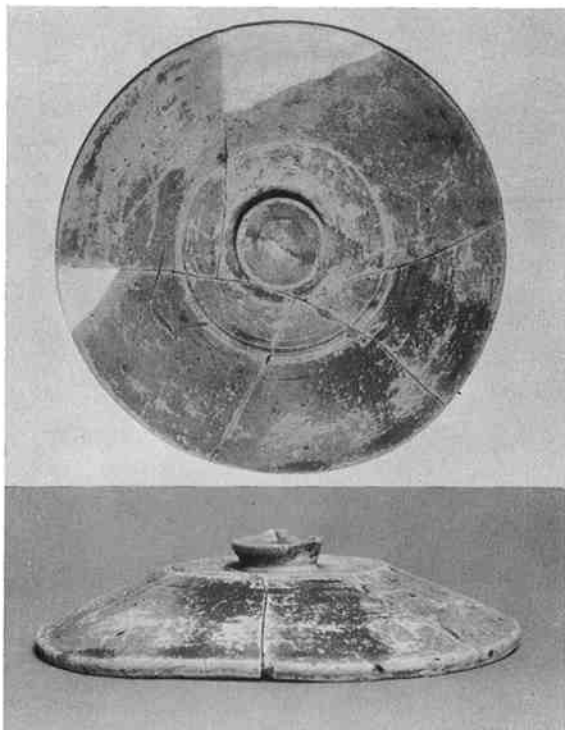
郭内北東部
出土土器



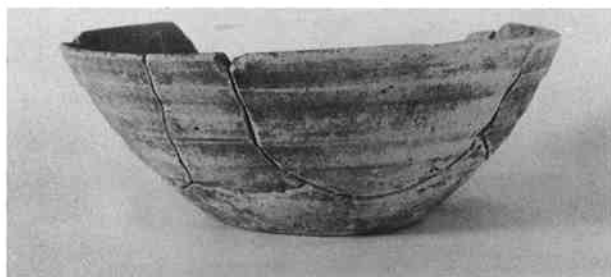
「酒所」



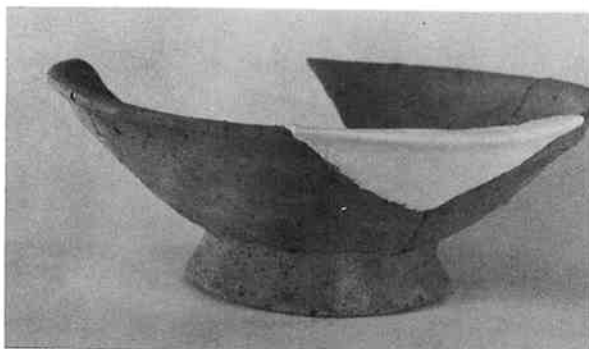
内城出土土器



林崎遺跡出土土器



林崎遺跡出土土器



志波城跡 I

太田方八丁遺跡範囲確認調査報告

昭和56年3月31日 発行

発行 盛岡市教育委員会

〒020 盛岡市内丸12番2号

印刷 協業組合 岩手印刷センター

盛岡市南仙北三丁目五番六号